

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

No.  
67

2016.06

### 法務省法務総合研究所国際協力部報

#### 巻頭言

1 法整備支援活動の節目の年に寄せて JICA 産業開発・公共政策部長 井倉義伸

#### 寄稿

4 ASEAN 諸国における知的財産保護の状況と日本の協力  
明治大学法科大学院教授 熊谷健一  
18 ネパールとネパールの人々 (上) ネパール語通訳 (JICA 研修監理員) 野津治仁

#### 外国法制・実務

25 [ベトナム] 2015年ベトナム民法典の概要  
JICA 長期派遣専門家 (現大阪地方検察庁検事) 松本 剛  
41 [ミャンマー] ミャンマーの立法過程について JICA 長期派遣専門家 小松健太  
51 [インドネシア] インドネシア新プロジェクトがスタート  
～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～  
JICA 長期派遣専門家 横幕孝介  
58 [ラオス] ラオスの法曹養成に対する日本の支援体制について 国際協力部教官 堤 正明

#### 活動報告

##### 【会合】

63 第17回法整備支援連絡会 国際協力部長 阪井光平  
114 国際民商事法金沢セミナー 国際協力部教官 (現大阪地方裁判所判事) 甲斐雄次

##### 【国際研修・共同研究】

119 ミャンマー知的財産関連分野における協力の概要 国際協力部教官 野瀬憲範  
131 第8回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修 国際協力部教官 内山 淳  
136 東ティモール共同法制研究  
国際協力部教官 (現法務省民事局総務課登記情報センター室法務専門官) 渡部吉俊  
141 ラオス現地セミナー (刑事関連法) 国際協力部教官 堤 正明  
144 ラオス現地セミナー (教育・研修改善) 国際協力部教官 堤 正明  
147 カンボジア現地セミナー (民事保全処分) 国際協力部教官 内山 淳  
151 ベトナム司法省と首相府の合同ワーキングセッション 国際協力部教官 松尾宣宏

##### 【講義・講演】

155 国際協力専門官 岸田俊輔

#### 専門官の眼

156 統括国際協力専門官 加藤美冬

#### 各国プロジェクトオフィスから

160 ベトナム長期派遣専門家 (現大阪地方検察庁検事) 松本 剛  
カンボジア長期派遣専門家 辻 保彦  
ラオス長期派遣専門家 石岡 修  
ミャンマー長期派遣専門家 (現福岡地方検察庁検事) 國井弘樹  
インドネシア長期派遣専門家 横幕孝介

#### 編集後記

162 国際協力専門官 岸田俊輔



### 法整備支援活動の節目の年に寄せて

独立行政法人国際協力機構（JICA）産業開発・公共政策部長

井 倉 義 伸

#### 1. はじめに

2015年9月、現職を拝命して、30年の国際協力業務において、初めて法整備支援に携わらせていただくことになりました。本稿のご依頼をお引き受けはしたものの、ICD NEWSのバックナンバーを紐解き、偉大な先人の皆様の長年のご経験に基づく深い思想の一端に触れるにつけ、悔悟の念やみがたく、とはいえ、今更お断りすることもできません。僅か半年ばかりの法整備支援の事業に関わった経験を雑感的に時系列的に記すことでお許しいただきます。それ故、些か浅薄、稚拙な文章とならざるを得ない点、あらかじめお詫びいたします。

#### 2. ラオス司法大臣のうれしいひとこと

着任直後の9月3日、法務省の招へいで来日中のブンクート・サンソムサック司法大臣と堂道秀明 JICA 副理事長の会談に同席する機会がありました。会談の中でブンクート大臣は、「刑法典については、国連機関・西洋諸国の支援を受けているが、一部のコンセプトはラオスには受け入れにくい部分もある。（中略）日本の時間をかけた着実な支援は、きちんと結果を残しており、このような進め方をラオス政府は信頼している。」とのひとことに非常に深い感銘を受けました。ラオスのカウンターパートと同じ目線に立ち、長年にわたる協力で確固たる信頼を勝ち得てきた現地派遣の長期専門家皆様のご努力、法務省等の関係機関及び支援委員会の有識者の先生方の無私のご協力の結晶であると確信することができました。

#### 3. 法整備支援草創期の情熱と決意

9月中旬から10月初旬の間に、小職就任挨拶のため、ベトナムにおける法整備支援の創始者である森嶋昭夫名古屋大学名誉教授、カンボジア民訴法部会をリードいただいた竹下守夫法務省特別顧問にお目にかかる機会がありました。法整備支援について、JICAを含め全く経験がないことに加え、支援態勢も整っていない中、無から有を生み出すご苦労は現時点からは想像に難いものがあったことを学ばせていただきました。特に、長期派遣の専門家を見つけるのは至難の業で、大御所の先生が候補者を拝み倒して探したとのエピソードには、ある意味同じ苦労をすることのある JICA 職員として本当に頭の下がる思いでした。また、相手国が「法の支配」の妥当する民主国家となり、その国の国民が民主的で平和な生活を享受することができるよう、その制度的・人的基盤の整備を支援することが必要との理念の下、協力に対する極めて強い責任感に触れ、背筋が伸びる思いが致しま

した。その後、本稿執筆のため故三ヶ月章東京大学名誉教授（元法務省特別顧問）の巻頭言（ICD NEWS 第3号）を読ませていただき、法整備支援に対する歴史的意義と深い決意<sup>1</sup>にふれ、仕事に対するあるべき姿勢を自問する機会をいただきました。

#### 4. 法務総合研究所国際協力部（ICD）という「器」の大切さ

11月にICDに出張の機会を得、大阪を訪れた際、幸運なことにJICAとしては本当にお世話になった柴田紀子前ICD副部長の壮行会に出席させていただきました。そこで、阪井光平ICD部長から初代ICD部長の尾崎道明大阪高検検事長（当時）をご紹介いただき、創設当時のお話を伺う機会を得ました。詳しくは、ICD NEWS 第63号を改めてご参照願えればと思いますが、ICDという「器」なしには、現在の空間的にも内容的にも広がっている法整備支援事業は成立しえないと実感を深めることができました。個々人を押し倒して長期専門家として派遣していた草創期に比べれば、関連法曹関係者が教官としてICDに結集し、一定の期間の後、長期専門家として派遣される現在のシステムは、知見の共有、蓄積も可能であり、極めてシステムチックで効率的です。また、法整備支援連絡会、ICD NEWSも法整備支援の広がりのための極めて重要なプラットフォームになっていると感じております。

#### 5. ベトナム新司法大臣の就任のうれしいニュース

大久保晶光弊機構法・司法課長は、1999年、名古屋にある研修センターでベトナムから名古屋大学に長期研修員としてやってきたル・タン・ロンさんの担当者として、入国手続や下宿探し等を手伝っていた。そのロンさんは、2003年に名古屋大学で博士号を取得した後、ベトナム司法省の中で国際協力局長、副大臣等の要職を歴任。局長時代には、民事法令の起草支援及び人材育成等の法制度整備支援の際に日本の知見の活用を推進して下さった。そして2016年4月9日、ロンさんは司法大臣に就任された。

その2日後、司法大臣就任のお祝いに表敬訪問した川西一専門家らに対し、ロン大臣から、「JICAの大久保さんにくれぐれもよろしくお伝えください」とメッセージをいただきました。

長年にわたる協力関係が実を結んだ事例ともいえ、あえて、この場で共有させていただきます。

#### 6. インドネシア 民間の期待が高い知財分野を省庁間連携で支援

2016年5月、岩城光英法務大臣は、昨年12月から開始している「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を成功に導くため、その担当機関であるインドネシア最高裁判所の長官及び法務人権省の大臣と、トップ同士の緊密な関係

---

<sup>1</sup> 「アジア諸国に先立って、全く独力で、フランス法・ドイツ法・英米法、という世界の法制度の三大潮流を自らの栄養として取り込んだ日本の法律制度と法学は、かくて、漸く外に向かって自らの体験を語りかけるべき時を迎えたのである。」（ICD NEWS 第3号）

を構築し、プロジェクト推進のためのバックアップ環境を最善のものとするを目的としてインドネシアを訪問されました。その際、両大臣及び長官ご出席の下、5月4日に式典が開催され、小職も参加させて頂く機会を頂きました。アジアの成長が日本の将来にとっても致命的に重要となっている中、現地、ビジネス界からも期待が極めて高い知財分野で法整備支援を行うことは極めて時宜を得たものであることを再認識できました。日本、インドネシア双方とも知財関係機関と司法関係機関が連携を取りながら仕事を進めるのはチャレンジではありますが、今後目指すべき方向性を示唆する動きであると考えられます。

## 7. まとめ

2016年は、JICAとして本格的に法整備支援を開始して20周年にあたります。また、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）様も設立20周年にあたると伺っております。法整備支援活動にとって節目の年といえると思います。この機会に、過去20年にわたる活動をリード又はサポートしてきた先人の皆様のお話を聞き、オーラルヒストリーとしてまとめてみてはどうかと考えております。その中から、我が国の法整備支援に通奏低音として響くエトス、途上国と共有できる日本ならではの経験、及び今後の方向性に関する示唆が導き出されることを強く期待しております。最後、偉大な先人の先生方を始めとして法整備支援活動の関係の皆様に対する心からの敬意と感謝の気持ちを表した上で、引き続きのご指導・ご協力をお願いしつつ、まとめとさせていただきます。

## ASEAN 諸国における知的財産保護の状況と日本の協力

明治大学法科大学院教授

熊谷 健一

(くまがい けんいち)

東京農工大学工学部機械工学科卒業後、1980年特許庁入庁、1984年特許庁審査官。通商産業省機械産業情報局半導体チップ保護制度審議室、その後、特許庁総務部工業所有権制度改正審議室、同部国際課多角的交渉対策室、通商産業省産業政策局知的財産政策室課長補佐等を歴任。1994年九州大学法学部助教授、同大学大学院法学研究院教授、京都大学大学院医学研究科客員教授を経て、2007年より現職。現在、特許庁「ミャンマー知的財産制度整備支援チーム」座長、「ミャンマー法整備支援知的財産アドバイザーグループ」幹事役。

## 1. はじめに

ASEANは、ベトナム戦争を背景に、東南アジアの政治的な安定、経済成長の促進等を目的として、1967年のバンコク宣言により設立され、設立当初は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国で構成されていたが、その後、ブルネイ(1984年)、ベトナム(1995年)、ラオス(1997年)、ミャンマー(1997年)、カンボジア(1999年)が加盟し、現在は、10か国で構成されている。

ASEAN諸国の総人口は、6億人を超え、名目GDPも約2兆ドル(一人当たり約3千ドル)に達しており、ASEAN域内の貿易総額も2兆ドルを超える等、一大経済圏を構成している。その一方で、ASEAN各国の人口は、最小のブルネイ(約40万人)が最大のインドネシア(約2.4億人)の500分の1以下、国民一人あたりのGDPも、最小のミャンマー、カンボジア(約千ドル)が最大のシンガポール(約5万ドル)の約50分の1であり、言語、文化、宗教の違い等の多様性を有しており、各国の法制度も大きく異なっている。

日本とASEANは、地理的に近いこともあり、古くから、政治・経済・文化の各面における深い関係を有しており、日本からASEANへの輸出額は、約11兆5千億円(2014年)に達しており、ASEANにとっても、日本は、中国に次ぐ第二の貿易相手国となっている。

ASEANの経済成長は、今後も年平均6%程度と予想されているが、2015年12月31日にASEAN経済共同体(AEC)の発足のためのクアラルンプール宣言が署名され、ASEAN域内の物品関税の90%以上の品目で廃止される等、今後のASEANにおける経済成長の基盤となり、さらに経済成長が進展することが期待されている(以上の数値は、いずれも外務省ウェブサイト、IMF、財務省貿易統計)。

ASEAN共同体は、「政治・安全保障共同体」、「経済共同体」、「社会・文化共同体」からなるが、AEC設立の行動計画のひとつとして、「ASEAN知的財産権行動計画2011-2015」が策定される等、知的財産の保護についての積極的な取組がなされており、日本からも多くの協力が行われている。

本稿においては、経済成長を続けている ASEAN 諸国における知的財産保護の状況と日本の協力について、特許（実用新案）、意匠及び商標の産業財産権を中心に、知的財産の国際的保護の枠組みにも言及しつつ、概観することとしたい。

## 2. 知的財産の国際的保護

知的財産の国際的保護に関する取組は、古くから行われており、産業財産権の分野においては、1883年にパリ条約（現在の加盟国：176）が締結され、著作権の分野においては、1886年にベルヌ条約（現在の加盟国：171）が締結されている。

パリ条約は、「内国民待遇」、「優先権制度」、「各国権利の独立」を三大原則としているものの、保護範囲、保護要件、保護期間等、権利保護に関する実体的な規定はほとんど設けられておらず、締結当初は、先進国間の「紳士協定」的な性格を有するものであった。

しかしながら、第二次世界大戦後にアフリカを中心に植民地から独立した国が多く加盟し、自国の利益のための主張を行うようになり、南北対立が激化した。そして、権利者の許諾なく実施権を設定する「強制実施権」等を巡り、先進国と途上国等の利害が対立し、1980年代に条約改正の試みがなされたものの、実質的な議論はほとんどなされず、1967年にストックホルム改正条約以降、改正は行われていない。

日本は、江戸時代末期に、米、露、蘭、英、仏の五か国と結んだ通商条約が不平等条約であったことから、明治政府は、その解消を求め、交渉を行ったが、五か国から、不平等条約の解消の条件のひとつとして、パリ条約、ベルヌ条約へ加盟することにより、外国人の知的財産の保護を図ることが示されたこと等もあり、1899年に両条約に加盟した（アジアにおいて19世紀中に両条約に加盟した唯一の国）が、ASEAN 諸国のほとんどは、1990年代まで両条約に加盟していなかった。

パリ条約とベルヌ条約は、国連の専門機関である世界知的所有権機関（WIPO）が所管しており、社会状況の変化に応じ、条約改正の試みや新条約の締結等を行ってきた。それらの交渉においては、途上国の多くは、WIPO 設立条約を批准していたため、議論に参加し、先進国と途上国間の利害が対立することが多く、交渉が中断することも少なくなかった。また、交渉が合意に達し、条約案がまとまった場合であっても、条約の批准は、各国の自由意思に委ねられており、ASEAN 諸国をはじめとする途上国が条約を批准することは少なく、条約の実効性の観点からは問題があった。

特に、1980年代以降、発明、デザイン、ブランド等の知的財産を伴った商品やサービスの取引が増加し、国際市場の発展に伴い、偽物ブランド商品や海賊版 CD など国際貿易に甚大な被害を及ぼす事例が増大し、知的財産を保護する実効的な国際ルールが存在しないことが大きな問題となっていた。

このため、1986年から交渉が開始された GATT ウルグアイラウンドにおいて、新たな交渉項目（新分野）のひとつとして、知的財産権の保護に関する検討が行われた。先進国は、国際的ルールを通じた知的財産権の保護の強化を主張したが、途上国は、GATT で知的財産の保護を検討することのマンデート論等を主張したため、交渉は難航した。最終的

には、農業、繊維等の分野で先進国が譲歩することにより、途上国も知的財産権の保護に関する交渉に参加し、交渉が継続され、1995年WTO設立協定付属書1Cとして、「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)が発効した。

TRIPS協定は、第一部から第七部からなるものであるが、従来の知的財産分野の国際条約にはない大きな特徴を有している。

第一に、基本原則として、パリ条約やベルヌ条約等の既存の知的財産に関する国際条約の遵守が規定されていることである。このため、WTO加盟国は、パリ条約やベルヌ条約等に未加盟であっても、TRIPS協定を介して、パリ条約やベルヌ条約等の履行義務が発生することとなった。また、基本原則として、内国民待遇に加え、最恵国待遇が規定されたため、二国間協定における知的財産に関する合意が当事者間のみならず、TRIPS協定加盟国全体に効力を有することとなった。

第二に、知的財産の保護レベル(保護に関する実体的な規定)に関し、最低限の義務(ミニマム・スタンダード)が規定されたことである。TRIPS協定において規定された保護レベルは、特許を含め、先進国における保護水準に近いものであり、既存の知的財産に関する国際条約や途上国における保護レベルに比べ、相当高いものとなっており、途上国は、国内法の整備及び運用の改善が求められることとなった。

第三に、知的財産の権利行使に関する規定が設けられたことである。既存の知的財産に関する国際条約においては、知的財産の行使に関する規定はほとんど設けられていなかったが、TRIPS協定においては、知的財産の行使に関して、一般的義務、民事上及び行政上の手続、暫定措置、国境措置に関する特別の要件、刑事上の手続の多岐にわたる規定が設けられた。これらの規定は、内容的にも充実しており、国際的な知的財産の保護の実効性が高まることが期待されているが、知的財産の保護に関する司法制度等の整備が十分ではない途上国にとっては、権利行使に関するシステムを整備することが大きな課題となった。

第四に、多国間における紛争解決に関する規定が設けられたことである。知的財産の保護に関する規定をGATTの基本構造に取り込むことにより、TRIPS協定に違反した場合、WTOの紛争解決機関(DSB)に提訴し、違反措置の是正を求めることが可能となり、是正が勧告された場合、それに応じない場合は、制裁措置が発動されることとなった。このため、TRIPS協定の履行を巡る紛争の適切な解決が図られるとともに、制裁発動を回避するために、TRIPS協定の履行に応じることが期待されているが、途上国においては、TRIPS協定の履行を怠った場合、最悪の場合、WTOからの離脱という制裁が発動される可能性も生じることとなった。

第五に、先進国、途上国、後発途上国(LDC: Least Developed Country)毎に経過措置(協定の履行期限)の規定が設けられたことである。経過措置に関しては、交渉において、先進国と途上国との利害が大きく対立し、最終段階まで議論が対立したが、TRIPS協定においては、すべての加盟国に対し、TRIPS協定の発効(1995年1月1日)から1年間の経過措置が設けられ、途上国に対しては、さらに4年間、後発途上国に対しては、さらに10年間の経過措置が設けられた。このため、途上国には、2000年1月1日にTRIPS協定



の履行義務が発生し、LDCにも、2006年1月1日にTRIPS協定の履行義務が発生することとなり、途上国を含めた国際的な知的財産の実効的な保護が早期に行われることとなった。

なお、LDCに対するTRIPS協定の履行義務に関しては、正当な理由に基づくLDCからの要請により、経過措置を延長できる旨が規定された。

このため、LDCからの延長要請に基づき、2005年11月に開催されたTRIPS理事会で経過措置を2013年7月1日まで延長することが決定された。さらに、2011年12月に開催された第8回閣僚会議で経過措置の再延長についてTRIPS理事会が十分な配慮をすることを求める政治的ガイダンスが採択され、2012年11月に開催されたTRIPS理事会でLDCから期限延長を要請する提案文書が提出され、2013年6月に開催されたTRIPS理事会で経過措置期間を2021年7月1日まで延長することが決定されている。

外務省によると、LDCは、国連開発計画委員会（CDP）が認定した基準に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された国とされており、3年に一度、LDCリストの見直しが行われているが、2012年に策定された基準に該当する国として、49か国あり、ASEAN諸国では、カンボジア、ラオス、ミャンマーがLDCに該当するとされている。

### 3. ASEAN諸国における知的財産保護の状況

以上のような、国際条約の締結を受け、WTOの加盟国であるASEAN諸国においては、知的財産制度の整備を行うことが求められている。

以下の記述は、特許庁発行「特許行政年次報告書2015年版」、南宏輔・上田真誠「日本国特許庁のアセアンに対する知的財産協力」（特技懇272号、17頁以下）等を参照した。

#### (1) ASEAN諸国全体の状況

ASEAN諸国は、AECの実現を目指す行動計画のひとつとして、「ASEAN知的財産権行動計画2011－2015」（以下、「行動計画」という。）を策定している。行動計画は、2011年8月にインドネシアで開催されたASEAN経済大臣会合において了承されたもので、「迅速・的確・利用可能性の高い知財サービスを提供するバランスの取れた知的財産システムの構築」、「ASEAN諸国の国際的な知的財産保護制度への参加」、「知的財産の創造・意識向上・活用の体系的な促進」、「国際的な知的財産コミュニティへの活発な参加及び各種機関との連携強化」、「各国の知的財産庁の人的・組織的な能力向上」等、多岐にわたるものである。「ASEAN諸国の国際的な知的財産保護制度への参加」においては、2015年までにASEAN加盟各国がマドリッド協定議定書（商標の国際登録に関する協定）、ハーグ協定（工業意匠の国際登録に関する協定）のジュネーブ改正協定及び特許協力条約（PCT：国際特許出願に関する条約）に加盟すること等を目指している（ハーグ協定のジュネーブ改正協定については、ASEAN諸国のうちの7か国を目標。）。

このため、TRIPS協定の履行期限をまだ迎えていないカンボジア、ラオス、ミャンマー

の各国においても、行動計画に沿って、国内法の整備を行い、国際的な知的財産制度へ参加することが求められている。

また、ASEAN 諸国では、ASEAN 域内における特許審査の迅速化のため、ASEAN 特許審査協力（ASPEC：ASEAN Patent Examination Cooperation）プログラムが2009年6月より開始されている。

ASPECは、まだ特許制度が存在しないミャンマーを除くASEAN 9か国によるASEAN 域内の特許審査ワークシェアリングプログラムで、出願人が、域内の複数国に対し、同一の特許出願を行った場合、早期に審査を終了した特定の特許庁の審査結果を他の特許庁に審査の参考資料として提出することを可能とするものであり、特許審査官の質的・量的不足が顕著であるASEAN 諸国における審査の質の向上や審査期間の短縮等の効果が期待されている。

前述のように、ASEAN 各国は、経済発展の状況が異なることに加え、法制度が各国で相違していることもあり、TRIPS 協定の履行に向けた知的財産制度の整備の取組も各国により異なっているため、以下、各国における知的財産保護の状況について、産業財産権を中心に概括する。

## (2) ASEAN 各国の状況

### ① インドネシア

インドネシアにおいては、1961年に商標法（2001年に最新法改正）が、1989年に特許法（2001年に最新法改正）が、2000年に意匠法がそれぞれ制定されており、1998年にインドネシア知的財産権総局（DGIPR）が法務人権省のもとに設立された。

インドネシアは、ASEAN 域内で最大の人口を抱え、従来から模倣品や海賊版による被害が多発していることで知られており、米国通商代表部（USTR）が公表した「2014年スペシャル301条報告書」（各国の知的財産の保護状況に関する調査報告書）においても、インドネシアは、模倣品や海賊版などの不正商品の流通が後を絶たないことから、優先監視国に指定されている。

このような状況に対応するため、インドネシア政府は、2011年2月に、それまで特許、商標、意匠それぞれに分かれていたインドネシア知的財産権総局の知的財産取締官をひとつの局に統合し、捜査局（Directorate of Investigation）が新設された。インドネシア知的財産権総局の捜査官と警察の協力により、商標権、著作権、意匠権、特許権を対象とした違法品の摘発を行う体制が整備された。

### ② マレーシア

マレーシアにおいては、英国領であった経緯からコモンローが採用されており、知的財産の保護制度も英国の影響を強く受けている。マレーシアにおいては、1980年代に特許法、商標法等の知的財産法が制定、施行されている。特許等の登録を取り扱うマレーシア知的財産公社（MyIPO）は、国内貿易・消費者省のもとで財政的に独立した団体として運営されている。

マレーシアでは、2011年2月に特許法、商標法の規則が改正され、電子出願制度、早期審査制度等が導入された。また、2013年7月には、改正意匠法が施行され、登録要件である新規性が世界公知に拡大されるとともに、権利期間も最長25年に延長された。

また、マレーシアでは、修正実体審査制度（MSE）が採用されている。MSEは、同制度を有する国の特許庁（当該国特許庁）とあらかじめその国が指定する他の先進国の特許庁（所定特許庁）に対応する特許出願がなされている場合に、出願人が所定特許庁の特許出願の審査結果に係る情報を当該国特許庁に提出することにより、当該国特許庁が基本的に所定特許庁の審査結果を受け入れ、当該国における特許権の付与を行う仕組みであるが、マレーシアの場合、日本国特許庁が所定特許庁となっている。

### ③ フィリピン

フィリピンにおいては、独立後の1947年に特許法が制定され、フィリピン特許庁が創設され、ベルヌ条約（1951年）、パリ条約（1965年）にも早期に加盟しており、ASEAN諸国の中では、比較的早い段階から知的財産制度が整備されている。フィリピン知的財産庁は、1987年に再編された特許、商標、技術移転局を受け継ぐ形で1998年に創設されている。

また、フィリピンでは、マドリッド協定議定書への加盟が2012年7月25日に発効し、フィリピン知的財産庁がマドリッド協定議定書による国際登録出願の受理を行っている。

### ④ シンガポール

シンガポールにおいては、知的財産制度は、英国の植民地時代の1937年に英国特許の再登録制度を採用したことに始まり、1939年に商標規則が制定されたことに伴い、商標特許登録局が設立された。現在の知的財産法は、新特許法が1995年に、新商標法が1998年に、新意匠法が2000年にそれぞれ施行されており、シンガポール知的財産庁は、法務省の組織の一部となっている。

近年、シンガポールは、特許制度の改善に力を入れている。以前は、他国に、調査や審査を委託し、拒絶理由が存在している場合であっても、特許登録することができる制度を採用していたが、法改正を行い、日本等と同様に、拒絶理由が存在しないものしか登録しない制度に移行し、2012年からは特許審査官を採用し、バイオ・情報通信等の分野で自ら実体審査を行う体制自ら審査を行う試みを始めた。

また、2013年3月には、シンガポール法務省により設立された知的財産運営委員会が「知的財産ハブ基本計画（IP Hub Master Plan）」を公表した。基本計画では、シンガポールが「知的財産取引・管理」、「質の高い知的財産出願」、「知的財産紛争解決」のハブとなることにより、アジアにおけるグローバルな知的財産ハブとなることを戦略目標として描いている。

なお、シンガポールには、2005年にアジア地域で初のWIPO外部事務所が設立され、2010年にWIPO仲裁・調停センターの支局も設置されている。

## ⑤ タイ

タイにおいては、知的財産制度は、1914年の商標・商号法の制定に始まり、1936年に商標法が、1979年に特許法がそれぞれ制定されているが、パリ条約への加盟は2008年ようやく実現しており、知的財産制度の整備には遅れがみられている。タイは、インドネシアと同様、米国通商代表部の「2014年スペシャル301条報告書」で、模倣品・海賊版など不正商品問題や特許審査における権利化の遅延等のため、優先監視国とされている。

タイでは、1963年に商業登録局の一部門として特許法を取り扱う部門が設立され、1992年に商務省に知的財産局が創設された。また、1997年12月に知的財産及び国際取引中央裁判所（CIPITC）が設置され、知的財産及び国際間貿易に関する民事及び刑事事件を取り扱っている。

## ⑥ ブルネイ

ブルネイは、東南アジアで最も大きいボルネオ島北部に位置するという地理的な状況もあり、特許は、英国、シンガポール、マレーシアにおいて登録された特許権をもとに登録を行う再登録制度が採用されていたが、ASEAN知的財産権行動計画2011－2015に従って、知的財産制度の改善が進められており、2012年1月から、特許制度を委託審査制度へ移行し、受理した特許出願について独自に方式審査を行い、実体審査についてはデンマーク、オーストリア、ハンガリーの各知的財産庁へ外注を行っている。

なお、ブルネイは、2012年にPCTに、2013年にハーグ協定に加盟しており、知的財産に関しては、法務長官府の所管であったが、経済開発委員会に移行されつつあり、2013年6月には商標が移管され、ブルネイ経済開発委員会のもとに、特許・意匠・商標を統一して扱うブルネイ知的財産庁が設置された。

## ⑦ ベトナム

ベトナムにおいては、1981年に制定された「技術改良、生産合理化及び発明のための革新に関する規則」が最初の知的財産に関するルールであり、1982年に科学技術委員会の組織に係る布告により、国家発明室が創設された。

その後、商標や意匠に関する規則も制定されたが、1995年に、民法に設けられた産業財産に関する章が現行制度の基礎となり、2005年に、特許、意匠、商標、著作権等の知的財産権を対象とするベトナム知的財産法が制定された。

ベトナム国家知的財産庁は、国家発明室を前身としており、現在は、科学技術省の一組織として存在している。

## ⑧ ラオス

ラオスにおいては、ラオス人民民主共和国成立後、商標登録に関する首相令が1995年に、特許・小特許・意匠に関する首相令が2002年に導入されており、商標の施行規則が2002年に、特許等の施行規則が2003年にそれぞれ制定された。現在の知的財産法は2008年に制定、施行され、知的財産を取り扱う知的財産・標準・計量局は、

科学技術省の一組織として、1990年に設立され、産業財産権は知的財産部で取扱われているが、現在、知的財産法に関連する細則の整備が行われており、運用はまだ不十分であり、2014年12月の時点で特許権が設定登録された実績はないとのことである。

#### ⑨ ミャンマー

ミャンマーにおいては、第二次世界大戦およびその後の政治上の混乱により、現在、機能している知的財産法が存在しておらず、知的財産権の登録制度も存在していない。ただし、商標については、使用するマークを農業灌漑省に登録し、登記されたマークであることを新聞に掲載することで権利宣言が行われており、商標権侵害に関しては、特定救済法の下で刑事罰に加え、差止請求や損害賠償請求等の民事的救済も認められている。

ミャンマーでは、知的財産法の制定、知的財産庁の設立、知的財産庁職員の能力向上等、知的財産権の適切な取得・保護のための制度整備が急務の課題となっており、科学技術省（MOST）を中心に検討が行われているが、MOSTの業務は、2016年3月の省庁再編に伴い、教育省（MOE）に移管されたため、今後は、MOEのもとでこれらの検討が行われることとなる。

#### ⑩ カンボジア

カンボジアにおいては、2002年2月に標章・商号及び不正競争に関する法律が、2003年1月に特許・実用新案・意匠に関する法律がそれぞれ発効している。

カンボジアの経済発展に伴い、カンボジアへの特許・意匠・商標の出願件数は、年々増加しており、特に、商標に関しては、2007年から2013年までの6年間で倍増（年間出願件数が約3,000件から約6,000件に。）しており、日本からの出願件数も大幅に増加している（商標・意匠については登録が行われているが、特許についてはまだ登録がなされていないようである。）。

カンボジアでは、商標は、商務省知的財産局が、特許・意匠は、産業・鉱業・エネルギー省知的財産局が、著作権は、文化芸術省がそれぞれ所管し、これらを束ねる国家知的財産委員会により、国家知的財産戦略が一元的に策定されている。

## 4. ASEAN 諸国に対する日本の協力

### (1) 日 ASEAN 特許庁長官会合

日本からASEANへの輸出額は、米国、中国に次ぐ規模であり、2013年度の日本企業の海外現地法人数の増加数は、ASEAN 5か国（シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン）の合計が中国を上回っており、ASEAN 諸国は、日本企業の今後の事業展開先として有望視されている。

しかしながら、ASEAN 諸国においては、出願の審査の遅れ、商標や意匠の国際出願制度への加入の遅れなどの問題があり、ASEAN 諸国への投資環境整備の観点から、知的財産制度の整備・強化が必要である。

このため、日本国特許庁は、AEC の設立を目指す ASEAN 諸国全体の知的財産制度の整備を推進するため、2012 年 2 月に ASEAN 諸国の知的財産庁とのハイレベルな対話の機会として日 ASEAN 特許庁長官会合を創設し、出願人のニーズも踏まえながら、人材育成・知財インフラ整備等の支援を行っている。

第 5 回日 ASEAN 特許庁長官会合は、2015 年 5 月 25 日に奈良で開催され、翌 26 日には、ASEAN 特許庁シンポジウムが開催され、日本企業等のユーザーに対し、ASEAN 各国の知的財産庁首脳から、各国における知的財産制度の現状、知的財産権の保護に関する最新の取組などが紹介された。

日 ASEAN 特許庁長官会合においては、2015 年度の知的財産分野における協力プログラムの策定、知的財産分野の協力の深化を通じた AEC の実現への貢献、日本国特許庁と ASEAN 10 か国の各国との二国間協力の強化が確認され、「日 ASEAN 知的財産共同声明」が採択された。

「日 ASEAN 知的財産共同声明」においては、「日本と ASEAN との相互の繁栄のために協力を更に強化すること」、「貿易・投資の円滑化やイノベーション・技術移転を促進し持続的な経済発展を実現するために、各国の状況に応じた産業財産制度が重要であること」、「日本と ASEAN の知的財産分野の協力の深化が AEC の実現に資するものであること」が日本と ASEAN 諸国相互の利益となるとの認識が共有され、今後も各種の協力が継続されることとなった。

## (2) ASEAN 諸国への協力のスキーム

日本国特許庁は、ASEAN 諸国における法制度や審査体制を含めた運用面に対する課題に対処するため、1980 年代から、専門家の派遣や各種研修等の種々の支援・協力を行ってきた。

TRIPS 協定の履行義務発生から 10 年以上経過したこともあり、ASEAN 諸国における知的財産法の整備の進展は見られるものの、制度の運用には、まだ問題も少なくない。

このため、ASEAN 諸国に対し、知的財産法の整備の拡充や運用体制の強化を中心とした協力が求められており、特に、LDC に対しては、TRIPS 協定の履行期限が 2021 年 7 月 1 日まで延長されていることもあり、知的財産法の整備が不十分であり、知的財産権の執行や運用の整備がほとんどなされていないような状況である。

ASEAN 諸国の状況は、国毎に異なり、日本との貿易・投資実態も大きく異なることから、産業界のニーズも踏まえ、対象国・分野等の優先度を吟味しつつ、各国の状況に応じた協力を行うことが必要とされている。

日本国特許庁が WIPO や独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して行ってきた、技術協力や人材育成支援等の協力は、以下のとおりであり、今後もさらなる充実が求められている。

### ① ODA のスキームを活用した取組

ODA のスキームを活用した取組として、「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド」

及び「JICA 技術協力プロジェクト」が行われている。

「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド」は、日本国特許庁が1987年からWIPOに支出している任意拠出金をした信託基金であり、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)地域のWIPOに加盟した途上国を対象として、ワークショップ等の開催、研修生及び長期研究生の受入れ、専門家派遣、知的財産権庁の情報化などの各種事業を実施してきた(2008年度からは、アフリカ地域にも拡大されている)。

「JICA 技術協力プロジェクト」は、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与という3つの協力手段を組み合わせ、ひとつのプロジェクトとして一定の期間に実施するものであり、1990年以降、タイ、インドネシア及びベトナム等のASEAN諸国において、知的財産庁の整備や知的財産の保護及び執行の強化等のプロジェクトが実施されている。

## ② 人材育成に関する協力

「専門家派遣」、「短期・中期研修生の招へい」、「長期研究生の招へい」等の人材育成に関する各種の協力が行われている。

「専門家派遣」は、「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド」、「JICA 技術協力プロジェクト」のスキームを活用し、特許庁職員を途上国の知的財産庁へ派遣し、知的財産庁の様々な業務について現地で指導を行うものであり、2014年度は、ラオス、ミャンマー、フィリピン、インドネシア、ベトナムの各国に派遣し、審査実務や普及支援事業の指導を行っている。

「短期・中期研修生の招へい」は、途上国における知的財産権の保護強化のための人材育成を目的として、1996年以降行われており、主に審査官、行政官の能力向上を目的とした研修に重点をおいて実施されている。

2015年3月までの19年間で、アジア太平洋地域を中心とした70か国4地域から官民合わせて4,661名の研修生を招へいしている。

「長期研究生の招へい」は、途上国において知的財産権にかかる分野での指導的立場にある者、あるいは今後そのような立場になることが期待される者を日本に約6か月間招へいし、知的財産権に関する自主的な研究活動の場を提供するものであり、1997年以降行われており、これまでもアジア太平洋地域を中心とした国から招へいを行っており、2014年度は、カンボジア、ラオス、インド、インドネシア、フィリピンから各1名の長期研究生を招へいしている。

その他、各種のセミナー等が開催されており、我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続・フォローアップ、研修生間の連携を図り、各国国内における知的財産権制度の普及啓発を支援することを目的とした「フォローアップセミナー」の開催(2014年度はフィリピン、インド、ミャンマー、タイ、インドネシアで開催)のほか、2014年度には、「知的財産、技術移転、商業化に関するセミナー」(ASEAN諸国等を対象：8月にシンガポールで開催。), 「意匠の国際登録のためのハーグ制度に関するワークショップ」(ASEAN諸国を対象：9月にシンガポールで開催), 「商標分類シ

システムの効果的な活用に関するセミナー」(ASEAN 諸国の商標審査官を対象：10 月にブルネイで開催)等が開催されている。

### ③ 情報化に関する協力

日本企業の ASEAN 諸国における活動が盛んになっており、ASEAN 諸国における日本企業の適切な権利取得、円滑な経済活動に寄与するために、一層の審査の効率化と質の向上が求められている。このため、ASEAN 諸国の審査の効率化と質の向上に寄与するための IT インフラの構築を支援するため、2013 年から WIPO 等と協力し、日本がこれまでに構築に貢献した ASEAN 諸国の IT システム基盤を活用した ASEAN 審査協力プログラムの促進、ASEAN 各庁の公報データを一括参照可能とする ASEANIP ポータルの構築の支援等のプロジェクトが開始されている。

また、ASEAN 諸国全体の取組に ASEAN 諸国の全知的財産庁が参加できるよう、各知的財産庁の IT システム改善の支援も行われている。

さらに、特許出願に係る日本の審査結果の有効活用による海外の知的財産庁におけるワークロードの重複の軽減、海外における日本企業の権利取得迅速化を目的として、日本の審査関連情報を提供する「高度産業財産ネットワーク (AIPN)」を海外の知的財産庁に提供しており、海外の知的財産庁の審査官は、インターネットを通じて日本の特許出願の審査手続書類、経過情報、引用文献情報、特許付与後クレームの審査関連情報やパテントファミリー情報等を英語で入手することができる(2015 年 3 月現在、66 か国・機関で利用可能。)

## (3) ASEAN 各国への協力

### ① インドネシア

インドネシアにおいては、2011 年 4 月から 2015 年 4 月まで、日本特許庁と JICA が協力した知的財産権保護強化プロジェクトが実施され、「知的財産エンフォースメント関連機関の機能強化」、「インドネシア知的財産権総局の審査能力の向上」、「大学等高等教育機関における知的財産権の活用促進」に向けての取組が行われ、日本国特許庁は、「長期専門家としての職員の派遣」、「必要な短期専門家の派遣」、「研修生の受入れ」(インドネシアのみを対象とした権利執行コース等)等を行った。

また、インドネシア知的財産権総局と日本国特許庁は、協力関係の更なる強化のため、2014 年 8 月に、商標をはじめとする実体審査能力の強化等を内容とする協力覚書を取り交わし、日本の意匠制度を研究するための意匠審査官の受入及びコンピュータソフトウェアの技術分野における特許審査官の派遣等が行われ、2015 年度以降も協力が継続されている。

なお、2013 年 6 月 1 日以降にインドネシア知的財産権総局が受理した PCT 国際出願に対する国際調査・国際予備審査は、日本国特許庁が行っている。

### ② マレーシア

マレーシア知的財産公社と日本国特許庁は、2015 年 1 月に、両庁間の協力関係を



強化するため、実体審査能力の強化や方式審査自動化支援等を含む協力覚書を取り交わし、2014年度は、バイオテクノロジー・ナノテクノロジーの技術分野における特許審査官の派遣等が行われた。

なお、2013年4月から、マレーシア知的財産公社が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を日本国特許庁が行っている。

#### ③ フィリピン

フィリピン知的財産庁と日本国特許庁は、2014年8月に、両庁間の協力関係を強化するため、特許審査官派遣や特許情報交換等を含む協力覚書を取り交わし、2014年度は、モバイルテクノロジーの技術分野の審査実務に関する研修講師としての特許審査官の派遣及び特許情報交換に関する専門家の派遣等が行われた。

なお、2002年1月よりフィリピン知的財産庁が受理したPCT国際出願の国際調査及び国際予備審査を日本国特許庁が行っている。

#### ④ シンガポール

シンガポール知的財産庁と日本国特許庁は、2012年7月に、知的財産に関する協力覚書を取り交わし、2012年12月から、シンガポール知的財産庁が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を日本国特許庁が行っている。さらに、2014年8月には、両庁間の協力関係を強化するため、審査官協議による実体審査能力の向上や新規採用された特許審査官の育成支援等を含む新たな協力覚書を取り交わし、2014年度は、情報通信の技術分野における特許審査官の派遣及び人材育成スキーム構築支援に関する専門家の派遣等が行われるとともに、2014年12月から特許審査官1名をシンガポール知的財産庁の上席特許審査官として3年程度の予定で長期派遣し、実体審査関連の協力を強化した。

#### ⑤ タイ

タイ知的財産局に対しては、1990年代から各種の協力が行われているが、タイ知的財産局と日本国特許庁は、2015年5月に、両庁間の協力関係を強化するため、特許審査実務の効率化、審査官の育成協力を含む協力覚書を取り交わした。

なお、2010年4月1日以降にタイ知的財産局が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を日本国特許庁が行っている。

#### ⑥ ブルネイ

ブルネイ知的財産庁と我が国特許庁は、2015年5月に、両庁間の協力関係を強化するため、ブルネイ知的財産庁を受理官庁とするPCT国際出願の国際調査・国際予備審査の協力等を含む協力覚書を取り交わした。

#### ⑦ ベトナム

ベトナム国家知的財産庁と我が国特許庁は、2012年2月に、知的財産に関する協力覚書を取り交わした。その後、2014年10月に、ベトナムにおける知的財産保護の促進を目指した政策に対する助言、審査手続の簡素化、知的財産管理システムの強化、知的財産の普及支援や人材育成という従来の協力に加え、審査のワークシェアリング

の協力等を含む新たな協力覚書を取り交わし、2014年度は、審査実務研修のための特許・商標審査官の受入や意匠審査官の派遣等が行われた。

また、2012年4月から、JICAと協力した知的財産権の啓発および取締り強化プロジェクトが開始され、日本国特許庁から長期専門家として職員が派遣され、「知的財産関連機関と国民への知的財産法令の普及促進」、「知的財産行政及びエンフォースメント機関の能力向上」、「知的財産関連機関の連携強化および知的財産権法の見直し等」を目的とした協力が行われている。

なお、2012年7月1日以降にベトナム国家知的財産庁が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査は、日本国特許庁が行っている。

#### ⑧ ラオス

ラオス科学技術省と我が国特許庁は、2015年5月に、両庁間の協力関係を強化するため、人材育成支援、ITインフラの改善、知的財産の普及啓発支援等を含む協力覚書を取り交わした。

#### ⑨ ミャンマー

ミャンマー科学技術大臣及び同副大臣と日本国特許庁長官は、2013年2月にミャンマーの首都ネーピードーにおいて会談を行い、ミャンマーにおける知的財産システムの構築に向けた両国間の協力が進展した（2014年8月に、ミャンマー科学技術省と日本国特許庁は、知的財産法案及び知的財産庁設立支援及び知的財産庁設立後の業務運営支援等に向けた協力に関する文書に署名し、それを受けて、ミャンマー科学技術省が策定している知的財産法案や知的財産庁の業務運営に対する助言、特許・意匠・商標審査に関する研修等が行われている。）。

また、2013年10月に、産学官からなる「ミャンマー知的財産制度整備支援チーム」が設置され、知的財産法及び細則の制定、知的財産庁の組織や業務の確立等、具体的な知的財産制度構築に関するミャンマー政府への提言がまとめられ（筆者が座長を務めている。）、日本からの提言の多くは、法案に反映された。

さらに、上記文書に基づき、2015年3月に、現地で直接、知的財産制度整備の支援にあたるため、ミャンマー科学技術省へJICA専門家として特許庁職員（特許審査官）が長期派遣され、知的財産庁の設立へ向けた準備を進めているミャンマーに対し、業務運営に関するノウハウを提供し、知的財産庁業務を円滑に立ち上げるための支援が行われている。

なお、ミャンマーに対しては、JICAを通じて多くの技術協力が行われており、そのひとつに法整備支援プロジェクトがあり、ミャンマーの法整備全般にわたる支援が行われているが、法整備支援プロジェクトの一環として、知的財産に関する司法制度の整備に向けた検討がミャンマーの最高裁判所を中心になされており、弁護士等の法曹専門家も含めたオールジャパンの体制で支援が行われている。

#### ⑩ カンボジア

カンボジアの国家知的財産委員会及び商業省と日本国特許庁は、2014年11月に、

協力関係を強化するため、IT インフラに関する経験の共有や審査官等職員の能力向上等を含む協力覚書を取り交わし、2014年度は、商標審査業務フローの改善に係る協力等が行われた。

## 5. おわりに

以上、ASEAN 諸国における知的財産保護の状況と日本の協力について概括したが、ASEAN 各国の経済発展の状況、言語、文化、宗教等の違い等の多様性を背景として、ASEAN 各国の知的財産保護の状況もまちまちであるが、特許（実用新案）、意匠、商標の産業財産権に関しては、「知的財産庁の運営のための人材不足」が深刻であり、特に、審査官の質的・量的不足が顕著であることであろう。今後とも、人材育成のための協力、知的財産庁のワークロードの軽減のための協力等、知的財産庁の運営に関する協力が不可欠である。

また、産業財産権のみならず、著作権も含めた「知的財産の権利行使（執行）に関する制度・運用の整備状況」が十分でなく、知的財産に関する司法制度・運用の構築のための協力、知的財産を専門とする裁判官等の法曹専門家の人材育成のための協力も不可欠である。

過去に、タイやインドネシアの現地におけるセミナーの講師、日本への招へい研修の講師、長期専門家への指導等に関わり、現在は、ミャンマーの法整備支援に関わる機会をいただいているが、常に思うことは、長期的視座を持つことの重要性である。ほかならぬ日本も、知的財産制度が導入されてから、130年以上の歴史を有するが、制度導入当初は、何の経験もない手探りの状況で、少しずつ問題を解決しつつ、制度を構築するとともに、社会状況の変化に合わせ、制度の改正・充実を図り、今日に至っている。

ASEAN 諸国の知的財産制度もまさに、明治時代の日本のような黎明期であり、制度の整備・運用の充実には、相当な時間を要するであろう。このため、協力を行う際には「焦らず」、「一緒に（相手の立場になって）」、「上から目線ではなく」、「笑顔で」、「怒らず」に続けていくことが重要ではなかろうか。ミャンマーの法整備支援に関わり、未知の制度の導入に取り組むミャンマー政府、最高裁の方々の真摯な姿勢に接し、特に感じる今日この頃である。

## ネパールとネパールの人々（上）

ネパール語通訳（JICA 研修監理員）

野 津 治 仁

（のづ はるひと）

1960年奈良県生まれ。ネパール語通訳・翻訳・語学講師。JICA 駒ヶ根語学諮問委員。JICA 研修監理員。元（社）日本ネパール協会理事。

ネパールに留学（合計7年8か月）、トリブバン大学修士課程でネパール語を専攻した初めての外国人。

主な著書に『旅の指さし会話帳・ネパール』『CD エクスプレス・ネパール語』、翻訳書『ネパール短編集、ナソ・忘れ形見（グルプラサッド・マイナリ著）』など。

近年日本に中・長期滞在するネパール人の数が激増し、2015年末には5万5千人近くに達し、アメリカを抜いて日本で6番目に多い国となった。本稿執筆時（2016年5月）には推定で6万人を超えていると言われている。特に東京とその周辺に多く、これまでコリアンタウンとして知られてきたJR 新大久保駅・大久保駅を中心とする界隈は、今やネパール人が経営する飲食店や海外送金業者が目立つようになってきている。よくあるネパール人がやっているインド・ネパールレストランと違って、ちゃんと本格的なネパール料理が楽しめるし、コンビニや電車の中でも普通にネパールの人を見かけるほど身近な存在になっている。ネパールの人々というのとはどのような人々なのか、その国民性や考え方の元になっているものは何なのか、今号と次号2回にわたって考えてみたい。

### 【ネパール】

ネパールは北を中国のチベット自治区と、南と東西をインドと国境を接する東西に長細い（よくレンガの形にたとえられる）国である。世界最高峰エベレスト（ネパール語名は「サガルマタ」、標高8,848m）はネパールと中国（チベット自治区）の国境線上にある。日本ではテレビ等でヒマラヤの風景やチベット系の民族が取り上げられることが多かったせいもあり、雪山の国、寒い国、チベット仏教の国というイメージが強い。しかし緯度は沖縄や台湾あたりで、南のインド国境にそって東西にのびる低地では亜熱帯地域が広がっている。全体的には伝統的にインドの文化、言語、経済の影響を強く受けてきた。現在のネパールの国土となっている地域は、有史以前からバーラトバルサと呼ばれるインド文化圏に含まれていた。

民族的にも大まかにいうと、北はチベット系モンゴロイドの民族文化、中部から南部にかけてはインド・アーリア系の民族文化の影響を色濃く受けているといえる。国土はおおむね北のヒマラヤ地方、中部山間地方、南のタライ平地地方に分けられ、北海道の2倍弱（約14万7千平方キロメートル）の国土面積に、文化・言語が異なる100以上と言われる民族が暮らす多民族国家で、3,000万人弱の人口がある。

## 【略史】

今のネパールの地域には、数千年の間に西（南）からはインド・アーリヤ系の、そして北（東）からはチベット・ビルマ系の言語を話す人々が移動して来て、お互いに影響を与え合いつつ、混じったり争ったりして今日に至っている。人々のことを知るためには、その国の成り立ちについて知ることは一つの重要なカギとなる。ここでネパールの歴史に少しふれておきたい。

古代ネパール（4－5世紀ころ～9世紀ころ）よりカトマンズ盆地に発達したリッチャビ王朝では既にインド方面からヒンズー教、仏教、またカースト制度（四姓制度）が取り入れられ、行政機構も整っていたらしい（それ以前の歴史は伝承によるものしかない）。今にも残る石の彫刻などからも当時の進んだ技能・文化がうかがえる。9世紀の後半以降12世紀ころまでは歴史的にはあまり資料もなくよく分かっていないが、13世紀にはカトマンズ盆地にマッラ王朝が成立した。15世紀の終わりころにはマッラ王朝が3つに分裂、カトマンズ、バクタプル、パタンのそれぞれに王朝が存立した。この時代の王宮建築や彫刻、また祭りや生活文化も今に伝わって息づいている。

そのころ、現在のネパールにあたるカトマンズ外の地域でも40～50の小土侯国が群雄割拠し、勢力を争っていた。そうした中、ゴルカ地方にシャハ一族の小さな勢力が成立した。それが18世紀になるとプリティビ・ナラヤン・シャハ王という傑出した王が出て勢力を大いに拡大し、ついには1769年にカトマンズを陥落させネパールを統一し、19世紀の初頭までには現在のネパールよりも更に東西に広い地域を支配下に収めることになる。これが2008年王制が廃止されるまで約240年続いたシャハ王朝（ネパール王朝）である。

1814年～1816年、英国（東インド会社）との間でいわゆる英ネ戦争がおき敗北。終戦に際し（スゴウリ条約）東西及びタライ平地の領土がインドに組み込まれることとなったが、後にタライ地方の一部がネパールに返還され（仏陀釈尊の生誕地ルンビニを含む）、ほぼ現在のネパールの国土が確定した。またスゴウリ条約により、傭兵とし英領インド軍にネパール兵士を受け入れることとなった。これがいわゆるグルカ兵の始まりである。

1846年、ジャンガ・バハドゥル・クンワルがコート事件と呼ばれる宮廷内の大虐殺事件によって宰相となり、2年後には由緒あるラナ姓を名のり、以降1951年までの104年間にわたり国王を傀儡化して、ラナ家一族が実権を握る。国王を「マハラジャディラージュ（王の中の大王）」としたうえで、自らは「マハラジャ」（大王）を名乗った。

ジャンガ・バハドゥルは1850年にはイギリス、フランスを歴訪。近代化の進むヨーロッパを目の当たりにし、1854年にはネパール初の成文法である「ムルキ・アイン」（国の法）を制定する。現在の「ムルキ・アイン」は1954年の「ムルキ・アイン」の改正ではなく、1963年に新たに制定されたもので、名称は同じで同様の内容も含まれてはいるが、それとは別の新たな法律であるとされている。この「ムルキ・アイン」を日本や国連の支援を得て更にこれを整理しなおし、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、量刑法の5つの法案が現在立法府議会（日本の国会に当たる）で審議されており、今年（2016年）秋には成立が期待されているのはご存じの通りである。

さて、この1846年～1951年のラナ家一族による専制時代（ラナ時代）は、しばしば日本の江戸時代の徳川家と比較される。ラナ家も武人階級（クシャトリヤ）の出で、軍では commander in chief（軍最高司令官）すなわち将軍であり、行政面では prime minister（宰相）となった。徳川将軍が征夷大将軍であり、（生前又は没後に）太政大臣となったのと同じものがある。しかし日本の江戸時代には町民文化が発達したのに対し、この時代ラナ家を中心とする貴族階級のみ近代化が進められ、一般庶民に対しては愚民政策がとられた。

北はヒマヤラ山脈、南はタライの亜熱帯ジャングルに守られ、英軍との戦いには敗れたものの植民地となることはまぬがれ、英国政府の駐在官を置くことになったが基本的には鎖国政策をとり続けた。なお仏僧河口慧海が日本人として初めてネパールへの潜入に成功したのは、チャンドラ・シャムセール治世の1899年のことだった。

第2次世界大戦が終結し、隣国インドも民主化運動が行われ英国からの独立を果たすと、ネパールからインドに逃れた学生たちを中心としてラナ家専制政治打倒の機運がもりあがる。1947年には、今のネパリ・ कांग्रेस（ネパール会議派）党の前身であるネパリ・ラストリヤ・ कांग्रेस（ネパール国民会議派）や、左翼系政党の前身であるネパール共産党が設立され、ついには1951年、ラナ家専制政治を打倒し王政を復古させた。トリブバン国王は鎖国を解き、さまざまな分野で近代化をすすめようとした。

1959年、英国とインドにならったネパール初の憲法「ネパール王国憲法」が制定され選挙が行われ、 कांग्रेसの B.P. コイララがネパール史上初の民選首相となった。しかし時の国王マヘンドラは突如憲法を停止、全権を掌握した。俗にいう王様クーデターである。これにより議会は解散。政党を廃し、国王親政によるパンチャヤト議会制度が30年続いた。

1989年のインドの経済封鎖や、パンチャヤト制度に不満を持つ政党の不満、東欧諸国の独立民主化などもあり、民主化の機運が高まり、1990年パンチャヤト制度は廃止され、新憲法が制定された。これにより複数政党制による議会政治が復活、それまで主権が国王にあったものが主権在民となり、また憲法には多言語・多民族国家であることが明確に規定された。

しかし議会政治が始まっていきなり国民全体が豊かになるものでもなく、そのような不満を抱く農村の少数民族をまきこむ形でマオイスト（ネパール共産党毛沢東主義派）が人民戦争を開始、10年に及ぶ武力闘争で政府側マオイスト側あわせて15,000人の犠牲者を生んだ。この間2001年6月には王宮殺戮事件によりビレンドラ国王一家は全滅、ビレンドラの弟のギャネンドラが即位するも、ことあるごとに大権を発令し、自ら親政を行った。これに反発した主要7政党とマオイストは2006年11月に歴史的和平合意に達し、翌2007年1月には暫定憲法が公布されマオイストを含む暫定内閣が発足。その後2008年4月に制憲議会選挙が実施され、同5月28日制憲議会の初日に連邦民主共和制への移行と王制の廃止を宣言。暫定憲法では制憲議会発足後2年で新憲法を制定することが規定されていたが、各党の思惑が一致せず第一次制憲議会は憲法を制定することができなかった。2013年11月に第2回目の制憲議会選挙が行われ、ネパール大地震後の2015年9月によ

うやく新憲法が公布された。制憲議会は新憲法の発布とともに立法府議会に移行，これまで滞っていた地方選挙の実施，新憲法の元での国会の選挙を行わなければならないが，大地震後の政府としての対応の遅れや，州の分け方に不満を持つタライ地方の政治勢力（マデシ）やその他少数民族の抵抗等々のために，いまだに選挙は実施できずにいる。

### 【世界に誇れる仏陀釈尊とエベレスト】

ネパールの人が世界に誇れるもの，それは，これといった産業や突出したものがあまり見当たらない中で，世界最高峰エベレストと平和の使者，仏陀釈尊（シッダールタ・ゴウタム）の生誕地ルンビニがネパールにある，ということだ。

「ネパール」と呼ばれる地域は古代から存在していたが，それはほぼカトマンズ盆地に限られていた。上の略史で見たように18世紀にネパールが統一されなければ，あるいは当初のスゴウリ条約に従いタライ地域が英領インドに割譲されたままネパールに返還されていなければ，インド国境に近い仏陀の生誕地ルンビニを含むタライ地域は今もネパールではなかったはずだ。仏陀の生年には諸説あるが紀元前7世紀から紀元前5世紀の間であることはほぼ間違いない。仏陀は当時コーサラ国の属国シャキャ国の王子であった（シャキャ国の首都カピルバストゥも現在のインド領内にあったのかネパール領内かで論争になっている）。そのころその地はネパールではなかったし，カトマンズ盆地にも当時ネパールという国が存在していたという証拠もない。2011年統計では，仏教徒の割合は，圧倒的多数を占めるヒンズー教徒に比べると決して多くない（仏教徒約9%，ヒンズー教徒約81%）。

実はエベレストが世界最高峰であると分かったのはそれほど古いことではない。1850年代になって英領インド測量局が測量した結果，ネパール領内にある名前すらない山（インド測量局ではピーク15と識別されていた）が世界最高峰であると判明した時からである。この山は前任測量局長の名前をとってエベレストと命名された。ネパール政府は，1960年代以降「サガルマタ」（天に額が届く山の意味で）としている。実際のところカトマンズ盆地内からは直接エベレストは見えないのだが，外国人観光客に「エベレストはどの山だ？」と聞かれたネパール人ガイドが「あれだ！」と言って，全く別の山であるガウリシャンカルを指さしたのを，そのすぐ横で見ていることがある。

このように，ネパール人が世界に誇るこの二つの地は，皮肉なことに現在のインド国境近くと中国との国境線上にある。現在たまたまネパール領土内にあるというだけなのだが，それでも何かというと合言葉のようにこの二つがもちだされる。「仏教はヒンズー教の一部なのだ」とヒンズー教の優位性，寛容性を普段口にする人も，こと仏陀に関してはインドではなくネパールで生まれたのだと熱弁をふるうし，実際には見たことはなくても，世界最高峰のエベレストはネパールにあるのだと自慢する。平和の象徴である仏陀がネパールで生まれたことを誇るよりも，ネパールが世界の中でも平和な国だと誇れるようになることの方が大切なことであり，世界からも敬意をもって見られるだろうと思うのは筆者だけではあるまい。

今号では、ネパールを知る基礎知識として、まずその国土と歴史について概観してみた。では、そこに暮らす人々は普段から何をどのように考え、どのような価値観で生きているのだろうか。次号では更にネパールの人々の実際に迫ってみたいと思う。

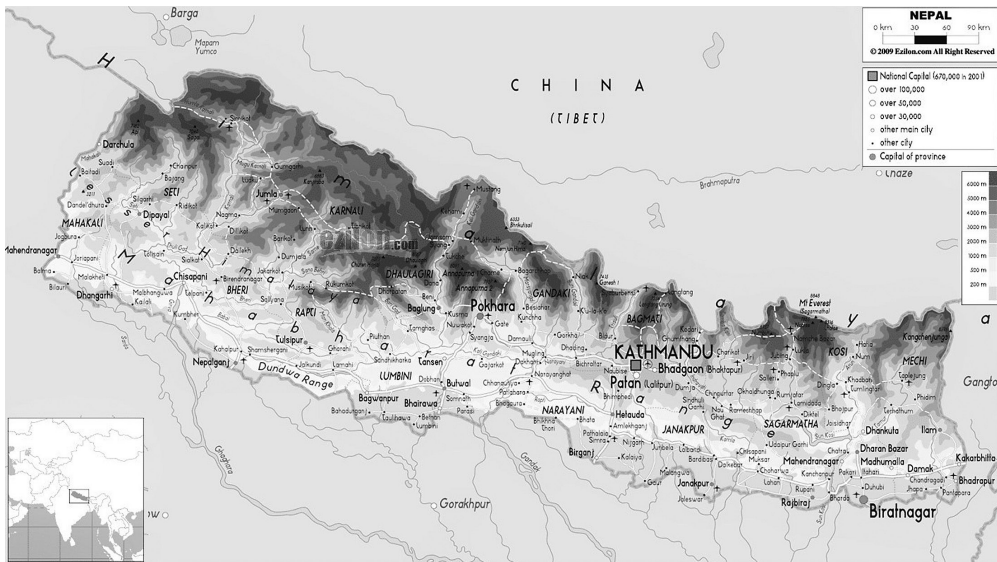
#### 【参考文献】

石井溥編『暮らしがわかるアジア読本 ネパール』河出書房新社，1997年  
外務省『ネパール連邦民主共和国基礎データ』外務省，2016年  
辛島昇他編『[新版]南アジアを知る事典』平凡社，2012年  
佐伯和彦『世界歴史叢書 ネパール全史』明石書店，2003年  
野津治仁監修『アジア語楽紀行 旅するネパール語』日本放送出版会，2007年  
法務省「在留外国人統計 2015年12月末」法務省，2016年

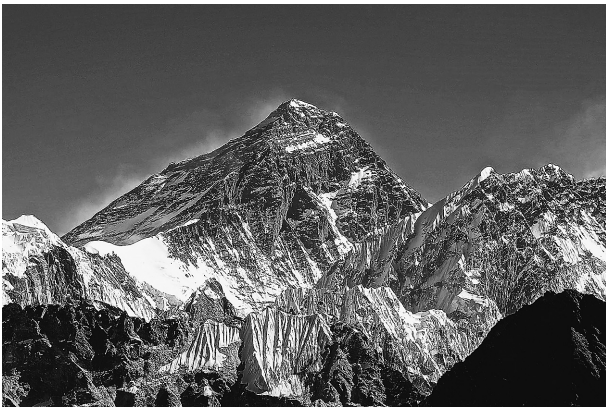


## ネパール略年表

年	できごと
BC 7 世紀～BC 5 世紀頃	コーサラ国の属国シャキヤ国の王子，シッダールタ・ゴウタム（後の仏陀）が現在のネパール領内ルンビニで誕生（生年には諸説有り）
4 - 5 世紀～9 世紀	カトマンズ盆地を中心にリッチャビ王朝（ネパール王国）が栄える
11 世紀初頭	ネパール語による最古の碑文
11 世紀中葉	現在のネパール西部にカス・マッラ王朝成立
13 世紀～	カトマンズ盆地にマッラ王朝
15 世紀	マッラ王朝がカトマンズ，バクタプル，パタンに分裂
16 世紀	ゴルカ地方にゴルカ王朝（シャハ王朝）成立
1769 年～2006 年	プリティビナラヤン・シャハ王によってカトマンズ盆地制圧，ネパール統一，シャハ王朝（ネパール王朝）
1814 年～1816 年	英ネ戦争，スゴウリ条約により終戦
1846 年～1951 年	ジャンガバハドゥルによるコート虐殺事件により，ラナ家専制政治時代
1850 年	ジャンガバハドゥル英・仏歴訪
1854 年	ネパール初の成文法「ムルキ・アイン」制定
1899 年	河口慧海，日本人として初めてネパール潜入
1947 年	インドにて kongress 結党，つづいて共産党結党
1951 年	トリブバン国王による王政復古，複数政党制
1953 年	エベレスト山世界初登頂
1956 年	日本ネパール外交関係樹立
1959 年 2 月	ネパール初の憲法「ネパール王国憲法」公布
1959 年 5 月	B.P. コイララが初の民選首相に選出
1960 年 12 月	マヘンドラ国王非常大権行使，憲法停止，パンチャヤト制度導入
1963 年	新「ムルキ・アイン」制定
1990 年	各政党が共闘する形での民主化運動によりパンチャヤト制度廃止，新憲法制定，複数政党制再開
1996 年 2 月	マオイストによる人民戦争開始
2001 年 6 月	王宮虐殺事件によりビレンドラ国王一家全員死亡，弟のギャネンドラが王位につく
2006 年 11 月	政府とマオイストの間で包括和平協定，マオイストの人民戦争終結
2007 年 1 月	暫定憲法制定
2008 年 5 月	制憲議会選挙（第 1 回）後，制憲議会初日に共和制を宣言，正式に王制廃止，国名が「ネパール連邦民主共和国」に
2013 年 11 月	第 2 回制憲議会選挙
2015 年 4 月	ゴルカ地方を震源とするネパール大地震，本震とその後の余震により，9,000 人近い死者・行方不明者
2015 年 9 月	「ネパール国憲法」公布，直ちに施行，制憲議会は立法府議会に移行



ネパール地図



世界最高峰エベレスト



仏陀釈尊の生誕地ルンビニに  
建てられたアショカ王石柱



ネパール最大のヒンズー寺院



マッラ王朝の遺構（旧パタン王宮）

### 2015年ベトナム民法典の概要

JICA ベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」  
前長期派遣専門家・チーフアドバイザー<sup>1</sup>

松本 剛

#### 第1 はじめに

ベトナムでは、2015年11月24日に新たな民法典（以下「2015年民法典」という。）が制定された<sup>2</sup>。2015年民法典の意義を一言で述べれば、民事関係における平等な法主体同士の経済活動（取引）をより自由に、かつ取引の安全を図りながら行うための基礎インフラとしての民事一般法を整えた点にあるといえよう。ベトナムは、1986年のドイモイ政策採用後、あくまで「社会主義志向の」という枕詞はつくものの、一貫して市場経済の導入を進め<sup>3</sup>、これに対応した法制度も整備してきた。しかし、現行法を含むこれまでの民法典は、国家が主体となる場合と一般の私人が主体となる場合を区別して前者を優遇する規定があったり、その範囲すらも曖昧な「世帯」というようなものが独立した法主体として規定されていたり、いわゆる善意の第三者の保護への配慮が薄かったりという点に見られるように、市場経済の要請に応えるものとしてはやや不十分と言わざるを得ないものであった。2015年民法典は、これらの点につき一定の対応を行うとともに、いわゆる約款や事情変更の原則に代表される現代的な条項を大胆に取り入れ、国際標準に近づいた国際私法規定も整えるなど、市場経済化、国際化の時代にふさわしい私法の体系整備に向けて更に一歩前進したものといえる。我が国による支援<sup>4</sup>との関係で見ても、立法作業の過程においては様々な紆余曲折が存在したものの、最終的には上記のような点も含めてこれまで日本側関係者が提言し続けてきた内容が（少なくともアイディアのレベルでは）数多く盛り込まれており、これまでの支援が大きな成果として結実したと評価することができよう<sup>5</sup>。

本稿はこの2015年民法典の概要を日本の関係者に対して報告することを目的とするが、現時点において全689条にわたる民法典のすべてに言及することはもとより筆者の手に余る作業である上、時間的な制約からも困難である。そのため、本稿においては現行法から

<sup>1</sup> 現大阪地方検察庁検事。2013年10月から2016年3月までの約2年6か月間にわたり、チーフアドバイザーとしてハノイに常駐した。

<sup>2</sup> 形式的には新規立法であるが、関係者の間では全面改正という意識が強いため、「民法改正」「改正民法」等の表現が使われることが多い。なお、この2015年民法典は、1995年民法典、2005年民法典に続くベトナムにおける第三世代の民法典である。

<sup>3</sup> 1992年憲法（2001年改正）第15条後段、2013年憲法第51条1項など。

<sup>4</sup> JICAは、1996年に法整備支援分野における我が国初の技術協力プロジェクトを立ち上げて以降、時期により関与程度の濃淡はあれども、継続してベトナム民法典の制定（改正）支援を行ってきた。

<sup>5</sup> もっとも、本文中に括弧で述べたとおり、提言がアイディアのレベルでは取り入れられても実際に条文化する段階で中途半端あるいは不明確な形にとどまってしまった箇所や、そもそも提言が取り入れられなかった箇所が一定数あるのも事実である。

の変更点を中心とした概要を報告するにとどめ、詳細な分析は、これを土台としたベトナム法の研究者や法制度整備支援活動に携わる実務家の方々の爾後の検討、研究に委ねることとしたい。

なお、2015年民法典については、筆者を含むJICAプロジェクト関係者の手による仮和訳がJICA及び法務総合研究所国際協力部のウェブサイトにある「ベトナム六法」のページにおいて既に公開され、随時改訂されている<sup>6</sup>。興味のある方はダウンロードして直接条文を参照しつつ、以下の記述をお読みいただければ幸いである。

## 第2 2015年民法典の構成

2015年民法典は全689条からなり、全五編からなる本体部分と一編からなる施行条項部分に分かれる。本体部分の各編の見出しは、第一編「総則」、第二編「所有権及び財産に対するその他の権利」、第三編「義務及び契約」、第四編「相続」、第五編「外国的要素を持つ民事関係に適用する法令」であり、ここから推測されるとおり、日本流に言えば、第一編は総則、第二編は物権、第三編は債権、第四編は相続、そして第五編は国際私法に関する編となっている。

以上の構成を2005年民法典（以下「現行法」という。）と比べると、まず、現行法から土地所有権の移転に関する編（現行法第五編）と知的所有権及び技術移転に関する編（現行法第六編）が削除されたことが分かる。これらの内容はすべて特別法（前者は土地法、後者は知的所有権法及び技術移転法）に委ねることとされたためであるが<sup>7</sup>、これにより私法一般法としての民法典の性格がより強調されたといえよう。

次に、第二編が「財産に対するその他の権利」という見出しの下で、物権について規定したことが注目される<sup>8</sup>。実は、起草主管省である司法省では、当初から2015年民法典において物権概念（物権制度）を導入することを目指しており、第二編には「所有権及びその他の物権」（「物権」はベトナム語で“*vật quyền*”）などといった見出しを付することを考えていた。しかし、国会議員を始めとする関係者の間ではこの「物権」という用語に対する反発が強く<sup>9</sup>、この用語の問題に起因する様々な混乱により一時は物権概念の導入そのものが危ぶまれる事態にまで至ったことから、司法省では名を捨てて実を取る形で、「物権」ではなく「財産に対するその他の権利」という用語を用いて事態を収束させたという経緯

<sup>6</sup> <http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html>（JICA）

[http://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_houkoku\\_vietnam.html](http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html)（法務総合研究所国際協力部）

<sup>7</sup> ただし、土地所有権に関する契約に関する規定については、民法典と土地法との接続を手当てするため、500条から503条までの4か条が新たに加えられている。

<sup>8</sup> ベトナムにおいては各編、各章、各条にどのような見出しを付けるかは内容以上に重要な問題として捉えられる傾向にあり、ワークショップなどで、見出しの表現を巡り何時間も議論をすることは珍しくない。

<sup>9</sup> 理由については諸説あるが、“*vật quyền*”という用語はもともとベトナム語には存在せず、中国語をベトナム語に翻訳したという語感が強いと、感情的な抵抗があったようだと言及する関係者もいる。

がある<sup>10</sup>。

また、第三編の見出しが、現行法の第三編「民事義務及び民事契約」から「民事」という文言が落ちて単に「義務及び契約」とされたことも注目に値する。かつてのベトナムでは民事法と経済法（商事法）が厳格に峻別されており、民法典は商取引には適用されないものとされていた（民法典が私法の一般法とはされていなかった）ため、民法典上の義務や契約の性質を示すものとして「民事」という修飾語が不可欠であった。その後、2005年の現行法制定に伴い、民法典は私法の一般法としての位置付けを与えられたが、この「民事」の用法には変化がなかった。ところが、2015年民法典においては、「民事契約」という用例は姿を消し、「民事取引」や「民事義務」という用例はいまだ残っているものの、少なくとも編の見出しレベルからは「民事」という修飾語が落ちたわけであり、このことから民法典が私法の一般法であることをできるだけ分かりやすく示そうという司法省の努力の跡が見られると言えよう。

それでは、この辺りで基本構成や見出しから離れ、現行法からの主な変更点を中心に2015年民法典の概説を試みることにする。以下においては、条文については特に断りのない限り2015年民法典のそれを指すものとする。

### 第3 2015年民法典の特徴及び現行法からの主な変更点<sup>11</sup>

#### 1 第一編「総則」について

##### (1) 構成

第一編「総則」は全十章、157か条からなる。各章の見出しは、第一章「総則」、第二章「民事権の確立、履行及び保護」、第三章「個人」、第四章「法人」、第五章「民事関係におけるベトナム社会主義共和国、中央、地方の国家機関」、第六章「民事関係における世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織」、第七章「財産」、第八章「民事取引」、第九章「代理」、第十章「期間及び時効」である。現行法では第二編に置かれていた財産に関する章（現行法第十一章）が第一編に移されるなど、よりパンデクテン方式が意識されたことがうかがわれるが、現行法と比べてそれほど大きな構成上の違いがあるわけではない。

##### (2) 民法典の地位の明確化

民法典が民事関係（「平等、意思の自由、財産の独立及び自己責任を基礎として形成される各関係」（1条））における一般法である旨が明記されるとともに（4条1項）、特別法及び国際条約との関係も規定された（同条2項から4項）。これにより特別法であっても3条に規定する民事法令の基本原則に反することはできず、これに反する

<sup>10</sup> もっとも、2015年民法典制定後においても、関係者の間では「財産に対するその他の権利」という迂遠な用語ではなく、「物権」という用語が堂々と使われているのが実情である。

<sup>11</sup> 以下の記述を理解するためには、現行法制定時における（1995年民法典からの）議論の内容を把握することが有益と思われる。この点については、「ICD NEWS」第27号（2006年6月号）11ページ以下に収録されているホアン・テュ・リエン司法省次官、森嶋昭夫名古屋大学名誉教授、野村豊弘学習院大学教授（いずれも肩書きは当時）による講演録が参考になるので、是非ご一読いただきたい。

場合には民法典の規定が優先的に適用されることとされた。ベトナムにおいては往々にして法令相互間の齟齬矛盾が生じて問題となることがあり、民法典の立法過程においても、事後的に制定される特別法により民法典の精神が否定的に上書きされるリスクをいかにして防ぐかが議論されていたが、あらかじめ民法典において「民事法令の基本原則」<sup>12</sup>を定め、これに反する特別法の規定は効力を認めないとしたことでこの問題の解決を図ろうとしたものである<sup>13</sup>。これに対し、国際条約については、特段の留保なしに国際条約の規定が優先するものとされた。

### (3) 法源の多様化

当事者の合意も法令の規定もない場合には慣習を適用し（5条2項）、慣習もなければ類似法令の規定を適用し（6条1項）、類似法令の適用もできなければ「民事法令の各基本原則、判例、公平の理」を適用する（6条2項）ものとされた。慣習及び類似法令の適用については現行法にも同様の規定が置かれていたが（現行法3条）、これをより丁寧に規定して運用の便宜を図るため、「慣習」の定義規定を置くとともに（5条1項）、法令はおろか適用可能な慣習も類似法令もない、いわゆる法の欠缺の場合においては「判例、公平の理」が法源となり得ることを新たに肯定したものである。また、このような手当をした上で、「裁判所は、適用するための条項がまだないことを理由として民事事件の解決を拒否することはできない」（14条2項）と規定して、裁判所が法の欠缺を理由として事件を門前払いすることのないよう取り計らわれた<sup>14</sup>。

### (4) 法主体の整理

民法典における法主体が、個人と法人の2種類のみ整理された（1条）。現行法で法主体性が認められており、それにより多くの問題を引き起こしていた「世帯」や「組合」（現行法第五章、106条以下）は法主体としての地位を失い、個人の集合体として扱われることとなった（101条）<sup>15</sup>。

また、法人は、構成員に対して利潤の分配をするか否かという基準によって商業法人（75条）と非商業法人（76条）の2つに分類され<sup>16</sup>、国家機関や人民武装勢力（軍隊）、その他の特別な組織（政治組織、政治-社会組織等）は非商業法人の一種として位置

<sup>12</sup> 「民法典の」ではなく「民事法令の」として一般化したのがポイントであろう。

<sup>13</sup> 立法者の意図は本文記載のとおりであるが、その一方で、民法典とその他の特別法は法形式上は同等のはずであり、果たして一般法たる民法典の規定によって特別法の効力を否定することができるのか（そのように理解することが妥当であるのか）という問題が新たに残されたといえよう。

<sup>14</sup> 従前、このような場合には裁判所が受理を拒否したり審理を停止したりして事件の解決を事実上拒むことが多かったとのことである。

<sup>15</sup> これに伴い、「組合契約」に関する一群の規定が、第三編第十四章「典型契約」第8節「組合契約」として盛り込まれた。

<sup>16</sup> 商業法人と非商業法人の区別の基準については、当初はその法人が利潤の追求を目的とするか否かで区別する見解が有力であったが、最終的には構成員に対する利潤の分配の有無で区別することとなった。

付けられた<sup>17</sup> (76 条)。

#### (5) 民事関係における国家の優先取扱い廃止

すべての個人、法人はいずれも平等であり、いかなる理由があろうとも差別取扱いを受けないことが明記された (3 条 1 項)。その上で、現行法の「民事権、民事義務の確立、履行は、国家 (Nhà nước) の利益、公共の利益、他人の合法的な権利、利益を侵犯してはならない。」(現行法 10 条) という規定の表現が、「民事権、民事義務の確立、履行、消滅は、国家 (quốc gia)、民族の利益、公共の利益、その他の者の権利及び合法的利益を侵害してはならない。」(3 条 4 項) と改められ、国家の利益がその他の私人の権利義務よりも優先されるという枠組みが廃止された。一見良く分からない変更であるが、ベトナム語の “Nhà nước” は現存する具体的な政府、政権を指すのに対し、“quốc gia” はより抽象的な国家概念を指すというニュアンスの違いがあり、起草担当者らの説明によれば、「民事関係において国と個人は対等であり、もはや国(≡政府)の権利利益が個人の権利利益より優先されることはないことを示すために用語を変更した。」とのことである。その具体的な表れとしては、現行法では国家所有形態に属する財産についての時効取得は認められていなかったが(現行法 247 条 2 項)、2015 年民法典ではその規定が削除されたこと (236 条) 等が挙げられる。

#### (6) 制限民事行為能力者の類型の増加

現行法における未成年者 (現行法 19 条)、民事行為能力喪失者 (現行法 22 条)、民事行為能力被制限者 (現行法 23 条) に加え、新たに行為認識制御困難者 (行為を認識、制御する能力が十分でないが民事行為能力喪失の程度には至らない身体又は精神の状態にある者)<sup>18</sup> という類型の制限民事行為能力者が規定された (23 条)。

#### (7) 後見制度における本人意思の尊重、裁判所の関与の拡大

完全民事行為能力を有する者が、将来自己が後見を受ける必要がある状態になった場合に備え、自己の意思で後見人を選ぶことが可能となり (48 条)、満 6 歳以上の未成年者に対する後見人を選任する場合には本人の希望を検討しなければならないとされるなど (54 条 1 項後段)、被後見人の意思がより尊重されるようになった。また、法人が後見人になることができることとなり (50 条)、これにより、例えば老人養護施設そのものが入居者の後見人を務められるようになるなど後見人選択の幅が広がった。

さらに、当然後見人の間で後見人に関する紛争又は後見人の選任に関する紛争がある場合には裁判所が後見人を指定するとされ (54 条 1 項中段)、後見監督人の選任等について紛争がある場合には裁判所が後見監督人を決定するとされるなど (51 条 2 項後段)、一定の場合における裁判所の関与が規定された。

<sup>17</sup> 国 (ベトナム社会主義共和国) については、その法人該当性に直接触れた条文は見当たらないが、76 条の規定と第五章 (97 条以下) の規定を合せて読むと、国家機関と同様に法人として扱われるものと推察される。

<sup>18</sup> 日本民法でいう被保佐人ないしは被補助人に相当するものである。

#### (8) 人格権に関する規定の整理

現行法では 28 か条あった人格権に関する規定が 15 か条に削減された (25 条から 39 条まで)。ただし、実質的に削除されたのは、家族の構成員間の世話を享受する権利 (現行法 41 条)、父、母、子の認定権、不認定権 (現行法 43 条)、住居の不可侵の権利 (現行法 46 条)、信仰、宗教の自由権 (現行法 47 条)、往来、居住の自由権 (現行法 48 条)、労働権 (現行法 49 条)、経営の自由権 (現行法 50 条)、研究、創造の自由権 (現行法 51 条) の 8 つのみであり、氏名の変更や民族の再確定に関する権利 (26 条から 28 条) などむしろ内容が拡充されたものや、性転換の権利 (37 条) など新たに追加されたものもある。

#### (9) 財産概念の整理

財産について、「物、金員、有価証券及び財産権である。」(105 条 1 項) と定義した上で、「財産は、不動産及び動産からなる。不動産及び動産は、現存財産及び将来形成財産であり得る。」(同条 2 項) とした。ベトナムでは、現物としては存在しない形成途中の財産 (建築途中の建物など) に財産的価値を見出し、それ自体を取引の対象としたり担保に入れたりする商慣習が定着しているが、これまでは個別の分野における慣習を追認する法規範文書はいくつか存在したものの<sup>19</sup>、将来形成「財産」一般の法的性質や取引可能性を正面から裏付ける法的根拠は存在しなかった。2015 年民法典では、この状況に対応すべく将来形成財産の財産性を明記しており、これが現行法との大きな違いである。また、土地所有権が財産権に含まれる旨明記された点も新しい (115 条)。

そして、「不動産である財産に対する所有権、その他の権利は、本法典及び財産登記に関する法令の規定に基づき登記される」(106 条 1 項) とされ<sup>20</sup>、その登記は公開されなければならないこととされた (同条 3 項)。司法省では、これらの規定を手掛かりとして、近年中に、不動産、動産、担保その他に関する登記を広く対象とする「財産登記法」を制定する予定であるとしているが、その時期や、そもそも司法省の目論見どおりに事が進むか否かといった点も含め、詳細は未定である。

#### (10) 民事取引が無効となる場合の整理、合理化

未成年者等の制限民事行為能力者がした民事取引であっても一定の場合には無効にならないとする範囲が拡充された。これにより、例えば、満 6 歳未満の未成年者がした民事取引についても、日常生活の需要を満たすためのもの (125 条 2 項 a 号)、あるいは権利を生じさせ又は義務を免除するだけのもの (同項 b 号) のときは無効とはされないこととなった。また、本来、書面によりなされること又は公証等を受けることが必要な要式行為であっても、一方又は双方の当事者が義務の少なくとも 3 分の 2 を履行済みの場合には裁判所は当該取引を有効と認めることができるとされた (129

<sup>19</sup> 2014 年住宅法 (65/2014./QH13)、担保取引に関する政府議定 (163/2006/NĐ-CP, 11/2012/NĐ-CP) など。

<sup>20</sup> ただし、登記しないとどうなるのか (権利の発生や権利変動が認められないのか、それとも第三者に対抗できないのか等) はこの規定からは良く分からない。



条1項, 2項)<sup>21</sup>。

他方で、かねてから民事行為能力制度の趣旨に反すると批判的に指摘されていた、満15歳以上18歳未満の者が義務の履行を担保する固有財産を有する場合には法定代理人の同意を不要とする規定（現行法20条2項）が削除されたり、これまで一律「民事取引が確立された日」とされていた制限民事行為能力者のした民事取引、錯誤による民事取引、詐欺、強迫、強制による民事取引、行為認識制御困難な状態でなされた民事取引、要式不遵守の民事取引に対する裁判所の無効宣言の請求時効の起算点が場合分けされ柔軟化されたりするなど、全体としての合理化も図られた。

#### (11) 善意の第三者保護規定の充実

ある財産に関して無効な民事取引がなされ、これに基づく登記がされた後、その登記を信頼して取引に入り当該財産の引渡しを受けた善意無過失の第三者に対する保護規定が追加された（133条2項前段）。要は、登記を信頼して取引に入った第三者を保護し、取引の安全を図った規定であるが、ベトナムにおいて現実に存在する登記制度がその信頼を裏付けるだけの正確性を有しているかどうかには疑問の余地があり、今後、登記制度の正確性向上が急務となろう。また、本項における保護の対象は、文言上「民事取引が無効であるが、財産が権限のある国家機関において登記され、その後、他の民事取引により善意無過失の第三者に引き渡され」た場合に限定されているため、そもそも無効な第一取引が存在しない場合（完全なる無権利者からの取得者）や、登記を信頼して引渡しが不要な取引に入った者（例えば抵当受領者）などは保護の対象に含まれないと解釈される可能性がある点にも注意が必要である。

同様に、取引の安全を図るための規定として、無権代理及び越権代理の場合における表見代理の規定が追加された（142条1項, 143条1項）。現行法では、無権代理や越権代理の場合における本人に対する効果帰属は、無権代理については本人の同意がある場合のみ（現行法145条1項前段）、越権代理については本人の同意があるか本人が越権代理行為を知っていながら反対しない場合（現行法146条1項前段）のみに限られていたが、2015年民法典では、①本人が公認（追認）した場合（142条1項a号）、②本人が無権代理行為を知ったが合理的期間内に異議を述べない場合（同項b号）、そして、③本人に故意過失があり、それにより相手方が無権代理又は越権代理であることを知らず又は知ることができなかった場合（同項c号）には本人への効果帰属が認められることとなった。この中ではどうしても③の規定が目を引くが、②の無権代

<sup>21</sup> 現行法上、住宅の売買は書面でなされ公証されなければならないとされているが（現行法450条）、現実には書面の作成すらされない例が後を絶たず、しかも取引から長期間が経過した後になって、住宅価格の上昇を奇貨として売主側が要式不遵守を理由とする売買契約の無効を主張する事例が出てきた。そのため、このような不当な主張を許すべきでなく、要式不遵守を理由とする無効の範囲を制限すべきであるという議論が持ち上がり、これらの条項が導入されたという経緯がある。しかし、具体的な制度設計については議論が紛糾して合意形成ができず、最終的には国会関係者が「少なくとも3分の2を履行済みの場合」という要件をいわば専断的に決めたようであるが、この規定の実効性に疑義を呈する関係者も多く、今後の運用が注目される。

理の相手方からの催告に対して本人が合理的期間内に異議を述べなければ本人への効果帰属を認めるという規定も現行法とは逆の結論を導くものであるため注意が必要である<sup>22</sup>。

## (12) 代理制度の拡充

法人が代理人になることができるようになり（134条1項）、法人が複数の法定代表者を持つことができることが明記され（137条2項）<sup>23</sup>、また、無権代理及び越権代理の場合の表見法理規定が追加される（上記(11)参照）など、代理制度の柔軟な運用が可能となる変更が加えられた。

## (13) 時効

時効については、現行法と同じく民事権享受時効（取得時効）（150条1項）、民事義務免除時効（消滅時効）（同条2項）、提訴時効（同条3項）、非訟事件解決請求時効（同条4項）の4種類が維持された。立法の過程においては、実体法上の効果に関わる民事義務免除時効と、訴訟法上の効果に関わる提訴時効及び非訟事件解決請求時効との重複が問題視され、時効の種類を実体法上の民事権享受時効と民事義務免除時効の2つのみに整理するという案が有力であったが、提訴時効等の廃止については最高人民裁判所を始めとする関係者からの異論も強く、立法の最終段階において現行法の構成を維持することが決まった模様である。

もともと、すべてが現行法と同じというわけではなく、裁判所は当事者の時効適用請求（援用）に基づいてのみ時効に関する規定を適用することができる（149条2項）とされるなどの変更も加えられている。

## 2 第二編「所有権及び財産に対するその他の権利」について

### (1) 構成

第二編「所有権及び財産に対するその他の権利」は全四章、116か条からなる。各章の見出しは、第十一章「総則」、第十二章「占有」、第十三章「所有権」、第十四章「財産に対するその他の権利」である。現行法と比較すると、財産に関する章が第一編へ移され、所有権に関する規定が一つの章にまとめて規定され、占有や財産に対するその他の権利の章が設けられるなど、かなり大きな変化が加えられている。

### (2) 財産に対するその他の権利（各種物権）の導入

上記第2で述べたとおり、物権という用語こそ採用しなかったものの、「所有権及び財産に対するその他の権利」という表現で物権制度を導入したことが最大の改正点である。その種類は、①所有権、②隣接不動産に対する権利、③享用権、④地上権の

<sup>22</sup> 相手方からの催告に対して本人が回答をしなければ本人への効果帰属を認める（追認したとみなす）というのは、本人の合理的意思に反すると思われる上、本人にとって酷な結果を招くおそれが高いとして、日本側からはこの結論の妥当性について幾度か再考を促したが、採用には至らなかった。

<sup>23</sup> この点は、特別法である2014年企業法が先行して規定済みであり（同法13条）、一般法たる民法典が後に続いた形となっている。

4種類とされ（158条，159条），物権的請求権の存在も明記された（164条，169条）。

このうち，隣接不動産に対する権利は，「他人の所有権に属する他の不動産の開発に役立てることを目的として，ある不動産上で行使される権利」（245条）と定義されているが，日本民法でいう地役権と相隣関係の両方に相当するものが含まれているのが特徴的である。日本民法では，相隣関係は所有権の限界（所有権に対する制約）として位置付けられており，現行ベトナム民法典も相隣関係に関する条項は「所有権に関する他の諸規定」（現行法第十六章）の中で規定されていたが，2015年民法典では，これを承役地の所有権の制約ではなく要役地に生じる一種の法定地役権として把握し，約定による地役権とまとめて「財産に対するその他の権利」の一つとして整理したものと考えられる。

また，享用権は，「他の主体の所有権に属する財産に対し，一定の期間において効用を開発し，天然果実，法定果実を享受することができる主体の権利」（257条）と定義されており，フランス民法にある *usufruit*，あるいは旧日本民法にあった用益権などに類似した権利であると思われる<sup>24</sup>。立法の初期段階では，配偶者と死別した後の生存配偶者（主に寡婦を想定）の生活を保護するための居住用建物を目的とする権利として導入することが議論されていたが，その後の立法過程において，もっと幅広い場面で用いることが可能な権利として一般化されたようである。

地上権<sup>25</sup>は，「他の主体に使用権が属する土地，水面，土地及び水面上の空間並びに地下空間に対する，ある主体の権利」（267条）である。267条の文言は非常に抽象的であり，目的のいかんも問わないようであるが，271条が「地上権者は，工作物の建設，植栽，耕作をするために……開発し，使用する権利を有する」と規定していることからすると，日本民法における地上権と永小作権とを一つにまとめたような権利であると思われる。

ところで，これらの財産に対するその他の権利は，物に対する直接的排他的支配を認めるものであるだけに，権利の確立，変動時期や権利の公示方法をどのように規定するかが極めて重要なポイントとなるが，2015年民法典にはこの権利変動の時期等に関する一般準則が明確に定められていないという難点がある。一応，第二編の総則（第十一章）にある161条は，「所有権，財産に対するその他の権利の確立時点は，本法典，その他の関係法律の規定に基づき行う；法律に規定がない場合，各当事者の合

<sup>24</sup>「享用権」は，原文では“quyền hưởng dụng”であり，いわゆる漢越語（漢字起源のベトナム語）の用例に基づき漢字へ逆変換した直訳語を充てた。「用益権」の訳語を充てることも検討したが，フランス法の *usufruit* や旧日本民法の用益権との異同が判然としないまま同じ名称を付することは誤解を招く可能性があると考え，直訳に留めた。もっとも，享用権の内容と所有権の権能のうち使用権限（189条1項前段）とはほぼ重なる上，享用権者に占有権限があることは暗黙の前提とされているように思われるため（259条前段参照），「占有権」などと訳出することも十分に考えられよう。

<sup>25</sup>「地上権」は，原文では“quyền bề mặt”であり，享用権と同様のルールで漢字に直訳すれば「表面権」となるが，本文中に記載したとおり，日本民法における地上権との間で一定の類似性が認められる上，文言上，権利の対象が土地上の空間や地下空間にも及んでいることが明らかであったことから，訳語の選択に一貫性がないとの批判を覚悟の上で，ここでは「地上権」の訳語を充てた。

意に基づき行う；法律に規定がなく各当事者の合意もない場合，所有権，財産に対するその他の権利の確立時点は，財産が引き渡された時点である。財産が引き渡された時点とは，権利を有する当事者又はその合法的代理人が財産を占有した時点である。」と規定し，法律の規定＞当事者の合意＞引渡しの順で判断される旨を定めているが，肝心の法律の規定の適用関係が分かりにくいため，これだけを見て，どの権利がどのように処理されるのかを理解できる者は稀であろう。ひとまず「その他の関係法律」や「当事者の合意」を無視して，上記各権利について民法典が何を標準としているかの整理を試みたのが以下の表であるが，表中に「？」を付したとおり，条文を一読するだけでは良く分からない点が少なくない。また，そもそも論として，このような議論をする実益がある土地（使用権）や住宅用建物などの重要な不動産については実際には民法典ではなく特別法（前者は土地法，後者は住宅法）の規定が優先的に適用されることから，今後，起草担当者やベトナム人の民法研究者らとの意見交換の機会を積極的に設けるなどして，特別法の部分も含めたベトナムにおける物権変動理論の全体像の解明を進めることが望まれる。

民法典における物権変動の標準（特別法や当事者の合意は考慮せず）

	対象	確立時点	変動時点
所有権	動産及び不動産	221条各項に列挙する所有権の確立根拠（原因）ごとに，222条以下の各規定に従った各時点 ただし，不動産については登記時？ (106条1項)	民法典上に特別の規定（例：贈与契約に関する458条2項，相続に関する234条，614条など）がなければ引渡し時（161条1項前段）
隣接不動産に対する権利	不動産	登記時？（106条1項） ただし，法定のものは自然の地形により自動的に生ずる？（246条）	権利の対象となる不動産の権利変動時と同時に変動？（247条）
享用権	動産及び不動産	引渡し時（259条1項） ただし，不動産については登記時？ (106条1項)	引渡し時？（259条1項） 「当初の」ではない享用者の存在が想定されているようだが，権利変動の詳細は不明
地上権	不動産（107条1項a号）	引渡し時（269条） ただし，不動産については登記時？ (106条1項)	引渡し時？（271条3項）

### (3) 占有に関する規定の整備

現行法上占有は権利（「占有権」）として規定されていたが（現行法182条以下），2015年民法典では占有は事実概念として規定された（179条以下）。また，占有訴権も規定された（185条）。

### (4) 所有形態の整理

現行法では，①国家所有，②集団所有，③私人所有，④共有，⑤政治組織及び政治

—社会組織の所有並びに⑥政治社会—職業組織，社会組織及び社会—職業組織の所有の6種類に分かれていた所有形態が，①全人民所有，②単独所有及び③共同所有の3種類に整理された。

### 3 第三編「義務及び契約」における主な変更点

#### (1) 構成

第三編「義務及び契約」は全六章，335か条からなる。各章の見出しは，第十五章「総則」，第十六章「典型契約」，第十七章「懸賞の約束，賞品付き競技」，第十八章「委任のない仕事の実施」，第十九章「法的根拠のない財産の占有，使用及び財産からの収益による返還義務」，第二十章「契約外の損害賠償責任」である。現行法で典型契約の一つとして位置付けられていた懸賞広告の規定が第十七章として独立し，また，典型契約の類型に多少変化するなどしたほかは，大きな構成上の変化は認められない。

#### (2) 新たな担保措置の追加

現行法上，義務の履行担保措置は，質，抵当，手付，寄託（預託），保証，信頼による抵当の6種類であったが，新たに所有権留保と財産の留置が加えられた（292条，331条～334条，346条～350条）。立法過程においては，担保物権としての性質を有するものを第二編に規定し，残りを第三編に規定するという案も出ていたが，その切り分け方について議論が錯綜し，また，おそらくは「物権」の概念を巡って議論が紛糾したことの余波も受けて，すべての担保措置について，現行法どおり第三編の中で第3節「義務の履行担保」としてまとめて規定することとなったものと思われる。とはいえ，一定の担保措置については，「担保措置は，担保措置を登記した又は担保受領者が担保財産を把持した若しくは占有した時点から第三者への対抗力を生じる。」（297条1項），「担保措置が第三者への対抗力を生じたときは，担保受領者は担保財産へ追及することができ」る（同条2項）などとして，登記や把持若しくは占有の時点から第三者に対抗し，かつ，追及効が認められるものとされており，事実上，担保物権としての機能が持たされていると評価できよう。また，各種の財産に対するその他の権利（物権）については対抗要件という概念が見られないこととの対比で考えると，財産に対するその他の権利については，原則として登記又は引渡し（把持若しくは占有）を権利の成立・変動要件として位置付ける一方で，担保措置についてはこれらを第三者対抗要件として位置付け，両者を理論的に区別したように見えるのが興味深い。

もともと，これらの担保措置に関する制度設計については不明な点も多い。質や抵当，保証のような一般的担保制度と手付や預託のような契約にのみ適用される限定的な制度（特に後者は賃貸借契約のみが対象）とが第三編の総則部分に並列して規定されていることに対する違和感など，抽象的なそもそも論はひとまずおくとしても，例えば，297条にいう「把持」と「占有」とはどのように異なる概念なのかがよく分からないし，質と抵当については契約の効力発生時期と第三者対抗力の発生時期が異な

る旨をわざわざ規定する条文があるが（310条及び319条）、そのような条文がない所有権留保などそれ以外の担保措置の場合には契約の効力発生時期はどのように扱われるのかもよく分からない（298条1項によれば、法律に規定がある場合にのみ登記が担保取引の有効要件となるとされるが、民法典にはその「法律に規定がある場合」が見当たらないため、登記が所有権留保契約等の有効要件になっているとも思われない。）。財産に対するその他の権利の箇所でも述べたのと同様、担保措置法制の全体像については今後の詳細な研究が待ち望まれるところである<sup>26,27</sup>。

### (3) 民事責任の厳格化

現行法第三編第一章「総則」第3節「民事責任」の中にある現行法308条1項本文は、「民事義務を履行しない又は正しく履行しない人は、故意又は過失があれば、民事責任を負わなければならない。」と規定し、債務不履行における過失責任の原則を定めていた。また、不法行為責任について定める現行法604条1項も、「故意又は過失によって他人の生命、健康……を侵害して損害を与えた人は、賠償しなければならない。」として重ねて過失責任の原則に触れ、必要な場合における無過失責任については特別法で別途定めるとの構成を取っていた（同条2項）。現行法がこのような規定ぶりとなったことについては、実は、その前の1995年民法典が、債務不履行責任のみならず不法行為責任についても加害者側の過失を推定し、加害者は無過失であることを証明しない限り責任を免れないとする構成を取っていたのに対し、日本側関係者から、不法行為といってもいろいろなタイプがあるので、やはり被害者に不法行為については過失を証明させるのを原則とした上で、どうしても加害者に立証責任を転換すべき問題については特別法に委ねる方が良いのではないかと提案して採用されたという経

<sup>26</sup> 担保措置については、実務が先行し理論が後を追いかけるという形で進んでいくため、2015年民法典施行後の実務運用の実態を調査することも重要であろう。

<sup>27</sup> 本稿の趣旨からは脇道にそれるが、担保措置を巡っては、立法過程で、第三者による物上保証を認めるべきか否かという議論もなされていたので簡単に触れておきたい。現行法上、例えば、財産の抵当（現行法342条）は「財産の抵当とは、一方の当事者（抵当権設定者）が、他方の当事者（抵当権者）に対する民事義務履行の担保のために自己の所有に属する財産を使い、抵当権者に当該財産を引き渡さないことである。」（現行法342条1項第1文）旨定義されている。このように、条文上、抵当に供する財産は抵当権設定者の所有に属するものでなければならないことは明記されているが、「誰の民事義務の履行を担保するか」という点については限定がないため、これまでは抵当権設定者が他人の民事義務の履行を担保するために自己の財産を抵当に供することは認められると理解され、実務上もそう取り扱われていた。ところが、2015年民法典の立法過程のある段階で、突然、草案の中に「自己の義務の履行を担保するため」という文言が潜り込んできたことがあり、主に金融機関や弁護士などの実務家を中心として大反対が巻き起こるなどの混乱が生じたのである。なぜそのような限定を付そうとしたのか、その真相は良く分からないが、当時伝え聞いたところからすれば、どうやら意思決定プロセスの上流に位置する関係者から「他人の義務の履行を担保するのは保証であって抵当ではない」というような指摘を受けたことが契機であった模様である。その後の議論の結果、結果的には、現行法と同じく「誰の民事義務の履行を担保するか」については言及しないことにして、現在の実務運用を追認することにしたようであるが、第三者による物上保証の可否のような、理論上も実務上も極めて重要な論点がこのように非常に軽く扱われたことに対しては、ベトナムの立法過程の危うさを垣間見た出来事であったと言わざるを得ない。

緯がある<sup>28</sup>。

ところが、現行法 308 条 1 項に対応する 2015 年民法典 364 条では、まず、上記の「故意又は過失があれば、民事責任を負わなければならない。」とする部分が削除されてしまった。これにより債務不履行責任について定める 351 条の規定が直接適用されることとなり、その結果、債務不履行をした義務者は、①不可抗力の事象により義務を正しく履行しない場合、②義務を履行できなかったのが完全に権利者の故意過失のせいであることを立証した場合の 2 つの例外を除いて民事責任を負うものとされた<sup>29</sup>。これは債務不履行責任における過失責任の原則を放棄するとともに、免責事由の立証責任を義務者側へ負わせた規定と考えられるが、2015 年民法典の特徴は、債務不履行責任のみならず、不法行為責任（契約外の損害賠償責任）についても全く同じ構造、すなわち、不法行為者は、生じた損害が①不可抗力による場合、②完全に被害者の故意過失による場合の 2 つの例外を除いて損害賠償責任を負うという仕組みが採用されたことである（584 条。不法行為責任については、たとえ無過失であっても損害額が自己の経済的な能力と比較して極めて大きいときに賠償額を減額できるだけとする規定（585 条 2 項）もわざわざ置かれている。）。

このように、2015 年民法典は、債務不履行者及び不法行為者の無過失による免責を原則として認めず、かつ、例外的に免責される場合の立証責任もこれらの者に課すという、債務不履行者や不法行為者（とされる）側に対して極めて厳格な責任を課す仕組みとなっている。これは、特に不法行為責任を追及する場面において、被害者側が相手方の故意過失を立証できず、結果的に泣き寝入りを余儀なくされるケースが増えており、これに対処する必要性が高かったというベトナムの国内事情によるものであるが<sup>30</sup>、上記の仕組みは、立証責任が転換されていたとはいえ不法行為責任の成立には故意過失を要求していた 1995 年民法典と比較してもより厳しい制度といわざるを得ず、ベトナムにおいて活動する個人、企業にとって大きな注意を要すると思われる<sup>31</sup>。この仕組みが実際に裁判所の手によりどのように運用されていくかは 2015 年民法典の施行を待たねばならないものの、特に不法行為責任追及の在り方については、今後の運用状況を注視し続ける必要があると思われる。

#### (4) 標準様式契約，一般取引条件，事情変更の原則の規定

2015 年民法典において、新たに標準様式契約（405 条）、一般取引条件（406 条）が規定され、また、事情変更の原則（420 条）も明記された。

標準様式契約は「一方当事者が、相手方当事者が合理的な期間内に回答するよう標

<sup>28</sup> 注 11 で触れた「ICD NEWS」第 27 号（2006 年 6 月号）収録の野村教授の講演参照（24, 25 ページ）。

<sup>29</sup> これは基本的に 1995 年民法典と同じ構成である（1995 年民法典 308 条，309 条参照）。

<sup>30</sup> 立法担当者の説明による。

<sup>31</sup> 日本側からは、再三にわたり、過失責任の原則は民法の基本原則の 1 つであり維持すべきこと、故意過失の立証責任を債権者・被害者に負わせないというルールを契約責任と不法行為責任とに共通して適用することは適切でなく、必要に応じて特別法で手当てすべきと思われることを提言したが、採用には至らなかった。

準様式に従い提示する諸条項からなる契約」(405条1項)と定義され、一般取引条件は「一方当事者が、契約の締結の被申込者一般に対して適用するために公表する諸安定条項」(406条1項)と定義される。いずれも詳細な条項を含む定型書式(約款)による契約(附合契約)についての規制であり、両者の区別はやや分かり難いが、前者は約款が相手方に対して直接提示され、回答までに合理的な期間が与えられることで両当事者が約款の内容について合意したものと認められる場合を対象とし、後者は約款が必ずしも相手方に対して直接提示されず、店舗での掲示やウェブサイトに掲載される場合等を対象としているようである。

#### (5) 消費貸借契約の上限利率の変更

現行法は、消費貸借契約の上限利率について、「国家銀行が公表する基本利率の150パーセント」(現行法476条)としていたが、2015年民法典では、これが「1年間当たり借入額の20パーセント」に変更された(468条1項)。

#### (6) 公務執行者が加えた損害の賠償の取扱い

現行法は、公務執行者が加えた損害について、「幹部、公務員を管理する機関は、幹部、公務員が公務を行うに当たり起こした損害を賠償しなければならない。」(現行法619条前段)としていたが、後に制定された国家賠償責任法との関係が明らかでなかったため、同法の射程外となる損害について民法典に基づく賠償請求が認められるのかという論点が生じていた。これに対し、2015年民法典は、「国家は、国家賠償責任法の規定に基づき、公務執行者の不法行為が生じさせた損害を賠償する責任を有する。」(598条)と規定し、公務執行者の不法行為により生じた損害についてはすべからず国家賠償責任法により対応することを明らかにしたと考えられる<sup>32</sup>。

## 4 第四編「相続」における主な変更点

### (1) 構成

第四編「相続」は全四章、54か条からなる。各章の見出しは、第二十一章「総則」、第二十二章「遺言による相続」、第二十三章「法定相続」、第二十四章「遺産の精算と分割」であり、現行法から構成上の変化はない。

### (2) 夫婦の共同遺言制度の廃止

現行法は、夫婦の共有財産(現行法219条)について、「夫婦は、共有財産の処分のために共同遺言をすることができる。」(現行法663条)と規定していたが、夫婦のいずれかが共同遺言を変更等したいときには他方の同意を得なければならないとの制約があり(現行法664条2項)、一度作成されると修正、変更が難しいという問題や、共同遺言を作成した後に離婚した際の取扱いが煩雑である等の難点があった。その一方で、共同遺言であっても、夫婦の一方が先に死亡したときは、生存配偶者は自己の

<sup>32</sup> 救済される被害者の範囲を確定的に狭める結果をもたらす変更のようにも思われるが、司法省では、現行国家賠償責任法の射程を広げる内容の改正を行うことを計画中とのことであり、これによりバランスを取ることを意図しているものと思われる。



財産分に関連する遺言の変更，追加が可能とされるなど（現行法 664 条 2 項），夫婦の共同遺言制度については全体としての合理性に疑問が呈されていた。そのため，2015 年民法典では同制度が廃止された。

### (3) 相続の時効

現行法 645 条に規定される相続の時効（相続権に関する提訴時効）については，2015 年民法典の立法過程において，このような規定は削除すべきとする立場と，現行法の規定を維持すべきとする立場とが激しく対立していた。前者の根拠として主張されていたのは，① 2011 年に改正された 2004 年民事訴訟法 159 条 3 項 a 号では財産所有権の紛争，他者の占有管理する財産の紛争には提訴時効が適用されないと規定していること，② 時効の設定は裁判所の負担軽減になるが国民にとっては不利であること，③ 裁判所は当事者が提出する証拠に基づいて判断しさえすればよいので裁判所の負担はそれほど多くなならないこと，④ 現行法のように提訴時効とすると時効期間経過後も紛争が未解決のまま永遠に続いてしまいかねないこと等であり，後者の根拠としては，① 裁判所の負担への配慮，② 時効を排除するという現行法からの急激な変化に対する危惧等であった。議論の過程を見ていると，前者がやや優勢なように思われたが，最終的には，遺産分割請求の提訴時効期間を，不動産については現行法の 10 年から 30 年に延長する（動産については現行法と変わらず 10 年）などした上で，その期間経過後の財産の帰属主体を明確に定めることで決着がついた。

## 5 第五編「外国的要素を持つ民事関係に適用する法令」における主な変更点

### (1) 構成

第五編「外国的要素を持つ民事関係に適用する法令」は全三章，25 か条からなる。各章の見出しは，第二十五章「総則」，第二十六章「個人，法人に適用される法令」，第二十七章「財産関係と身分関係に対して適用される法令」であり，そもそも章立て自体がなされていなかった現行法から構成が大きく変化した。

### (2) 準拠法選択の自由を明記

現行法では，外国法令は，仮に当事者が合意していたとしてもベトナム法令に反しない限度においてのみ適用が認められるとされていたが（現行法 759 条 3 項後段），2015 年民法典では準拠法選択の自由（特に契約関係において）の余地が大幅に拡大された（664 条 2 項，683 条 1 項）。

### (3) 最密接関係地法概念の明記

当事者の合意等による準拠法が定まっていない場合においては，最密接関係地法によることが明記された（664 条 3 項，672 条 1 項，2 項，683 条 1 項から 3 項）。

## 第 4 おわりに

以上，現行法からの変更点を中心に 2015 年民法典の概要を説明してきたが，ベトナムにおける常として，新たに法律に盛り込まれた内容が，実際にどのように裁判所を始めと

する司法関係機関により運用され、ベトナム社会に定着していくかは不透明なところが多い。したがって、既に幾度か言及したことでもあるが、今後ベトナム民法典の研究を進めるに当たっては、規定それ自体の意味内容についての検討、研究を深めることも重要であるが、それと同等以上に、現実の運用状況についても注視し続ける必要があると思われる。

甚だ不十分な内容ではあることは自覚しているが、本稿が読者諸賢における今後の2015年民法典研究の一助になることを願いつつ、ひとまず筆をおくこととしたい。

# ミャンマーの立法過程について

JICA 法整備支援プロジェクト長期専門家

小松 健太<sup>1</sup>

## 1. はじめに

2015年11月8日にミャンマーにおいて2008年憲法下での2回目の総選挙が行われ、アウン・サン・スー・チー氏率いる国民民主連盟（National League for Democracy）（以下「NLD」という。）が、選挙で争われた連邦議会の上下両院の議席の合計491議席のうち390議席を獲得して圧勝し、与党連邦団結発展党（Union Solidarity and Development Party）（以下「USDP」という。）は惨敗した<sup>2</sup>。

この総選挙を受けて2016年2月1日に召集された新議会で大統領の選任など新政権の樹立のための議論がなされてきたが、2016年3月30日ティン・チョウ新大統領率いる新政権が発足し、党首であるアウン・サン・スー・チー氏は外務大臣、大統領府大臣とともに新設された国家顧問に就いた<sup>3</sup>。

ティン・セイン前大統領が大統領に就任した2011年4月から2016年1月までの期間において連邦議会は、232本の法律を成立させ<sup>4</sup>、ミャンマーの民主体制、市場経済体制への移行を後押ししてきた。ミャンマーに議会が設けられたのは、1988年9月に国軍に議会が解散させられてから20余年ぶりであり、複数政党制に基づく議会という意味では、ネ・ウウィンがクーデターにより政権を奪取した1962年にまで遡る必要があり、複数政党制に基づく議会政治が行われなくなってから50年以上経過していた。議会政治の経験のない議員及び議会職員が手探り状態で試行錯誤しながら議会の運営をしてきた模様である<sup>5</sup>。新議会ではさらなる政治及び経済の改革が期待されており、そのためには様々な分野の立

<sup>1</sup> JICA ミャンマー法整備支援プロジェクトの専門家（弁護士）として2014年1月からミャンマーの首都ネピドーに駐在。連邦法務長官府（Union Attorney General's Office）及び連邦最高裁判所（Supreme Court of the Union）との間で法案の起草及び審査能力の向上、裁判官及び検察官の研修制度の改善などの活動を行っている。当プロジェクトでは、2015年3月に大統領府法律顧問並びに連邦法務長官府、連邦議会事務局及び連邦最高裁判所の職員を日本に招待し、立法過程全体の迅速化を目的とした研修を行った。その際、ミャンマー側の参加者から出身機関における立法過程についてプレゼンテーションをしてもらう機会があり、本稿はその際の資料等も参考にしている。

<sup>2</sup> 人民院（下院）では330の選挙区のうち治安上の理由から7つの選挙区で選挙が実施されなかったため、323議席が選挙で争われたが、このうちNLDが255議席を獲得、USDPは30議席にとどまった。民族院（上院）では、168の選挙区のうち、NDLが135議席を獲得、USDPは11の議席を得るにとどまった。選挙結果については、[http://www.themimu.info/sites/themimu.info/files/documents/03-Sector\\_Map\\_Gov\\_IFES\\_Political\\_Party\\_Result\\_of\\_Pyithu\\_Hluttaw-Pie\\_MIMU1351v01\\_21Nov15\\_A3.pdf](http://www.themimu.info/sites/themimu.info/files/documents/03-Sector_Map_Gov_IFES_Political_Party_Result_of_Pyithu_Hluttaw-Pie_MIMU1351v01_21Nov15_A3.pdf) 及び [http://www.themimu.info/sites/themimu.info/files/documents/04-Sector\\_Map\\_Gov\\_IFES\\_Political\\_Party\\_Result\\_of\\_AmyothaHluttaw-Pie\\_MIMU1351v01\\_21Nov15\\_A3.pdf](http://www.themimu.info/sites/themimu.info/files/documents/04-Sector_Map_Gov_IFES_Political_Party_Result_of_AmyothaHluttaw-Pie_MIMU1351v01_21Nov15_A3.pdf) を参照。議会の構成等については後述。

<sup>3</sup> アウン・サン・スー・チー氏の子息が外国籍を有しているため憲法59(f)条の規定により、彼女自身は大統領に就任することができない。

<sup>4</sup> 議会事務局職員からの聞き取りによる。

<sup>5</sup> International Crisis Group “Not a Rubber Stamp: Myanmar's Legislature in a Time of Transition” (13 December 2013) も参照。

法<sup>6</sup>を効率的かつ公正に進めていくことが不可欠であろう。新議会は、当面は前議会と同様の議事運営を続けていくと聞いているが、議会事務局職員からは、審議過程の改善を求める声も聞かれる。ミャンマーにおいても日本と同様、多くの法案は所管省庁が起草を行っているが、法律の専門家が所管省庁にほとんど配属されておらず、起草作業に支障が生じているなどの問題も見られ、このような問題意識を有している政府職員もいる。

これからミャンマーにおいて立法過程全体を改革する動きがでてくるものと予想される。NLD 政権は、選挙公約<sup>7</sup>に無駄のない効率的な行政府を創設することを訴え、現に省庁の数をテイン・セイン政権下の 31 から 21 に削減した。NLD の選挙公約には、人々の利益のために必要とされる法の制定・改正や人々に与えられるべき自由や保障を害する法律の改廃が盛り込まれており、これらを速やかに実行に移すためには立法過程の改革も避けて通れないものと思われる。

本稿では、2008 年憲法<sup>8</sup>下におけるミャンマーにおける立法過程を詳述し、立法過程における問題点を浮き彫りにしたい。なお、新政権が誕生して間もなく、新政権における立法過程の実務は明らかではないため、特に断らない限り、テイン・セイン前政権下での実務を前提とする。

## 2. ミャンマーにおける立法過程

### (1) 立法権と法案提出権の所在

ミャンマーは連邦制を採用しており、立法権は、連邦議会 (Pyidaungsu Hluttaw) と管区・州議会などの地方議会にそれぞれ付与されている (12 (a)<sup>9</sup>) が、連邦議会の所管事項は広範囲に及ぶ。すなわち連邦議会は、憲法付表 1 に記載されている①国防及び治安、②外交、③財務及び計画、④経済、⑤農業及び畜産業、⑥エネルギー、電力、鉱業及び林業、⑦工業、⑧運輸、通信及び建設、⑨社会、⑩管理、⑪司法に関する法律を制定することができる (96)。なお、本稿では連邦レベルの立法過程のみを取り上げる<sup>10</sup>。

既述したとおり、2011 年 4 月から 2016 年 1 月までの期間において連邦議会は、232 本の法律を成立させた。議員立法(委員会発議の法案を含む。)も見られるが、179 本(77.1

<sup>6</sup> 投資法や会社法の改正、知的財産に関する新法の制定や倒産法の改正などの新規立法が期待されている。

<sup>7</sup> National League for Democracy 2015 Election Manifesto Authorized Translation (<https://drive.google.com/file/d/0B-Tuf9DZaVm9ZmFLdm9wUjh1TzA/view>) による。

<sup>8</sup> 憲法の日本語訳としては、北九州市立大学伊野憲治教授から提供いただいた資料、遠藤聡「ミャンマー連邦共和国憲法(抄訳・前編)」『外国の立法』No.241 (2009 年 9 月) 及び同「ミャンマー連邦共和国憲法(抄訳・後編)」『外国の立法』No.243 (2010 年 3 月) を、英訳については、ミャンマー連邦共和国情報省刊行の英文テキスト (2008 年 9 月) を参考にした。

<sup>9</sup> 特に断らない限り、本稿において括弧内の番号は、2008 年憲法の条文番号を指す。

<sup>10</sup> 地方議会の所管事項は憲法付表 2 及び 3 に記載されているが、それほど強い自治権が与えられているわけではない。伊野憲治「新憲法の概要と特徴」工藤年博編『ミャンマー軍事政権の行方』アジア経済研究所 (2010 年) 参照。また、連邦議会は、明文で地方議会に与えている事項 (付表 2 及び 3 に記載されている事項) 以外の事項について管轄を有し (98)、また、連邦直轄領 (首都であるネピドーがこれにあたる) に関しては地方議会が所管する事項についても連邦議会が法律を制定することができる (99)。

%) は、連邦政府 (Union Government)<sup>11</sup> などの機関が提出したものである。

憲法で定められた連邦レベルの機関 (Union Level Organization) は、所管事項について連邦議会に対して法案を提出する権限を有する (100 (a))<sup>12</sup>。連邦レベルの機関には、連邦政府、連邦院<sup>13</sup>、人民院、民族院、連邦最高裁判所、連邦選挙管理委員会 (Union Election Commission)、国防及び治安国家評議会 (National Defense and Security Council)、財政特別委員会 (Financial Commission)、連邦憲法裁判所 (Constitutional Tribunal of the Union)、連邦公務員評議会 (Union Civil Service Board) が該当するとされている<sup>14</sup>。連邦最高裁判所は、契約法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、証拠法、倒産法など民刑事の基本的な実体法及び手続法を所管しているため、司法改革を進めるうえで重要な地位を占めている<sup>15</sup>。

## (2) 連邦政府 (所管省庁) における起草<sup>16</sup>

2011年の新政権発足まで法案の起草は、所管省庁ではなく連邦法務長官府が担当していたが、2011年の連邦議会開催により2008年憲法が発効するとともに法案の起草権限が各所管省庁に移管された。所管省庁において法案の起草をどの部署が担うかについては、各所管省庁の裁量に任せられているようである。ただ、所管省庁にはほとんど法律専門家はおらず、法律の基礎的なトレーニングすら受けていない職員が法案を起草せざるをえない状況にある<sup>17</sup>。例えば特許法、商標法など知的財産に関する法案は、科学

<sup>11</sup> 大統領、副大統領、連邦大臣及び連邦法務長官を構成員とする日本の内閣に相当する組織 (200)。Cabinet と呼ばれている。

<sup>12</sup> なお、国家計画、年次予算又は課税に関する法案については、連邦政府のみが議会に提出できる (100 (b))。各議員にも法案の提出権 (138 (b), 158 (b))、人民院に関する法律 (The Law Relating to Pyithu Hluttaw No.23/2012) 10 (a)条、民族院に関する法律 (The Law Relating to Amyotha Hluttaw No.24/2012) 10 (a)条) があり、議院の各委員会も法案提出権を有するとされている。

<sup>13</sup> 連邦院と連邦議会の区別については後述。

<sup>14</sup> 法務長官府から提供された資料による。どの機関が連邦レベルの機関に該当するかという問題に関し、連邦議会の各院が設けた委員会、審議会や組織が連邦レベルの機関に該当するかどうかという点が連邦憲法裁判所で争われ、これらの組織は該当しないという判断がなされた (The President of the Union Vs. The Speaker, The Pyidaungsu Hluttaw et al., Constitutional Tribunal Submission No.1/2012)。その後、この判決に不満をもった議会が連邦憲法裁判所の裁判官の弾劾手続を進めたため、裁判官全員が自発的に辞職するという事件が起きた。詳しくは山田美和「ミャンマーにおける「法の支配」- 人権保護と憲法裁判所に焦点を当てて -」工藤年博編『ポスト軍政のミャンマー - 改革の実像 -』アジア経済研究所 (2015年) 参照。

<sup>15</sup> もっとも自らが執行する法律の起草・審議に関わることになる。実際に法案の起草を担当する最高裁判所の法案起草局 (Law and Procedure Department) の職員は、最高裁が所管する法案審議のために連邦議会から呼び出され、議論に参加している。このような点については権力分立の観点から問題ではないかという意識を持つ者もいる。

<sup>16</sup> 法案の起草主体としては、連邦政府 (実質は所管省庁) のほか、それ以外の連邦レベルの組織があるが、前者が中心であるため、ここでは前者について述べる。なお、既述したとおり、連邦最高裁判所も法案提出権を有するが、連邦最高裁判所の職員によると、法案の起草は、最高裁内の法案起草局が担当し、最終的には裁判官会議 (Judicial Conference) で承認を得た後、連邦最高裁が直接連邦議会に法案を提出するとのことである。これらの法案については、原則として連邦法務長官府、大統領府及び連邦憲法裁判所の審査を経るようであるが、必ずしもこれらの機関の審査を経なければならないというわけではない。仲裁法案のように連邦法務長官府による審査の終了を待たずに連邦議会に提出された法案もある。

<sup>17</sup> 法学部出身者の採用を行っている省庁も徐々に増えてきているが、まだ、十分とは言えない。

技術省（現教育省）が所管しているが、起草担当者は、工学など理系出身者ばかりで法学の教育を受けた職員は皆無であった。会社法を所管している国家計画経済開発省（現計画財務省）の起草担当者の中にも法学部出身の者はいなかった。これらの法律については、いずれの省庁も海外の専門家の支援を得て、法案の起草に取り組んでいた<sup>18</sup>。また、所管省庁が、連邦法務長官府で以前、法案起草に携わっていて連邦法務長官府を退職した元職員に依頼して法案を起草してもらうケースもあるという。

加えて所管省庁における法案起草段階において、利害関係者の意見を聴取するといったことはほとんどなされておらず、省庁間での意見の擦り合わせ<sup>19</sup>を行うといったこともあまり行われていない。また、法案の起草は、トップダウンで開始されるのが通常であり、立法事実の調査及び当該調査に基づく政策要綱の作成、また、政策要綱に対するパブリックコメント<sup>20</sup>といったことも十分ではない<sup>21</sup>。

### (3) 連邦法務長官府における法案の審査

所管省庁で起草された法案は、連邦法務長官府に送付され、法案の審査を受ける。連邦法務長官は、大統領、各省庁、議会における議長、連邦レベルの組織等に対して法案の審査を含む法的な助言を行う政府機関であり（237 (a), 連邦法務長官府法 12 (c)条）、連邦政府の一員である（200 (d)）<sup>22</sup>。法案の審査は、法案助言局が行い、連邦法務副長官、連邦法務長官の決裁を経てコメントが所管省庁に戻される。

法案審査は、①憲法及び既存の法律との整合性を確保しているか、②国家の政策及び目的との整合性は確保されているか、③国家及び公益の保護に資するものか、④国家の存続及び安全に悪影響を及ぼさないか、⑤人民の安全や財産に悪影響を及ぼさないか、⑥国家としての一体性を阻害しないか、⑦各民族の慣習に影響を及ぼさないか、⑧各省庁の所管事項に混乱が生じせしめることはないか、⑨主権の維持と国際条約との整合性は確保されているか、⑩当該法案に関連する重要な事項が盛り込まれているか、といっ

<sup>18</sup> 所管省庁における担当職員が法案の起草にどの程度具体的に関わるかについては濃淡があり、知的財産法の起草に関し、科学技術省の職員は、日本の特許庁や世界知的所有権機関（WIPO）の専門家によるアドバイスを聞きながらも法案の起草自体は自らが行っていたが、外部のアドバイザーに丸投げをするケースも散見される。

<sup>19</sup> 例えば日本で行われている各省に対する引用法令の照会や各省協議などは行われていない。

<sup>20</sup> 法案が連邦議会に提出された段階で、国営紙に法案が掲載され、パブリックコメントが募集されることもあるが、提出されたパブリックコメントはあまり活用されていないようである。ただ、これは法案に対するパブリックコメントであり、日本でよく行われているような政策要綱段階でのパブリックコメントは見られない。

<sup>21</sup> また、当法整備支援プロジェクトが始まった2013年11月初旬は、法案自体が国家機密に該当するという軍事政権下での考え方が強く残存しており、法案の開示を受けること自体が難しく、法案の起草及び審査に対する協力の支障となっていた。

<sup>22</sup> 連邦法務長官は、法案の審査については、日本における内閣法制局と同じような機能を有しているが、このほかに国の訴訟代理人として訟務を担当するほか、刑事事件の起訴、訴訟追行などの検察権限（ただし、日本の検察と異なり捜査は行わない。）も有している。また、成立した法律の英訳作業も行っている。ただ、法律の数が多く、現在まで発行されている法令の英訳集は、2012年中に成立した法律までにとどまっている。

た観点から行われる<sup>23</sup>。これに加えて法案の目的が記載されているか、施行日はいつか、重複事項はないか、文法的な誤りはないか、条文は明確かといった形式的なレビューも連邦法務長官府が行う。

ただ、審査を担当する職員数は十分とはいえない。PCも普及しておらず、ミャンマー語の特殊性もあってソフトウェアを用いた用語のチェックなどもすることができない。紙媒体でのレビューを余儀なくされているなど法案の審査を効率的に行うために十分な人的・物的なインフラが整っているとは言い難い。また、所管省庁から提出されるのは、カバーレターと法案のみで法案の概要に関する説明資料もなく、審査担当の職員が審査のために必要な法案の目的、内容や背景情報を十分に理解して審査しているかも疑わしい。会社法や知的財産法など経済立法を審査するためには、基礎的な民事法制の理解が欠かせないが、軍事政権のもとでの法学教育に対する抑圧により、必要な知識を有している職員は必ずしも多くない<sup>24</sup>。

連邦法務長官府が送付したコメントに所管省庁が従う法的な義務はなく、それに沿った修正をするかどうかは最終的には所管省庁に委ねられているが、事実上、連邦法務長官府のコメントに沿った修正がなされているようである。既述したとおり法案審査は幅広い観点からなされるが、政策事項については、所管省庁の裁量に委ねられるべき事項でもあるので、法務長官府のコメントも再考を促すといった程度である場合も多いと感じられる。逆に法的事項や形式的事項に関するコメントは端的に修正を求めるコメントになっているようである。

#### (4) 大統領府における審査及び連邦政府の承認

連邦法務長官府による審査が終了した後、法案は、大統領府及び大統領法律顧問<sup>25</sup>による審査を受ける<sup>26</sup>。大統領府及び法律顧問による審査は、憲法、既存の法律及び国際法との整合性の確保といった観点から行われる<sup>27</sup>。所管省庁は、必要があれば修正したうえで連邦政府の閣議に提出し、承認を得る必要がある。承認が得られた法案は連邦議会に提出される<sup>28</sup>。

#### (5) 連邦議会における法案審議<sup>29</sup>

##### (a) 連邦議会の構成について

連邦議会は、人民院 (Pyithu Hluttaw)、民族院 (Amyotha Hluttaw) の二院で構成される (74)。法律が成立するためには、原則として両院で法案が可決され、大統領

<sup>23</sup> 連邦法務長官府職員から提供された資料による。

<sup>24</sup> 法学教育については、ILAC / CEELI Institute Report “Emerging Faces: Lawyers in Myanmar” (September 2014) 参照。また、軍政下の教育制度については、増田知子「ミャンマー軍政の教育政策」工藤年博編『ミャンマー政治の実像 - 軍政 23 年の功罪と新政権のゆくえ -』アジア経済研究所 (2012 年) 参照。

<sup>25</sup> テイン・セイン前政権のもとでは 3 名の法律顧問が任命されていた。

<sup>26</sup> 連邦法務長官府職員から提供された資料による。

<sup>27</sup> 大統領法律顧問の一人から提供された資料による。

<sup>28</sup> 実務としては、法案は、連邦政府事務局の事務総長から連邦議会事務総長に送付されるとのことである。最高裁判所所管の法案については前掲注 16 参照。

<sup>29</sup> 議会事務局職員からの聞き取りによる。

の署名を得ることが必要である。両院とも定数の1/4は、国軍最高司令官が指名する国軍の軍人議員で構成され、残りの3/4が選挙によって選ばれる議員で構成される。人民院は、郡 (Township)<sup>30</sup> を基礎として小選挙区制によって選出された議員 (330名) 及び軍人議員 (最大110名) からなる。民族院は、各州・管区から12名ずつ小選挙区制によって選出された議員 (168名)、軍人議員 (最大56名) からなる。この両院に加えて両院の総議員を構成員とする合同会議も法案審議・採決を行う場合がある<sup>31</sup>。この合同会議も憲法上、連邦議会 (Pyidaungsu Hluttaw) と呼ばれている (例えば95 (b), 139 (c), 159 (c))。以下では、この合同会議のことを連邦院といい、人民院、民族院、連邦院を併せた連邦レベルの議会という意味で連邦議会という言葉を用いる。

人民院及び民族院の議員の任期は、人民院の第1回会議の日から5年間である (119, 151)。人民院及び民族院の通常会は、少なくとも1年に1回開催される (126, 155)。

#### (b) 法案の連邦議会への提出と先議院の決定

連邦政府などの連邦レベルの組織が提出する法案 (Public Bill) は、まず、連邦院に提出され、連邦院の議長が先議院を決定する。なお、審議の順序について、人民院、民族院間で優劣の差はない (101)。議員及び議院の委員会も法案 (Private Bill)<sup>32</sup> を提出することができるが、これらの法案は、まず、議員又は委員会が所属している議院に予備審査のため上程される。当該法案の審議入りについて異議が出された場合は、本会議において承認が得られた法案のみ審議が続けられる。なお、Public Bill とも Private Bill ともに会期が始まる30日前までに原則として連邦院に提出されなければならない。ただ、上・下院議長による特別の指示がある場合には例外が認められ、実際には、重要法案であれば、会期中に提出されたものであっても、当該会期で審議されることがあるとのことである。

#### (c) 議会における審議

先議院に法案が送付されると、全ての法案について最初に先議院の法案委員会 (Bill Committee) で検討が行われる。法案委員会は、法案が、①憲法、既存の法律及びミャンマーが国際法上負う義務と整合しているか、②国家の優先順位に適合しているか、③国家及び人民の利益に奉仕するものか、④国家の安全に危険を及ぼすものでないか、⑤実態に合ったものかどうか、⑥現実的に履行が可能かといった観点から審査を行う<sup>33</sup>。法案委員会は、憲法に基づき各院にそれぞれ設立される常設委員会 (115 (a),

<sup>30</sup> ミャンマーの地方行政区の単位の一つ。連邦 (Union) - 州・管区 (State・Region) - 県 (District) - 郡 (Township) の順に行政区が小さくなる。各郡の人口は一定していないので例えばエーヤワディ管区のラブッター (Labutta) 選挙区は有権者数が30万人を超えるのに対し、ヤンゴン管区のココグユン (Cocogyun) 選挙区の有権者数は僅か800人であり、一票の価値が甚だしく異なる。選挙データについては、北九州市立大学伊野憲治教授から頂いた。

<sup>31</sup> 例えば国家計画、連邦政府予算又は税制に関する法案は、この合同会議において審議され、議決されることになっている (100 (b))。

<sup>32</sup> 新政権のもとでは、前掲注14にて紹介した連邦憲法裁の判決とは矛盾しているが、委員会提出法案は、連邦レベルの組織の提出法案、すなわち Public Bill として扱われているという。

<sup>33</sup> 前掲注5参照



147 (a) の一つで委員長 1 名、秘書官 1 名、他の委員 13 人から構成されている。法案委員会の審議には、法案委員会の委員だけでなく、関連する他の委員会の委員、政府職員、審議会 (Commission)<sup>34</sup> (118, 150) 等の委員も法案委員会の許可を取って議論に加わることができる。法案委員会は、その修正提案とその理由を報告書にまとめて本会議に提出する。ただ、法案委員会が全ての法案を自らが審査するのは困難であるため、関連する他の委員会が希望する場合や多数の利害関係者がいる場合などは、法案委員会が関連委員会に法案の審査及び報告書の起草を委ねる場合もあるという。この場合であっても、法案委員会の委員の少なくとも一人は関連委員会で議論に関与し、また、関連委員会が起草した報告書については、最終的に法案委員会の承認がなければ本会議には提出されない。

憲法上、法案の可決には、本会議に出席し、投票した議員の過半数の賛成が必要とされている (129 (a), 155) が、法案委員会から報告書が提出された後、本会議においてすぐに投票が行われるわけではない。まず、議長が全ての議員に対して法案委員会の提案に異議がないかどうか確認する。異議がなければ、この法案は出席議員の過半数が賛成したものとして可決され、この院を通過することになる。一人でも法案委員会の提案に反対する議員がいると再度、法案委員会が開催され、その反対した議員も招かれ、議論が行われる。再審議の結果、反対議員が考えを変え、当初の法案委員会の意見に賛成することもある。また、両者の間で妥協が成立し、当初の法案委員会の提案が修正されることもある。この場合は、再度、本会議で議員のコンセンサスが得られているかの確認がなされ、確認が取れた場合に修正案がこの院を通過することになる。妥協が成立しない場合、法案委員会の提案と反対議員の提案が本会議の採決にかけられ、投票が行われることとなる<sup>35</sup>。

同様に後議院でも、法案委員会 (必要があれば関連委員会) における検討、本会議での審議・採決が行われる。後議院は、先議院で可決した法案について、可決、否決又は修正を加えて可決することができ、議決後、法案は先議院に返付される (139 (a), 159 (a))。

<sup>34</sup> 議員の他、専門的知識・経験を有する一般人をも構成員とすることができる会議体。例えば法務・特別問題査定審議会 (Commission for Assessment of Legal Affairs and Special Issues) には、元法務長官府の職員や弁護士などもメンバーになっている。この審議会は、旧政権下では上下両院に 1 つずつ設けられていたが、しばしば対立し、議事を遅延させる原因となっていたため、新政権では、連邦院に 1 つ設けられることとなった (審議会の現在の会長は、シュエ・マン前連邦院議長)。現在、この審議会が既存の法律の中から改廃すべき法律の選定を行っている。

<sup>35</sup> 複数の反対議員からの提案 (例えば議員提案 1 と議員提案 2) がある場合は、まず、法案委員会提案と議員提案 1 との間で採決がなされ、法案委員会提案が多数を占めた場合は、次に議員提案 2 との間で採決がされる。この場合に法案委員会提案が多数を占めた場合は、法案委員会提案がその議院の議決となる。議員提案 2 が多数を占めた場合は、議員提案 2 がその院の議決となる。他方、最初の議決で議員提案 1 が多数を占めた場合は、次に議員提案 2 との間で採決がされる。この場合に議員提案 1 が多数を占めた場合は、議員提案 1 がその議院の議決となる。議員提案 2 が多数を占めた場合は、議員提案 2 がその議院の議決となる。このような実務が定着するまでにかかなりの時間がかかったという。

後議院が先議院と同一の法案を可決した場合、法案は連邦院で可決されたものとみなされ (95 (a)), 法案は大統領に送付される。後議院が修正案を可決した場合は、修正案は、再採決のため先議院に送付され (139 (b), 159 (b)), 同案を先議院が可決した場合、法案は連邦議会で可決されたものとみなされ (95 (a)), 法案は大統領に送付される。先議院と後議院で議決が分かれた場合は、連邦院が開催され、ここで承認された法案が大統領に送付される (95 (b), 139 (c), 159 (c))。なお、連邦院における議事は、会議に出席し、投票した議員の過半数で決せられる (86 (a))。

議事運営については、法案委員会の提案に反対する議員がいる場合に再度、法案委員会の審議が開かれるという点に現れているように議員間のコンセンサスが非常に重視されている。ただ、他方、各院の法案委員会が全ての法案を審議しなければならず、この法案委員会に過度な負担が掛かっているとの指摘がされている。また、連邦議会の事務局の職員の総数は、現在では1,100名を超えたとはいえ、若手の職員が中心で議員の立法作業を支援するための調査機能や議事運営をスムーズに行うための事務局機能も脆弱と言わざるを得ない。もっとも例えば法学部出身者からなる法制局的な機能をもつチームを作るとか、連邦法務長官府から講師を招き、法案審査に関する勉強会を開催するといった業務改善の動きも見られ、今後の動向が注目される<sup>36</sup>。

#### (d) 大統領の法案への関与<sup>37</sup>

連邦院の承認を得た法案及び承認を得たとみなされた法案は、大統領に送付される。大統領の署名によって法案は成立するが、大統領は、コメントを付した上で法案を連邦院に返送するという形で、法案に対する拒否権を有する。法案の受領後14日以内に拒否権を行使しなかった場合、大統領の署名がなくとも法案は成立する (105 (a)(c))。拒否権が行使された場合、大統領のコメントが付された法案は、再度、連邦院に差し戻される。これに対して両院の法案委員会を合わせた合同法案委員会が検討を加えて報告書を作成する。その報告書をもとに連邦院は再び審議を行い、最終的に合同法案委員会の検討した点それぞれに対する採決がなされる。連邦院は、コメントに沿って修正することもできるし、コメントを受け入れず当初の法案どおり、議決することもできる (106 (a))。再度、連邦院が議決し、大統領に送付された法案に対しては、大統領は拒否権を有しない。大統領は、受領後7日以内に署名を行い、法律を公布することになる (106 (b))。法案に署名しない場合であっても、受領後7日間経過後に法律となる (106 (c))。成立した法律は、官報によって公布され、法律に別段の定めがない限り、即日施行される (107)。

連邦議会の第1会期から第10会期までの間に大統領が拒否権を発動し、コメントを付した法案について連邦院で再議決された回数は241回あるが、大統領のコメントの通りに可決されたのは163回に留まる。特に連邦議会の各院の権限に関する法案や

<sup>36</sup> 注1記載の日本での研修は、これらの業務改善の契機となった。

<sup>37</sup> 中西嘉宏「民政移管後のミャンマーにおける新しい政治 - 大統領・議会・国軍 -」工藤年博編『ポスト軍政のミャンマー - 改革の実像 -』アジア経済研究所 (2015年) 参照。

政党が深く関与した法案については大統領の修正コメントは受け入れられない傾向にあり、議会の自律性の高まりを感じさせる。もっとも新議会は、アウン・サン・スーチー氏の強力なリーダーシップのもとで選挙戦を勝ち抜いたNLDが両院の過半数を占め、同氏は国家顧問として行政府だけでなく、立法府にも影響力を行使できる立場にある<sup>38</sup>。前政権のように、行政府と立法府との間で対立は深まらないのではないかとも思われるが、今後の動向を注視したい。

### 3. おわりに

これまでミャンマーの立法過程について説明してきた。議会を通した立法という民主的なプロセスが制度化されているが、法案の起草から審議までの過程において多くの問題点があり、改善の余地は大きいと思われる。

民主国家においては、法律はその対象となる人々の意思が反映されることが必要であり、そのためには立法過程の透明性が求められる。他方、ミャンマーのように急激に政治的にも経済的にも変化を遂げようとしている国にとって法整備は急務であり、立法過程の効率性が求められる。立法過程の透明性、効率性を向上させていくためには、既述した問題点の解決を図る必要がある。そのためには、立法制度自体の改善とともに立法に関わる人材の育成が欠かせない。暗記中心の教育は、上意下達で支配する軍政の強化に役立ったかもしれないが、自らがイニシアチブをとって問題点を解決していこうとする問題発見・解決型の人材を生み出すことには貢献していないと思われる<sup>39</sup>。

新しい法制度を構想するためには、①関連する経済的、社会的な事実の調査、②上記①の調査から抽出された問題点を解決するための政策の検討及び決定、③上記②で決定した政策に基づく法案の起草というステップを踏むことが必要である。このようなステップを実行していくためにはボトムアップ型の政策決定過程を踏むことが必要であり、そのためには問題発見・解決型の人材が不可欠である。ただ、一からそのような人材を生み出す時間的な余裕はミャンマーにはなく、省庁にいる中堅職員をいかに活用できるかにかかっている<sup>40</sup>。そのためには、慣れ親しんだ思考様式の変更も伴う場合も多い。そのような場こそ、まさに外部のアドバイザーが活躍すべきところである。抽象的に問題発見・解決が大切だからそのようにすべきだと言ってもあまり意味はない。具体的な案件を取り上げ、一緒に調査を行い、発見した問題点をどのように解決するか共に考えることが重要である。

<sup>38</sup> 2016年4月1日付 Myanmar Times 記事 <http://www.mmmtimes.com/index.php/national-news/nay-pyi-taw/19783-daw-suu-to-get-new-powers-under-draft-law.html> 参照

<sup>39</sup> 以前、ヤンゴンにある最高裁判所の研修施設を訪ねた際の話であるが、新任裁判官に対する民事訴訟法の講義を見学することができた。そこでの講義形式は、講師が民事訴訟法の条文を声に出して読み、それを新任裁判官が繰り返すというものであった。2、3ヶ月後には裁判官として実務につく新任裁判官に対して民事訴訟法の条文といった基本的なことから教えなければならないという点とともに条文の暗記が研修の中心であることに驚いた。

<sup>40</sup> 省庁による法案作成ではなく、議員立法を強化するという方向性もあろうが、まずは、行政部の専門的・技術的な知見をもとにした政策の速やかな実行が可能となるよう行政府内での立法過程の改善が急務だと思われる。

そのような考えに基づき、JICA ミャンマー法整備支援プロジェクトの活動の一つとして、現在、連邦最高裁判所とともに倒産法制の改革のための調査研究を行っている。中堅職員からなるワーキンググループを作り、そこに法曹資格を有する日本のアドバイザーが加わり、現行のミャンマー倒産法制について分析や他国の倒産法制との比較、国際機関が発行している倒産法制ガイドブックなどの研究をしている。今後、そのような調査研究をもとにミャンマーの経済社会に適合した倒産法制に関する政策をまとめ、それに基づいて法案の起草を進める予定である。また、政策をまとめるにあたっては、関連省庁や議会関係者からも議論に参加してもらったり、パブリックコメントを行ったりすることを予定している。このような活動は、先ほど述べた問題発見・解決型の人材育成に寄与することになる。また、立法過程における制度改善の契機ともなる。

当プロジェクトのカウンターパートは連邦最高裁判所及び連邦法務長官府であるため、これらの機関を中心にプロジェクト活動を進めていくことになる。しかし、仮に所管官庁がいくら良い法案を起草したとしても、連邦議会での審議が透明性に欠けていたり、非効率であったりしたら活動の効果は半減してしまう。そのような意味で当プロジェクトにとっても議会における審議過程の改善もインパクトが大きく、議会との連携も必要かつ重要である。

ミャンマーに新政権が誕生して間もないが、立法過程に関する制度改革の動きは遅かれ早かれ出てこよう。そのような制度改革のお手本となるようプロジェクトの活動に一層励みたい。

最後に当プロジェクトを支えて下さっている関係者の方々に感謝したい。特に法務省法務総合研究所国際協力部には、現地での活動のサポートから日本での研修の受入れまで様々な形でプロジェクトを支えて頂いた。2015年3月の日本での研修がなければ本稿は存在しなかったであろう。また、本稿は当プロジェクト活動の中から生まれてきたものである。最近まで現地専門家として同じくネピドーに駐在し、共にプロジェクト活動をしてきた國井弘樹前専門家（現福岡地方検察庁検事）及び坂野一生前専門家（現神戸大学大学院）に改めて感謝の意を表したい。

# インドネシア新プロジェクトがスタート ～ビジネス環境改善のための 知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～

JICA 長期専門家

横 幕 孝 介

## 1 はじめに

インドネシアは、我が国にとって、安全保障上及び経済上、極めて重要な国であり、政府の「法制度整備支援に関する基本方針」<sup>1</sup>（平成 25 年（2013 年）5 月改訂）において、最重要国として位置付けられるとともに、インドネシアに対する国別援助方針<sup>2</sup>（平成 24 年（2012 年）4 月）において、ビジネス・投資環境の改善や高等人材の育成支援等を通じた更なる経済成長への支援等がその重点分野とされている。

我が国のインドネシアにおける法制度整備支援<sup>3</sup>は、平成 14 年（2002 年）から本格化し、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みを利用した日本国内での研修、法務省法務総合研究所（以下「法務総合研究所」という。）による現地調査・協議等が継続的に行われるようになり、これらの機会を通じて、インドネシア最高裁判所及び同法務人権省<sup>4</sup>関係者らとの交流が継続されてきた。特にインドネシア最高裁判所との関係では、平成 19 年（2007 年）4 月から平成 21 年（2009 年）3 月まで、JICA による「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」が実施され、同プロジェクト終了後も、同プロジェクト関係者を含む両国の法曹関係の有志により民間団体が設立されるなどしたほか、法務省独自の枠組みで日本での研修、共同研究等が引き続き実施されるなど、両国の関係者の間で良好な関係が構築されてきた。

今般、前記政府の方針等を踏まえるとともに、インドネシア側からの要請を受け、従前我が国特許庁が知的財産権の審査を中心に協力していた JICA プロジェクト<sup>5</sup>を発展させる形で、平成 27 年（2015 年）12 月から、新たに、インドネシアにおける知的財産の保護体

<sup>1</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin\\_1305.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin_1305.html) 参照。

<sup>2</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni\\_enjyo\\_kakkoku.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html) 参照。同援助方針において、法制度整備支援は、「ビジネス・投資環境改善を促進するためにも、法的予見可能性・安定性の向上を含むガバナンス改善が重要との指摘にも留意する。」として、留意事項の中に位置付けられている。

<sup>3</sup> 「法制度整備支援」とは、広義では、各省庁を含む政府、大学、民間企業等の様々な主体による、あらゆる法領域に関わる支援・協力を指すものとも考えられるが、本稿では、主として法務省による支援・協力の文脈で使用することとする。

<sup>4</sup> インドネシア法務人権省は、入国管理、矯正、人権擁護等の業務を所管しているほか、民事法、刑事法、知的財産法等の所管法令を起草するとともに、他省庁が起草する法案の整合性をチェックする業務等を所管している。我が国の法務省、特許庁、内閣法制局に相当する機能を併せ有する組織であるといえる。

<sup>5</sup> 特許庁は、平成 6 年（1994 年）から、JICA の枠組みなどを通じて、インドネシアに対し、産業財産権分野での支援を行っており、直近のプロジェクトとしては、平成 23 年（2011 年）4 月から平成 27 年（2015 年）4 月まで、「知的財産権保護強化プロジェクト」が実施された。

制の強化とともに、ビジネス関連法令の起草・審査における整合性を向上させる手続整備を目的として、JICAによる「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」(以下「新プロジェクト」という。)が開始され、現在、本職を含む長期専門家4名がインドネシアに派遣され、活動に当たっている<sup>6</sup>。上記のとおり、法務省が協力するインドネシアにおけるJICAプロジェクトとしては、実に6年ぶりとなるものであることから、本稿では、改めて、これまでのインドネシアに対する法制度整備支援の経緯について簡単に振り返るとともに、新プロジェクトの概要について紹介することとしたい。

## 2 インドネシアにおける法制度整備支援の経緯

### (1) 黎明期

インドネシアに対する法制度整備支援の始まりは、平成10年(1998年)に遡る。1990年代半ばには、既にインドネシア国内においても司法制度改革の必要性が議論されるようになっていたが、平成9年(1997年)のタイ通貨危機に端を発したアジア経済危機がインドネシアにも波及し、平成10年(1998年)には、それまで約30年間続いたスハルト政権が崩壊したことなどを受けて、憲法をはじめとする司法制度改革が重要な国家的課題として明確に位置付けられ、司法制度改革に向けた動きが加速することとなった。

こうした流れの中で、当初、協力におけるテーマも、インドネシア側の要請に沿う形で、破産法、担保法、裁判内外の紛争解決等の経済関連法が設定され、インドネシア最高裁判所裁判官、検事、法務人権省職員らの参加を得て、日本における研修が実施された。また、平成12年(2000年)には、日本貿易振興会(JETRO)等の主催により、インドネシア独占禁止法研究会が開催されるなどした。

### (2) 初期

その後、インドネシアでの法制度整備支援が本格化したのは、前記のとおり、平成14年(2002年)からのことである。この頃から、JICAや法務省等による枠組みに違いはあるものの、毎年、インドネシアの司法・法務関係者らを日本に招いて、研修や共同研究が実施されるようになるとともに、これらと並行して、JICAや法務総合研究所による現地調査が継続的に行われるようになった。

この時期の研修のテーマとしては、主として、両国の司法制度やADRに関する比較共同研究が設定され、インドネシア最高裁判所裁判官、同最高検察庁検事、法務人権省法規総局職員、同省知的財産総局職員、弁護士らの参加を得て行われた。また、平成15年(2003年)には、我が国外務省及びJICAにより、バギル・マナン最高裁判所長官(当

<sup>6</sup> 平成27年(2015年)12月に、我が国特許庁からインドネシア法務人権省知的財産総局(Directorate General of Intellectual Property。DGIP)に長橋良浩長期専門家が、平成28年(2016年)2月に、我が国法務省からインドネシア最高裁判所に間明宏充長期専門家(裁判官出身)が、同じくインドネシア法務人権省法規総局(Directorate General of Legislation。DGL)に本職(検察官出身)が派遣されているほか、中南米などにおけるJICA長期専門家としての経験が豊富な本多安代長期専門家が本プロジェクトの業務調整員として派遣された。

時)らの招へいが実施されたほか、平成14年(2002年)及び平成17年(2005年)には、ヒクマハント・ユワナ・インドネシア大学法学部教授(当時)の招へいが実施されるなどした。

このように、平成14年(2002年)以降、研修や共同研究等の機会が増えるなどしたことで<sup>7</sup>、インドネシア側との継続的な対話が可能となり、一連の研修、共同研究、現地における協議、招へいにおける意見交換等を通じて、今後、日本側が協力するテーマの絞り込みが行われていった<sup>8</sup>。

### (3) 和解・調停制度強化支援プロジェクト

こうした対話が積み重ねられていく中で、インドネシア最高裁判所が強い関心を示したものが、最高裁判所における大量の未済事件の解消であった。この問題に対する方策の一つとして、既存の和解・調停制度をより積極的に活用していきたいとのインドネシア側の強い関心を受けてプロジェクト化されたのが、平成19年(2007年)から平成21年(2009年)まで実施された、JICAによる「和解・調停制度強化支援プロジェクト」である。

このプロジェクトは、インドネシア最高裁判所を支援対象機関とし、①最高裁規則の改正案が作成される、②調停人養成に必要な仕組みが改善される、③裁判所における和解・調停制度が一般に広報されるといった成果を通じて、裁判上の和解・調停制度が改善されることを目標として実施されたもので、日本からは、角田多真紀弁護士がJICA長期専門家としてインドネシアに派遣された。現地では、インドネシア最高裁判所裁判官、同地方裁判所裁判官、弁護士、大学教授、最高裁判所の認証を受けた民間の調停人養成研修機関の代表者らで構成されるワーキンググループが結成されるとともに、日本国内では、プロジェクト活動を支える支援委員会として、草野芳郎学習院大学教授(当時。元裁判官)をはじめとする学識経験者、法曹実務家らで構成されるアドバイザーグループが設置された。

このような体制の下、現地でのワーキンググループ活動、本邦研修、アドバイザーグループの先生方による現地セミナー等の手法を組み合わせる形で活動が進められ、①平成20年(2008年)7月には、裁判上の和解を活性化させるための改正最高裁判所規則(PERMA2008年1号)<sup>9</sup>が施行されたほか、②同年8月から平成21年(2009年)2月にかけて、同改正規則の裁判所における和解・調停制度に即した内容に改善された調停人養成研修担当講師育成研修が実施されるとともに、③数回にわたり裁判所における

<sup>7</sup> 平成15年(2003年)には、平石努弁護士が、JICA企画調査員としてインドネシアに派遣されるなど、司法分野における本格的な調査も開始された。

<sup>8</sup> テーマの候補としては、司法の独立、透明性、効率性の確保、未済事件の増大に対する上訴制度の合理化、和解・調停制度の整備、汚職対策の確立、事件管理の改善などが挙げられていた。

<sup>9</sup> 例えば、①調停手続を経ないでなされた判決は無効、②訴訟当事者が調停人(裁判官(受訴裁判所裁判官を含む)、弁護士、法律学者、非法律家)を選ぶ権利を有する、③調停期間は、原則40日とされ、14日を超えない範囲で延長が可能、④調停が失敗しても、訴訟担当裁判官が判決言渡しまでのあらゆる段階で和解を試みることができるなど、その内容は、日本の和解・調停制度が反映されたものとなった。なお、同規則は、PERMA2016年1号により更に改正されている。

和解・調停制度に関する広報セミナーが実施されるなど、大きな成果が残された。

#### (4) 新プロジェクト開始まで

平成 21 年（2009 年）に「和解・調停制度強化支援プロジェクト」は終了したものの、インドネシア最高裁判所は、同プロジェクトを契機に我が国に対する信頼を深め、和解及び調停分野に限らず日本の司法制度全般に関して強い関心を抱くとともに、司法制度改革を推進していく上で、引き続き日本から支援を受けたいとの意向を有していた。そこで、法務省では、その後も、独自の枠組みで、毎年、日本に司法関係者を招き、先方の要請に応じたテーマを設定して研修や共同研究を実施するとともに、同プロジェクトのアドバイザーグループのメンバーであった草野教授や稲葉一人中京大学教授らがインドネシアを訪問して日本の和解・調停制度等を紹介する現地セミナーに法務総合研究所国際協力部教官を同行させるなど、同プロジェクトのフォローアップを含め、引き続き、インドネシアの司法分野における協力を継続した。平成 22 年（2010 年）以降、法務省において実施した主な研修等は、以下のとおりである。

- 平成 22 年（2010 年）インドネシア最高裁判所民事部長ら招へい（今後の協力の在り方に関する協議）
  - 同最高裁判所司法研究開発研修所<sup>10</sup> 所長ら招へい（日本及びインドネシアにおける法曹養成制度の比較共同研究）
  - 同最高裁判所副長官ら招へい（知的財産法研究）
  - 法務総合研究所国際協力部教官による現地調査等
- 平成 23 年（2011 年）第 1 回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（日本の法曹養成制度等）
  - 法務総合研究所国際協力部教官による現地調査等
- 平成 24 年（2012 年）第 2 回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（裁判官の人材育成、非訟手続等）
  - 法務総合研究所国際協力部教官による現地調査等
- 平成 25 年（2013 年）法務総合研究所所長らによる現地協議
  - 法務総合研究所国際協力部教官による現地調査等
- 平成 26 年（2014 年）第 3 回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（知的財産、民事保全・民事執行等）
  - インドネシア最高裁判所事務局長らとの共同研究（少額訴訟）
  - 法務総合研究所国際協力部教官による現地調査等
- 平成 27 年（2015 年）第 4 回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（少額訴訟）、シンポジウム開催（テーマ：知財事件訴訟及びインドネシアの裁判実務の現状）
  - 法務総合研究所国際協力部教官による現地調査等

<sup>10</sup> 裁判官の研修等を実施している。日本の最高裁判所司法研修所に相当。



### 3 新プロジェクト

#### (1) 新プロジェクトの形成まで

前記の研修、共同研究等と並行して、法務省では、インドネシア側の要請を踏まえるなどして、JICA と協力しながら、現地調査等の機会を通じて、新たなプロジェクトの立ち上げに向けて日本側及びインドネシア側関係機関との協議を重ね、それらの過程で、インドネシア最高裁判所の関心の重点が知的財産分野にあることが判明するとともに、新たに、同法務人権省法規総局から日本政府に対する強い支援の要請があることも明らかとなった。そこで、平成 26 年（2014 年）10 月に実施された、前記 JICA 知的財産権保護強化プロジェクト（脚注 5 参照）に関する終了時評価及び新プロジェクト形成に向けた関係機関との協議のための現地調査等を経て、平成 27 年（2015 年）2 月、正式に、日本政府において、知的財産を軸として、インドネシア最高裁判所、同法務人権省知的財産総局及び同省法規総局を実施機関とする新たな JICA 技術協力プロジェクト案件が採択されるに至った。

その後、新プロジェクトに関する技術協力事業合意文書（Record of Discussion: R/D）<sup>11</sup>の締結に向けて、各実施機関と細部を詰めるための詳細計画策定調査などの準備が進められ、同年 7 月には、JICA とインドネシア最高裁判所との間において、同年 8 月には、同じく同法務人権省との間において、それぞれ、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」に関する R/D が締結され<sup>12</sup>、同年 12 月から同プロジェクトが開始された<sup>13</sup>。

#### (2) プロジェクトの概要

新プロジェクトの概要は、以下のとおりである。

【期間】2015 年 12 月～2020 年 12 月（5 年間）

【実施機関】インドネシア最高裁判所、同法務人権省知的財産総局及び同省法規総局

【上位目標】知的財産法を含むビジネス関連法の法的整合性及び法執行手続が改善する。

【プロジェクト目標】知的財産法について法的整合性を向上させる体制が整備され、知的財産を保護する体制が強化される。

【長期専門家】4 名（検察官出身者、裁判官出身者、特許庁出身者、業務調整）

【日本側協力機関】法務省、最高裁判所、特許庁、アドバイザーグループ

新プロジェクトは、インドネシアにおける知的財産の保護体制を強化するとともに、知的財産関連法令の起草・審査における整合性を向上させる手続整備を目的としている。

<sup>11</sup> 日本及び相手国政府が締結する条約その他の国際約束に基づき技術協力を実施するに当たり、両国の実施機関において、具体的な実施条件等について合意した事項を記録した文書。

<sup>12</sup> 新プロジェクトの実施機関は、インドネシア最高裁判所、同法務人権省知財総局及び同省法規総局の三機関であるが、後二者はいずれも法務人権省内の部局であるため、R/D は、最高裁判所及び法務人権省との間で各 1 通が作成された。

<sup>13</sup> 新プロジェクトの開始日は、R/D 上、「最初に長期専門家が派遣された日」とされたところ、インドネシア側の手続の事情により、まず長橋専門家が平成 27 年（2015 年）12 月 21 日にインドネシアに着任したことから、同日をもって新プロジェクト開始となった。

知的財産の保護体制の強化とは、これまでの我が国特許庁による協力が成果を上げてきた、審査官の能力向上や利用者が知的財産関連情報を取得するに当たっての利便性の更なる強化を通じて、知的財産を取得する過程の予見可能性を高めることに加え、知的財産の訴訟を担当する裁判官の能力向上等を通じて、知的財産の事件処理の予見可能性も高めることで、知的財産をめぐる行政手続の段階における保護体制だけでなく、紛争が処理される裁判手続の段階における保護体制をも強化することを目指すものである。また、整合性が確保された法令が整備されれば、それだけ法の運用における裁量の幅を狭めることにつながり、ひいては、行政及び司法のいずれの局面における予見可能性を高めることにもつながる。そこで、法令の整合性の向上という観点から、知的財産に関連する法令を題材としつつ、法令の起草・審査担当者において、より整合性をもった法令の起草・審査を行うのに役立つような手段、枠組みを整備することを目指そうとするものである。こうしたプロジェクトの目標が達成されることを通じて、その先に見据える長期的な目標として、知的財産法を含むビジネス関連法令の法的整合性がより高まるとともに、それら法令の運用、執行手続の改善につながることを目指している。

そのための具体的な活動として、例えば、インドネシア最高裁判所を実施機関とする活動では、知的財産事件を担当する裁判官の研修カリキュラムの策定、同研修で用いられる教材の作成などが、インドネシア法務人権省知的財産総局を実施機関とする活動では、審査基準の見直しや上位の審査官の人材育成などが、同省法規総局を実施機関とする活動では、法令の整合性確保のための執務資料等の作成やこれらを活用した研修の実施などが予定されている。また、同省知的財産総局及び同省法規総局双方に関わる活動として、近時改正法が成立した著作権法または成立見込みとされている特許法若しくは商標法に関する下位法令の策定などが想定されている。

これらの活動は、基本的には、主として実務を担当する者らで構成されるワーキンググループでの活動、日本での研修、インドネシア現地でのセミナーなどの手法を組み合わせることで進めていくことが想定されているが、各実施機関によって、これまで日本による協力を受けてきた経験の有無、協力の手法等においてそれぞれ違いがあることから、具体的な進め方については、各実施機関の実情に応じて検討し、カスタマイズしながら進めていくことになろう。

このほか、日本側の体制としては、新プロジェクトにおいても、日本国内に、法曹実務家、大学教授らで構成されるアドバイザーグループが結成され、同グループの委員に、ワーキンググループや現地専門家との協議に参加いただいたり、本邦研修及び現地セミナーにおける講師を務めていただいたりするなどの機会を通じて、各分野における高度な専門的知見を提供していただくことで、本プロジェクトに御協力いただく予定である。

なお、前記のとおり、先に着任した長橋専門家に加え、平成28年（2016年）2月に、間明専門家、本多専門家、本職が着任し、同月から、長期専門家4名揃っての体制がスタートした。本プロジェクトは実施機関が三機関に分かれており、各機関からそれぞれ

オフィスの提供を受けているが、各オフィスの使用上の制約、専門家同士が情報共有を行う場の確保の必要性などを考慮して、別途、外部に共通オフィスを設置した。現時点では、長橋専門家及び本多専門家は法務人権省知的財産総局内のオフィスを、間明専門家は共通オフィスを、本職は同省法規総局内のオフィスをそれぞれベースとして活動し、各オフィスに現地スタッフ各1名と一緒に勤務する体制をとっているが、本プロジェクトとしてどのような執務体制で行うのが最適であるのかについては、今後、各実施機関において具体的な活動を進めながら検討していくことになるであろう。

#### 4 終わりに

本年5月4日には、岩城光英法務大臣がインドネシアを訪れ、ハッタ・アリ最高裁判所長官及びヤソンナ・ラオリー法務人権大臣との間で、日本とインドネシアの司法・法務分野における協力関係について親密な会談がなされ、同協力関係の一層の強化を確認し合うとともに、同大臣及び同長官をはじめとする両国の司法・法務分野等の関係者を招いて、これを祝う式典が催された。詳細については、おって本誌上にて報告がなされるものと思われるが、この度の新プロジェクトは、言うまでもなく、そうした長年にわたる両国の司法分野の多くの関係者の地道な交流によって築き上げられてきた信頼・協力関係の礎の上に成り立っているものでもあることを改めて銘記しておきたい。

今般、開始された新プロジェクトは、従前から行われてきたインドネシアにおける知財分野に関する日本による協力について、新たに法・司法の側面からもこれを一層強化しようというものであるが、このことは、インドネシア側の関係機関に対し、相互にこれまでの垣根を超えてより積極的な接点を見出してみよう働きかけていくことを意味すると同時に、日本側の関係機関にとっても、同様のことが求められることを意味する。こうした枠組みは、大げさに言えば、これまでの法制度整備支援の経緯に照らして初めての試みであるというだけでなく、新プロジェクトに関わる関係者全てにとって、新たな、かつ挑戦的な試みでもあろう。

新プロジェクトは、端緒についたばかりであり、今後、手探りの中で、それぞれの活動を一步ずつ進めていくことになる。全てが試行錯誤しながら進めていく状態にあるといっても過言ではなく、それだけに、末永く、新プロジェクトに対する皆様の御理解と御支援を賜りますようお願いし、本稿を締めくくることがとしたい。

# ラオスの法曹養成に対する日本の支援体制について

国際協力部教官

堤 正 明

## 第1 はじめに

1 従前、ラオスでは、裁判官、検察官、弁護士を目指す「法曹の卵」たちが、それぞれ別の研修機関において研修等を受けて資格を得た後、裁判官、検察官、弁護士としての活動を行っていた。

そのような中、平成24年（2012年）2月、ラオス司法省副大臣ら司法関係機関の要人らが来日し、日本の司法研修所の見学、法曹関係者との意見交換等を通じて、法曹三者を統一的に教育する法曹育成制度に大いに関心を持ち、これを契機として、ラオスに日本型の法曹育成研修機関を設立しようとの気運が高まり、法曹三者の統一的養成が推し進められることになった。

平成26年（2014年）8月には、ラオス司法省法・司法研修所の執行部メンバーらを招へい<sup>1</sup>し、日本における法曹養成制度に関するより詳しい情報提供等を行い、上記メンバーらに、プロセスとしての法曹養成を考えることが重要であるという共通認識を醸成することができた。

ラオス側では、上記のような日本側からの情報提供を踏まえて準備を進め、平成27年（2015年）1月から、司法省傘下に設置された「National Institute of Justice」（国立司法研修所）（以下「NIJ」という。）において、将来、裁判官、検察官、弁護士として活躍する「法曹の卵」の養成を行っているところである。

2 他方、平成26年（2014年）7月から開始したラオスの現行プロジェクト（法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2）に設置された教育・研修改善サブワーキンググループ（SWG）<sup>2</sup>の活動として、統一的な法曹養成制度に関するカリキュラム、教授方法の改善や教材開発が予定されていたところ、プロジェクト開始当初は抽象的であった活動内容がプロジェクトの進行に伴ってより具体的となっていく中で、かかる活動のリソースとなるアドバイザーグループ（以下「AG」という。）の設置を希望する声がラオス側メンバー及び現地の長期専門家から寄せられていた。

そこで、今般、かかる分野での知識や経験が豊富な研究者や実務家により構成される教育・研修改善AGを立ち上げ、継続的にラオスの法曹養成に対する支援活動を行っているので、その概要を紹介する。

<sup>1</sup> 招へいの詳細については、ICD NEWS 第61号「日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究」を参照いただきたい。

<sup>2</sup> 教育・研修改善SWGのメンバーには、NIJ所長、最高人民裁判所司法研修所長、最高人民検察院検察官研修所長、ラオス国立大学法政治学部長ら、ラオスの法学教育・法曹等養成分野に関わっている中枢人材が選出され活動している。

## 第2 ラオスの法曹養成に対する日本の支援体制の確立及び活動

### 1 ラオスに対する法制度整備支援の経緯

ラオスでは、「新思考（チンタナカーン・マイ）」と呼ばれる構造改革の下、昭和61年（1986年）に「新経済メカニズム」を採用し、それ以降、「法の支配」に基づく市場経済の進展を目指し、法律及び法制度整備を推進している。

法務省は、ラオス政府の要請を受け、平成10年（1998年）から、ラオスの法・司法分野における現状調査と並行して、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）による本邦研修及び短期専門家による現地セミナーの実施に協力してきた。

平成22年（2010年）7月からは、JICAと、ラオスの司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の4機関（以下「関係4機関」という。）との間の合意に基づく「法律人材育成強化プロジェクト」が開始され、法務省からも長期専門家（検事）を派遣しており、引き続き平成26年（2014年）7月からは、同プロジェクト・フェーズ2が進行中である。

### 2 現行プロジェクト（法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2）の概要

#### (1) 現行プロジェクトの目的等

現行プロジェクトは、ラオスの法務・司法機関、法学教育機関及びその所属職員・教員の①法令の起草、②法令の運用・執行、③法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修、及び④法令の普及・理解促進の各改善に取り組む能力の向上を図り、体系的で一貫した立法・法運用・執行並びに政府職員及び一般市民の法制度のアクセスの向上に寄与することを目的とし、平成26年（2014年）7月から平成30年（2018年）7月までの4年間、関係4機関をカウンターパートとして実施している。

その成果としては、①民法典草案の起草及びその執務参考資料等の作成、②民事・経済関連法及び刑事関連法分野の法令に関する執務参考資料等の作成、③上記①及び②の執務参考資料等を、実務改善や法改正、関係4機関の法学教育・法曹等研修機関の実施する法学教育、法曹等研修のために活用すること、そして、④上記①及び②の執務参考資料等を、政府機関職員・一般市民を対象とした法令の知識の普及・理解促進に活用することが掲げられている。

#### (2) ラオスにおける活動内容等

ラオスには、長期専門家として検事1名、弁護士2名、業務調整専門家1名が派遣され、関係4機関の職員らから構成される①民法典（起草）、②民事経済関連法、③刑事関連法、④教育・研修改善に関する各SWGと共同で、主に以下の活動を実施している。

①民法典SWG：民法典の起草及び民法典の統一的な運用・執行を図るための執務参考資料等の作成

②民事経済関連法SWG：経済紛争解決法の手続チャート及びテキストの作成等

③刑事関連法SWG：捜査手続に焦点を当てた執務参考資料としてのQ&A作成等

④教育・研修改善SWG：プロジェクト成果物の普及活動に加え、平成27年1月か

ら NIJ で開始された統一的な法曹養成制度に関するカリキュラム，教授方法改善や教材開発等

教育・研修改善 SWG においては，活動の大きなテーマとして NIJ におけるカリキュラム，教授方法の改善，教材開発及びその利用方法の研究を掲げており，効果的な法学教育・法曹研修等を実施するための方策（教授方法，指導要領・カリキュラムの改善等）を試行と検証を通じて検討して提言として取りまとめ，同提言に基づいたワークショップやモデル授業等を開催し，最終的には実際の法学教育・法曹研修等において実施していくこと，そして，それらの活動を通じてラオス側関係者自身により改善可能なワークフローを作り上げることを目指している。



NIJ の授業の様子

### 3 教育・研修改善 AG の立上げ及び活動内容について

#### (1) AG 立上げの経緯

現行プロジェクトの活動の中で最も重要なもののうちの一つと言えるのが，教育・研修改善 SWG の活動であり，同 SWG の活動には，上記のとおり，日本の法曹養成システムを参考にして導入された NIJ におけるカリキュラム，教授方法の改善や教材開発を含む，法曹養成制度全般の改善が含まれている。この NIJ における法曹養成制度を充実したものにするとともに，ラオス側関係者自身により改善可能なワークフローを作り上げることができれば，ラオス側関係者の手による有為な法曹人材の拡大再生産が可能となり，法・司法分野における有為な人材の不足に喘ぎ，それが法の支配の実現の大きな障害になっているラオスの現状を打開することができるため，今後のラオスにおける法・司法分野発展の鍵を握る極めて重要な活動分

野になっている<sup>3</sup>。

ラオス側は、日本の関係者が「法科大学院教育→司法修習→実務についてからの継続教育」を一連のプロセスとして理解し、それぞれの段階でどのような目的を設定し何を身に付けさせるのかについて共通認識をもって実施していることに強く感銘を受けており、プロジェクト活動の中でも、その発想を取り入れてカリキュラム、教授方法の改善や教材開発・利用方法の研究を行いたいと強く望んでいる。

上記のとおり、教育・研修改善 SWG の活動は、ラオスの将来を担う法曹人材育成のために欠かすことのできない重要性を有していること、内容もカリキュラム、教授方法の改善や教材開発及びその利用方法の研究というように幅広く、長期専門家による日常的な助言・サポートに加え、同分野での知識や経験が豊富な研究者や実務家による中長期的なスパンでの支援を要するものになっていることといった点に鑑み、かかる支援について、法科大学院教育関係、司法研修教育関係、継続教育関係の三分野の専門家に協力をお願いすることとし、JICA から、ICD 教官（裁判官出身及び検事出身）のほか、以下の方々に教育・研修改善 AG の委員を委嘱したものである。

法科大学院関係：山田八千子教授（中央大学法科大学院）

司法研修教育関係：波床昌則弁護士（元司法研修所刑事裁判教官）

関根澄子司法研修所民事裁判教官

志賀剛一弁護士（元司法研修所民事弁護教官）

継続教育関係：秋山仁美東京地方検察庁立川支部長（前法務総合研究所研修第一部長）

佐藤美由紀法務総合研究所研修第一部長

## (2) AG の活動内容等

### ア 本邦研修等

AG 立上げ前の平成 27 年（2015 年）8 月 24 日から同年 9 月 1 日までに実施した本邦研修<sup>4</sup>においては、法科大学院、司法研修所、裁判所、検察庁、弁護士会にそれぞれ協力いただき、講義等を通じて、カリキュラムの策定・検証・改善の方法、教材開発の方法、教授方法の改善・研究の方法について知見を提供するとともに、研修員との意見交換や協議を実施し、ラオスの抱える問題点と解決策を具体化することに着手し、上記本邦研修後、ラオス側メンバーは、長期専門家のアドバイスとサポートを受けながら、SWG の活動に関するスケジュールを策定し、カリキュラムの改善に向けた活動や新規教材開発の活動等に着手している。

<sup>3</sup> 当該分野には、国連開発計画（UNDP）やフランス政府も支援を表明し、カリキュラム作成や教官候補者に対する研修などに協力しており、こうした機関による協力との相乗効果が生じるような調整・連携が重要である。

<sup>4</sup> 本邦研修の詳細については、ICD NEWS 第 65 号「ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ 2）『法曹養成』本邦研修」を参照いただきたい。

## イ AG 会合

平成 28 年（2016 年）2 月 24 日，JICA 本部，JICA ラオス事務所，JICA 横浜<sup>5</sup> 及び法務総合研究所国際協力部の 4 か所をテレビ会議システムでつなぎ，教育・研修改善 AG 第 1 回会合を実施した。

同会合においては，教育・研修 SWG のメンバーから，本邦研修後の SWG の活動状況についての報告が行われるとともに，AG 委員との間で，ラオス側が抱える具体的な問題点（カリキュラム改善や教材開発方法など）に関する質疑応答や意見交換を実施した。

## ウ 現地セミナー

平成 28 年（2016 年）3 月 9 日から同月 12 日まで，ビエンチャンにあるラオプラザホテルにおいて，現地セミナーを実施した<sup>6</sup>。

現地セミナーでは，AG 委員である波床弁護士及び志賀弁護士に協力いただき，日本の法曹養成の過程で実施されている形に近い形で，刑事裁判における事実認定の手法等に関する一般的な講義のほか，具体的な演習問題を用いた刑事事実認定に関するグループ討論等を実施するとともに，具体的な事件を題材とした答弁書作成や，具体的な設例に基づく被告反論の骨子作成についてのグループ討論等を行った。

## 第 3 おわりに

教育・研修改善 SWG の活動は，現行プロジェクトの核の一つであり，今後のラオスの法・司法分野発展の鍵を握る重要な分野で実施しているものである。

今後も引き続き，ラオスにおける長期専門家のサポートによる現地活動と AG 委員のサポートによる AG 会合，現地セミナー及び本邦研修とを相互にリンクさせ，ラオスの法曹養成に対する効果的な支援協力を実現していきたいと考えている。

<sup>5</sup> JICA 横浜からは，当時，民法典の本邦研修で来日していた NIJ 所長，ラオス国立大学法政治学部長らのほか，AG 委員の山田教授に会合に参加いただいた。

<sup>6</sup> 現地セミナーの詳細については，本号「ラオス現地セミナー（教育・研修改善）」を参照いただきたい。



## 活動報告

### 【会 合】

#### 第 17 回法整備支援連絡会

法務省法務総合研究所国際協力部長

阪 井 光 平

17 回目を迎えた法整備支援連絡会は、平成 28 年 1 月 22 日（金）に開催された。当日のプログラム、講演者・報告者の経歴及び会場での発言は、後掲のとおりである。なお、誌面の都合上、すべての発言を掲載しておらず、掲載した各発言は、全体の意味を損なわない範囲で一部を省略し、表現を変えているので了承願いたい。

平成 27（2015）年 12 月に ASEAN 経済共同体が発足し、また、同月、JICA においても、従前 ASEAN 域内でベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーで実施していた法整備支援プロジェクトに加え、新たにインドネシアで「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を開始し、法務省も同プロジェクトに長期専門家として検事 2 名（うち 1 名は裁判官出身）を派遣した（同プロジェクトの詳細は、横幕専門家による報告・51 頁参照）。

このような中、今回の連絡会では、メインテーマを「ASEAN と法整備支援」とし、ASEAN の状況を多角的に分析した上で、域内各国に対する法制度整備支援の在り方について議論することを主眼とした。

第 1 部では、元駐インドネシア特命全権大使鹿取克章氏及び駐日本特命全権大使ユスロン・イーザ・マヘンドラ氏による、インドネシア及び ASEAN について、日本との関係・日本による法制度整備支援の意義等の観点からの講演がなされ、その後、両氏に住友商事株式会社常務執行役員の兵頭誠之氏が加わり、インドネシアにおいて日本企業が活動する際に存在する問題点、その克服において法制度整備支援がどのような役割を果たしうるかなどについて鼎談がなされた。

第 2 部では、日本の法制度整備支援に詳しい、オーストラリア国立大学ベロニカ・テイラー教授、日本が長く法制度整備支援に取り組んできたベトナムのル・ティエン・ズン弁護士及びラオスのチャンタリー・ドゥアンヴィライ裁判官による、日本の両国等 ASEAN 域内における法制度整備支援のこれまでの取り組み及び現況についての報告がなされ、続く第 3 部では、横田洋三法務省特別顧問がモデレーターを務め、上記 3 名に JICA の佐藤直史法整備支援アドバイザー及び渡部吉俊法務総合研究所国際協力部教官が加わり、計 5 名をパネリストとして、第 2 部の報告を踏まえて、今後の日本による ASEAN 域内での法制度整備支援の方向性等について討論がなされた。

日本による法制度整備支援は、約 20 年の歴史を有するが、近時、法制度整備支援は、「ソフトインフラ」の支援として戦略的に取り組むべきとの国の方針が出され、対象国においては、ドナー間の競合・競争が生じるなど、従前とは大きく異なる様相を呈している。

そのような状況の下、今回は ASEAN 経済共同体発足、インドネシアにおける新プロジェクトの開始という節目において、法制度整備支援の利益を受けると想定される、現地の日本企業の視点も加味したプログラムを選定したが、各講演者・報告者の内容豊かな発表は、法制度整備支援に関わる者に鋭い刺激を与えるものであり、パネリストの問題提起も時宜を得たものであって、今後の日本の法制度整備支援の在り方を考察する格好の機会となったと考えている。

この連絡会の成果を踏まえ、当部においては、関係各位と更に密接に連携を取りながら、日本の法制度整備支援の良き伝統を維持しつつ、新たな状況に的確に対応すべく謙虚に業務を進めてゆく所存である。

なお、次回の第 18 回法整備支援連絡会は、平成 29 年 1 月 20 日（金）に同会場で開催する予定である。



第一部 基調講演者らによる鼎談



第三部 パネルディスカッション



会場の様子



## 第17回法整備支援連絡会

# ASEANと法整備支援

平成28(2016)年1月22日  9:50 - 18:00

**大阪会場：法務省法務総合研究所「国際会議室」**  
大阪市福島区福島1-1-60 大阪中之島合同庁舎2階

**東京会場：独立行政法人国際協力機構（JICA）本部228, 229会議室**  
東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル2階

主催：法務省法務総合研究所  
独立行政法人国際協力機構（JICA）  
後援：最高裁判所  
日本弁護士連合会  
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所  
公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）

# Program

開会挨拶 9:50~10:20

赤根 智子 法務総合研究所長  
富吉 賢一 国際協力機構(JICA)理事

第1部 基調講演等 10:20~12:00 「ASEAN地域における日本のソフト面での支援の意義」

講演



**鹿取 克章 氏**  
(外務省参与, 元インドネシア共和国駐劔日本国特命全権大使, 元ASEAN担当大使)



**ユスロン・イーザ・マヘンドラ 氏**  
H.E. Dr. Yusron Ihza Mahendra  
(日本国駐劔インドネシア共和国特命全権大使)

対談



**兵頭 誠之 氏**  
(住友商事株式会社常務執行役員経営企画部長)

◆進行役: 阪井 光平  
(法務総合研究所国際協力部長)

第2部 関係者からの報告 13:30~15:20



**ヴェロニカ・テイラー 氏**  
Prof. Veronica L. Taylor  
(オーストラリア国立大学教授)



**チャンタリー・ドゥアンヴィライ 氏**  
Mr. Chanthaly Douangvilay  
(ラオス最高人民裁判所労働部長)



**ル・ティエン・ズン 氏**  
Dr. Luu Tien Dzung  
(ベトナム弁護士連合会常任委員会委員, 国際交流委員長)

第3部 全体討議 15:40~17:50

モデレーター



**横田 洋三 氏**  
(法務省特別顧問)

パネリスト



**ヴェロニカ・テイラー 氏**  
Prof. Veronica L. Taylor  
(オーストラリア国立大学教授)



**チャンタリー・ドゥアンヴィライ 氏**  
Mr. Chanthaly Douangvilay  
(ラオス最高人民裁判所労働部長)



**ル・ティエン・ズン 氏**  
Dr. Luu Tien Dzung  
(ベトナム弁護士連合会常任委員会委員, 国際交流委員長)



**佐藤 直史 氏**  
(JICA法整備支援アドバイザー)



**渡部 吉俊 氏**  
(法務総合研究所国際協力部教官)

開会挨拶 17:50~18:00

原田 明夫 公益財団法人国際民商事法センター理事長

レセプション 18:30~

◆日本語・英語同時通訳

## Profile

### 講演者



### ユスロン・イーザ・マヘンドラ 氏

#### 日本国駐箚インドネシア共和国特命全権大使

インドネシア大学国際学部卒業。筑波大学人文社会系国際政治経済学博士課程修了。

ムハマディア大学講師、インドネシア大学研究員、Ihza & Ihza法律事務所パートナー、日本大学講師、Kompas新聞社特派員、インドネシア通商産業省顧問、日本インドネシア友好促進議員連盟議長、インドネシア下院第一委員会副委員長などを経て、現在、日本国駐箚インドネシア共和国特命全権大使。

### 講演者



### かとり よしのり 鹿取 克章 氏

#### 外務省参与、元インドネシア共和国駐箚日本国特命全権大使、元ASEAN担当大使

一橋大学経済学部卒業後、外務省に入省。ドイツ連邦共和国日本国大使館勤務後、北米局安全保障課長、大臣官房報道課長、在ミュンヘン総領事館総領事、在大韓民国日本国大使館公使、大臣官房審議官、領事局長を経て、大臣官房外務報道官。その後、イスラエル国駐箚特命全権大使、ASEAN担当大使、外務省研修所長を歴任。インドネシア共和国駐箚特命全権大使を最後に2014年に退官。現在外務省参与。

### コメンテーター



### ひょうどう まさゆき 兵頭 誠之 氏

#### 住友商事株式会社常務執行役員経営企画部長

京都大学大学院工学研究科修士課程修了後、住友商事株式会社に入社。ヨルダン、日本、香港での勤務を経て、2004年からインドネシアの石炭火力発電所を手掛けるタンジュン・ジャティBプロジェクト部長を務め、2010年にはアジア総支配人補佐、インドネシア住友商事会社社長に就任。その後、執行役員を経て、2015年4月から現職。インドネシアにおける日本人商工会・日本人会であるジャカルタジャパンクラブ理事長を歴任し、現在、一般社団法人日本貿易会審議員も務める。

### モデレーター



### よこた ようそう 横田 洋三 氏

#### 法務省特別顧問

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了。世界銀行法律顧問、国際基督教大学教授、東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授、中央大学法学部・法科大学院教授などを経て、現在は、法務省特別顧問、人権教育啓発推進センター理事長及び日本ユニセフ協会顧問として活動。同時に国連大学学長特別顧問、同高等研究所客員教授、国連人権促進保護小委員会委員、国際労働機関(ILO)条約勧告適用専門家委員会委員・委員長、日本国際連合学会理事長などの要職を歴任。

## Profile

### 報告者



### ヴェロニカ・テイラー氏

オーストラリア国立大学教授

1988年モナシュ大学法学部卒業、1992年ワシントン大学法学修士課程修了。メルボルン大学法学部アジア法センター副センター長、ワシントン大学アジア法センター長、国際交流基金米国諮問委員長、オーストラリア研究協議会CEPS国際諮問委員、同ERA研究評価委員、国際金融規制センター顧問委員などを務め、2015年には日本研究への貢献者として日本の外務大臣から表彰を受ける。また、日本語通訳・翻訳家としての認可も取得。現在、オーストラリア国立大学アジア太平洋学部長。

### 報告者



### チャントリー・ドゥアンヴィライ氏

ラオス最高人民裁判所労働部長

1989年ブルガリア共和国ソフィア大学法学部卒業、2002年名古屋大学法学修士課程修了。ビエンチャン法律学校（現在のラオス国立大学法政治学部）教員、ビエンチャン首都裁判所裁判官、同裁判所副所長を経て、2009年11月からラオス最高人民裁判所法律管理・統計局長、2015年5月から現職。民法典サブワーキンググループの一員として、日本が実施する法整備支援プロジェクトに長年関わるなど、日本の法整備支援活動に関する造詣も深い。

### 報告者



### ル・ティエン・ズン氏

ベトナム弁護士連合会常任委員会委員、国際交流委員長

1989年ロシア連邦クバンスク州立大学法学部卒業、2000年アイオワ州立大学法学修士課程修了、2011年ベトナム国家法研究所法哲学博士課程修了。ベトナム最高人民裁判所長官助手、UNDP国家プログラム法律アナリストを経て、2007年からYKVNロイヤーズ弁護士事務所パートナー兼ベトナム弁護士連合会国際交流委員長として、多くの企業取引や国際取引を担当。ベトナム国際仲裁センター審判長、ICC国際仲裁裁判所仲裁審判員、ホーチミン経済法律大学客員教授も務める。



法務省 法務総合研究所国際協力部

〒553-0003 大阪市福島区福島1丁目1番60号

大阪中之島合同庁舎4階

TEL: 06-4796-2153 (代表)



## 第17回法整備支援連絡会発言録

### 赤根智子法務総合研究所長挨拶

本日はお忙しい中、多くの方にお集まりいただきましてありがとうございます。特に基調講演・鼎談をしていただきます元駐インドネシア共和国日本国特命全権大使の鹿取克章様、駐日本国インドネシア共和国特命全権大使のユスロン・イーザ・マヘンドラ様、住友商事株式会社常務執行役員の兵頭誠之様におかれましては、非常にお忙しい中、大阪会場まで足をお運びいただき、誠にありがとうございます。

法務省特別顧問の横田洋三先生におかれましても、ご多用中のところご参加いただき感謝しております。

ゲストスピーカーとしてご参加いただく、ヴェロニカ・テイラー様、チャンタリー・ドゥアンヴィライ様、ル・ティエン・ズン様におかれましては、遠路はるばる日本までお越しいただきましてありがとうございます。

大阪会場のみならず、東京会場にも多数の方にお集まりいただいております。我々主催者のみならず、本連絡会にお集まりいただいた方が皆、基調講演・鼎談、報告者の皆様からのご発表を大変楽しみにしております。

法務総合研究所は、これまで JICA と共に、我が国にとって重要な地域である ASEAN 各国に対して、法の支配の確立を目的として、様々な協力を行ってまいりました。

2015年12月にはインドネシアに対する法制度整備支援が開始されるなど、こうした協力は、ASEAN 諸国にさらなる広がりを見せております。そこで、本年度の法整備支援連絡会は「ASEAN と法整備支援」をテーマに掲げました。

第一部では、鹿取大使から、最近の日・インドネシア関係全般、日本にとってのインドネシアの重要性、インドネシアへの協力推進に当たって日本としての留意点などについてご講演いただき、ユスロン大使からは、日・インドネシア間の協力推進に当たってのインドネシア側の期待・優先事項等について

ご講演いただくことになっております。

引き続き、兵頭常務に加わっていただき、企業サイドから見たインドネシアの法規制などの問題点、ビジネス界の立場から、日・インドネシア間の法的側面における協力の意義、協力推進分野における優先事項についての考えなどの観点も加え、両大使と共に鼎談していただくことになっております。

インドネシア、日本のそれぞれにおいて、特命全権大使としてご勤務され、あるいは、現在ご勤務されておられる両大使からご講演をいただき、また、インドネシアにおいてビジネス界の最先端で活躍された兵頭常務も交えて鼎談いただくことは、法整備支援のあり方、政策的課題を考えてゆく上で、我々法律家とは異なる新しい視座、特に政治・ビジネス界を含む大局的見地からの貴重な情報、意見を提供いただけるものと考えております。

第二部では、まず、テイラー教授から、ASEAN 地域内における法整備支援、日本の可能性と挑戦についてご報告いただきます。

教授は、法の支配、法制度改革及び経済発展がご専門の国際比較法の大家で、本年度、我が国の外務大臣表彰を受賞されたオーストラリアにおける日本研究の第一人者でいらっしゃいます。

また、ラオスからはチャンタリー様、ベトナムからはズン様、お二人ともそれぞれの国において第一線でご活躍の法律家でいらっしゃいますが、各国における法司法分野に対する日本のこれまでの支援の成果と、今後必要となる支援についてご報告をいただきます。

第三部では、第二部でのご報告、情報共有を受けまして、この3名の方に、法務省、JICA の関係者をパネリストとして加え、法務省特別顧問の横田先生にモデレーターをしていただきながら、第一部の講演、鼎談の内容も踏まえて、ASEAN 地域における法整備支援のあり方について深くディスカッションをしていただきたいと思いますと考えております。

最後に、この場をおかりしまして、本連絡会にご

支援を賜りました最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所、公益財団法人国際民商事法センター、その他多くの皆様から、日ごろ当法務総合研究所の活動に多大なるご支援を頂戴しておりますことに改めて深く感謝を申し上げますとともに、本連絡会が我が国関係者による法制度整備支援の一層の発展に資するものになることを心から祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

### **富吉賢一独立行政法人国際協力機構（JICA）理事挨拶**

本日、法務省法務総合研究所と共に、第17回になります法整備支援連絡会を開催することができ大変喜ばしく思っております。JICAを代表いたしまして、開催にご尽力いただいた関係者の皆様方に感謝を申し上げたいと存じます。

また、基調講演を引き受けていただきました鹿取大使、ユスロン大使を始めとする、登壇される方々に心より御礼を申し上げます。特に、テイラー教授、チャンタリー裁判官、ズン弁護士には、遠路はるばる日本までお越しいただきましたことに深く謝意を表したいと存じます。

今年の法整備支援連絡会のテーマは「ASEANと法整備支援」でございます。これは、非常にエポックなテーマでございまして、皆様ご存じのとおり、昨年末、ASEAN共同体、特にASEAN共同体の中でもASEAN経済共同体、AECの発足がございました。

このASEAN共同体が、今後発展し、日本と共に大きくなってゆく中で、法制度というものが非常に重要になってくると考えているところです。

私も今JICAでこの法整備支援分野の担当をさせていただいておりますけれども、昨年9月末まで4年間ジャカルタに駐在をしておりまして、今日お話をいただきます鹿取大使、あるいは兵頭常務と一緒に進出企業の支援をしておりまして、その中で大きな企業経営上の問題点として法制度に関わるものがございました。立法のみならず法制度の運用面

をどうしてゆくかというところが非常に重要であり、大きな課題になっております。

こういった状況も踏まえ、JICAといたしましては、法務省を始めとする国内関係機関の方々のご協力を得まして、法の支配の促進、これをテーマに様々な協力をしてきております。

アジア地域に関しましては、1996年にベトナムへの民商事法分野の協力からスタートいたしまして、今年で20年になるわけで、アジアを中心として多くの優秀な法曹人材を育成して、途上国における法の支配の促進と定着に貢献できているのではないかと考えているところです。

この96年のベトナムを皮切りに、これまでASEAN地域では、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーそれぞれで技術協力プロジェクトを実施してまいりまして、行政官、裁判官、そして弁護士、あるいは大学で教鞭をとる教育者に至るまで、様々な幅広い法曹人材の育成を図ってきたところでございます。

さらに、昨年12月からは、知財分野においてインドネシアで新しいプロジェクトが始まりまして、JICAといたしましては、このプロジェクトで、法令間の整合性の確保という新しい法制度整備の分野にも取り組んでゆくことにしております。

今回のテーマは、ASEANでございませけれども、今後ASEANで培いました知見も活用いたしまして、アフリカにおける法制度整備支援にも関わってゆきたい、積極的に貢献してゆきたいと考えているところでございます。

このようにJICAとしても、この分野は積極的に重点を置きたいと考えておりますので、本日は、私も皆様方のお話をお聞きして、勉強させていただきたいと考えております。ご参加の皆様方にとって、この連絡会が有意義になることを祈念いたしまして、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。



## 【第1部】

### 鹿取克章元インドネシア共和国駐劔日本国特命全権大使・元ASEAN担当大使（外務省参与）講演

本日は、このような権威のある会議に参加させていただいて、本当にありがとうございます。この会議では、多くの専門家の方々が専門的観点からご議論をされてこられましたし、また、これからも議論があるものと承知しておりますので、私からは少し総論的な立場から日本とASEANの関係の重要性、あるいは日本とインドネシアの関係の重要性、それから、日本としてこれからASEAN、インドネシア等との関係を更に深めてゆく上でどのような点を念頭に置けばよいかということについて私見を述べさせていただきます。

まず、ASEANについてですが、既にお話がありましたように、昨年12月31日、政治・安全保障、経済、社会・文化、この3つを柱とするASEAN共同体が発足いたしました。ASEANにとって大きな節目が参りました。

ASEANは1967年から着々と様々な分野に協力を進めてきており、昨年12月31日は、1つの大きな節目ではありますが、やはり通過点の1つで、ASEANはこれからも協力と統合を更に進める努力を継続してゆくこととなります。

考えてみますと、ASEANは、これだけ多様な地域、複雑な地域であり、政治的にも非常に多様です。経済的にも大きな違いがありますし、文化的にも様々です。宗教もイスラム教、仏教、キリスト教、ヒンズー教と様々で、言葉も違います。このような地域がここまで協力を深めてきたということは、国際社会にとっても、我々の歴史にとっても大変なことだと思います。

しばしば共同体という場合に、我々は欧州共同体について語りますが、欧州とアジアはやはり様々な面で異なりますし、欧州共同体も非常にすばらしい発展を遂げてきましたが、ASEANは、欧州共同体に勝るとも劣らない重要な発展を遂げてきましたし、国際的な意義も非常に大きいと思います。

ASEANがなぜ重要かと考える場合に、少なくとも

も4つの要因があると思います。

ASEANは、我々にとって、世界にとって、成長のハブとして機能しているし、また、協力のハブとしても機能していますし、また、安定のハブとしても機能していると思います。こういう3つのハブ機能をASEANは果たしていると思いますし、また、ASEANの様々な経験、特にこれだけ様々な要素を統合して発展してゆくということは、寛容性の産物です。ASEANはしばしばこのことについて「Unity in diversity」という言葉を使います。こういう様々な要素をまとめて発展してゆくということは、本当に様々なポジティブなシグナルを世界に与えていると思います。

もちろん、過去においては様々な問題があったことは事実です。対立もありました。しかし、そういう対立を乗り越えて、これだけ様々な要素をまとめて発展しているASEANというのは、我々にとって極めて大きな意義があると思います。

それぞれについて若干触れますと、まず第1に「成長のハブ」ですが、ASEANの2015年度成長率の見通しは、1つの試算では4.4%程度で、少し低下しています。世界経済全体、あるいは中国経済の停滞によって少し停滞気味ですけれども、2016年は、4.9%程度ということで、また増加傾向が予想されています。

ASEANの1人当たり国民所得GDPは、2014年は約4,135ドルで、これは非常に高いと思います。また、ASEANの強みは、何といたっても、1つは人口の若さと、それから、もう1つは中間層がどんどん増加していることで、これは、やはり世界経済にとってASEANの持つ大きな魅力であると思います。

また、ASEANは、経済面でも様々な協力を続けていまして、自由貿易協定、あるいは経済を包括する協定等は、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドと結んでいますし、また、ASEAN10か国と、これら6か国との間では包括的な経済連携、RCEP（東アジア包括的経済連携）と呼ばれていますが、この交渉も続けています。そう

いうことで、ASEANはこれからも多くの国の関心、あるいは投資を呼ぶものと思います。

もちろんASEANには課題もあります。電力を始め交通分野のインフラ整備、あるいは生活関連、上下水道、環境関連、これらのインフラ整備はASEANにとっては喫緊の課題であると思います。

また、一層の工業化、あるいは投資環境の整備、人材育成、あるいは格差是正など、ASEANには、課題はたくさんありますが、裏を返せば、我々ASEANのパートナー諸国にとっては大きな協力の機会を提供するものですし、また、ビジネスチャンスの意味するものであると思います。

特に、投資環境整備では、先ほども法整備支援の話が出ましたが、こういうソフトの分野の支援というのは、我々にとって、これからますますASEANとウィン・ウィン関係を作ることができる分野であると思います。

第2の「協力のハブ」ですが、ASEANを中心に様々な国際的な協力の枠組みが存在します。例えばASEANプラス・ワンです。ASEANプラス・ワンというのは、ASEANのパートナー諸国で、日本はもちろんそうですし、中国であるとか、韓国であるとか、オーストラリアであるとか、アメリカであるとか、インドであるとか、多くのパートナー諸国があります。ASEANプラス・ワンという仕組みの中で、ASEAN10か国とそのパートナー諸国との色々な問題について協議、あるいは協力をする枠組みがあります。

それから、ASEANプラス・スリーという枠組みもあります。スリーというのは、日本と中国と韓国、そしてASEAN10か国ですけれども、この13か国が様々な問題について協議する枠組みがあります。この枠組みは、1997年のアジア通貨基金について特に活発に活動しておりますけれども、既に金融分野などにおいては重要な成果を収めておりますし、また、他の分野でも協力が行われています。

それから、ASEANを中心として存在する枠組みとしては、東アジアサミット（EAS）というものがありまして、そこにはASEANの10か国プラス日

本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド、それから、近年、アメリカとロシアも参加して18か国の枠組みがありますし、また、やはりASEANを中心として二十数か国が参加する、ASEAN地域フォーラム（ARF）という組織があります。この組織では、予防外交であるとか、災害問題についての共同対処であるとか、安全保障問題についても協議を行っております。

このように、ASEANを中心として幾つかの枠組みがあって、ASEANはその中で運転手の役割、我々は後ろに座っているとよくいわれますが、ASEAN主導の色々な枠組みがあって、このようにASEANは協力の重要なハブになっています。また、これは、ASEANが中心というわけではありませんが、ご承知のとおりAPECがありまして、これにはミャンマーとラオスとカンボジアを除く、ASEAN諸国が入っています。

このように、ASEANは、国際社会において、あるいはこの地域において、協力の重要なハブになっていますが、このようなASEANがこの地域の協力のハブとして活動している背景には、私は、やはりASEAN自身の、ASEAN各国の、非常にすぐれたバランス感覚、あるいは、プラグマティックな外交姿勢、非常にすぐれた政治感覚などがあると思います。こういうASEANの様々な性格を踏まえて、ASEANは今協力のハブとして、この地域において存在しています。

また、第3として、ASEANは、重要な「安定のハブ」になっていると思います。今お話ししたような協力がASEANを中心にして行われていること自体が、国際社会、あるいはこの地域にとって極めて重要な安定要因であると思いますが、ASEANは、特に10か国に拡大してからは、西はミャンマー、東はフィリピンと非常に大きな領域をカバーしています。海洋面積も広いですし、その中には重要なシーレーンもたくさんありますが、この非常に重要で、かつ広い空間が基本的に平和な空間になっているということは、極めて重要なことであり、そういう意味で、ASEANはまさに安定のハブになっているといえま

す。

今、申し上げましたように、ASEANの重要性というのは、様々な面があると思いますけれども、この成長のハブ、協力のハブ、安定のハブ、それから発展のハブは、非常に重要な役割であると思います。

さらに、第4として、ASEANというのは、非常に多様な空間ですけれども、この多様な空間が寛容性を協調しながら、また、様々な立場を協調しながら、共に発展してゆくという姿があります。私が赴任していたインドネシアの人口の9割はイスラム教徒の方々ですけれども、インドネシアは、非常に穏健なイスラムを代表しているという意味で、国際社会に対しては重要なメッセージを発信していると思いますし、様々な意味においてASEANは、貴重な経験と実績を世界に発信できる立場にあるのではないかと思います。

今、ASEANの重要性、なぜ重要かということについて、私の考えを申し上げましたけれども、今後ASEANと友好協力関係を更に深めてゆくためにはどういうことに留意したらよいかについてお話しします。この点については、皆さん既にご承知の点ばかりかと思いますが、まず、1つは、国際社会は非常にダイナミックに発展していますので、我々も常に国際社会のダイナミックな展開を踏まえて、広い視野を持ってASEANと協力関係を構築していく必要があると思います。

冷戦構造の崩壊について、1989年にベルリンの壁が崩壊して90年、91年と国際社会は大きな変動を迎えましたが、この「冷戦の崩壊」ということを我々がいう場合に、やはりヨーロッパに着目されることが多いと思います。ドイツの統一があったり、ソ連の崩壊があったりですが、この冷戦の崩壊は、アジアに対しても非常に大きな影響を及ぼしました。冷戦の崩壊後、ASEANは6か国から10か国に拡大して、メコン諸国もメコン地域もASEANに含まれることになり、ASEANは非常に大きくなりました。陸の国境をインドと中国とも接する非常に大きな共同体になりましたし、また、かつて中国は、インドネシアとはしばらく外交関係がなかったの

ですが、冷戦が崩壊して、1990年には中断されていたインドネシアと中国との外交関係もまた戻りましたし、シンガポールと中国との外交関係も戻りました。また、インドネシアでは、1997年、98年の頃は、国内で時々騒動があつて、中国系の市民と他の市民との衝突もありましたが、その後、そういう問題も克服されて、21世紀に入ってからにはインドネシア社会もますます安定してきて、今では、中国はインドネシアにとっては最大の貿易パートナーにもなりましたし、そういう意味で、国際社会はダイナミックに展開しています。我々としても、そういうダイナミックな展開を常に踏まえておく必要があると思います。

また、冷戦構造の崩壊と共に、ご承知のとおり、グローバル化して、IT技術も発達し、本当に世界は狭くなりました。かつて東南アジアにおいては、日本は戦後賠償の経緯もありましたので、日本と東南アジア諸国の関係は様々な面で非常に強かったと思いますが、今では、東南アジアは本当に国際化されており、アメリカにとっても、ヨーロッパにとっても、そして中国にとっても、東南アジアは重要な国になっておりますので、我々もそういう新しい展開を踏まえて、プレーヤーが増えた中、様々な新しい協力関係を作り、例えば欧州と協力する、アメリカと協力する、あるいは中国と協力するなど、広い視点で、東南アジアにおいてこれから更に良い協力関係を作つてゆく必要があるのではないかと思います。

また、そういう協力関係を作つてゆく場合には、もちろんウィン・ウィン関係を常に考えなくてははいけませんし、また、先ほどからお話がありましたように、制度面、ソフト面の協力も極めて重要だと思いますので、法律面の協力はこれから、本当にますます重要になると思います。

2つ目に、私が個人的に思いますのは、これから更に色々な協力を構築してゆく中で、人と人のつながりが強化されるような協力が重要ではないかと思っています。かつて、留学生交流は盛んでしたが、日本への留学生の数も相対的には減ってきております

し、どうやって人と人とのつながりを色々な協力の関係でまた強化してゆくかということは、非常に重要な要素だと思います。そういう意味では、この法整備支援の交流も、人と人をつなぐをも支えてゆくことができるという意味で非常に重要な協力ではないかと思います。常に新しい協力関係を積極的に模索してゆくと、よりフレキシブルな発想でものを考えてゆくことはますます重要になります。

留意すべき3点目としては、やはり常に対等のパートナーとしての視点を維持することであると思います。先ほどもお話が出ましたが、我々が他国と協力するときには、やはり常にウィン・ウィン関係を意識して、我々の強みとパートナーの強み、これをどううまく生かしてゆくかということを考えることが必要であると思います。

我々がASEANから学ぶことも非常に多いと思います。ASEANにはASEANの発展の歴史がありますし、その発展の歴史の中で培われてきた様々な体験、経験は非常に重要であると思います。

私はインドネシアにおりましたが、よく日本人とインドネシア人は性格が似ているといわれます。我々は、お互いに、余りイエス・ノーをはっきりいわないで、お互いに気心で対応しようとし、余り白黒をつけることなく、何とかうまく調和を図ろうとするのですが、そういう面では、非常に似ているところがありますし、日本人も面子にこだわる場所が多いですけれども、インドネシアの方も面子は重要であり、プライドもあります。

そういう意味では、日本人とインドネシア人は似ているところが多いので、協力する上で良い面もありますが、私が思うには、そのあたりは似ているのですが、我々がインドネシアから学べるのは、インドネシアの人は、より自分とは異なるエレメントを吸収する、あるいはそういうエレメントと共存するのが大変うまいということであると思います。インドネシアでは、人々は、今までの生活の中でいろいろな異なる要因と一緒に生活して、対立もしたかもしれませんが、それを乗り越えて共存関係を作っており、そういう意味で寛容性というか、あるいは自分

とは異なる立場、あるいは自分とは異なる性格をうまくまとめるということは、私は、インドネシアの方が日本人よりすぐれていると思います。我々ももちろんファイティングスピリットを持っていますが、インドネシアの人も、非常にファイティングスピリットの強い民族だと思います。4年間の独立戦争を経験し、様々な歴史の経験を経てきています。これはちょっと単純化し過ぎるかもしれませんが、東南アジアは、世界の歴史の上ではよりいろんな交流の交点にあった可能性があります。したがって、歴史の中ではいろんな人と協力したり、ぶつかったりして、ある意味で交通の要所にあった東南アジアの方々の持っている経験というのは、やはり我々にとっても、大変役に立つのではないかと思います。

そういうことで、インドネシア、あるいはASEANの方々から我々は習うことはたくさんあると思いますので、やはり常に対等の視点と、そして、お互いの強さを生かした協力を常に探究する価値があると思います。

私の持ち時間は、もうそろそろ終わりで、インドネシアにつきましては、ユスロン大使もおられますし、また、兵頭常務もおられるので、また後の鼎談の時に付言させていただきたいと思います。若干だけいわせていただきますと、インドネシアでは3年4か月暮らして、大変良い思いをさせていただきました。日本との交流が非常に長くて、非常に温かく迎えていただきましたし、様々な分野で日本とインドネシアとの協力関係は進んでいると思います。

ASEAN全体と日本は、もちろん緊密な関係を持っていますが、私はたまたまインドネシアに生活して、本当に日本とインドネシアの関係は深いと思いましたし、協力の分野は大きいと思いましたし、お互いの親近感はとても強いと思いました。ぜひこのような点を生かして、日本とインドネシア、日本とASEANの関係を更に深めることができればよいと思っています。簡単ですが、私の話はここで一旦中断させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

## ユスロン・イーザ・マヘンドラ日本国駐箚インドネシア共和国特命全権大使講演

ご出席の皆様、おはようございます。ご紹介していただきました駐日インドネシア大使のユスロンでございます。

本日は、このような立派な舞台にお招きしていただきまして、本当にありがとうございます。

私は、ここでインドネシアへの海外投資、あるいは外国資本に対する政策に関して話を絞って進めたいと思っております。その中で、当然ながら法律の課題、問題なども出てくるものと思っております。

まず、この話を進めるためには、2015年を簡単に振り返りますと、3つのことがあります。まずは、先ほど富吉様も、鹿取大使様も触れられたASEAN統合ということに関して話をいたします。

ASEAN共同体、中でもASEAN経済共同体(AEC)の話なのですが、2015年のインドネシア政府の投資、特に海外投資への政策、そして、2015年の私の大使としての個人的な経験、特に投資に関して話をしたいと思っております。

まず、ASEAN共同体ということですが、ASEAN統合の目的は何かというと、ASEANの競争力を高めるためにAECというアイデアが出て、実現しました。ASEANの競争力を高めるということは、ASEAN対海外のことなのですが、問題、ASEANの中はどうかということなのです。

確かにASEAN内に国家そのものはまだありません。簡単にいうと、それは飛行機と同じようなものではないかと思っております。日本国内には、ANAという航空会社があり、JALもありまして、インドネシアにはガルーダがありますが、飛行機自体は、同じ飛行機、例えばボーイング777かもしれません。その上で、同じ飛行機を持った者同士が何を競争するのでしょうか。そこにはサービスというものが考えられます。同じ飛行機でも、航空会社によって提供されるサービスは様々です。

投資についても同じことで、投資するために、インドネシア、マレーシア、ミャンマーなどでどこが一番簡単か、どちらが一番安心かということに関し

てASEAN諸国は競争するのではないかと私は思っております。

ですから、ASEAN統合ということに関しては、ASEANの競争力を高めるためにASEAN内ではどうすればいいか、インドネシアの立場としてはもちろんインドネシアの観点から話をしたいと思っております。

それは、ビューティーコンテストと同じじゃないかと思っております。ASEAN10か国は女性と同じく、お化粧をしなければならない、それと同じで、インドネシア政府は競争原理を勉強しなければなりません。

先ほど鹿取大使もいわれたとおり、競争ばかりだとももちろんまずいのであり、協力する必要がある場合には協力しましょう、競争する必要がある場合には競争しましょうということが大切です。それでは、ASEAN内の競争を高めるためにどうすればよいか、この観点から、私はインドネシア政府のインドネシアへの投資政策に関して話を進めます。

皆さんのお手元には、資料をお配りしましたが、2015年、インドネシア政府は8つの新しい外資政策を発表しました。

私の大使としての個人的な経験ですが、たくさんの日本企業の社長さんなどが東京のインドネシア大使館に来られ、いろんな話をお聞きしました。良い話ばかりではなく、問題があるときに何とかしてほしいという話もありました。

インドネシアに投資する場合にはどういうことが問題となっているのか、良くないこともお話ししようと思っております。良くないことは、改善することができるのであり、改善する必要もあります。

ご存じのとおり、インドネシアに投資する場合には、手続のために、3か月、半年、1年も時間がかかったという話が確かに昔はありました。しかし、2015年において、インドネシア政府はインドネシアに投資するためには、3時間でできるという施策を成し遂げました。

昔は確かに手続のために24か所の、例えば法務省、また、別の場所に行かなくてはなりませんし

た。24か所に行かなくてはならないので、確かに1年も時間がかかったかもしれませんが、今は投資額による制限はありますが、3時間だけで許可が出るようになりました。

そして、以前は確かにインドネシアでは、賃金が非常に不安定な問題でした。労働組合も毎年この問題を取り上げてきて、政治としても頭が痛いことです。会社は簡単に賃金を上げることができない状況にあります。インドネシア政府は、労働賃金に関してはどういう方法で高くするか、インフレなどに合わせて計算する仕方も知っていますから、労働組合も単に高い給料を要求するというのもなくなっていると思います。

先ほど述べましたように、インドネシア政府は、8つの政策を実施し、これらの政策を通じて、インドネシアはASEAN内において競争力が高くなりました。ASEANだけではなく、海外に対しても競争力が高まることを期待しています。

今、インドネシアの経済はどうなっているのでしょうか。世界経済の成長は、ご存じのように鈍化していますが、特に中国の経済成長が鈍くなって、そして、ロシア、ブラジルでも同じ現象が今起きています。

私の手元にある世界銀行の予測は、2016年の世界の経済成長率は、以前は3.3%だったのですが、今は2.9%に下がっています。確かに当初の予想より低い数値ですが、でも、2.4%であった2015年と比べればまだ高いといえます。そして、世界銀行のデータによると、2016年は発展途上国の成長率は4.8%ですが、インドネシアの成長率は5.3%です。

ですから、このデータを見ると、インドネシアの成長率は発展途上国の平均の上、世界の経済成長率よりも上にあります。先ほどのインドネシア政府の8つの政策がうまくゆけば、この成長率も更に高くなるのではないかと考えております。

先ほど鹿取大使がおっしゃったように、確かにASEANはASEANのみならず、東アジア、そして世界のためにも、発展すると同時に安定しなければなりません。ですから、ASEANが安定すれば、東

アジアの日本、ASEAN、中国という3点の経済の柱も更に強くなると私は思っております。

日本とインドネシアの2国間のことを考えてみると、今までの日本、インドネシアの良い関係が何とか更に良い関係になるようにこのような会議があって、その場で話し合い、意見を交換することにより、先ほどお話ししたインドネシアの外国投資への施策がインドネシアのためにうまくゆき、日本がインドネシアを投資先として選択するなどお互いが良い結果を得るように協力し合うことがますます必要になってくると思います。

もちろん、日本はJICAもあるし、ICDという組織もありますから、日本とインドネシアは法律について協力し合い、それだけではなく、例えばインフレに関する対策などについて日本からの色々な協力を期待しています。資本、技術だけではなく、知識も得たく、特に、新しい法令などを作るときは、日本に相談しながら作った方がよいのではないかと私は考えております。

日本とインドネシアの関係は将来的にどうなるかということ、日本のインドネシアへの投資も統計からすると、2015年は2014年と比べれば、非常に増加しました。しかし、実施された分ではまだ、26%以上増加したにとどまっています。

また、両国のビザ免除が実施されてから、確かに人間の交流も、ただインドネシアから日本だけではなく、逆の方向も増えています。

2015年に、インドネシアから日本に来た人々は、36%増えました。このままゆくと、もしかして4年後か5年後か、日本に来るインドネシア人がインドネシアに行く日本人よりも多くなるかもしれません。

このようなことから、確かに日本とインドネシアの将来的な関係は、更に良いものになると私は信じております。時間が来ましたので、ここで私の話を終わりにしたいと思っております。どうもありがとうございました。

## 鹿取元大使・ユスロン大使・兵頭常務による鼎談（進行役：阪井光平法務総合研究所国際協力部長）

[阪井]

この法整備支援連絡会も今回で17回目に当たり、法整備支援を主にしている人たちの情報交換の場という性格は大きいのですが、今回は外交の分野で長く活躍されているお二人に、また、実業界で今も活躍中の方に来ていただきまして、我々に対して外から非常に有益なお話をいただきたいと考えており、そういう観点から後半の部も進行させていただきま。まずは、後半から加わっていただく兵頭常務から、ご経験に基づかれて、企業サイドから見たインドネシアにおける法規制などの点で、こういうところが問題だったということを描き、こういうところが改善されれば、日本企業の活動の場もますます広がるのではないかと、私たちが法整備支援に携わる者にアドバイスをいただきたく、よろしく願いいたします。

[兵頭常務]

ただいまご紹介に預かりました住友商事の兵頭でございます。

私も会社に入りましてインドネシアにおけるビジネスに関わるようになり、既に三十数年たっておりますけれども、1980年代の後半からでしょうか、その当時、スハルト政権のもとで目覚ましい発展を前にした、飛行機に例えれば滑走路を駆け上がるような段階をインドネシアが総力を挙げて取り組んでいた時代から、その後、先ほど鹿取大使からのお話もございましたが、アジア通貨危機前後の混乱の時期を経て、これは奇跡だと思うのですが、あれだけ多様性のある多民族国家で、多宗教、異質な文化を国の中に抱えながらも大統領を直接選挙で選ぶという民主主義を実現しているすばらしい国に発展してゆく模索段階も、私は、ジャカルタにずっと駐在したり、長期出張をしたりしていろんな経験をさせていただきました。

その中で、苦労したことを話し出すと、恐らく明日までかかってしまい、時間が足りないと思います。ただ、インドネシアのことについて語る前に、我々

日本人、現地で活動を行う企業人として、反省も込めて、まずお伝えしなければならないと思っているのは、やはりインドネシアという国に進出させていただいて、そこで我々の企業活動をさせていただくことによって、その地域の発展に貢献するという自分たちの立ち位置をまず忘れてはならないということ、この十数年の仕事を通して改めて認識させていただいたということです。

私も十数年前、二十年前は勘違いしておりましたが、どうしても商売をしておりますと、そこでもうけるというところが目の前の課題としてあるわけで、あくまでもそこで、企業として発展してゆくというのは結果論であって、何をそこでやるのかと、そこをしっかりと考えながら日々企業の文化を高めてゆく必要があるのだらうと思っています。

そういったマインドセットの上で、今、経験を踏まえて、企業から見たインドネシアの課題を幾つか話させていただきたいのですが、まず、当然ですけれども、企業がそこで投資を行うに当たっては、持続的に長期にわたって安定的に成長を目指してゆることが非常に大切なことだと思います。

かつ、企業としての発展は、共に発展することが非常に重要な要素ですので、我々の経営資源である人・モノ・金、この資産をどのように安定的に長期にわたって増やしてゆくか、豊かにしてゆかかということ、その地域社会と共に考えてゆく、その基盤作りが非常に大事だと思います。

この基盤づくりは、もちろん今日のテーマであるリーガル・フレームワークということも1つの大切な要素だと思いますが、そのフレームワークを運用する人、これは、そのルールの下で活動する我々、企業人としての人と、その法律をしっかりと制定して、レギュレートする立場にいらっしゃる政府、これは中央政府のみならず、今インドネシアでは、地方自治が進んでいますので、自治政府である地方政府にも当てはまりますが、これら政府と運用上のより良い対話をしてゆくということは、口でいうのは簡単なのですが、非常に難しい現実がございます。

これを実現することによって、我々の現地におけ

る企業活動が発展し、安定して、将来が見通せるようになることが非常に大事なことだと思います。

ちょっと概念的に申し上げましたが、裏返して申し上げますと、それらにぶち当たりながら、一部上場の大企業のみならず、今、その産業を支える裾野産業、中小企業の皆さんが必死になって現地で活動を開始されている、あるいは取り組んでおられるという事態がありますので、そういった活動を支えていただくような制度、それと人の育成、そこが一番重要なことではないかと私は思います。

#### [阪井]

今、長期的、安定的に日本の企業が現地で活動し、かつ地域と融合するためのお話をお伺いしましたが、もう1つ、兵頭さんに、住友商事のみならず、ジャカルタジャパンプラブの理事長として様々な会社、企業の方々と接する中で、何か法律の面であるとか、手続の進行の面などでこういうことに問題があったということ、直接的、あるいは間接的に聞かれたことがあるかもしれず、この後の議論に資するために、エピソード的なものを紹介していただければ幸いです。

#### [兵頭常務]

ジャカルタジャパンプラブという商工会議所の組織がございまして、大使館の方と日本政府の皆様と協力しながら、小泉政権の時代だったと思うのですが、戦略的対話を両国間でしてゆこうという活動が始まったと記憶しております。

そのフレームワークの下で色々な法律上、あるいは制度上の、日本企業の目線からの発信をずっとしてきています。その重要なテーマは、3つあると思います。

1つ目は、ユスロン大使からも出ましたけれども、労働問題です。インドネシアは、経済発展を大きく遂げようとしている、まさにASEANの盟主だと思っておりますが、当然のことながら、発展段階における社会格差、地域格差などいろんな格差の問題から発する労働問題、我々外国企業が活動する上で、非常に大切な我々の従業員と共に発展する上で抱えている矛盾に対応する、いろんな側面での労働問題が今

起こっております。これにどう対応してゆくか。これが制度上も非常に重要な要素としてあると思います。

2つ目は、先ほど両大使よりお話いただきましたASEANにおける経済活動、これが今後も非常に重要になってきます。すなわち、人・モノ・金の連結性、移動、これを非常に効率的に担保してゆくということが大事な要素だと思います。特に、モノの観点で申し上げますと、例えばインドネシアにおける自動車産業ですが、日本で走っている日本車よりもインドネシアで走っている日本車の数の方が全車に占めるパーセンテージが高いという実態がございまして、それだけ日本の自動車産業が非常に大事なのですが、アセンブルをジャカルタで行うために、タイ、その他のASEAN諸国で製造した部品を大量に輸入しています。そこで、関税問題という制度上の問題があり、これが課題として長年議論されておまして、引き続き取り組んでゆかなければならないテーマだと考えております。

3つ目は、人の問題でございまして。人の移動も非常に重要な要素です。インドネシアの国策として、自国民の幸福をより追求して国益を守るという観点でのビザの規制の問題があります。他国籍の人が活動して、より競争力を高めてゆくとこの観点での企業活動を追求してまいりますと、より良い人材を企業で採用してゆくという課題に取り組まなければなりません。当然、インドネシアの国益をしっかりと考えながら、採用の面でも、人材育成の面でも、我々企業人としても努力してゆくことが欠かせないわけですから、そのあたりのバランスをとる必要性についての課題が今あると思います。

#### [阪井]

今、指摘された3つの問題を含め、兵藤常務には企業の立場から発言をいただいたわけですが、鹿取大使にもご在任中にそのような観点から色々なお声が耳に入り、大使自身も経験されたと思われませんが、それを在外で支える大使館に勤務されていた日本国の代表者として、どのように対処されていたかということについて、コメントいただきたいのですが。



## [鹿取大使]

各論に入りますと、やはり企業の方々にとって、問題が起こるといことは仕方がないことです。インドネシアと日本では、各論に入ると考え方の違いや、あるいはプライオリティー付けの違いがあり、また、インドネシアには制度上曖昧なところがあって、問題は起こります。現に、日本とインドネシアは、本当に経済面では緊密な関係がありますけれども、常に何らかの問題は個別に生じています。

私が感じた一番重要なことは、その問題を解決するに当たって、人と人の、いわゆるインドネシア当局と我々、そして、日本の企業の方とインドネシア当局の信頼関係を築くということでした。

ブリッジできないような違いが、時にはあると思われませんが、お互いがグッドフェイスで議論する上では、本当に人間関係が相互の信頼によって支えられているという点が重要ですし、感情的にも相手を何とか理解してあげようとか、何とか問題解決を図ろうとかいう気持ちが双方にないと、法律がこうなっているとか、条約がこうなっているといっても、なかなか解決が難しいことがあります。総論的ですが、やはり私が一番重要だと思ったのは、常日ごろから日本の企業の方とインドネシアの関係する当局の人たちや大使館と普通に話ができる関係を作っておくことです。そういう意味で、今兵頭さんが言われた戦略的対話もそうですが、商工会議所たるジャカルタジャパンクラブにおいては、インドネシア政府と定期的に対話するチャンネルができていましたし、これは非常に有意義なことだったと思います。

様々な問題がそこで提起され、現に幾つか重要な問題が解決されましたが、解決できなかった問題もありました。私の頃から抱えている問題もまだ残ってはいるとは思いますが、根源にあるのは、そういうお互いにストレートに話し合っ、かつお互いに何とか解決しようという雰囲気を作ることができる枠組みを維持することが大切であるという気がしました。

## [阪井]

今、兵頭常務と鹿取大使からいただいたお話を踏

まえまして、ユスロン大使に、提起された課題につきまして、インドネシア側はどのようにお考えか、お話ししたいと思えます。

## [ユスロン大使]

先ほど兵頭様が述べられたように、経済発展については、確かに3点の大事なものがあります。それは、人・モノとお金の流れです。順調に流れると経済活動も経済発展もうまくゆきます。でも、逆にストップしてしまうと、発展を止めてしまうかもしれません、この3つがうまく流れるようにどうすればよいかが大切です。

先ほど鹿取大使もおっしゃったように、結局信頼関係を築き話し合うことが大切です。問題があるときに、人間と人間の関係は、Aさんにとっては良いことをしたと思ったものの、Bさんにとっては良いことではないという風になってしまいます。これは古い話ですが、ある夫婦は毎朝パンを食べていて、実は、旦那さんはパンの耳の方、外側が大好きでした。奥さんは、旦那さんはそのパンの真ん中の方が好きなのだろうと思って、毎日、パンの耳の方だけを食べていました。そのようなことが10年、20年と続いた後、ある日二人はけんかをし、奥さんは、「あなたのために、この20年間、パンの耳しか食べなかったんだよ。」と泣きながら言いました。それに対し、旦那さんは、「本当は、耳の方が好きなんだけど、おまえのためにパンの中の方を食べていたんだよ。」といいました。結局、二人が最初からきちんと話をしていたら、こんなばかなことは起こらなかったはずで。

これは変な例えかもしれませんが、話し合うということがいかに大事であるかは、結婚生活の中だけではなく、経済活動においても同様であると思っています。

先ほどのお話は、3点のものがうまく流れるように、うまくゆくために、話し合いということがキーワードになっておりますが、ぶつからないように、衝突しないようにするにはルールが必要で、それが法律なのです。

まさに法律について、今、我々がここで話をして

いるのですが、もちろん、今日ここで話をして全ての問題を解決することはできませんが、話し合いを続けてゆくと将来的にはぶつかるということも少なくなり、相互理解、相互信頼が高まり、両国間の色々な問題が解決するのではないかと思います。

#### [阪井]

日本が去年の12月に新しい形の法整備支援をインドネシアで始め、知的財産権につきまして、一応ターゲットが当てられていますが、そのみならず、様々な法令間の整合性の問題などを今後改善してゆくために、両国間の協力関係を深めてゆこうと考えています。日本が、JICA・法務省がそういう形で法律の整備という面において、インドネシアと協力するということが本格的に始まったわけですが、企業の立場から、ここの点に期待したいとか、こういうところがあればよいのではないかと、我々が気づきにくいところを兵頭常務に教えていただけましたらありがたいのですが。

#### [兵頭常務]

実は、アジア通貨危機の時に、私はまだ課長になる前だったのですが、インドネシアであるプロジェクトを担当しておりました。3,000億円規模の大きなプロジェクトであったものですから、当然ですけども、関連する許認可関係、あるいはそのプロジェクトを取り巻くインドネシア政府の政策そのものをしっかり議論した上で、それを実行に移すときの法的枠組みを確認した上で体系的に一つの有機的な形にまとめ上げないと国際的な金融ファイナンスパッケージもなかなかまとまらないという課題がございました。

その時に、このプロジェクトを支える特別なリーガル・フレームワークを作ってくださいという話をまずインドネシアの当局に申し入れたわけですが、「インドネシアで仕事をするのであれば、インドネシアの法律を尊重してください。」とのすごくシンプルなメッセージが返ってきました。

まさにそのとおりなのですが、インドネシアにおけるこのプロジェクトを外国投資、融資を得ながら実行するには、インドネシア政府としても法整備の

観点で修正いただかなければならないポイントもありますという会話を、担当の方とさせていただきました。

先ほどからお話に出ていますが、こういった話をさせていただきたいと申し入れると、聞いていただけるわけです。まず話を聞こうということで、政策対話の場でもそうでしたし、個別に私どもプライベート・セクターの特定企業の立場でインドネシアの中央銀行にも伺いましたし、財務省にも伺いましたし、労働局・工業局にも伺いまして、いろんな話をさせていただきました。

ただ、インドネシアにも既存の法律がございまして、解釈の仕方、憲法を頂点にしたしっかりした法体系にその法律をしっかりと埋め込んでゆくと、恐らく我々自身もそれにアジャストしてゆく方法を見つけることができると思います。そういった工夫をしながら、対話を通して法律に我々を合わせてゆく努力をすることが重要なのだと、その時経験させていただきました。

ただ、最後の最後で、クロスボーダーでのファイナンスをしっかりとヨーロッパの銀行、アメリカの銀行、日本の銀行にお金を貸し込んでいただくという投資をまとめるためには、一定の国際基準に照らした修正も当然必要になってまいりますので、そのあたりの、我々が譲歩すべきこと、あるいは、ここは国際標準に合わせていただかなければならないこと、そのようなメリハリをしっかりとつけながら、本質的な対応をしてゆくということが重要なのかなと思います。

#### [阪井]

インドネシアの法令を尊重するとして、それに対するアクセスなのですが、恐らく商社におかれましては、中の法務部、あるいは外の日本の弁護士さん、あるいはインドネシアの弁護士さんを通じて、法令に関する理解や構造などについて当然探究されたと思われま。兵頭常務の目からご覧になって、法律の下位法令などもきちんとアクセスできるようになっているかということを含めて、法令に対するアクセスという点に関してはどのようにお感じになりま

したか。

#### [兵頭常務]

最初は分からないというところから始まりましたが、当然ですけれども、行政そのものは縦割りに、非常に体系的になっています。それぞれのガバメントごとに、省ごとに省令という体系を持っていらっしゃると思います。その上に大統領令を始めとする政令が乗っていきまして、その上に国会で定める法律がありまして、更にその上に憲法があります。

この非常に秩序正しい法体系になっていると私は理解しているのですが、そこに理解が至るまでは結構大変な時間と労力、現地の法律の専門家、これは恐らく日本の弁護士さんには分からない、インターナショナルローヤー、ニューヨークローヤーにも分からないことがありますので、現地法令との調和の中で我々自身がどう活動してゆくのかということを見出すには、多大な努力が必要で、非常に手間暇かかる作業だと思います。

#### [阪井]

インドネシアは、人口が2億5,000万人を超える、ASEANの盟主たる大国ですし、法律も兵頭常務がおっしゃったように、ある程度の整備ができているところ、そこで我々が法整備支援に取り組む上でどういう形で行ってゆくのかということは、なかなか難しい問題です。日本の法務省やJICAが今般この法整備支援という形でプロジェクトを開始したわけですが、インドネシア側からしてこういうことを期待したいという点について、ユスロン大使に語っていただきたいのですか。

#### [ユスロン大使]

日本とインドネシアは、歴史上非常に深い関係にあります。インドネシアはオランダとの関わりが長く、インドネシアの法律制度は、オランダの影響がたくさんあります。日本の場合は、ドイツかもしれませんが、ドイツとオランダは、国は近くても、制度は違うのかもしれませんが。

憲法のお話をすると、インドネシアの憲法制定には日本の役割もありました。そろそろ第二次世界大戦が終わる頃に、インドネシアに独立準備調査会と

いうものができ、インドネシアの憲法は、インドネシア人の当時の法律学者が作ったものなのですが、戦争中のことですから、日本は軍政の協力がなければできなかったと思います。このように、最初からインドネシアと日本は関わりを持ったのですから、現在も、相互理解、相互尊敬に基づいて法整備という協力関係に立てるのであれば、インドネシアに色々と直すべき風習があれば直せるのではないかと考えています。

インドネシア人は、自分の作ったものは全て正しい、素晴らしいと考えがちですが、実際はそのようなことはありませんから、日本側からこういう案があると提示すれば、インドネシア側も何とか考えて相談しながら、問題を解決することができるようになるのではないかと考えています。

#### [阪井]

鹿取大使は、先ほどのご講演の中で人と人とのつながりが非常に大事だといわれました。この法整備支援というものは、法律関係に携わる者が中心になってくると思われるが、人と人とのつながりを強化する一つのツールになるという趣旨のお話であったと理解していますが、そのあたりから、鹿取大使に、日本の法整備支援に対する期待についてお伺いしたいのですが。

#### [鹿取大使]

私が先ほど人と人とのつながりについて言及した背景としては、私がインドネシアで勤務していた頃は、日本へ留学したなどの経験を持つ人が多かったということがあります。例えばバンドン工科大学などを訪問しますと、100名ないし200名の先生が日本で勉強した経験があるとか、日本と関わりを持っているとかいわれましたし、また、インドネシアの行政の中でも日本で勉強した方もおられましたし、また、インドネシアの大先輩たちで日本をよく知っている方は多くおられました。最近の傾向を見ますと、日本への留学生はやはり減っています。今、インドネシアにたくさんおられる、日本との関わりの深い方々の大部分は何らかの形で日本で勉強したり、生活したりした経験があるのです。

残念ながら日本への留学生の数は、インドネシアではかなり減っていて、アメリカ、イギリス、オーストラリアという英語圏以外に、最近ではシンガポール、中国と学生の留学先も多様化しています。したがって、現時点での日本とインドネシア関係を見ますと、多くの人と人のつながりが現実のもの、アセットとして存在するのですが、こういうものが今後はだんだん減ってゆく可能性があるのです、これから、またそういう人とのつながりを再活性化する必要がありますと思いますが、それにはいろんな方法があると思います。

幸いお互いの国を訪れる観光客もどんどん増えておりますし、また、介護士や看護師の候補生の方々も日本に来ていますし、また、インターンシップなど様々な形で人と人の交流を増やしてゆければと思います。そういう中で、今進められておられる法整備支援というのは、ASEANの様々な法律の専門家と日本の法律の専門家との間で、こういう法律の分野における新たなネットワークを強化できるのではないかと思いますし、そういうことができればまたすばらしいと思います。そういう観点から、法整備支援はすばらしいプロジェクトであると申し上げます。

[阪井]

今、鹿取大使がいわれたとおり、日本にはインドネシアの大学と熱心に交流されている大学がありますし、日本の弁護士さんもインドネシアとの関係において非常に熱心に活動されております。我々が法務省としてJICAと共に法整備支援を行ってまいりますが、そのあたりの情報もしっかり収集して、人と人の交流がより盛んになるような形で実施してゆきたいと考えています。

[会場からの質問①－島田弦名古屋大学大学院国際開発研究科教授]

大学院の時からインドネシアの法律を専門に研究させていただいて、現在も名古屋大学で教鞭をとっております。

今、兵頭さん、鹿取大使、ユスロン大使の話を聞いていて、特にASEANが統合してゆく中で共通の

ルールを作ってゆかなければならないということ、もう1つは、兵頭さんがおっしゃったように、一方で、インドネシアでは、まだ幾つもの法律の問題があるということが印象に残りました。

最近、ニュースを見ていまして、確かにASEAN共同体ができて国際基準に進んでゆこうという動きがある一方で、インドネシアの中で、非常にナショナリスティックな政策がとられているように思います。

例えば外国人労働者について、ハイスキルドレイバー、いわゆる小技能の労働者も含めてかなり規制をしようという法律や条例が作られているように見えています。

先ほど鹿取大使がおっしゃったように、インドネシアの歴史的な政策というのは、非常にプラグマティックだと思うのですが、一方で1998年、99年以降、国会の力が強くなってゆく中で、国会の中ではナショナリスティックな動きがしばしば出てきます。ですから、そこでプラグマティックな政策をとりたい側とナショナリスティックなことを追及したい側が、特に国会の中で、今どういうふうなぶつかっているのかというのを、ユスロン大使にそのような雰囲気を見せていただくとありがたいです。

[ユスロン大使]

良い質問なのですが、答えるのは簡単ではありません。

ナショナリスティックとプラグマティックの立場ですが、国会はナショナリスティック、政府の方はプラグマティック、そこでぶつかっているということがあるかもしれません。

説明する前にまず背景から入りますが、ASEAN共同体、AEC、シングルマーケットということは、インドネシア国内では、2つの意見に分かれています。

インドネシアは2億5,000万の人口、国境も西から東までの国境は6,507キロメートルで、その距離は東京からジャカルタよりも長く、自分たちに存在感があるということは、たいていのインドネシア人は意識しています。

だから、昔のスハルトの時代には、インドネシアの外交は激しく、非同盟とかバンドン会議とか、自分は弱い者、小さい者ではないという意識があります。残念ながら、経済ではインドネシアはまだまだ発展していないのですが、精神的にはもう発展していると意識しているのです。

ですから、インドネシアは、広い市場があるからオープンにすると、もしかしてシンガポールからの生産品はインドネシアに入ってあふれてしまうかもしれない。逆に、インドネシアからするとシンガポールというあんな小さい市場のために何ができるのかという議論もあります。オープンにするかしないかという考え方も分かれているのですが、背景はここにあります。

通貨危機の時は、確かに大変な状態でした。通貨が下落して、融資することもできませんでした。その時に、ある政治家は、インドネシアはバラバラになってしまうのではないかといいました。しかし、経済の混乱は確かにありましたが、どうしようもないという状況にはありませんでした。なぜかという、国内市場が広いから、インドネシアの生産品は輸出することはできなくても、販路を国内に見出すことはできる。輸出しないと外貨を獲得することはできず、これで問題解決には至りませんでした。モノを売ることは、国内市場が大きいためにできました。

私は、大使になる前は国会議員だったのですが、政府と国会が一致しないということもありました。インドネシアの政治システムに弱点があるのではないかと思ったこともありました。インドネシアは総理大臣制ではなく、大統領制なのですが、政党がたくさんあって、選挙をすると強い党が出ません。2%しか議席を取ることができないから、連立政権を作らざるをえず、そのような状況だとまた政府と国会がぶつかり、スハルト時代に戻ってしまうのではないかという不安があります。スハルトさんは強く、国会と政府はぶつからなかったのですが、そうになると、結果的にはまた独裁者が誕生することになります。ですから、インドネシア人は、どういう状態で

あればバランスが良いのかを考えています。ナショナリスティックとプラグマスティックのこともそうであり、インドネシア人も、日本の歴史も鎖国時代のことも知らないわけではなく、ナショナリスティックになり過ぎることも、オープンにし過ぎることも危ないということを知っています。今の政権の中には、色々弱点はありますが、ナショナリスティックといっても、市場開放の動きも強く、補いながら何とかオープン経済が進むのではないかと思っています。

#### [会場からの質問②-尾崎道明弁護士(元法務総合研究所国際協力部長)]

国際協力部発足時に部長をしていただきました尾崎と申します。在任当時、私が一番苦労して考えたのは、限られた人員の中で、その国に対して一番最も有効な支援は何か、一番その国の発展、その国の国民の福祉に重要なことは法制度では何なのかということでした。兵頭さんがおっしゃったように、持続的、安定的な経済活動が行われるためには、ルールがはっきりして、そのルールがはっきりと周知されていて、そのルールが共通のものであり、その上に立って、そのルールを適用する紛争解決制度がきちんと機能していることが重要だと思っています。

それがあって、そういう紛争解決制度が背景にあれば、紛争が予防され、円滑な経済活動ができるのだらうと思います。法整備支援といっても立法の分野もありますし、司法手続の分野もあります。立法の関係でもその内容の問題とその立法を担当する人の育成の問題、司法手続においても、同様に内容の問題と担当する裁判官、弁護士などの育成の問題があります。

立法においては、色々な分野があり、知的財産権分野というのは、その1つだと思うのですが、そういう中で、インドネシアに対して、どういう分野におけるどのような支援というのが今特に必要なのか、また、日本が貢献する可能性があるのか、そのあたりについて、どなたかからお伺いできればと思います。

#### [ユスロン大使]

尾崎様からのご意見は、大事なことで、支援をするとして具体的にどういふことを支援するかといふことを考える必要があります。

具体的な内容を検討するための一番簡単な方法としては、今、日本とインドネシアの関係においてどのような問題があるのかを十分に検討し、そこから法律上の課題を厳選して、お互いが話し合っただけのことだと思ひます。

お互いの経験を持ち寄って交換し、問題がある項目をリストに入れ、こゝういふ分野においてこゝういふ支援が必要だといふことを明確にして、まずはそこから入っていくのが大切です。その過程で、企業の方などからも意見を聞かなければなりません。現場の意見を聞くことは大切なことであり、それが大きな手がかりになると思ひます。

#### [兵頭常務]

インドネシアから離れてもう5年近く時間がたっておりますが、今もジャカルタジャパクラブに法人部会といふ部会がございまして、そこで先ほど鹿取大使のお話にも出ました両国間の政策対話を実務面で取り組んでいる各企業の現地の社長以下実務部隊がおりますので、現在のインドネシアでの企業活動でどのような問題がリアルタイムで起こっているのかについて聴取していただくと、結構旬な課題といふのがお手元に集まるのではないかと思ひます。

#### [会場からの質問③ - 鮎京正訓愛知県公立大学法人理事長]

今日のお話の中で、人・モノ・金の移動といふことが一つのキーワードとして出てまいりました。法整備支援との関係で重視しなければいけないのは、法律情報、あるいは法律実務情報のエクスチェンジを行ってゆく体制をどのように作り上げていくかといふことだろうと思ひております。

その点で、2年ほど前にASEAN事務局次長のムクタン先生が日本に来られたときに、日本では、まだASEAN法の研究センターといふものが存在してませんでした。シンガポール大学にもタイのチュラロンコン大学にも既にそういうものがあり、インドネシアにおいてもその種の研究センターがあります。

ムクタン先生から日本はこれで本当にASEAN法、あるいはASEAN各国の法に対応できるのかといふお叱りを受けました。

外交、そしてビジネスの世界の方々からASEANについての話をお聞きして、私個人は非常に良かったのですが、色々な大学、法学部があり、現状は様々でしょうけれども、大学では、ASEANの「ア」の字も出ない日々が続くといふのが実情としてはあるように思っています。その意味で、ASEAN地域における法律情報をどのようにエクスチェンジしていくのかといふ制度をオールジャパンで作るためにはどうしたらよいかといふことが、私からの質問です。

#### [鹿取大使]

極めて重要な問題提起であると思ひます。こゝういふ方法論が一番良いのかですが、ASEAN法といふても、ASEAN10か国が皆それぞれ違ふわけですから、まず、やはり個別の国との間で関係を築いて、それが恐らくASEANの法律の日本における研究センター、情報収集センターになると思ひ、もちろん大使館でお手伝いできる分野もあります。むしろ大学といふかアカデミックな分野でイニシアチブをとっていただいで、例えば名古屋大学であれば一番関係の深いASEAN各国の大学に問題提起をして、例えばこゝういふ法律に焦点を絞って情報交換することから始めるのも良いかもしれません。問題提起は極めて重要だと思ふのですが、課題は膨大なような気がしますので、まず、出発点としてはこゝういふ法律に的を絞るかを決め、そして、その的を絞ったら、全てのASEANの国に個別に当たるのだと思ひます。各国に個別に当たる場合には、やはり一番関係の深い大学を一つの媒体としてネットワークを広げるといふような活動をできるだけ早急に始めるのが良いのではないかと思ひます。

#### [第2部]

#### ヴェロニカ・テイラー オーストラリア国立大学教授報告

法務省、特に法務総合研究所国際協力部、そし

て JICA に対し、この会議にご招待していただきまして感謝申し上げます。この会場で旧友、そして法整備支援分野における新しく関わる方々とお会いできて、うれしく存じます。さて、今回は、日本の法制度整備支援及び ASEAN の台頭との関わりについてお話するよう依頼されました。ASEAN 経済共同体 (ACE) が結成されたばかりですので、このテーマについて検討するのは今が良いタイミングだと思います。

ACE は、まさに ASEAN 地域を単一の市場、生産ベースにするという野心の表れです。ご存じのとおり、ACE は 4 つの柱で構成されています。単一の市場を作ること、競争力のある経済地域を生み出すこと、平等な経済成長をもたらすこと、及びグローバル経済に完全に統合される地域を生み出すことです。これらは非常に野心的な目標です。今日は、法の支配の地域という観点から ASEAN について考えたいと思います。この地域は、法の支配の意味でどのように見ていくことができるでしょうか。まるでここは法の支配、そして法整備支援における実験場のような役割を果たすと思います。ベルリンの壁が崩壊して 20 年、そして国際的な法の支配の動きが広まる中で、このような実験場が生まれたわけです。

ただ、1 つ課題となりますのが、ASEAN の政治スタイルとの兼ね合いでどうなってゆくかということです。「ASEAN ウェイ」という考え方があります。このことは西側におけるこのような法整備支援のプロジェクトにとっての課題となるかもしれません。なぜかといいますと、現在の ASEAN の形は貿易を促進するための取組みを行う一方、調和を図ってゆく、そして相互承認を行うといったところを重視しています。これらのやり方はインフォーマル、非公式なものです。法的拘束力をもって貿易の障壁を撤廃しようということとは異なります。それから、法的拘束力が今のところないといったことも課題となる可能性があります。全てコンセンサス作りをベースとして物事が進んでゆくわけです。

そして、これまでのやり方とは違った形での関与

が行われる、つまり専門家やそれから国内のそういう団体、また業界団体などが深く関わるというやり方がとられています。ということで、これが法の統治、そしてその協調とどのような関わりを持ってゆくのでしょうか。

それからもう一つ、開発の格差というものがあります。経済的な格差が昔からあり、経済的に進んでいる「ASEAN シックス」と呼ばれる国と新しいメンバーとの間の格差です。

法律専門家としてもう一つ大切なことは、法的な違いが ASEAN の各国において非常に強く存在しているということです。ASEAN を地域として見た場合に、人権に対する意識は急速に高まっています。人権を守ろうという規範も生まれつつあります。そしてまた、市民社会の活動というものもだんだんと生まれてきています。個々の国レベルではそうした動きが見られます。

一方で、権威主義的な、あるいは独裁主義的な法の支配というものの高まりも見られます。法の支配のスタイルとして、それらが台頭してきているということが ASEAN 地域全体で見られるわけです。このような種類の権威主義ですけれども、これは批判するつもりでいっているわけではなくて、法の支配のある種の形として存在しているということです。ただ、このようなスタイルの法の支配では、政治が法律を使ってしまう、そして、それによって反対勢力を抑えつけようという動きに活用されたりすることもあります。また政府による支配あるいは腐敗や汚職などに関わる中で、プレッシャーとして法律が使われるということが起こっています。ASEAN において、この権威主義的な法の支配は、シンガポールが良い例となると思います。そして、現時点ではこのような権威主義的な法の支配の特徴がタイにおいても、それから一部マレーシアにおいても見ることができます。インドネシアとフィリピンはどちらかという例外だと考えられるでしょう。

そして、今朝はインドネシアに焦点が当たりましたがけれども、インドネシアにおいても今変化が生まれており、そして近代的な民主主義の法制度が

生まれてきており、これは法の支配という意味においては非常に大きな成功事例になると思います。国際的に見ても、これはすばらしい例だといえるでしょう。

ASEANの中で今ある種の議論あるいは競争が起こっていて、様々なスタイルの法の支配の間でのせめぎ合いが起こっているのがミャンマーだと思います。よくミャンマーに関して問われることですが、ミャンマーはインドネシアのような形になるのでしょうか。平和的に、近代的で、まあまあうまく機能している法制度が生まれてゆく国になるのでしょうか。また民主的な政治制度が根づくのでしょうか。あるいはこれからも権威主義的な、独裁的な法の支配が続くのでしょうか。こういう質問がよく出てきます。日本のような支援国の役割が非常に重要だと思いますが、それだけで結果が決まるわけではないでしょう。

もう一つのASEANの特徴は、面白い実験場としての役割ですけれども、規範的、それから法的な多元主義がそこに生まれてきているということです。ASEANに関しては2つのレベルで見ることができると思います。独自の地域として、そしてその地域としての規範や法のルールが生まれるということ、また一方で、それらはそれぞれの国において既に存在しているわけです。それぞれの国が異なるレベルで、立法や司法の制度を持っているということもまた事実です。

それだけではなく、法、そして秩序をもたらす上では他にも色々な源、出どころがあると思います。それらが正式な法制度との間での緊張感を生み出しているということがあり、日本はその面でも大きな役割を果たしてきました。公式な法制度を作って、それをハーモナイゼーションさせて、そして透明性を高めようとしてきたかと思います。宗教、特にイスラム教と仏教が、こうした分野においては無視することができないでしょう。

それから、政治的なイデオロギーが法を押しつける形で強い力を発揮することがあります。また、慣習法がいまだに非常に重要な役割を果たしていま

す。ということで、私たちを含めて国際的な活動家が競争するような形でASEANにおける法文化やその手続について形づくろうとしています。しかし、それだけではなくて、他にもたくさん法律を作る源というものは存在していると思います。法律の改革を行っていく上で、ASEANというのはある意味最も難しく、また最もわくわくするような実験場であるということができると思います。

では、日本が直接ASEANに対してどのような利益、利害を、関心を持っているのでしょうか。ご存じのとおり、ASEANに対する投資としては、日本は最大規模を誇ります。そして、貿易相手国としても日本は第3番目に位置します。そして、日本の企業にとって、ASEANは非常に重要な生産拠点です。原材料やエネルギーを得るためのソースでもあり、消費市場としても非常に大きな意味を持っています。

正式に日本とASEANとの間で合意あるいは協定も締結されています。例えば包括的経済連携で、これはASEANと日本との間でも2国間でも締結されています。日本とASEANの間には非常に緊密な関係があるわけですが、このような関係は他の地域経済連携でも見られます。

このような正式な協定あるいは関係の背景には、中国の台頭が非常に大きな意味合いを持っています。金もそこで重要な意味を占めています。中国の影響力について、具体的に4つの例を考えることができるでしょう。1つ目は、アジアインフラ投資銀行(AIIB)が設立されたということです。ご存じのとおり、この銀行は、つい先週活動が開始されたと発表されています。オーストラリアもこの銀行のメンバーとなっています。この新しい銀行の統治についてモニタリングをしてゆく上で、メンバーであった方がよいであろうというのがオーストラリア政府の考えです。しかし、まだこれらは始まったばかりであり、この銀行の運営がどのように行われ、ガバナンスがどうなるかということについて評価を下すには時期尚早でしょう。

そして、ASEANの多くの国々がこのような形で、



この銀行から融資が提供されることに対しては歓迎をしています。そして、エコノミストたちは、高い品質を持った投資が十分行われるのだろうか、そして最終的に利益がこの新しい開発銀行にもたらさせるのかということに対しては、疑問も持たれているようです。ここにお集まりの法律家、それから開発の実務者として留意すべきことは、この融資によって利益が生まれるかどうかということだけではなく、どのような規範、またどのような形での実践・実務が行われるのか、またどのような協定が融資の受け手と銀行との間に交わされるのかという点です。

また、日本の法整備支援の目標の1つとしては、労働の場面、それから環境や人権といった側面に関して、戦略的に日本的な基準・標準を輸出してゆくということもあると思います。それらを活用しながら、インフラや、それから工業団地、また特別経済地域などの創生に充ててゆくということです。このソフト面での標準についてははっきりと見解を述べてゆくということは、ハード面での法の改革と同様に非常に重要だと思えます。したがって、単に例えば法律の起草だけではなく、ソフトな標準というものも大切だということです。公式な法律、それからインフォーマルなやり方やそれから慣習について、新しい銀行でどのような動きが起こるのかを見てゆかなければいけません。

また中国の台頭ですが、2国間のアプローチ、ASEAN 諸国に対して大きな影響力を行使していると思います。貿易と外交が特にそうですが、その中でも南シナ海における海域の問題などにおいては、これは大きな意味を持つでしょう。

次に、日本ですけれども、ルールに則った秩序をアジア太平洋地域に構築してゆくことに意義を持っています。それで、法整備支援を行う者としては、透明性がある、そして先読みのしやすいルールを作ってゆく、このことがビジネスにとってプラスとなるでしょう。その際に、国としての法的な改革、それから国際法や人権とも足並みをそろえたものであることが大切です。

また日本の外務省においても、ルールに基づいた秩序という言葉が出てきます。国際法、それから多国間における協定との兼ね合いで、こうした考え方が打ち出されています。中国がこの国際的な協定に署名をしながら、都合の悪いところではそれを無視するといったことがあり、それを問題視しているわけです。しかしながら、アメリカ、オーストラリア、時には日本も、こうした面においては例外ではありません。政治的に自分たちに不都合なものである場合には、国際法を無視するという側面がなきにしもあらずです。したがって、どのような行動をとるのか、そしてルールに基づいた秩序をしっかりと遵守してゆくのかどうかを見てゆかなければなりません。

ここでもう一度ミャンマーを振り返ってみたいと思います。色々な考え方がせめぎ合っている場となっているミャンマーですが、ミャンマーは日本にとって非常に重要な存在です。またそれは韓国にとっても、中国にとっても、オーストラリアにとっても、アメリカにとっても同様で、多くの支援国にとって重要な位置を占めています。法整備支援がミャンマーに対して進められていますが、それにおいてミャンマーの法律を近代化させようという動きが起こっています。これはビジネスにとっての新しい市場をもたらすということにもなりますし、天然資源が豊かであるということもその背景にあるでしょう。

そして同時に、法律に対するミャンマーのコミュニティにおける意識というのも、これは非常にネガティブなものなのです。これまで軍事政権の中で法律がないがしろにされてきたケースが、また悪用されてきたケースがあるからです。また憲法をどう変えてゆくのかという取組みもなされています。いつまでたっても少数民族が疎外されているといった問題があり、これらに対しても手を打ってゆかなければならないと思います。

したがって、支援国としてはロヒンギャの人たちに焦点を当てた活動というのが必要となるでしょう。ラカイン州において繰り返し非常にひどい人権侵害が行われています。そして、これも宗教を表立

った理由として行われていることが多いのです。ナショナリストである仏教のグループも非常に大きな役割をここで果たしています。ミャンマーにおいて平和協定が結ばれたとはいえ、全ての軍、武装勢力の間でそれらが合意されたわけではありません。したがって、依然それは問題であり、また、政権交代が外圧に対して脆弱な問題を引き起こすということもあると思います。アウン・サン・スー・チーが率いる政党も非常にナショナリスト的な特徴を備えています。

このような背景を下に、ASEANがこれから進歩をしてゆく中でどのようなチャンスが日本にはあるのでしょうか。特に法整備支援を行う国として、私たちにとってどのような利益があるのでしょうか。どのようなチャンスがあるのでしょうか。

まず1つ考えられることは、どのような貢献ができるかということです。既にたくさんの貢献が行われていますが、法制度整備の支援を日本から行うということによって、民主化、そして法の支配を進めてゆく上で、西側のアプローチとは異なるアプローチをとることができると思います。西側のやり方が法の支配を進めるプロジェクト的なものであるという批判をされていることを聞いたことがあると思います。ここでは特に大切な3つの点だけを申し上げたいと思います。

1つ目ですが、法の支配といっても、西側のやり方というのはイデオロギーを中心として動いているということで、そのイデオロギーに従ってゆくということになりますと、イデオロギー同士の競争にそれが巻き込まれてしまう可能性があります。トーマス・キャロサズ先生がこのような法の支配について研究をなさっていて、最近の論文でもおっしゃっています。民主主義と法の支配、イデオロギーがあるがゆえに、イスラムのイデオロギーにおいて非常に大きな圧力を感じているということです。そして、イデオロギー同士の衝突が大きな影響力をもたらしているということです。

もう1つ問題となるのが政治的に便宜主義であるということです。西側の改革担当者は非常に短期的

な目先のことだけを考えるということで、重要視する内容がころころと変わってしまうという問題があります。支援する側の国内的政治状況において、彼らの関心事も変わってしまうということです。法の支配を進めてゆくやり方が支援国の国内の状況に影響を及ぼされてしまい、支援を受ける側の状況がながいしろにされるという問題があります。

3つ目に西側のやり方で問題として挙げられるのは、パートナーシップ、そしてローカルでのやり方に対しての投資がほとんど行われないうことです。パートナーシップについて「パリ・アクラ・ジャカルタ原則」などというふうに呼ばれることがありますが、計画などにほとんどそうした考え方が盛り込まれていません。

一方、日本は全く異なるアプローチをとってきました。そして私も含めて何人もの学者が、日本のスタイルの属性というものをこれまで注目して見てきました。ここでは特にピップ・ニコルソン教授、そして名古屋大学のコン・テイリ先生がこのテーマにおいてすばらしい論文を書いておられることをつけ加えておきたいと思います。

日本の法整備支援のすぐれたところについて、幾つか触れておきたいと思います。第一に明確な規範の枠組みがあるということで、JICA、そして法務省、そして日弁連は皆一貫しています。すなわち現地の文化を大事にし、既存の制度を大事にするということに重きを置いています。

2つ目の特徴は、現地のパートナーには積極的に自助努力を促しているということです。日本の法整備支援は、実際に国の中で起こっている状況にターゲットを置いているのであって、イデオロギーの枠組みというのは二の次であるとする、現実的、実際的なアプローチをとっているといえます。そして、日本の法整備支援の仕方というのは、大きな意味で現地のパートナーシップ、現地との協議というところに大きな投資を行っているということで、特にカンボジアにおける法の起草作業においてもそれがいえ、他の国においても同様です。また日本の様々なアクターは、教育とそして訓練というところに並行

して投資を行っています。このようなアプローチは非イデオロギー的であり、技術的な支援であるということです。強力な規範的なコンセプトが全面的に押し出されているわけではありません。そして強みというのは人員の継続性ということで、JICAも長期派遣をして、アドバイザーの人たちが何年もその国へ住んでアドバイスを続けるというやり方をしており、似たようなアプローチをとっているところがあるとするならば、アジア財団だけではないかと思えます。したがって、日本のアプローチというのは国際的な意味においても非常に重要であるといえます。

そして多くの証拠もそろってきておまして、経験的にいいますと現地のパートナーたちも、このようなスタイルに関しては非常に満足をしているということが分かっています。もっとも、最近の研究としましては、私のPh.Dの学生、アナ・ボッシュが行ったものがありますけれども、インドネシアを対象にして研究したところ、インドネシアのカウンターパートは、欧米のドナーに関しましてはパートナーシップが不足しているということで批判的であったものの、日本のアプローチに関しては非常に高く評価しているということが分かりました。

また、2つほど新しいコンセプトが出てきており、学問的な研究の側面で役に立つかもしれないのでご紹介いたします。

1つは、巡回モデル、旅するモデルという考え方なのですが、ここではやはり法改革を行うに当たって、モデルを導入することが求められるわけですが、その中でそれを介在してゆく人たちの役割がとてつもないものになっていくということがあります。法社会学の観点からいいますと、「TLO（超国家的法秩序）」という考え方があります。そこには色々なアクターがいます。現地のローカル、ナショナル、インターナショナルという意味で成文法に関わるアクターも多いわけですが、それ以外の法規制に関わる人たちも多く、ASEANは、新たな意味のTLOであると考えることができます。

そこで、次にこういった理論的な概念から実務的

なところに話を移していきたいと思えます。これは日本の法整備支援にどのような意味を持つのかということで、4つのチャレンジを挙げたいと思えます。

まず第一、これは果たして過去約20年にわたる日本の法整備支援のモデルの成功というものが、今後もASEAN内部で持続してゆくかということですが、私は自信を持ってイエスといえると思えます。条件付きでイエスといえるとするならば、民商事法に焦点を当てることは重要ですが、グッドガバナンスを担保するにはそれだけでは十分ではないかもしれないということを考える必要があります。欧州の同僚たちは、法の支配の規範づくりに関しまして行政法の重要性を認識しており、特に国民が政府に不信感を抱いている場合に重要になります。また、新たな法律が生まれてきているということもあります。例えばテロ対策法、災害救援関連の法律、安全保障関連の法規制、デジタル情報の規制、人の移動の規制や入国管理、難民・亡命希望者に関する法政策などは、刑事法とも交差点を持つ行政法が問題となり、行政法、刑事法というものが法の支配の重要な尺度として台頭してきているわけです。

またミャンマーのような国では、安全保障問題、経済・市場改革、そして法制改革において、官僚が市民とどのように関係を持つのかということとはなかなか難しいのです。一般の市民が何を体験しているのかということが法の支配の尺度ですが、今まではトップダウン的にもものを見がちでした。例えば法制度あるいは外国投資家の観点から法律を見てきた傾向がありますが、ボトムアップ的な見方が求められてきているのだと思えます。だからこそ日本の法整備支援をもう少し規範的な枠組みに広げる必要があるのではないかと思われるわけです。

このような動きは既に起こりつつあり、例えば日弁連は、司法へのアクセスに取り組んでいます。また、ジェトロのアジア経済研究所は、企業がグッドガバナンスのアクター、そして人権の支援者として位置づけられているとしています。こういった非政府のアクターに注目するということが重要であるかと思えます。単に欧米的な法の支配のファッション

に乗るのではなくて、ASEAN 諸国の市民が必要としているものに真に答えていくということが必要だと思います。

2つ目のチャレンジ、これは鹿取大使が既に午前中触れられたことでありますが、ますます多面的な場での仕事が求められるということです。例えばフィリピンやミャンマーでは、国よりも下のレベルにおいては、重要な武装対立が続いています。したがって、これらが法の支配という意味では依然としてチャレンジになります。今私が取り組んでいるのは、ミンダナオのプロジェクト、フィリピン南部での仕事です。ミンダナオでは法の支配などを口にする人も、人権などを口にする人もいません。そういった言葉は、地元の人からは拒絶されます。なぜかといいますと、政府、軍が法の支配、人権という言葉をこれまで何度となく口にしてきたにもかかわらず、正義が現地においては実現されていないということを知っているからです。新しい言葉、表現が必要かと思えます。法制改革を促してゆくためには、別の表現が必要になってくるかと思えます。

3つ目のチャレンジとして取り上げたいのが、権威主義的な体制、そして紛争地域で仕事をするもののリスクです。ミャンマーを例として出しますと、かなりの確度を持っていえることは、ミャンマーは一夜にして自由民主主義体制になるわけではないということであり、アウン・サン・スー・チーとも、またミャンマーの高官などとも仕事をある程度してきた経験からいえることです。法の支配というものがミャンマーのエリートにとって意味することは、法と秩序であります。このことは、ドナーが政府と仕事をするに当たってのリスクを表しています。例えば一般市民に対する改革を推進しようとする場合、我々が予想できないような副作用が出てくる可能性があります。したがって、我々は誰を仲介とするのかということについては慎重にならなければならず、どのように我々自身が実務家、アドバイザーとして準備をし、ミャンマーのようなところに派遣された時に何をすべきなのかを考えなければならぬと思います。

新しい実務家の世代の人たちは、このような複雑な現場にいて、単にプロフェッショナルな成文法におけるトレーニングを受けて対応するだけでは不十分であると思います。日本の法整備支援においてはプロフェッショナリズムが明らかであり、またイデオロギーが前面に押し出されていないという特徴があるかと思えます。しかし、全ての法整備支援は政治的な側面を持っているということも確かで、我々がやろうとしているのは現地の制度に影響を及ぼそうとしていることであり、政治、経済、社会的な体制の変革を進めようとしていることです。したがって、そのような複雑な現場においては別のアプローチ、やり方が必要とも思われます。

そこで、4つ目の最後のチャレンジとしてまとめてみたいと思います。これは地政学的な競争という話です。紛れもなく法の支配、そして法整備支援というのはツール、手段として超国家的な法秩序づくりに役立つものであるかと思えます。

TLO の一つの例が ASEAN です。日本のアプローチが重要であるのは、これまでのところ代替的なモデルを提供し得たということだと思います。欧米のドナーとは違うモデルを提供してきたということで、これまでうまくいきました。しかしながら、同時にいえることは、この現場が非常に込み合ってきたということです。日本は中国とも規範形成の点で競争しなければならなくなっています。また法律制度改革においては韓国とも、またその他の新興ドナー、サウジアラビア、イラン、そして潜在的にはインドなどとも競争を強いられるということです。また、新しい多国間のグループであります AIP など入ってきているということです。

そのような競争の中で、またルールに則った秩序を ASEAN で追求してゆくに当たって、日本はもう少し法整備支援の幅を広げてゆく必要があるのかもしれない。広げるということは何を意味するのかということですが、3つの要素があります。

1つ目は、法的な多元主義に再度取り組み、非政府のアクター、非政府の法源にどう対応してゆくのかということです。2つ目は、社会的な正義に対す

るコミットメントを明確にすることの重要性、そしてまた法制度の効率、また企業に対する好ましきということに焦点を当てることです。3つ目は、またどのように実務家を準備、訓練してゆけば、このような複雑な現場に対応できるのかを検討することです。

日本はASEANにおける法整備支援という意味では、リーダー的な役割を果たしています。そしてこれは国際的にも認められておりますので、我々はある程度楽観して、その進化、成功の過程というものを追うことがこれからもできるのではないかというふうに思っております。ありがとうございました。

### **チャンタリー・ドゥアンヴィライ ラオス最高人民裁判所労働部長報告**

初めに、日本の政府、法務省、ICD、JICAの皆さんに本日このような報告の機会をいただいたことに御礼申し上げます。

日本からのラオスに対しての法整備支援についてのご報告いたします。ラオス人民民主共和国と日本は長年にわたって協力関係にあります。昨年、両国は外交関係樹立60周年を迎えました。またラオスが最初の青年海外協力隊の派遣を得て50周年を迎えました。日本政府はラオスの社会経済開発を支援するという事で、多額のODAを提供してくださっています。JICAが管理する数多くの開発プロジェクトでという形で、ODAの形態を通してラオスを支援してくださっています。日本からの支援は、インフラ、農業、教育、保健、ガバナンスといった数多くの部門に広がっており、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力など様々な形態がとられています。

ラオス政府は、法の支配の整備を最重要視しております。これは国の社会、経済的移行を支えていくためであります。そのために政府は透明性があり、参加型の方法により確立される、総合的で信頼でき、予測可能な法的枠組みを整備するために努力するという事を宣言いたしました。

この目的に向けた目標を達成するために、ラオス

は2009年9月にリーガルセクター・マスタープランを正式に採用しました。このマスタープランは、2020年までの法治国家の確立という最終目標を達成するために、ラオスで初めての幅広い法改革を行ってゆく枠組みとなっています。ラオスにおける法制度の現在のニーズについて包括的な声明をなすものであり、法治国家を整備し、司法アクセスを強化し、リーガル・エンパワーメントを実現するための指針となる一連の原則を示しています。

それは、次の4つの分野に焦点を当てています。まず1つは、法律や政令及び規則の起草手続の改善です。法務省が国民議会と密に協力し、政策形成、規制による影響の評価、問題認識、専門的な起草テクニックや書式を含む法令の整備及び実務のための能力、手続及び基準を強化するという事です。立法に関する法により、法律の起草手続や書式を定め、関係省庁が関連法令を起草できるよう支援してゆくという事です。

2つ目は、組織制度整備です。司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、その他の法務部門の組織が自らの組織整備、そして改革を行うという事です。2009年に最高人民裁判所は裁判をより効率的なものとし、国民が裁判手続をより容易に活用できるように裁判制度を改革しました。その結果、現在ラオスの裁判所は、最高人民裁判所、高等人民裁判所、県人民裁判所、そして地区人民裁判所という構成になりました。

3つ目は、司法人材、法曹人材の育成です。司法部門はASEAN経済共同体(AEC)の加盟国になる準備として、職員の知識やスキル開発を行ってゆかなくてはなりません。裁判官、検察官、弁護士、その他の法務職員の質は、他のASEAN加盟国と比べて十分ではないという認識です。そのため、司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院は裁判官、検察官、その他の法務職員の技能向上について検討を行い、法科大学卒業生が裁判官、検察官及び弁護士になる前の初期研修を行う国立司法研修所(NIJ)の設立をラオス政府に提案しました。これまでは法学部、政治学部を卒業した学生は、十分な技能や法分

野の実務経験がないまま、人民裁判所や人民検察院にすぐに直接雇用されていました。司法省、最高人民裁判所、そして最高人民検察院は、実務においてどのように法を適用するのかについて、裁判官、検察官及び法務職員を教育する共通の責任を有しています。国立司法研修所の設立後は、法科大学生は卒業後、裁判官、検察官あるいは弁護士になる前に1年間そこで研修を受けねばならないということになっています。

そして4つ目は、法務部門のベースライン調査及び公的な司法調査を通じて、市民の司法アクセスが強化されたということです。

日本政府は JICA を通して法務部門に以下のような支援を行ってくださっています。

1つ目は、法整備支援プロジェクトでありまして、2003年から2005年にかけて実施されました。このプロジェクトは、司法省、最高人民裁判所、それから最高人民検察院が司法機関としての実務能力を強化できるように支援を行うものであり、民法及び商法の教科書作成や判決書起案マニュアル、それから検察官の捜査マニュアルの草案作成を行ったものです。教科書及びマニュアルは、裁判官、検察官、法学部の教授、それから法務職員にとって非常に重要かつ有用なものとなっていて、現在でも日常業務に利用されています。

2つ目の支援は法務部門の人材育成支援です。2010年から2014年にわたるフェーズ1では、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学法学部に対して関係組織及び司法職員の法理論、それから実務上の技能を拡充するものでした。民法、民訴法、刑訴法のモデルハンドブックの作成とラオス初の民法典の起草を通じて、こういった能力の拡充に寄与するものでした。司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、そして国立大学法学部、その他実施機関は、80名以上の有資格職員をワーキンググループのメンバーとして任命しました。日本政府も長期専門家チーム及び支援委員会を組織し、各サブワーキンググループへの助言提供を行い、ラオスでの講義あるいは日本での研修を行ってくだ

さいました。各サブワーキンググループは、ラオスの法令について各条文の意味を明確に理解できるよう熱心に学び、また長期専門家チームや支援委員会と密接に連携し、民訴法・刑訴法の手続チャート、民法事例問題集、ケースブック、民訴法・刑訴法のハンドブック、さらに、不法行為・契約法教科書を作成し、民法典の起草作業を行いました。

フェーズ2は、2014年から始まり、現在も進行中です。フェーズ2は、法務の人材育成の実施継続期間であり、ラオスの司法及び法情報への国民のアクセスを改善するために法律の基礎理論及び実務を分析することによって、法曹人材教育制度を強化し、法案の起草技術を改善し、ラオスの法の運用、それから執行を改善しようというものです。また、民法典に関するサブワーキンググループを設置し、民法典の起草作業を継続し、この民法典の草案は、政府での検討後、国民議会での可決を目指して審議されることになっています。本プロジェクトでは、民事経済関連法サブワーキンググループも設置されました。経済関連法令であるADR法や労働法を研究し、手続に関するチャートやハンドブックの作成を行っています。また、刑事関連法サブワーキンググループでは、理論や実務手続を研究して刑法の事例問題集を作成しています。加えて、教育・研修改善サブワーキンググループを設置し、より適格な裁判官、検察官及び弁護士を育成するために法教育の現状を分析し、教育制度を改善することを目的としています。

こういったプロジェクトの運営に当たりましては、4つの実施機関から構成される合同調整委員会(JCC)が設けられ、それぞれ交代制でプロジェクトの管理を行い、半年ごとに公式会議を開いてプロジェクトの監視、評価及び助言を行うこととしています。この合同調整委員会の下には、プロジェクトの管理者のような機能を持つ運営委員会が置かれています。これもやはり4つの実施機関から構成されており、プロジェクトの実施を管理するために毎年交替で各機関がリードの役割を担っています。

またリエゾンユニットが設けられ、この機関は、

プロジェクトコーディネーターとして4つの実施機関から担当者が任命され、運営委員会がサブワーキンググループや専門家間の調整の手助けをしています。

このようなプロジェクトは、特に法曹人材の育成において法務部門によい影響を与えています。運営委員会は毎月会合を持ち、一方で合同調整委員会は半年ごとに会合を行い、プロジェクトの進捗状況について監視、評価を行っています。

これまでのプロジェクト評価によりますと、プロジェクトは単に人材育成のみならず、法務部門の発展において、よい影響を与えているということが分かりました。今日の報告では、主たる達成事項について述べたいと思います。

1つ目としては、ワーキンググループのメンバーは、ラオスの関連法令を熱心に学ぶとともに、明確にかつ深く理解するために基礎理論や実務を分析し、その知識や技術をサブワーキンググループのメンバーや職場の同僚と共有しています。また、議論を通じて日本の専門家と共に意見を発表し、意見を交換して、各メンバーが関連法令の意味を明確に理解した上で、チャートやハンドブックを作成しています。これによりまして、理論と実務を結びつけるノウハウを得て法理論を分析し、実務をよりよく理解することができました。さらに、モデル教材を作成するノウハウを改善し、ハンドブックの作成技術、プレゼン技能、ITに関しての能力、英語力、それからワーキンググループのメンバーとしての思考方法を高めることができました。プロジェクトによって得た知識や経験は、サブワーキンググループのメンバーがこうした経験を、彼ら自身の組織の発展のために適用する上で役立つと思われま

す。2つ目として、民訴法、それから刑訴法のチャート、民法の事例問題集、民訴法・刑訴法のハンドブックといったような資料が作成されています。これらは裁判官、検察官、捜査官、弁護士、それからその他の法務職員が手引書又は法令ガイドラインとして利用しておりますし、また、法学部の教授がモデル教材として利用することができる資料になってい

ます。現在、多くの機関が私たちのプロジェクトに対して、こういった資料の増刷をしてほしいという要請をしています。

3つ目は、民訴法・刑訴法チャート、ケースブック、事例問題集やハンドブックが配布され、さらに、こういった資料の普及セミナーや研修コースがプロジェクトの中で引き続きなされています。こういった機会では資料の紹介だけではなくて、法務職員やその他の人々、特に原告や被告の方々が裁判における訴訟手続や事件の取扱いのプロセスについて学び、司法アクセスを高めるのに役立っています。

4つ目は、民法典サブワーキンググループも法律の条文を学び理解しようと熱心に取り組んでまいりました。特に関連法令には存在しておらず、法律用語としてのみ定義されている事柄の意味を理解しようと努力してまいりました。当初ワーキンググループのメンバーは、関連法令の意味や法律用語の意味、さらに、法理論の概念について共通の理解を得るのに難儀しました。そのためワーキンググループのメンバーは、数多くの議論の場を設けて、関連法令の意味の理解に努めました。本プロジェクトは民法典起草の支援を行うだけでなく、ワーキンググループが民法を研究、分析する技能を向上させる機会を与えてくれております。民法典は、公式の計画として2016年に国民議会に審議のために提出され、承認される予定となっております。ラオス初の民法典として、裁判官や法務職員のために、またラオスにおける海外直接投資促進のために有用な法律となると考えます。

5つ目は、適格な裁判官、検察官及び弁護士を育成するために、引き続き法教育体制の強化を目指していることです。そのためワーキンググループは、法学部、国立司法研修所、さらに、最高人民裁判所及び最高人民検察院の研究所のカリキュラムや教材内容の開発を行い、より熟練した裁判官や検察官を育成する開発に力を注いでいます。

最後に、ラオスの法務部門における人材育成プロジェクトは、司法職員の人材育成や司法組織の整備に対して非常に価値の高い影響を与えており、社会

の法に対する認識を高め、またラオスに対する海外直接投資を促進しております。

以上、日本からのラオスへの法整備支援について報告いたしました。ありがとうございました。

### ルー・ティエン・ズン ベトナム弁護士連合会常任委員会委員・国際交流委員長報告

まず冒頭に法務省の皆様、そして JICA、その他の共催者の皆様に、このような形で招へいただきましたことに御礼を申し上げます。

ベトナム人の弁護士として、1996年に JICA のベトナムに対する支援プロジェクトに最初から関わらせていただきました。それ以来のおつき合いということになります。この2つの国の協力関係を色々と見る事ができました。それについてもお話をしたいと思います。

非常にうまくいった日本とベトナムの間の法整備支援における20年の協力を20分で話すというのはいささか難しいことですが、全体として歴史について、それから協力の形がどのような形で発展してきたかについてお話をします。その後、どのようなアプローチがこの法整備支援に関して行われ得るのかということについて、実際何が行われてきたのかについても、そして、どのような課題があるのかについてもお話ししたいと思います。

では、最初に歴史を振り返ってみたいと思います。私は、ベトナムの弁護士連合会から参りました。これは6年ほど前にできたまだ新しい組織ですが、既に高い評価を得ています。また ASEAN 地域において果たされる役割も強くなってきていると思います。ハーモナイゼーションにおいても法律家の果たす役割は大きくなってきていますし、紛争解決に向けた組織においてもそうです。

法、そして司法部門における、ベトナムにおける日本による支援の歴史を振り返ってみたいと思います。法整備の支援は、1996年に始まりました。しかし、その前から2国間の対話は行われており、どのような形で枠組みを作るべきかが議論されており、1996年にそれが形づくられたということです。

最高裁判所の下で、私も国際分野に関わっておりましたが、法律部門に関して様々な支援国からの支援のオファーがありました。そんな中、1996年に日本による支援が始まりました。その焦点は、法律文章の起草でした。当時は中央計画経済ということで、市場経済への移行が問題になっていました。そして、1996年に民事における法律の起草が必要になりました。そして、その後、法律、法務部門においても、日本とベトナムとの関係は更に深まってゆきました。まずは法的な枠組みを市場経済に基づいて作ったわけですが、そこにある法律だけでは不十分であるということが明らかになりました。直面する問題に対する解決策が、その時点での法律では十分に見出されなかったということです。そこでベトナムと日本との間で、次の協力として、より奥行きのある協力体制が必要ではないかということになりました。ベトナムの方でもどのような問題があるのかを見定めて、そして解決策を見出すようにしました。

2国間の法務面における協力の姿、性質は次第に変わってきて、より強化されました。特に能力開発に焦点が当たるようになってゆきました。また透明性を持った法的枠組みだけではなく、それをどう実施してゆくかということにまで関心が集まるようになりました。それも法整備支援と同様に重要視されるようになったのです。JICA はベトナムに真っ先に来て、そして法制度についての支援をしてくれました。また例えば判決文章をどのようにして作成するのかということについてもサポートしてくれました。より透明度を高めるためにはどうしたらいいのか、また、訴訟に関わる者にとって重要な文書の作成法、そして、それを一般の人々に対してどう見せてゆくかということについても教わりました。

その次の段階は、2000年代から今日に至るまでの日本とベトナムの間の法司法分野における協力ですが、より意味のあるステップを踏み出していると思います。トップと現場との間に良い循環を生み出していると思います。つまり、トップが作った政策が現場でどのように実施されるかということにおい



てです。現場の人たちが法律をしっかりと理解できるか、そしてそれを実施できるかということが大事であると同様に、現場でどのような問題があるために法律の実施が難しいのかということ、トップが理解することも大事です。これらを背景として、法律を更に改善し、そして改正してゆくということになります。日本側のサポートのアプローチとしては、継続的に民法、民事訴訟法などについて、改正に対して目配りをしてゆくということ、実務レベルで何が起きているかを見ながら行ってゆくということが大切であるという認識に至りました。

日本からベトナムの法曹界に対してどのようなサポートが行われてきたかについては、法律の起草に関して、それからその施行について、また法におけるエンパワーメントについて、また、能力開発についてなどが焦点となりました。

今後2020年までを見通したときに、これからも法的枠組みの開発を行ってゆくための支援を続けていきたい。これが正しいアプローチだと思います。また司法省や検察院だけではなく、その他の法曹界の専門家もカバーする内容になってゆくべきだと思います。政府の関係省庁、また議会に関わる者に対しても目配りが必要であると思います。

これから何をしてゆくかということについて私見を申し上げたいと思います。

まず1つ目ですが、日本のアプローチというのは何なのか、ベトナムの法曹界には、それがどのように見えているのでしょうか。最初に、需要、要求に対して柔軟に対応していただけるということが挙げられます。ベトナムに関して法制度の支援を行う際に、例えばどのようなニーズがあるのかということに対応して提案をしていただき、様々な政府の関係省庁のトップから実務レベルにまで対応してもらえということ。そして、とても良いチームが、最前線で対応できている、あるいは最前線にいるということです。判事、それから検察官など、ベトナムでもう既に司法関係の仕事をした経験のある人たちがそこに関わり、そして活発なやりとりが日本側とベトナムの法務担当者との間に存在しています。

このことは大切であり、また他に例を見ないようなアプローチなのではないでしょうか。他の支援国と比べても際立っていると思います。そして、実際的である、実践的であるということも非常に大切です。法制度の改善に関しては、こうした実際的であるということが非常に大切だと思います。それから柔軟性も重要です。プロジェクトの活動あるいは支援活動については常に柔軟性が必要だと思います。変化に柔軟に対応してゆくことができなければなりません。こうした3つの重要な日本のアプローチの特性が、ベトナムへの支援において実現されていると思います。どのようなインパクトがこうした取組みによってもたらされてきたのでしょうか。この20年間の協力関係において、日本によるベトナムに対する法制度の整備の支援によって先が読める、そして透明性の高い制度が生まれてきたと思います。

2つ目に、日本の支援によって、調整をより図りやすくなったということが指摘できます。ベトナムにも色々なステークホルダーがいます。例えば民法の起草担当者もいますし、その他司法省との関係もありますし、ベトナム弁護士連合会との協力も必要となります。プロジェクトをコーディネートし実施してゆく上でも、こうした様々な機関と足並みをそろえた形で共通の目的に向かって進めることができているのであり、これがまさに日本の支援の産物といえます。

3つ目に、日本の支援によって信頼が生まれてきた、また相互理解が深まったと思います。法的側面においては、このことも非常に大切です。非常に大きな変化が、ベトナムの法環境に生まれてきました。ステークホルダー、受益者、また、ベトナムの法曹界においても、相互理解が深まり、そして国際的な法曹界とのつながりも高まってきました。これらが日本の支援によってもたらされた重要な影響だと思います。このような効果を日本とベトナムの関係において培うことができ、これがまた、ベトナム側の能力開発という意味においても重要だったと思われる。

では、どのような課題が考えられるのでしょうか。

もうほぼ30年にわたって、色々な法制度の改革が行われてきたわけですが、総体的によい枠組みができていていると思います。法の執行について、また法の支配に関して、また人権擁護について、色々と取組みを進めてきました。また情報に対するアクセスも良いものができていていると思います。重要な課題の1つ目は、いかにして統合を進めてゆくかということだと思います。ASEANとの統合あるいは2国間での協調といったことが大切だと思います。数を増やしてゆくことも大切ですが、質を高めてゆくということも大切です。より質の高い統合を進めてゆく、そして、司法へのアクセスの質を高めてゆく、法の支配の質を高めてゆくということが大切であると考えています。将来の法整備支援に関しては、このようところに焦点を合わせてゆくべきだと思います。2つ目は、法的なエンパワーメントです。ベトナムにおいては、これは将来の法整備支援が特に焦点を当てるべきところだと思います。3つ目は、継続的に人材・能力の開発をしてゆくということです。

まとめになりますけれども、法整備支援に関して、どのような効果あるいは影響があるかということについて私見を申し上げたいと思います。この支援というのはある意味、投資だと思います。投資をしたときに一晩にしてその利益が還元されるということはないでしょう。けれども、20年後あるいは30年後を考えたときに、しっかりとそこに実りが生まれるということが大切です。1か月又は数週間日本で研修を受けた人が日本で学んだことを活かしてベトナムで、法律を起草するということがあります。こうしたことで相互の友好関係も生まれてゆくでしょう。

そして、これは、日本のベトナムにおける投資を保護することにもなります。透明な形で投資あるいは実務が行われなければならない、私も裁判所において調停を担当する立場にありますが、色々な衝突あるいは紛争が日本の企業との間で起こっています。それから、国際的な仲裁機関のメンバーも務めていますが、そこでもベトナムと日本の企業などの間で衝突が起こる場合があります。こうした役割を果たす

中で、私は公平でなければならないと思っています。これまで日本の皆さんと20年以上にわたって協力をしてきた背景からしまして、皆さんのアプローチというものは私は理解できていていると思います。私は、日本とベトナムをつなげたいと思っていて、何かめごとがあったとしても最終的には仲直りする、そして握手ができるようにしてゆきたいと思っています。それをするためには、これからも協力を続けてゆく必要がありますし、法務部門においての関係を強化させてゆくことが必要でしょう。今ある課題が何なのかということに目を向けて、将来何をすべきかなければならないかを常に見てゆくべきだと思います。ご清聴ありがとうございました。

#### **[会場からの質問①－佐藤安信東京大学大学院総合文化研究科教授]**

ヴェロニカ・テイラー先生、日本の努力を高く評価いただき、ありがとうございます。ご発表はとても興味深く、包括的で分析的なものであったと思います。また理論もしっかりしておられ、色々学ぶところがありました。

日本の法整備支援がイデオロギーフリーであるというアプローチであると、いわば欧米に対するものの代替的なアプローチであるというご指摘であったと思います。もちろんメリットもあれば、プラスもあればマイナスの点もあるということで、チャレンジについて、課題についても触れていただきました。また政治的な意味合いというものについても気をつけなければならないということであるかと思えます。

日本は均質社会といわれます。政府もきちっと組織されていますが、偏見等がないわけでもなく、日本的というようなものを前端的に押し出しがちのところもあるかと思えます。戦前はそのようなこともあったかと思えます。それに対しての批判というものもありました。したがって、慎重さが必要です。実際、そういったインパクトを必ずしも払拭し切れるわけではありません。おっしゃったように、日本のアプローチは、いわば国家中心的なものになっているということはそのとおりだと思います。日弁

連、その他非政府機関も努力はしていると思います  
が、グラスルーツ、ボトムアップ、草の根というア  
プローチに関しては、我々は弱いところもあります。  
しかし、基本的に法務省、政府が中心となる場合が  
多いわけです。それは良いわけですが、その  
一方で、いわば独占的にそのようなところが中心に  
やるということであっては問題がある場合もありま  
す。政府を支援する立場ではなくて、我々は受け手  
側の市民、国民を支援する立場にあるわけです。

その意味で、オーストラリアは日本のパートナー  
の1つとしまして、昨年も一緒に研究させていただきました  
多文化、多民族国家であります。ODA  
の点で考えましても、オーストラリア国立大学は、  
法制改革というところでも大きな努力をしていらっ  
しゃると思います。大学でこれまでとってこられた  
アプローチに関しては敬意を表明したいと思います。  
これから大学レベルでの協力あるいは日豪政府  
間のアプローチというのは、相互補完的なところも  
あると思うのですが、ASEAN、アジアというところ  
に対して共通の理解もありますし、対中国という  
意味でも競争関係にあるものとして、どのようなア  
プローチを今後とってゆくことができるか、お伺い  
したいと思います。

#### [テイラー教授]

まずおっしゃったように、日本とオーストラリア  
が共通点として持っていることの1つは、ASEAN  
は我々にとって大きな利害関係を持つ、アメリカ、  
ヨーロッパ以上に重要な存在であるということ  
です。また、オーストラリアと日本は、実務的、実践  
的であるという法整備支援におけるアプローチを共  
有しています。オーストラリアもアメリカあるいは  
世銀に比べるとイデオロギーが薄く、ヨーロッパと  
比べてもそうです。対象国に協力、協働の機会を提  
供しています。

ズンさんは、発表の最後のところで3つの重点課  
題について触れられました。そこに、リーガル・エン  
パワーメントがありました。ズンさんはリーガル・エン  
パワーメントとおっしゃいましたが、私は、ボ  
トムアップであると考えており、それがやはり重要

な点ではないかと思っています。

#### [会場からの質問②-コン・テイリ名古屋大学法政 国際協力センター准教授]

非常に興味深い発表を3ついただきました。少し  
抽象的な質問をテイラー先生に、そしてより実務的  
な質問をあとのお二方にお伺いしたいと思います。

テイラー先生は、ASEANは市場の共同体だけで  
はなく、法の支配の共同体だとおっしゃいました。  
とても興味深い表現でありました。しかし、最近の  
トレンドを見てみますと、今朝ほど両大使が話され  
たように、ASEANプラス・ワン、ASEANプラス・  
スリー、ASEANプラス・シックスというような枠  
組みがありますが、こういったものは相矛盾する場  
合があります。例えば安全保障、経済連携において  
は、日・ASEAN、ASEAN・中国、ASEAN・韓国  
というASEANプラス・ワンがASEANプラス・ス  
リーとはそれぞれ別個の形で存在するということ  
です。そして、オバマ大統領は、ASEANの10か国  
の指導者にアメリカに来てもらって、ASEANプラ  
ス・米国という枠組みで話をしたいといっておら  
ますが、もちろん中国の影響力を意識してのことだ  
と思います。

ここで起こっていることは、分断化、断片化とい  
うものではないかと思っています。すなわち中国の前  
で話をするのではなく、裏で話をするということ  
です。経済協力に関しましては、個々に話をしてゆ  
きたいというようなことが出てきていますが、これ  
はリスクを伴う動きだと思います。ASEANの法の  
支配、ASEAN共同体という場合には、例えば日本  
はASEANの諸国の商法を整備する助けをしようと  
しています。そして韓国は別の形で参画しようと  
しています。ドナー間のコーディネーションが取  
れないという問題があります。ASEANのAECの  
誕生と共に、コーディネーションがますます危険  
をはらんできています。すなわち、ASEANが地  
域のコミュニティとして本当に存在することができ  
るのか、断片化が進んでいるのではないのかとい  
うことが危惧されます。そこでテイラー先生に  
その点についてお伺いしたいと思います。

そして、あのお二方が、それぞれ日本のベトナムへの法整備支援プロジェクト、日本・ラオスの関係について触れられたのを興味深く聞かせていただきましたが、これから先どう変わってゆくのでしょうか。特にベトナム、ラオスがASEANの経済共同体のメンバーとして、2015年以降、地域統合が求められる中で、日本・ラオス、日本・ベトナムの関係において、更に必要とされてくるものがあるでしょうか。

#### [テイラー教授]

興味深いご質問ありがとうございます。私が発言の中で触れたのはTLO、超国家的な法秩序という考え方で、これはある意味、複雑性を反映する考え方です。ASEANプラス・ワン、ASEANプラス・スリー、ASEANプラス・シックス、ASEANプラス・その他というのはTLOの競合を表しているわけでありまして、法律を作ろうということではなくて、ASEANの行動に影響力を及ぼしてゆくための様々な枠組みを作ろうということです。

そこでご質問なさったのは、日本の努力がこの種の文脈の中でどう捉えられているのか、ASEANプラス・ワンがそれぞれの方向に引っ張ってゆこうとしている中で、どう働くのかということですが、確におっしゃったようにコーディネーションの問題があります。しかし、日本の投資、そして長期的な投資があるので、それを勝ち抜く可能性があると思っています。アメリカも特定の法的問題に関しましては時々関心を持つことがあります。しかし、アメリカは、入ってきては法制改革の問題でぐちゃぐちゃにして、その後すぐに去ってしまうというようなことが往々にしてありました。私の記憶が正しければ、日本の同僚が何年前に、我々はアメリカには感謝しなければいけないといました。アメリカが来たら、日本の仕事が増えるからだといっていました。体系的な関係作り、そして制度づくりに日本が携わる機会をアメリカが作ってくれているから感謝しようといったわけです。その意味では日本の果たした役割はとても大きいわけですが、しかし現実論からすると、様々な競争が同時進行しています。

安全保障、移住の問題、商法の問題、人権問題、したがって、複雑な問題であるということは間違いのないと思います。

#### [ドゥアンヴィライ部長]

AECに加盟後、どのように変わってゆくのか、特に日本との協力関係においての今後の変化はどうかということですが、AECの統合に参加したとしても、日本との関係が大きく変わることはないと思います。ラオスと日本の間には協力の約束があり、プロジェクトは継続して進んでいます。まだこの法整備支援関係のプロジェクトは終わっていないからです。

#### [ズン弁護士]

興味深い質問だと思います。この点を討議するためには数日間のワークショップが必要な気がしますが、単純にお答えしたいと思います。

ASEANというのはコミュニティーグループです。ベトナムと日本というのは2国間関係で、2国間の協定があります。そして、私たちは様々な諸国と友好関係を結び、日本との関係もそうです。

また、全て一朝一夕に達成できるものではありません。日本・ベトナムの関係の歴史を振り返ると、ハイレベルの交流がこの5年、10年の間に両国間で行われてまいりました。お互いに問題を討議してきました。そして、日本とベトナムの関係の本質が作り上げられてきたわけです。しかしながら、あらゆる2国間関係というのは調節が必要です。新たな環境に、新たな課題に対応し、変化に対応してゆくために調整が必要です。ASEANに新たな課題が生まれるのであれば、また新たなフォーカスや新たな動きが必要になったら、2国間関係もそれに応じて調整してゆく必要があると思っています。

#### [会場からのコメントー森寫昭夫名古屋大学名誉教授]

日本の法整備支援のきっかけを作った、草分けの一人として、3名のご報告における日本の法整備支援プロジェクトに関してのお言葉をありがたく受け取ります。

テクニカル・アシスタンス・イン・リーガル・フ

ールド、法整備支援の定義についてなんです、まずこのテクニカル・アシスタンスということについて、誰が誰を支援するのかということです。3名の発表者の皆さんは、日本におけるの主演は JICA であり、日本政府であるというお話でした。また、カウンターパートはそれぞれの政府、ラオス政府、ベトナム政府であるという文脈であったと思います。もちろん様々なドナー機関があり、そして被支援者があるわけですが、私は、政府から政府への支援という形に限定してコメントしたいと思います。

また、法の支配についてであります、多くの人が ASEAN の法の統一ということに言及されていたと思います。しかし、法整備支援というのは、これは国内法だけに限ったものなのではないでしょうか。あるいは国より下位の組織、例えばコミュニティーあるいは草の根の運動に対しての支援ということはどうなのではないでしょうか。これらも非常に重要な広い意味での法律の一部となるのかもしれませんが。ただ便宜上、ここでは国レベルでの法律、また国家政府が別の国家政府に対して支援を行うという形に限ってお話をしたいと思います。

この制限の枠内において、日本政府は、このプロジェクトを始めました。そして、国による支援、国家政府に対する支援が昔、1960年代に失敗した経験を見てきました。例えばアメリカの政府がアフリカの諸国の政府を法律の整備、そして近代化という名目で援助しようとしたのですが、アメリカの政府は民主化、アメリカ化を強力で押し進めようとしてきました。これはソ連に対抗してということでしたが、失敗に終わりました。それから、ヨーロッパの開発銀行は、特に経済における安全保障の側面において、ある種の法律をポーランドに押しつけようとしてきました。同じような安全保障に関する法律を ADB がカンボジアに押しつけようとする動きがありました。安全保障について、カンボジアの政府に対して強力で押し進めようとしたわけです。

このような支援を行う組織は、自分たちの利益は守ろうとします。経済的な利害あるいは政治的な利害を守ろうとします。しかし、イデオロギーについ

ては語りませんが、その援助を提供している組織の利益を重視します。日本の国益というものを、そこでどう扱うかについて気をつけなければいけません。受け手側の政府に対して日本の利益を強力で押し進めようとしてしまいますと、私たちの貴重な資源もすぐに枯渇してしまうことになると思います。そのような経験を見てきたわけで、西側の法律と全く異なる文化というのがあるので、それと日本の伝統的な社会そのままくっつけることはできないと思ったわけです。

カンボジア、ベトナムに関して考えたときに、これらの国が例えば10年とか、長くても30年ぐらいで調整を図ろうとしているのを見てまいりました。これらの国々の人々のことを考えたときに、日本の法律家が西側とはいいませんけれども、市場に則った法律をどんなふう調整しながらカンボジアやベトナムに提供してゆくの、国によって大きな違いがあると思います。ラオスはまだ、それはこのような問題について話をするのは少し早いかもしれません。それぞれの国にそれぞれ異なった問題、また、長所や短所があると思います。

日本による法整備支援について語るときには、ぜひどのような点について特に言及をしているのかを意識していただきたい。またどのような側面に関してのコメントなのかを具体的に考えてほしいと思います。皆さんからの温かいコメントは高く評価し歓迎いたしますけれども、少なくとも私自身としては全てが理想どおりに行っているとは思いませんし、このあたりのことを考えなければうまくゆかない可能性も出てくると思います。

ベトナムに話を戻しますが、ベトナム政府からの非常に強い信頼を得ることによって、ベトナム政府の方から、どのような憲法の条項の修正を行えばベトナムに適切なものになるだろうかということで、それについて日本の法律家あるいは政治家と、それからベトナムとの間で議論をしてほしいという話が出てきました。ベトナムの法律家たちは日本の法律家を信頼してくれていたということです。ずるいことをしたりはしないと考えてくれたのでしょ

すから、ベトナムの関係者が名古屋大学やその他の組織に訪れて、助けを求めたのだと思います。

#### [ズン弁護士]

今のお言葉、ありがたく頂戴しました。私も同感です。私の考えは既に述べましたが、意味のある協力体制を特に法律分野において構築してゆくためには、実践的な、また柔軟性を持った考え方でやらなければならないということです。私は、国連で5年ほど働いた経験があり、そして国際的な支援に関する仕事をしました。その時、ベトナムに協力するに際し、「ベトナム側が望む方法があるのであれば、その方法で行う。」とはいうものの、実際にベトナム側がこういうやり方でしたらいいといったとして、一応は耳を傾けますが、それが本当にディスカッションに結びつくことはありませんでした。何かを輸出しようとする際に、その現場は一体どうなっているのかということを知らずに、ただものを押しつけようとする、それはうまくゆかないと思います。そういうことをおっしゃりたかったのだと思います。

### 【第3部】

#### [横田特別顧問]

横田でございます。第3部のモデレーターを務めさせていただきます。

今朝から非常に内容の濃い、興味深いお話を聞いてまいりましたが、最後のセッションとなります。少し肩の荷を下ろして、パネルということですので、お互いに意見を交換し合う場にしたいと思いますので、リラックスしたムードで進めたいと思います。まず新しくパネルに加わられた佐藤さん、渡部さんの順番でそれぞれ10分ずつ、先ほどのプレゼンテーションについてのコメントを含めてでも、ご自身のお考え、ご経験でも結構ですのでお話しください。

#### [佐藤アドバイザー]

皆さん、こんにちは。JICAの法整備支援アドバイザーを務めております弁護士の佐藤直史です。私は、これまで過去10年以上にわたりましてJICAが行う法整備支援に従事してまいりました。現在、少し外側から日本政府が行っている法整備支援を研

究し直したいと思い、オランダで在外研究をしております。

その中で感じたことがたくさんありまして、10分間ではお話しし切れないのですが、本日は、1つだけ皆さんとぜひディスカッションをしたいと思うテーマがあります。それは「メッセージ」ということです。

JICAの法整備支援は、ここにいらっしゃいますたくさんの方々に支えられながら20年前にベトナムで本格的に開始いたしました。その間、個別の現象に対して本当に真面目に取り組んできたという自負がございます。相手国の制度をしっかりと知った上で、現地のパートナー機関の皆さんと本当にディスカッションを重ね、何が問題なのかについてこちらと一緒に考えてゆくという共同作業のアプローチをしてまいりました。このような本当に地道な作業をここまで深く掘り下げて行っているということは、やはり日本政府の法整備支援の非常に大きな特徴であり、しっかりと打ち出せるすぐれた面と云ってよいと思っております。

しかし、そうした我々の法整備支援というものが、なかなか認知されていないという現状があり、認知されていない原因は、もちろん発信の量自体の少なさということがありますが、実は、メッセージ性というものが少ないのではないかと思っております。

もちろんイデオロギーに関して中立的に行ってきたということは、これまでのディスカッションでも出ておりましたが、そのことは私たちの支援が評価されている一つの側面でありまして、今ここで何か特別なイデオロギーをバックボーンにすべきだという議論をしたいわけではありません。一方で、ミクロの面で我々がパートナーの皆さんと一緒にすごく苦労しながら一つ一つやってきた中で、私たちがパートナーの皆さんと共有できる、私たちの支援に内在している様々なメッセージがあったと思うのです。

そうしたメッセージをしっかりと打ち出してゆくこと、そして、発信する際にも、あるいはパートナーの皆さんとディスカッションする際にも、私たちが依って立つものはこれであり、私たちが何のために、

何を目的にして一緒に法整備支援を行っているのかということをもっと具体的に言葉として伝えてゆくことが必要なのではないかと考えています。

法整備支援のアクターが非常に多様化している中で、私たちが何を目指してやっているのかということ、パートナーの皆さんとも、他の法整備支援に関わっているアクター、ステークホルダーの方々ともしっかり共有してゆく必要があるだろうと思っています。

もう一つ、法整備支援のインパクトということ考えた際に、私たちは常にパートナーの皆さんと話し合いながら、パートナーの皆さんと現地で問題を共有しつつ法整備支援を行ってきたわけですが、今回のテーマでもあります ASEAN 経済共同体の例を挙げるまでもなく、私たちの行っている支援は、大きなインパクトをもって国際社会に捉えられています。これは、法整備支援を利益を受ける側の立場から考え直すということでもありますし、また、対象国、パートナー国だけではなくて、パートナー国で活動する全ての人たち、あるいはパートナー国の皆さんが所属しているコミュニティー、そのような中に大きなインパクトを持っているということです。

こうした非常に多くの関係者の皆さんにしっかりメッセージとして私たちが依って立つノルムを打ち出してゆくべきであると考えています。これがないがために日本の支援が分かりにくいという評価を受けていることを非常に残念に思っておりまして、これは私どものキャパシティ不足、あるいは発信不足が原因であり、それについては、この場にお集まりいただいた皆さんとぜひ一緒に考えてゆければと思っています。私たちが何のために法整備支援を行っているのか、それを具体的なメッセージの形で表してゆくということです。

私たちの支援は、目立つことなく、本当に真面目に、地道に行ってきたのであり、これまでの支援を決して私はネガティブに評価すべきとは思っておりません。むしろ非常にポジティブに評価できると思っています。ただ一方で、これは日本人の特徴かと思えますけれども、多少表現が適切でないかもしれま

せんが、非常に謙虚に、私たちは本当に一生懸命地道にやっておりますということを強調し過ぎたのではないかと思います。これまでパートナー国の方々、今こちらにいらっしやいますチャンタリーさんやズンさんから非常に高い評価をいただきましたけれども、そうした成功体験を踏まえて、新しいメッセージを打ち出してゆくべきであると、そのように考えております。

JICA が本格的に支援を始めましてちょうど 20 年の節目でもあります。また、昨年には「Sustainable Development Goals (SDGs)」が国連総会で採択されました。私たちの法整備支援もそうした国際社会の動きを踏まえ、また ASEAN 経済共同体に所属しているパートナー国の多くの皆さんと一緒に支援をしてゆく中で本当に共有できる価値と一緒に考えてゆきたい、そして、それをメッセージとして、国内外、あるいは様々なコミュニティー、様々なアクターの方々にしっかり伝えてゆく必要があるという認識を持っております。

#### [渡部教官]

本日は、長年法整備支援に関わってこられた先生方、あるいは各法律分野の研究をされてきた先生方がご参加をされている中で、私がこのような席で発言をさせていただくというのは、大変僭越ではございますが、主催者側の一人ということでご容赦をいただければと思います。個人的にはこの後様々な先生方からご意見を頂戴できることを楽しみにしております。

様々な先生方から大変有意義な話を聞きまして、一つ気づいたこととしましては、森嶋先生がおっしゃっていた法整備支援の定義というところにも関わってきますし、先ほど佐藤直史さんがいわれたメッセージ性というところにも関わってくるわけですが、やはり狭い意味での法整備支援というのではなくて、より広い意味での法・司法改革、諸外国ではルール・オブ・ロー・プロモーションということでまとめられる場合もあるかもしれませんが、そういった法制に影響を与える取組みという側面で見ると、これには本当に色々な顔があるということ

があります。したがって、色々な取組みが各ドナーの各プロジェクトにおいて進んでおり、その観点やプライオリティーも非常に多様であると改めて思った次第です。

また、特に経済という意味で考えれば、今回のテーマでもある ASEAN、特に AEC の枠組みや、他の様々な経済連携協定・投資協定なども法制に影響を与えてくるということを考えなければなりません。したがって、我々が行っている法整備支援が大きなグランドデザインの中でどのように位置づけられるのかということを経験として把握した上で、どの側面にプライオリティーを置くのかとか、日本の法整備支援についてどういったメッセージを発するのかことを考えてゆかなければならないなと思っております。

富吉理事の挨拶にもありましたとおり、我が国で最初の ODA としての法整備支援のプロジェクトが始まったのが 1996 年ですので、ちょうど 20 年経過したことになります。20 年という長いようにも感じますが、我々が取り組んできた民事基本法を中心とするような起草支援や実務改善、あるいは人材育成などは、数か年の取組みで成果を出せるものではなくて、長期的なスパンで見ると必要があると思います。とりわけ民事法の分野は、あらゆる法運用の基礎をなすという点で、非常にチャレンジングであります。本日、法整備支援の成果について幾つかのコメントをいただきましたが、もちろん特に法律の実施面などについてはいろんな課題があるものの、民事関連分野で数多くの法律がきちんと制定をされ、そしてそれを運用できる人材が育ってきているということは、紛れもない成果だと思います。

この成功は、当然のことではありますが、これまで関わってこられた多くの日本の専門家の献身的な努力によってもたらされたはずということができません。それと共に、常々感じるのは、やはり相手国側、現地のパートナーの方々の熱意、改革・改善をしたいという意欲がなければ達し得なかったことであろうということです。一言でいうとオーナーシップということです。やはり全ての支援の始まりは、現

地の人々が自分たちの国をどうしたいと思っているかということであろうと思われ、それがなければ持続的、効果的な改革は困難であろうと思っております。

幾つか日本の支援の特徴についてテイラー教授が非常に鋭く指摘され、大変参考になりました。私が特に共感した点としましては、これは鹿取大使もおっしゃっていましたが、パートナーシップということだと思います。

ODA 大綱が昨年 2 月に改定され、新しい ODA 大綱では開発援助から開発協力という言葉を用いて、より対等なパートナーシップという点を強調しておりますし、先ほど佐藤さんが言及された新しい国連の開発目標、SDGs というところでも、これは先進国も含めた国際社会全体に共通する課題ということで設定されています。そのゴールの 1 つに法・司法分野が入ったということは、大変意義深いことと考えております。

このパートナーシップという点については、私も実際支援を経験していて、こちらの方が一方的に知識を与えるだけではなくて、現地の方々から教えていただくこと、また、日本の制度について気づくことが多いということを感じました。これまでの支援で築き上げてきたパートナーシップを、これからも引き続きで発展をさせ、法制度・司法制度の分野で共に発展をしてゆくという考え方がこれからも重要になってくるのだらうと感じております。

最後に、今日のテーマの ASEAN と法整備ということですが、このような壮大なテーマに答えるだけの見識を持ち合わせておりませんが、午前中の質疑のところで、鮎京先生から ASEAN との法律情報のエクステンジというようにお話がございました。依然、日本の法整備支援は対 ASEAN 支援なのかと聞かれたときに、少なくとも私は対 ASEAN という目線で法整備支援を考えたことは余りないことに気づきました。日本の法整備支援は、森島先生もおっしゃったとおり、国際スタンダードだけではなくて、現地の実情やコンテクストを見ることが特徴の一つですが、ここに ASEAN という地域的な視点



が今後より加わってくるのかとも思っております。もちろん EU とは大きく政体異なるわけで、独自の ASEAN 法というのがどの程度どれぐらい形成されるのかというのはよく分かりませんが、1つの地域共同体ということで、ASEAN の動きをこれからの支援においても考慮してゆかねばならないと思います。

また、協力の進め方についても、ASEAN という視点で見るといろんなバリエーションが出てくるように思いました。例えば、いわゆる南南協力・三角協力といわれるような取組みも考えられるのではないかと思います。実際、法整備支援の分野でも、既にベトナムとラオスの間で以前にそのような取組みがスタディーツアーという形で行われたと承知しておりますし、そこに加わることによって、日本がより地域全体への貢献をなし得るのではないかと感じた次第です。

#### [横田特別顧問]

法務省は、20年前まではほとんど国内の法律問題を扱ってきて、国際的な問題に個人的に関心を持つ人はいたと思いますが、組織的には関心はなかったのだらうと思います。そういう中で法整備支援が始まり、ASEANに限るわけではなかったのですが、近いということもあって、ASEAN 諸国にはある程度重点を置く活動が行われてきたわけです。その場合に ASEAN に注目したらどうなるかということについて、ASEAN 域内での相互の協力ということに目を向けた発言があったのは、大変興味深いと思います。

ここで、先ほどお話を伺いましたテイラーさん、それからチャントリーさん、ズンさんに、今の佐藤さんと渡部さんのコメントを踏まえてお話ししたいと思います。

まず、テイラーさんをお願いしたいのですが、テイラーさんは日本の法整備支援の特徴についてポイントを挙げて非常にクリアに説明してくださり、全体としては、これまで国際社会がしてきたやり方よりも良いものの、そのように評価するには条件があるというようにいわれました。先ほどチャントリー

さん、ズンさんから、それぞれの国についてのご経験の話があり、日本の法整備支援がイデオロギー性が余り強くないとか、あるいはフレキシブル、プラクティカル、あるいはセルフヘルプに力を入れているとかいう点が指摘されました。テイラーさんの最初の話はミャンマーについてでしたが、具体的にラオス、ベトナムについてどのように考えられているかについてコメントをいただければと思います。

もう一つ、佐藤さんから、日本の援助の意図などがどうして正確に国際社会に受けとめられていないのだろうか、メッセージ性がないからだろうかという問題提起があったわけですが、テイラーさんは、国際的に様々な経験を積まれています、その辺について、どのようにしたら、もっと日本の意図が海外にきちんと伝わるのかということについて、サジェスチョンをいただければと思います。

#### [テイラー教授]

佐藤直史さんの発言にはとても強い刺激を受けました。最初の発表では、私たちはとてもきれいな、すっきりとした説明で日本の法整備支援についてまとめたわけですが、もう少し詳しい話をしたいと思います。

このような会議をオーストラリアやアメリカで、あるいはヨーロッパで開いた場合、どのような言葉が出てくるのでしょうか。例えば「ジェンダー」、「社会の公平さ」、あるいは「エンパワーメント」、それから「環境」、「気候変動」、「人権」、さらに「腐敗、汚職」といった言葉が出てくると思います。また、法整備支援のプロセスについて話をした場合には、「説明責任」、「評価」、それから「官民のパートナーシップ」、「イノベーション」という言葉が出てくると思います。特にイノベーションが今年は非常に熱い言葉だといえます。

このような実際的な考え方、コンセプトというのは非常に大切だと思います。日本はドナーをまねしているだけだとか、日本がこれまでやってきたことがうまくいったので、それでもって世界銀行やアメリカも日本をまねているのではないのかということではなく、それよりもむしろ、メッセージが何なのか

ということにあると思います。

強いアピール力を持つような内容について、このような法整備支援で訴えるのは難しいことだと思います。2年、3年、4年とかけて地盤を築いてゆくということ、例えば法律文書の起草の方法について援助をすることで、その国にとってはそれは初めてのこともかもしれません。民法を最初から作るというのは、歴史的に見ても非常に大きな出来事です。しかし、それはその国の歴史においては一度きりのことです。そして、非常に大きな成果だと思いますが、それを他の人たちにPRする、また、開発のストーリーとして一般の人たちに訴え納税者に伝えてゆくということは難しいと思います。

午前中のセッションで鹿取大使がおっしゃいました。卒業生あるいは奨学金を受けた人たちの数ですけれども、日本で学んだことのある人は非常に多いのです。例えば200人の教授がインドネシアで今教えていてその200人が日本で勉強してきた人たちということは、すばらしい事実だと思います。

それから、ズン先生がおっしゃったように、ベトナムでの法律改革の担い手の第1世代は、司法省の大臣も含めて、日本で研究あるいは経験を積んだ人たちであるということです。こうした人たちの伝記、あるいはこれまでの生き方について、多くの人に伝えてゆくことができれば、これは人間的側面から見ても非常に面白いと思います。その人たちの人生がこうした日本のプロジェクトに関与することでどう変わったのか、また日本からどのような形で支援が行われて、そしてその過程でこの人たちが何を学び、人間としてもまた政治家としての課題に、あるいはチャレンジに応じていったのかということストーリーにして伝えてゆけばよいと思うのです。そうすると、とてもパワフルな語りができ、そして、説得力を持ったものとなるでしょう。そうしたアプローチがあるのではないかと考えました。

また、実的な問題としてもう一つ大切なことは、世界は今、変化をしつつあるということです。2016年の法整備支援は、例えば法廷、裁判所の制度を改善することにより、より先読みがしやすくなり、透

明性が高められるとっていますが、そのようなことだけではなくて、一体何人の女性判事が裁判所にいるだろうかということも考えるべきです。また、それだけではなくて、その裁判所が社会的問題に対してどのようなインパクトを持っているのか、裁判所がドメスティック・バイオレンス、土地についてもめぐりについて、どのような判断を下し、どのようなインパクトをもたらしているか、少数民族や女性や子供の生活にそれがどのような影響を及ぼしているかなどということ、これはミャンマー、それからラオス、ベトナムにおいても大切なことだと思います。こうした点について目を向けてゆくことが大切でしょう。

こうした質問を問いかけることそのものがこのプロジェクトにおいて大切だと思います。市民社会や、新聞などにおいてこうした疑問点が取り上げられ、それらが評価されてゆき、その中でうまくゆかなかつたとされることもあるかもしれませんが、それによってより幅の広いもの見方がこのようなプロジェクトに関してもできるようになるのではないかと思います。

#### [横田特別顧問]

今のコメントの中で、言葉のリストがありましたね。ジェンダーとかアカウンタビリティとか、コラプションとか。普通の援助の目的や意図について書かれている文書では、こういう言葉が頻繁に出てきて、議論でも出てきます。日本の場合には、そういう言葉は余り見かけないのではないかという問題提起なのでしょうが、先ほどメッセージ性について言及された佐藤さんは、その点についてどんなふう感じられますか。特にNGO、その他のメディアの方からはそういうことがあるのではないかというのがテイラーさんからのコメントだと思いますが、それについてのご意見もお聞かせください。

#### [佐藤アドバイザー]

まさに私が申し上げたかった、あるいは今日この場で皆さんからぜひお知恵を拝借したいと思っている点ですが、今ご議論いただいた部分です。

法整備支援を1つだけの目的で行うということは

恐らくありませんし、いろんな複数の目的があつてしかるべきだと思っております。また、伝えたい相手によっても表現の仕方などが少しずつ変わりながら、相手によって使い分けるといふことも必要になってくるのかもしれませんが。ただ、やはり何を目標しているのかをはっきりいわないがゆえに、非常に分かりにくくなっているといふこと、また、色々なアクターが増えてゆく中で、もっと連携が必要だといふ際にも、実は我々のメッセージが伝わっていないからうまく連携が進まないといふこともあると思っております。

誤解されて伝わっているような部分も若干あります。1つ例を挙げますと、例えば民法典につきましては、ベトナムでもラオスでも長い間支援してまいりまして、また本当にこの会場にいらっしゃる、あるいは東京にいらっしゃる先生方も大変ご尽力いただいているところですが、民法の支援というものが高人権とどう結びついているのかについて、実は我々がしっかり発信しながつたがゆえに多少誤解されている部分があるのではないかと思っております。

と申しますのが、民法典は人権に直結している法律であることは、もうこの会場にいらっしゃる方々にはご説明するまでもないと思っておりますが、非常に身近な権利、例えば財産権といった非常にプリミティブな、身近な権利を規定する法律であり、人権をしっかりと保障してゆくためにどうしても必要なものであるといふようなメッセージがしっかり打ち出されていないがゆえに、「民法の支援をしている JICA は余り人権を重視していないのですか。」などという質問が来たりします。これはほんの一例ですけれども、そういうことではないのだといふことをしっかりメッセージとして伝えてゆく、我々も民法の支援をしてゆく過程で、そうしたことも打ち出してゆければ、連携なども更に広がってゆくのではないかと考えています。

これは、これまでのやり方を否定するものではありません。先ほどテイラー先生がおっしゃったキーワードの中にイノベーションという言葉がありました。まさにイノベティブなことを、我々はこれま

での体験を踏まえて考えてゆかなければならないのだろうと思っております。

#### [横田特別顧問]

それでは、次はチャンタリーさんをお願いいたします。チャンタリーさんにおかれましては、これまで様々な発言があつたことについて、どのような点についてコメントしていただいても結構なのですが、今論点になっております日本の法整備支援の特徴についてテイラーさんも色々コメントされましたが、チャンタリーさんはラオスでのご経験で、実際日本のフレキシブルでプラクティカルなアプローチを評価するようになつていただきました。テイラーさんが説明されたように、日本の法整備支援には良い点もあるけれども実は問題点もあるといふようなご指摘でしたが、その点を含めて、ラオスでのご経験でどういふふうに感じられたかといふことをコメントの中に含めてお話いただきたいと思っております。

もう一点、渡部さんが話されたことですが、ASEAN 諸国の中での協力といふことをどういふふうに考えておられるかについてです。実をいいますと、ミャンマーが ASEAN に加わる時に、メディアでは、あの国が加わると人権の基準が ASEAN の基準からも更に低くなつて大問題であるとのコメントもありました。そのような中で、ASEAN 諸国は、人権面でもお互いに協力するといふことを打ち出して、実際に人権のメカニズムを作りました。そういうことを含めて、人権だけではなくて、法整備支援に関連する問題について、ASEAN 諸国相互でどういふ協力ができるか、それに日本や他のドナーがどう協力できるかといふ点にもコメントいただけるとありがたいと思っております。

#### [チャンタリー部長]

私のコメントですけれども、2つほどあるかと思っております。まず、私たちがこのような法の整備をどのようにして日本の専門家の方たちと一緒にやることになつたかといふことで、もう1つは、どのような変革が行われ、また AEC に加わつた後、どのような変化が起こるだろうかといふことです。

私が最初に発表した中でも申しましたけれども、

ラオスの法、そして司法制度は、まだまだ新しいものです。1990年代の後半になってようやく整備を始めたところですが、したがって、他の国と比較しても、例えば日本などと比べても、日本だともう1,000年ぐらいかけて法制度ができてきたといってもよいと思いますので、大きく異なります。日本の専門知識を私たちも活用したいと思います。

日本はアジアの国ということで、私たちとよく似た文化的側面があるのではないかと思います。生活の様式や、それから慣習などに関しても似ている、あるいはほぼ同じというところもあるかと思うのです。ということで、日本の専門家の方であれば、私たちの文化がどのようなものであるかということも早くお分かりいただけたらと思います。それで協力もしやすいのではないかと感じています。

日本の方たちは、法律をそのまま持ってきて、これを受け入れなさいということはおっしゃらないわけですが、自分たちのやり方は適切か、私たちの国にぴったり合うかを検討されて、そして私たちの文化も十分に検討される、そうした傾向があると思います。それが我が国の政府においても、日本の専門家の知識を積極的に受け入れる1つの根拠となっています。無理やり押しつけて法制度を持ち込もうということではないということです。私たちにとって適切なものを紹介してくれるので、それを私たちとしても受け入れることができるということが、我が国の政府も日本の良いところだと感じている点です。

それから、日本の専門家の方々には、人材などについてもどのように考えたらよいか、何をすればよいかということ色々と教えていただきました。90年代以降、制度を整える過程においてです。人材もまだまだ育っていない状況でしたので、日本と協力を進めることによって、そうした面でも色々と知識を得ることができました。

AECに加わった後どのような形になってゆくか、また我が国と日本の協力関係がどうなってゆくかについてですが、変化といっても、どのような意味をそれが持つかということが大切だと思います。日本は非常にたくさんの貢献をASEANだけではなく世

界中でも行っていると思います。ASEANの諸国の間において、どの国が発展をしてゆくか、シンガポールはちょっと進め方が違うかもしれませんが、日本はアジアの中にある国であるということで、そのことが非常に重要な意味を持つてくると思います。日本は我々の地域と近いところにあります。宗教にも色々な違いがあるかと思いますが、類似点も非常に多いと思います。ですから、変化を起こすといいますが、協力の体制の中で持つ意味合いが少し違ってくるのではないかと思います。

今日お話しした内容に関して、2点つけ加えました。

#### [横田特別顧問]

同じ質問をズンさんにもしたいと思います。ベトナムのご経験で、日本の援助の、先ほどテイラーさん、その他の方が触れられた特徴がどう受けとめられているか、生かされているか、あるいは問題を起こしているかといったようなことを含めてコメントしていただきたく、それからASEAN諸国の間の協力関係をどう考えるかということについてもコメントをいただけたらありがたいと思います。

#### [ズン弁護士]

私は常に具体性を持って物事を見つめます。ドナー、支援国の中には、大きなことをいう人たちがいます。例えば、あるドナーとのディスカッションを思い出します。ドナー側はプロジェクトのタイトルに人権を入れなければならないといいました。そして、開発というテーマに私は20年間携わってきましたけれども、ドナーの中には非常に大きなワークショップを、非常にデリケートな目立つトピックに関して開催することによって、自国の納税者とは異なるまでも、自分たちの国に目立つことを成し遂げたということを報告できるようにしたいということもありました。

実践的なアプローチという意味では、ドナー国はもうドナーと呼ばずカウンターパートといった方がよいと思います。例えばベトナムの政府のカウンターパートが日本であるという捉え方が正しいと思います。

実践的な意味で何が本当のニーズなのかを把握することが必要です。おいしそうな食べ物を出されても食べられないものもあるかもしれません。お腹がすいていればお水さえおいしいと感じるかもしれません。佐藤さんのおっしゃった点に戻りますと、どのようにすれば法律の専門知識に価値をつけることができるのかについて、日常的又は定期的な対話がカウンターパートの間で持たれることによって、お互いを理解していることを確認することが必要です。相互信頼・相互理解が必要です。本当のニーズは何なのか、需要はどこにあるのかを探るわけです。そして、より効率的な意味ある協力は何なのかを探ってゆくということが必要だと思います。

だからこそ私は、特に機微な分野、法律、司法、人権、腐敗防止といったところを相互信頼に基づいて取り組んでゆくべきだと考えています。現実的な意味において何が需要として存在するのかを特定した上で取り組んでゆくことが必要だと思います。それがまずはベトナムと日本というカウンターパート間の過去20年間における協力に関する感想です。

次にASEAN域内での協力ですが、東京から森島先生が発言なさったことに同意できる部分があります。協力を国対国、日本とベトナム、日本とラオスに限った場合には、おっしゃったことはそのとおりだと思いますけれども、しかし、クロスボーダーの協力といういい方にしましょうか、プロジェクトとかプログラムでJICAが資金をつけてASEANで行うというものだけでなく共同で行動する、例えば日本が幾つものASEAN諸国と一緒に何かをやるということもできると思います。そのような観点からの協力というのも良いのではないかと思います。

#### [横田特別顧問]

これまで説明をいただいたことについて、内容を深めるためのパネリスト間の意見の交換があったわけですが、さらに、これを聞いて、佐藤さん、渡部さん、何かコメントがあったら、発言していただけますでしょうか。

#### [佐藤アドバイザー]

先ほどもお話しさせていただいたとおり、本当に

私たちが、今ズンさんがおっしゃったような相互理解、相互信頼をベースに行ってきたというやり方自体は全く変える必要はないと思っています。むしろそのような方法論がいかに良いアプローチであると評価される面があるわけで、決してこれだけが唯一の正解であると指摘したいわけではありませんが、そういう良い面があるということはしっかりアピールしてゆくべきだと思っており、この点、そのように評価していただいたことは、私たちも誇りに思っております。

ただその上で、より端的に分かりやすく共有できる価値、共有できる目的が何であるのかということについて、ぜひパネリストの方々や会場の皆さんからご意見を賜りたいと考えております。

#### [渡部教官]

最初に佐藤さんが問題点を提起したメッセージ性という観点ですが、これは個人的意見ですけれども、私自身も実は日本の法整備支援を海外の方に説明する時になかなか説明しにくいと感じたことはあります。一方で、やはり法制度、司法制度に何らかの協力をするという事になると、どうしても政治性を帯びるといところが避けて通れず、そういう時に日本は、テイラー先生のおっしゃったとおりノンイデオロギーであるということを保ちながら、技術支援であることを保った上で、どのようにズン先生もおっしゃったようなセンシティブな 이슈も絡むところに相互信頼を築きながら取り組んでゆくかというのが非常に難しいなと思っているところです。

2点目のASEAN域内におけるクロスボーダーの協力ということに関しては、現在、我々法務省がJICAプロジェクトを通じて法整備支援に関わっているのはASEAN10か国のうち、ちょうど半分の5か国になっています。今後、ASEAN共同体が進展するにつれ、ASEAN全体という観点で、他のASEANの国の動向についての情報収集というか、協力関係というのも強化していくべきではないかというふうな印象を受けました。

[会場からの質問①－福山市立大学桑原尚子准教授]

佐藤さんに質問とコメントなのですが、メッセージ性がないという点です。

私はウズベキスタンで5年ほど法整備支援に携わらせていただきましたが、テイラー先生がおっしゃったような日本の法整備支援で何が欠けているのか、例えば他のドナーであれば国連のアジェンダ開発課題に挙げられているような項目と、日本の法整備支援のプロジェクトとのリンクが切れているのではないかというお話だと思います。ウズベキスタンの他のドナーとの違いについて考えてみますと、他のドナーの場合には、法整備支援というのは、ある開発課題のプロジェクトがあったとし、例えば気候変動でも何でもよいのですが、そういったプロジェクトがあって、その中の一つの方法論、あるいは方策として、プロジェクトの一部に位置づけられていたように思います。

振り返ってみますと、日本と極めて近いやり方をしているのがドイツのGIZであると思ひまして、佐藤さんが今指摘されたことは、メッセージを伝える相手が一体誰なのかということと深く関係していると思ひます。日本の法整備支援もドイツの法整備支援も、ここに今座っておられる法律家にとってはすごく分かりやすくメッセージがある、むしろ日本やドイツの方がメッセージがあると思ひますが、実際に開発産業に携わっているドナーを見ると、法律家はほんの一部であって、一般の人に至ってはほぼいないような状況であると考え、プロジェクトの組み立て方と関係があるのではないかと思ひておひまして、今行っていることを変えるとかそういうことではなくて、他のドナーがしているようなプロジェクトの組み方についてはどのようにお考えでしょうか。

#### [佐藤アドバイザー]

桑原さんがウズベキスタンで色々経験された、本当にそのご経験を踏まえた非常に重要な指摘だと思います。

おっしゃるとおり、法律家にとっては分かりやすいと思われる法整備支援を、法律に詳しくない方々に対して、この法整備支援が何に貢献するのかとい

うことを分かりやすく示してゆく必要がある。そういう意味では、今おっしゃったような、開発課題にどのようなアプローチで、どのような道筋で貢献してゆくのかというところをしっかりと示す必要があるのだろうと思ひています。

そういう意味で、今おっしゃっていただいたようなプロジェクトの組み立て方、我々のプロジェクトを、3年なら3年、4年なら4年といったような限られた期間で何か結果を出してゆく、納税者への説明責任がありますのでそれは当然としましても、その先の貢献、利益となること、何に向かっているのかということを示すことが、非常に重要なことだと思ひています。個々のプロジェクトだけでなく、それをもう少し大きな枠組みで捉えてゆく、プロジェクトの組み方自体をガラッと変えるというよりも、そのプロジェクトが開発課題にどのように貢献するのかについての道筋をしっかりと示せることが重要なかなと思ひておひます。

ただ、そういった意味でもう少しプロジェクトも、余り個別のプロジェクトをとというよりも、それをしっかりプログラムとして考えられるような組立てというのは考えてゆかなければならないですし、最近ようやくそういった取組みも始まっているところで

法整備支援を使っている分野は、リンクする 이슈が大変多いと思ひます。例えば、汚職、コラプションに対してどういったアプローチができるのか。それは我々が、JICAが定義している法整備支援といわれるものでアプローチをできない、違う取組み、様々な取組みが組み合わさってようやく汚職対策というものに結びつくと思ひますが、そういった説明自体もしっかりしてゆく必要があるのだろうと思ひます。

このプロジェクトでこれができます、あるいは、今一緒に行っているこのプロジェクトでこれができます、それが組み合わさってある開発課題に到達するのですということ示すために、プロジェクトの位置づけ、全体の取組みの中での位置づけを明確にしてゆくことは非常に重要なことだと思ひておひまし

て、まさに指摘いただいた部分を今後も考えてゆきたいと思っています。

#### [会場からの質問②－河村有教海上保安大学校准教授]

私は、海上保安庁が行っているアジア諸国の海上保安制度の構築支援の研究を進めてまいりました。今日のお話ですけれども、メッセージということで、法務省の法務総合研究所の国際協力部のパンフレットを見させていただきますと、日本はなぜ法制度整備支援を行うのかという問いに対して、国際社会の平和と安全に貢献するという文言が書かれています。外務省のホームページも見ますと、またこれも相手国の能力向上に資すること、すなわち各国の繁栄、安定、更には世界の平和にもつながる、そして我が国と相手国との間の関係強化にも資するというので、我が国は積極的に法制度整備支援を行っているというふうに書かれています。

今日いらっしゃる松尾先生のご著書にも、平和的国際秩序としての地球的統治の実現ということと、グローバルな規範形成のネットワークの実現ということが示されていますが、様々に競合する諸価値を認識、理解して、ルールを調整してゆく、法を調整してゆく、それこそが法の支配の実現につながってゆくと思われまして、またアジア諸国は多元的な法ですから、多元的な法から個別性、ローカル性を踏まえた上で普遍性を追求してゆくということが非常に重要なのではないかなということ、私も先ほどちょっと福山市立大学の桑原先生がお話しされましたけれども、ジェンダーとか、コラプションとか、そういう一つ一つのテーマを具体的に設定する必要があるのかということに少し疑問を感じておるところですがいかがでしょうか。

#### [佐藤アドバイザー]

今発言されたことに対して、異論があるわけではございません。申し上げたかったことは、イデオロギー的な価値を何か大上段に構えることが必要であるということではなく、ただ個々のプロジェクトという形で切り取り過ぎていたのではないかと、それはどういった開発課題に結びついてゆくのかの説明の

部分が足りなかったのではないかとということです。決して何か1つイデオロギーを全面に打ち出すべきであると申し上ったわけではありませぬので、恐らく問題意識としては、まさに先生のおっしゃるとおりで、私もそのような問題意識は共有しております。その上で、どのような説明の方法があるのだろうか、その際何か分かりやすいキーワードで示すことも、相手によるとは思うのですが可能なのではないかと問題提起をさせていただいたわけですね。

#### [横田特別顧問]

今の河村先生からの質問は、国連などの場で議論されている重要なポイントを含んでいるように思われます。それは何かというと、紛争時、あるいは極端な専制政治の下で、極端な人権侵害の被害者になった人、あるいは虐殺されている場合にはその家族の人、この人たちに、もう時代が終わり紛争はなくなりました、もう前の政権が行った専制政治はなくなりました、ですから次に開発に進みましょうといつても、古い戦争、内戦、あるいはそういう圧政の中で苦しんだ人たちの気持ちというのは、それでは解決しないわけです。

そこで出てきている国連での議論が不処罰の禁止、インピュニティーということなのです。このことはJICAもよく分かっておられるのですが、JICAはその問題に直接は関わる機関ではありませんので、恐らくそういうふうには捉えていないかもしれません。

そこで、被害者に対してその気持ちが心の中で解決される方法として何があるだろうかということ、責任者を何らかの形で裁判にかけて責任を問うというプロセスを、平和になった時、あるいは専制政治が終わった時に実行してゆかなければならないということであり、このような考え方が出てきて、これが今、国際社会で主流になっています。

今、先生がおっしゃったこと、平和と安定に貢献するというのはそういうことと関連しているのです。つまり、圧政政治のもとで苦しんだ人たちはそのまま置いておかれると、不満がまたいずれ蓄積されて将来の紛争の種になるから、その問題を解決し

ておきましょうという考え方で、そのためには法整備でまずは過去に起こった不正義をただし、同時に今後同じようなことが起こらないようにする、それを確保できるのは多分、法の支配しかないのではないかと、こういう考え方なのだろうと思うのです。

私はこれまで東ティモール、ミャンマー、そしてスリランカにも関わったことがありまして、全部今のような問題が存在した国でしたので、追加的に説明させていただきました。

### [会場からの質問③－松尾弘慶應義塾大学法科大学院教授]

非常に素晴らしいお話、ご発表ありがとうございました。

この法整備支援で重要な問題というのは、グローバル化の時代において、いかに伝統的な価値観、それぞれの土地固有のルールとの価値と国際的な基準の整合性を図るかということだと思います。

ベトナムにおいては、包括的な改正案を民法典に対して採択なさいました。これは昨年の11月、国民議会で可決されたと伺っています。これは抜本的な変更を伝統的な規則に加えるものです。例えば世帯というのを独立した法的能力を持った法の対象にするかということ。このような改正の過程において、何らかの影響があったのでしょうか。国際的な基準に関して、ASEANのグローバル化、あるいは国際社会への統合ということで、国際基準に影響があったのでしょうか。

インドネシアはまた、国連の物品の販売に関しての協定に本年1月1日に参加されました。この点は、今日の討議では明確に討議されなかった、国際的なルールとそれから伝統的な価値観の整合性の問題です。私は、ベトナムの裁判官に昨年の11月にインタビューする機会がありました。その時にこの伝統的な規則の変更についてはどう思うかと尋ねました。例えば世帯を独立した法律の対象とすることに対するの免除という点です。答えは色々でしたが、裁判官には伝統的な規則に同情を示す人もいらっしゃいました。もちろんそうしますと、様々な財産の交渉ややりとりにも影響があるわけです。

弁護士としてズン先生はこのような改正について、あるいは伝統的な規則と国際的な基準の関係性をどのように考えられますか。これは非常に難しい問題で、お答えいただくのが難しいかもしれませんが、先生からコメントをいただければありがたいです。

### [ズン弁護士]

極めて複雑な質問でテクニカルな質問でもあるのですが、この世帯についての問題についてはご存じない方もいらっしゃるかもしれません。前の法律では、この世帯というものを例えば法人のような、リーガルエンティティと考えていたわけです。そして、民事的な取引の対象というふうに考えたわけです。しかしながら、新しい民法ではこれが除かれました。色々議論がありました。これは伝統的な規則を維持するか除去するかという問題ではありません。

私が思うに、まず第1点目として、ベトナムでは、結局、私たちの制度の長所、短所は何なのかということ考えたのです。つまり、世帯を法人のようなものとして維持するとして、50年前と、あるいは30年前と比べて状況はどう違っているのかということを考えました。なぜ結局それを除去することにしたかということ、実務的な観点からは、世帯を単位とするような取引というのはほとんどないからです。世帯、ハウスホールドというものは、かつてほど明確に取引に関連していません。かつては何世代もが一緒に世帯として1つの家に住んでいたわけです。そして、何世代もが一緒になって、例えば米を、稲作などをしていたわけです。しかし、今はそれが変わっています。かつてとは変わってきたということです。これで最初の質問の答えになったでしょうか。

2点目として、バランスが必要だと思っています。伝統的な側面の利点、良いところと、国際基準の利点を考えて、どういったところを取り入れたらいいのか、組み込めばいいのかということ。例えば、国際的な物品販売協定に署名、調印したわけですが、色々論議がありました。旧民法においても、条文が



なければ、やはり国際基準を適用しなければなりません。様々な不祥事に対してですとか、税関に関して、通貨に関しては、国際基準を適用しなくてはならなかったわけで、私たちは、この分野の国連条約は良い条約であると考え、それらに加入したわけです。

そして3点目として、法というだけでは十分ではなく、この新しい民法にはある条文を入れました。1つは、裁判官はケースを法の欠如によって拒否することはできないということです。もし法が欠如していたとして、そしてその裁判官は衡平ということルールに求めなければならぬとしたら、衡平、エクイティーというのは何なのか。この分野において、小さい社会において、要するにみんなが対等である、平等であると感じることです。ということで、一般に認識されていることを法律の中に組み込んでゆこうとしています。

#### [横田特別顧問]

日本でも家族法については、新憲法のもとで改正されたのですが、現在でも引きずっているのが、ついこの間、最高裁判所の判決で出た夫婦別姓の問題で、まだ最高裁判所は夫婦別姓は認めないことになりましたけれども、日本の経験からいっても、そういう問題はやっぱりそう簡単に答えが出ないということなので、今のズンさんのご説明は非常によく分かります。

#### [会場からのメッセージ① - 田中嘉寿子大阪高等検察庁検事]

国際協力部の教官を以前4年間しておりましたが、先ほどの質問と、今日の全体の議論に関連して、若干過去の事例を紹介したいと思います。

国際協力部でプロジェクトをJICAと一緒にさせていただくときには、ニーズアセスメントをします。向こうのカウンターパートからどういうプロジェクトがよいのかをお伺いして決めてゆくわけですが、例えばカンボジアで民事訴訟法を起草支援した時には、民事訴訟法の起草を支援する中で、例えば非常に地味ですが、事件の配てんは自動的にするという規則をつけました。これは地味ですけ

れども、汚職防止に大きな効果があります。汚職しやすい、つまり金になりそうな事件を裁判所の所長さんなどが独占するということを防ぐ意味で、地味ではありますが、非常に重要な規程なのです。こちらは、常に人権保障や、汚職防止に配慮しながら全てのプロジェクトを行っているのですが、メッセージ性という意味では、今その規則を読んで、直ちにそのメッセージを読み取ってくれる人がどれだけいるかという点と確かに少ないと思われま

す。ベトナムに対して、今日出席されている井関正裕元判事が非常にすぐれた判決書の書き方のマニュアルの支援をされましたが、これも、ベトナム側は裁判官の技術向上ということで支援事項に上げてもらえ、こちらもそのために行ったのですが、井関先生が最も力を入れられたのは、理由をきちんと書くという点でした。理由をきちんと書かせる、判決書にはこういう形で理由を書かないといけないよとしっかり教えることは、汚職の防止にもなりますし、有罪である当事者の満足度を上げること、ユーザーサティスファクションを上げることになります。

インドネシアやモンゴルではメディエーションのプロジェクトを実施しましたが、これも先方は裁判所の負担を減らしたいというのが一番のニーズでありました。しかし、裁判所の負担を減らす方法のうちこちらで提供できる幾つかのオプションの中で、先方と合意したのがメディエーションや和解のプロジェクトだったのですが、これは一般の人々にとって、安くてアクセスのしやすい、「access to justice」を非常に高める効果もあります。

ですから、全てのプロジェクトにおいてそういう配慮をされていて、現にそういう効果が上がったと思えますが、具体的な指標、インジケーターがどれだけ取れるかという点と非常に難しい問題です。JICAのプロジェクトとしてメッセージを発するとき、これによってどれだけ汚職が防止できたとか、司法へのアクセスが容易になったとかいうようなのは非常に難しいので、プロジェクト終了後数年が経過すると、それにどういう意味があったのかということに関係者の中でも情報を共有することがなかなか

か難しくなるかもしれませんし、外部に対してのメッセージ性という点では若干弱いところがあると思います。ただ、日本のプロジェクトは全てそういう配慮をしながら行っていますので、長期的には相手国の方の満足度も高くなっているのではないかなと思います。

#### [会場からのコメント②-山田美和ジェトロ・アジア経済研究所法・制度研究グループ長]

ここに参集していらっしゃる皆様方は、自分たちが法整備支援を行うに当たって発するメッセージは何なのかと、それをストレートに答えられる方々はどなたもいらっしゃらないと思いますし、やはり今日はそれを議論するための場だと思います。

20年前には話すこともはばかられたような、例えばジェンダーとかアンタイコラブションとか、そういった類いのものは、20年後の世界の中で今はよく議論されますし、我々以上に例えばミャンマーの人々の方が熱心に人権について語ります。今日の朝はビジネスオリエンテッドの議論がなされましたが、日本が法整備支援をしたときに、そこで与える日本のメッセージは何なのかということを、私自身も皆さんと考え続けてゆかなければならないと思っています。

#### [横田特別顧問]

今日は午前中から色々お話が伺えて、その後、午後の第3部では大変貴重なご質問、それからそれに対する適切なお返答をいただき、この問題を一緒に深めることができました。パネリストの皆さんに感謝の拍手をしたいと思います。それからご質問をくださった方々と、それから会場で熱心に参加してくださった皆様にも御礼を申し上げます。

#### 原田明夫公益財団法人国際民商事法センター理事長 閉会の言葉

本日は朝からこの時間まで法整備支援の在り方、又はその現状につきまして、たくさんの方々に準備していただいた上、皆様方にご参加いただき、また、東京の会場にもご来席いただき、皆様方のご協力を心から感謝いたします。

私は、ここ何年かこの連絡会にも出席させていただいておりますけれども、ますます我々が議論してきた日本の法整備支援の企て、そのプラン、プロジェクトというものが裾野を広げ、また色々な形で展開している、その姿に大変印象を受けております。

それはまさに国だけではなく、大学の先生方、学生の皆さん、NGO、その他多くの皆様方のコラボレーション、協力によって実現されつつあり、それが国際社会、特にアジアの皆様方によって高く評価されているし、またそれについての様々な問題をこういう連絡会の形でお話しいただいているということに感激いたしました。

私が申し上げたいことは、このテーマ、法整備支援ということは、大変広い意味を持ってありますが、我々の国際民商事法センターといたしましても、大きなプロジェクトとして後援させていただき、何らかの形で支援できればと考えております。私もその役員の一人として、考えていることの一部を最後に申し上げたいと思います。

皆様方もお感じのとおり、現在の世界は、まさにアジアのみならず全世界で様々な政治的、経済的問題が、そして、様々な民族間、宗教間での問題が発生して、世界が分裂しそうな状況にあります。地球環境問題も非常に重要です。このような問題が今大きな、グローバルな面でのリスクを負っておりますが、これらの問題を完結するためにも、私どもはグローバルに様々な形で協力してゆく必要があると思います。

今、私は思い出すのですけれども、約10年前に国際連合が、「A more secure world」、「1つのより安全な世界へ」と題する報告書を出しました。これは日本からは緒方貞子さんが加わったのですけれども、世界の学者、知識人が集まって、現在も引き続けているのですが、その当時世界中の国々、地域、人々が抱えているリスクの大きさと、その問題を論じました。テロ、戦争、内戦という問題の前に、第1番目の問題として、国々の間、地域の間、人々の間における貧困と格差の増大ということが掲げられました。この問題は、その後続く様々な問題の重

要な論点ですが、それが現在ある、戦争の、そして、世界中を大戦に巻き込むのかと思われるようなリスクの原因にも私はなっているような気がいたします。

そういう意味で、日本としては、私はこのリスクの第1番目の問題にも様々な形で協力してゆかなければなりません、その中の1つが、より安全な社会を作るためには人々の間にできるだけ格差をなくし、平等で安心して過ごせる社会を作ってゆくということで、そのための1つの手段、全くこれだけで解決するべきものではございませんけれども、1つの手段として、鉄砲によってではなく、他の武器によってでもなく、法による手段によって問題を解決し、そして予防してゆくということの企てがあります。

かつてアジアを中心に世界の法律家の中で「World Peace through Law」、「法によって世界平和を」というスローガンが叫ばれたことがありました。今は古くなってしまったかもしれませんが、私は今こそ法によって世界平和を求めようとする運動が様々な形で展開されてゆくことを心から念願しています。

そのためのまさに1つの矢が、1つの企てが、法整備をお互いに相手の国、それぞれの仲間、パートナーとの間で研究し合い、問題をお互いに議論し、そして論点を深め、そのための解決方法を共に考えてゆく、それによって紛争の種を除去し、そして紛争を解決してゆくために努力するということです。これは主として法律家といわれている人たちの実務ではありますが、実はそれを作る国会、国民の皆様方、そして広く民間の方々の努力を結集して行わなければ解決できない問題だろうと、こういうふうに覚えております。

そういう意味で、私は、本日の連絡会において、こんなに遅くまで皆さんが熱心に協議していただいたことに心から感謝いたします。今後とも、日本の、そしてアジアの、そして世界中の若い人たちに、皆が希望を持てるような形でこれからの社会を作っていただきたいと、そして、それらの人々にそういう機会を与えていただきたいと考えています。そして、

法整備支援のプロジェクトが法によって物事を解決してゆく指針となるために、お互いが協力し合うことが必要であると思います。本日は長い間本当にありがとうございました。

# 国際民商事法金沢セミナー

国際協力部教官<sup>※</sup>

甲 斐 雄 次

## 第1 はじめに

法務総合研究所は、2016年（平成28年）3月5日（土）、石川県金沢市の北國新聞交流ホールにおいて、石川国際民商事法センター、公益財団法人国際民商事法センター及び北國新聞社との共催により、「法整備支援－世界で活躍する日本の法律家」と題するセミナーを実施した。

## 第2 本セミナーの背景

1996年（平成8年）に、石川県金沢市に本社を置く北國新聞社のほか、石川県内の企業・団体により、石川国際民商事法センターが設立され、アジア諸国に対する民商事法分野の法整備支援活動や研究活動等を事業目的とする公益財団法人国際民商事法センターと連携して、これまでに様々な活動が実施されている。

本セミナーは、石川国際民商事法センターの主要な活動として、アジア諸国の法制度等を紹介するため、設立以来、継続的に実施されているものであり、今回で20回目を迎えたものである。これまでの国際民商事法金沢セミナーでは、アジア諸国の法制度を投資環境の視点から紹介するなど、企業向けの内容が多かったところ、今回のセミナーは、より一般向けに、法整備支援とは何かをわかりやすく紹介することを目的に実施し、高校生や大学生を含む幅広い層にご参加いただいた。

## 第3 本セミナーの概要<sup>1</sup>（別紙1「プログラム概要」参照）

### 1 主催者・来賓挨拶

主催者として、高澤基氏（石川国際民商事法センター会長・北國新聞社代表取締役社長）及び本江威熹氏<sup>2</sup>（公益財団法人国際民商事法センター監事）からの挨拶のほか、来賓として、原啓一郎氏（金沢家庭裁判所所長）及び中島行博氏（金沢地方検察庁検事正）にもご出席いただき、ご挨拶をしていただいた。

<sup>※</sup> 編注：執筆当時。現在は大阪地方裁判所判事。

<sup>1</sup> 本セミナーの議事録は、公益財団法人国際民商事法センターの発行するICCLC NEWS及び同センターのウェブサイト上に掲載されているので、詳細はこれを参照していただきたい。

<sup>2</sup> 本江氏は、公益財団法人国際民商事法センター及び石川国際民商事法センターの設立に尽力され、これまで継続的に、上記各センターの活動を通じて、法務省法務総合研究所の実施する法整備支援活動にご協力いただいている。センター創立時の状況に関しては、ICD NEWS 第38号6頁に寄稿していただいているので、参照されたい。

## 2 講演

- (1) 講演第1部では、柴田紀子氏<sup>3</sup>(国連薬物・犯罪事務所刑事司法担当官, 検事)から、「違いを超えて～2015年からの国際協力」と題して、講演をしていただいた。

柴田氏からは、現在勤務されている国連薬物・犯罪事務所の活動内容のほか、長期派遣専門家として以前に活動されたカンボジアでの法整備支援の内容が紹介され、現在の国連機関での活動とこれまでの法整備支援の活動には対象機関等において、重なる部分があり、これまでの経験が活かされているとともに、貧困や汚職等の課題にも新たに取り組んでいるとの説明がされた。

また、2015年は、国連70周年であるとともに、国連の新たな開発目標に法分野が追加されたこと、国際的なテロの脅威により、紛争の対象に広がりが見られたことなど、様々な点で印象深い年になったとの紹介がされた。そして、このような紛争は、人々が文化や価値観等の違いを許容できないことに原因があるのではないかと、の観点から、タイに日本食や日本文化が浸透している例を挙げ、このように文化等の違いが認識、許容されるような社会を築いていくことが重要であり、そのためには、日本のことを知ってもらうため、国際機関への出向や企業の海外進出など、積極的に海外に飛び出してほしいとの期待が述べられた。



柴田氏による講演の様子

<sup>3</sup> 柴田氏は、検事として任官後、検察庁のほか、法務総合研究所国際協力部で教官として勤務し、カンボジア長期派遣専門家として、現地でも活動されたほか、上記国際協力部の副部長を務めるなど、長年にわたり法整備支援活動に従事されており、2015年(平成27年)12月から、バンコクにある国連薬物・犯罪事務所(UNODC)東南アジア太平洋地域事務所に出向されている。

(2) 講演第2部では、松尾弘氏<sup>4</sup>（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）から、『法』を通じて広がる・繋がる国際協力」と題して、講演をしていただいた。

松尾氏からは、法整備支援には、法令の整備、人材育成等による法運営組織の整備、権利主体となる市民社会の能力強化、法整備をする前提となる準備作業としての法情報等の整備や社会調査など、いくつかの段階があることが紹介された。そして、日本の法整備支援の特徴として、日本法の移植ではなく、法律は対象国の社会に固有のものである必要があるとの観点から、その国にふさわしい法律を、できるだけその国の人々の手で作り上げていくことができるように支援しているということや、立法だけでなく人材育成にも重点が置かれていることなどが指摘され、ラオス、ネパール、カンボジアに対する支援の具体例とともに紹介された。

また、日本の法整備支援は、その国の良い統治の実現に貢献することを目指すために力を入れているところ、そのためには、法律だけではなく、政治と経済の仕組みをバランス良く組み合わせ、経済と法の好循環につながるような支援を目指すことが必要であるとの指摘がされた。

さらに、法整備支援は、製品の生産・消費や、国際的なルール形成という点で、経済面でも重要な意義があるほか、国家安全保障、世界平和の実現の観点でもこれを継続的に推進していくことが重要であるとの指摘がされた。



松尾氏による講演の様子

### 3 トークセッション

講演に引き続き、当部の阪井光平部長の進行により、柴田氏と松尾氏をパネリストとして、「新しい法の架け橋」と題してトークセッションが行われた。

<sup>4</sup> 松尾氏は、民法や比較法を専門にされるほか、法整備支援に関連する多くの著書を出され、ベトナム、カンボジア、ラオス、ネパールでの民法の起草支援を担当されるなど、法整備支援の実務や理論にも造形が深い。

松尾氏からは、法整備支援に関与することになった経緯として、法律がその国の社会が前提になって形成されるとの認識の下、そのような社会の仕組みによって異なる法律が形成される構造を知りたいという好奇心から始まったとの話が紹介された。

また、柴田氏からは、検事として、法整備支援の分野に関わることになり、日本のことをより良く知る必要があることを意識するようになり、法律家としての幅が広がる仕事でもあるとの紹介がされた。

そのほか、会場から、汚職対策の困難さ等に関する質問が出され、柴田氏からは、反汚職法や反汚職委員会により汚職を摘発するというだけでなく、中長期的には法司法関係者が法律に従って運用できるシステムを構築していく方法が重要であり、日本が法整備支援でこれまで取り組んできた民事法の支援や人材育成は大きな意義があるとの指摘がされた。

#### 第4 おわりに

今回の国際民商事法金沢セミナーでは、法整備支援への造詣が深い両講師をお呼びし、これまでの法整備支援の取組や国際的な広がりという点について、大変わかりやすく、具体的に紹介していただき、大変有意義な内容となった。

金沢のような地方都市においても法整備支援の裾野を広げていくことが重要であり、今後も石川国際民商事法センターを始めとして、このような金沢での取組が継続されることを期待したい。

最後に、多忙な時期に講師等を引き受けていただいた柴田氏、松尾氏、休日にもかかわらず来賓としてお越しいただいた原所長、中島検事正、その他ご協力いただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

国際民商事法金沢セミナー  
「法整備支援－世界で活躍する日本の法律家」  
プログラム概要

日時：平成28年3月5日（土）13時30分～16時30分

場所：北國新聞交流ホール（金沢市南町2番1号・北國新聞赤羽ホール1階）

主催：石川国際民商事法センター，法務省法務総合研究所，公益財団法人国際民商事法センター，北國新聞社

内容：

13時30分～13時45分 主催者・来賓挨拶

石川国際民商事法センター会長	高澤 基 氏
金沢家庭裁判所所長	原 啓一郎 氏
金沢地方検察庁検事正	中島 行博 氏
公益財団法人国際民商事法センター監事	本江 威憲 氏

13時45分～14時35分

講演第1部「違いを超えて～2015年からの国際協力」

講師：国連薬物・犯罪事務所刑事司法担当官，検事 柴田 紀子 氏

14時35分～14時45分 休憩

14時45分～15時35分

講演第2部「『法』を通じて広がる・繋がる国際協力」

講師：慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘 氏

15時35分～16時30分

トークセッション「新しい法の架け橋」

コーディネーター：法務省法務総合研究所国際協力部長 阪井 光平 氏

パネリスト：柴田 紀子 氏，松尾 弘 氏

16時30分 閉会



## 【国際研修・共同研究】

### ミャンマー知的財産関連分野における協力の概要

国際協力部教官

野瀬 憲 範

#### 第1 はじめに

現在、ミャンマーにおいては、ミャンマー教育省（MOE）<sup>1</sup>が所管する知的財産4法案（特許法・意匠法・商標法・著作権法）が連邦議会に上程されて審議中であり、近い将来、法案が成立することが見込まれています。ミャンマー法整備支援プロジェクト（以下「当プロジェクト」などと表記することがある。）<sup>2</sup>においては、これまで、現地でのディスカッションミーティング、本邦研修等を含め、様々な形態で、知的財産関連分野についての協力を行ってきたところです。本稿では、これまでの活動等を整理するため、プロジェクト開始後、当プロジェクトが関与した知的財産関連分野についての協力の概要について、クロノロジー的に、かつ、客観的な事象を記載することを目的として記載するものです<sup>3</sup>。本稿中、意見にわたる部分は、もとより私見です。

#### 第2 前提

##### 1 プロジェクト体制

- (1) 当プロジェクトは、ミャンマー連邦最高裁判所（以下「連邦最高裁判所」という。）及び同法務長官府（以下「連邦法務長官府」という。）を対象機関とし、平成25（2013）年11月から3年間の期間で開始されましたが、平成28（2016）年3月に、JICA及び先方政府機関との間で1年半の延長合意がなされた結果、平成30（2018）年5月がプロジェクト終期となっています<sup>4</sup>。
- (2) 連邦最高裁判所は、民訴法、刑訴法、仲裁法、倒産法などの所管法令を有しており、他方、連邦法務長官府は、同府組織法等を除き、法令は所管していません。連邦レベルの機関である連邦政府を構成する省庁は、法案起草後、連邦法務長官府に

<sup>1</sup> 平成28（2016）年3月に中央省庁再編案が議会において可決した結果、これまで知財関連法案を所管していた科学技術省（MOST）は、教育省に再編されました。本稿における「科学技術省」は当時の名称となります。

<sup>2</sup> 独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の技術協力プロジェクトであり、当部が国内受入機関等として協力しています。

<sup>3</sup> 当プロジェクトが主体的に関与したものに限定しており、例えば平成26（2014）年12月には、当プロジェクト専門家が、「特許の実体審査に関する研修（科学技術省・特許庁主催）」への参加しておりますが、そうしたものは記載しておりません。

<sup>4</sup> 法曹の長期専門家として國井弘樹チーフアドバイザー（検事，54期）、小松健太アドバイザー（弁護士，59期）が派遣されている（國井チーフアドバイザーについては、平成28（2016）年5月10日帰朝。）。その他、業務調整の専門家として坂野一生氏が派遣されていた（坂野氏については、同年4月26日に帰朝。）。本稿においては、ディスカッションミーティングなどにおいて、現地専門家が講師等をしている場合や当部関係者が講師をしている場合には、氏名を記載していません。

法案を提出して審査を受けることになっており、同府からのコメントに法的な拘束力はないものの、実務における取り扱いとして、尊重されているとのこと<sup>5</sup>。

## 2 知的財産4法案の支援

知的財産4法案の起草自体については、国連の専門機関である世界知的所有権機関(WIPO)及び我が国(特許庁,文化庁)が支援をしています。すなわち,平成25(2013)年2月に,ミャンマー科学技術省と特許庁長官のバイ会談における知財法案についての協力要請を端緒として,同年にはミャンマー知的財産制度整備支援チームを結成し,法案に対する意見交換を行い,平成26(2014)年3月に知財法案を含む知的財産制度構築に向けた提案をミャンマー側に提出し<sup>6</sup>,平成27(2015)年3月には,特許庁審査官を,JICA個別専門家として派遣するなどしています。<sup>7</sup>

## 3 知的財産4法案に対する当プロジェクトの関わり

(1) 上記2の経緯記載のとおり,知財法案の起草を,特許庁,文化庁等が支援している一方で,当プロジェクトが知財分野の支援にどのような関わりをもつのかについて,疑問を持たれる方もおられると思われまふ。そこで,以下,当プロジェクトとの関わりについて,「法案が議会上程される前の段階」と「法案が議会上程され(成立し)た後の段階」に分けて概略説明します。

(2) まず,「法案が議会上程される前の段階」ですが,起草支援やそれに関連する支援は,日本の特許庁,文化庁等が行っています。ただ,法令起草官庁であるミャンマー科学技術省は,連邦政府の組織であるため<sup>8</sup>,起草した法案は,当プロジェクトが支援している連邦法務長官府に提出されます。ミャンマーが国を閉ざしていたなどの事情もあって,連邦法務長官府職員は,知財分野に詳しくないことが当然に予想されました。そのような中,科学技術省から法案審査を求められれば,必ずしも適切でないコメントを付けて差し戻したり,審査に多大な時間を要したり,日本サイドからのコメント(当プロジェクトを通じた連邦法務長官府のコメント)が特許庁等のコメントと矛盾・抵触することなども予想されました。

そこで,こうした事態を避けるため,法案が議会上程される前の段階から,当プロジェクト活動の一環として,連邦法務長官府職員に向けたワーキンググループや,同職員のみならず,科学技術省職員や国会議員なども呼び出したオープンセミナーなどを実施しました。

(3) 次に,「法案が議会上程され(成立し)た後の段階」について説明します。法

<sup>5</sup> 連邦最高裁判所や委員会など,省庁以外の,連邦レベルの機関については,連邦法務長官府に所管法令を提出して審査を求める義務はないものの,実務慣行として,法案について審査を求めているとのこと。

<sup>6</sup> この経緯については,特許庁の確認をとったものではなく,小官の聴取り等によるものです。

<sup>7</sup> 特許庁から,上田真誠氏が派遣されています。上田氏には,後記第3記載のディスカッションミーティングなどで講師をしていただくなどしており,当プロジェクトは,上田氏の活動や特許庁と緊密に連携をしています。

<sup>8</sup> 連邦レベルの組織につき,連邦法務長官府に法案提出義務があるなどの点については,ICD News本号の小松健太 JICA 法整備支援プロジェクト長期専門家の寄稿を参照してください。

案の議会上程前は、プロジェクト実施機関との関係でいいますと知財法案の審査を実施する連邦法務長官府が対象でしたが、議会上程後の主たる協力（支援）対象は、連邦最高裁判所になります。

連邦最高裁判所との関係でどのような点が問題になるかについて一例を挙げますと、議会上程時の知財法案の中では、連邦最高裁判所が知的財産権を巡る刑事、民事及び行政処分に関する紛争を扱う（特別）裁判所を設置できる旨の規定があり、通常裁判所で審理するか、特別の裁判所を設置するかについては、連邦最高裁判所に権限が与えられています。連邦最高裁判所においては、特別の裁判所を設置するか否か、裁判所の審級や管轄について決める必要がありますが、この点について、連邦最高裁判所は、どのような基準に基づいて決定すればいいのかなどの知見が乏しい状況にあります。

また、途上国においては、法を実効的に運用する上で、刑事罰による担保が重要ですが、知的財産権侵害行為の取締りや犯罪捜査や刑事裁判を担うことになる税関や警察、連邦法務長官府といったミャンマー行政機関サイドの、知的財産に関する知識も必ずしも十分ではありません。

そこで、当プロジェクトでは、主として連邦最高裁判所を対象としつつ、ディスカッションミーティングや本邦研修には、こうした関係機関からも参加を得て、実施しております。

- (4) なお、連邦最高裁判所においても、近々成立する知財関連法案にいかに対処するのかという点については、問題意識を持っており、平成 27（2015）年 10 月、連邦最高裁判所長官から、当プロジェクトに対し、知的財産裁判制度に関する支援が要請されたとのことでした。

### 第 3 当プロジェクトにおける知的財産関連分野についての協力の概要<sup>9</sup>

#### 1 平成 25（2013）年 7 月 30 日（D/M<sup>10</sup>）

連邦法務長官府に対し、知的財産制度の概略説明を行いました。

#### 2 同年 11 月 18 日～19 日（D/M）

日本から熊谷健一明治大学法科大学院教授<sup>11</sup>、小原淳見弁護士（長島・大野・常松法律事務所）にご参加いただき、連邦最高裁判所及び連邦法務長官府に対し、「知的財産法（特許・意匠・商標）」をテーマにしたディスカッションミーティングを行いました。

<sup>9</sup> プロジェクトが正式に開始される前に行われたディスカッションミーティングについても記載しています。

<sup>10</sup> ディスカッションミーティングの略。ミャンマーでは、「セミナー」という名称を使って何らかの講演・講義を行うには、内閣の許可が必要であり手続きが煩雑であること、テーマと対象を絞った講義・意見交換である場合にはディスカッションミーティングという名称でも支障がないこと等から、ディスカッションミーティングという名称を使用することが多いです。

<sup>11</sup> 特許庁のミャンマー知的財産制度整備支援チーム委員。

3 平成 26 (2014) 年 2 月 20 日 (D/M)

連邦最高裁判所に対し、著作権法が取り扱う領域についてイメージを掴んでもらうために、著作権と通常の所有権、他の知的財産権との法的性質の違いなどについてのディスカッションミーティングを行いました。

4 同年 3 月 5 日～6 日 (D/M)

連邦法務長官府に対し、知財刑事事件の捜査手法についてのディスカッションミーティングを行いました。

5 同年 7 月 20 日～21 日 (公開セミナー)

当プロジェクト及び連邦法務長官府が主催する形で公開セミナーを行いました。公開セミナーでは、羽藤前特許庁長官 (当時特許庁顧問) に参加いただき、熊谷教授、松谷洋平特許庁国際協力課長補佐 (当時)、佐藤透文化庁長官官房国際課長 (当時) からの講演がありました。その他、科学技術省から最終ドラフトについてプレゼンをいただいたほか、Q & A セッションでは、小原先生に加わっていただきました。

6 同年 9 月 18 日 (ワークショップ)

連邦法務長官府において商標法に関するワークショップの実施、7 月 21 日開催のワークショップのフォローアップとして、修正の必要な条文案につき逐条の検討を行いました。

7 平成 27 (2015) 年 10 月 6 日 (D/M)

JICA ミャンマーオフィス所長が連邦最高裁判所長官表敬時、当プロジェクト活動に関し、知財裁判制度整備のための協力要請があり、後日、ワーキンググループを設置しました。

8 同年 11 月 11 日～13 日 (D/M)

ミャンマー知財裁判制度準備のための基本方針策定に向けたキックオフディスカッションミーティングを実施しました。すなわち、基本的な知財関連知識の習得と、今後のワーキンググループ活動等で知財裁判制度の基本方針を策定するにあたり、現行法案を前提にして解決すべき課題等を洗い出し、共有することを目的とするディスカッションミーティングでした。

熊谷教授などから、知的財産制度の概要、日本や諸外国の紛争解決システムの紹介、知財紛争解決に何が必要かなどについて 2 日間にわたって詳細な講義と意見交換が行われました。本ディスカッションミーティングにおいて話し合われたテーマ等につきましては、別添 1をご覧ください。

9 平成 28 (2016) 年 2 月 9 日～10 日 (D/M)

日本弁護士連合会知的財産センター、弁護士知財ネット、当プロジェクト及びミャンマー側機関<sup>12</sup> が共催する知的財産に関するワークショップが行われました。2 月 9 日は、ミャンマー側政府機関としては、科学技術省の共催で、「知財システムの発展」

---

<sup>12</sup> 連邦最高裁判所との共催及び科学技術省との共催が各 1 日。

をテーマとして、2月10日は、ミャンマー側の政府機関としては連邦最高裁判所の共催で、「知財紛争解決システム」をテーマとして、それぞれ、ディスカッションミーティングが行われました<sup>13</sup>。このディスカッションミーティングの詳細につきましては、「知財ふりずむ」4月号から6月号<sup>14</sup>に詳細が掲載されますのでご参照ください。

#### 10 同年2月22日～同年3月4日（本邦研修）

ミャンマー知財関連法案が抱える問題点について講義／協議を行うとともに、東京地方裁判所、東京地方検察庁、警視庁、特許庁、税関、文化庁、民間企業（キヤノン株式会社）などをご訪問させていただき、知的財産に関する日本の捜査手法、裁判の実務、取締りの在り方などについての知見の提供を行い、今後、効果的な知的財産の紛争解決システムを築く上での礎とすることを目的として、第6回本邦研修が行われました。

今次研修においては、当プロジェクトの実施機関である連邦最高裁判所及び連邦法務長官府のみならず、関連する機関（税関、警察、科学技術省）からも職員が研修員として参加されました。以下、日程に沿って、講義、訪問を中心に概要について、記載いたします（日程表、参加者については別添2-1, 2-2を参照してください）。

##### (1) 2月23日午前

文化庁をご訪問し、長官官房国際課海賊版対策専門官堀尾多香様から、著作権の基本的概念、著作権保護の国際的な枠組み、日本における著作権制度の現状（Collective Management System などを含む）についてご講義をいただきました。

##### (2) 2月23日午後

警視庁をご訪問し、生活安全部生活経済課の皆様から、商標法違反、著作権法違反の刑事事件における捜査上の留意点、証拠収集方法などにつき、具体的な事例を挙げながらご説明いただきました。

##### (3) 2月24日午前

三村量一先生から、日本の知財事件の管轄や審級、知的財産高等裁判所設立の経緯（専属管轄や競合管轄とするに至った経緯などを含む）、裁判所と特許庁の関係、審決取消訴訟や侵害訴訟の概要、専門委員制度などについてご講義をいただきました。

##### (4) 2月24日午後

東京地方裁判所知的財産権部をご訪問しました。部総括判事4名にご対応いただ

<sup>13</sup> 紙面の関係上、全ての先生方のお名前を掲げることはできませんが、三村量一先生（弁護士，31期，長島・大野・常松法律事務所），小松陽一郎先生（弁護士，32期，小松法律事務所），宮川美津子先生（団長，弁護士，38期，TMI 総合法律事務所），伊原友己先生（弁護士，42期，三木・伊原法律特許事務所），松井真一先生（弁護士，42期，長島・大野・常松法律事務所），矢部耕三先生（弁護士，43期，ユアサハラ法律特許事務所），三尾美枝子先生（弁護士，44期，キューブ M 総合法律事務所），重富貴光先生（弁護士，51期，大江橋法律事務所），小野寺良文先生（弁護士，52期，森・濱田松本法律事務所）（以上，司法修習の期の順で記載しております），熊谷教授などが参加された大規模なミッションでした。

<sup>14</sup> Vol. 14 No. 163～165

き、知的財産権関係訴訟における審理の外観、特許権侵害訴訟における手続上の特色、審理概要、ダブルトラック問題、人材育成についてご講義いただいた後、実際の事件について（関係者の許可を得た上で）傍聴させていただきました。

(5) 2月25日午前

小野寺良文先生から、日本、米国、ドイツ、中国の知財関係訴訟について、管轄、専属の裁判所の有無、審級、証拠提出の機会の制限、技術的事項に関する証拠方法、損害賠償額が多額か否かなどについて、横断的な視点からご講義をいただきました。

(6) 2月26日午前

特許庁をご訪問し、国際協力課長を始め多数の皆様にご対応いただき、特許庁の役割、特許庁における審判制度についてご説明いただいた後、審判廷を見学させていただきました。

(7) 2月26日午後、2月29日午後、3月1日午前、3月2日午後

熊谷教授から、具体的な事例を用い、商標権侵害事件（権利消尽を含む）、著作権侵害法事件、特許権侵害事件、意匠権侵害事件について、4コマにわたってご講義いただきました。

(8) 2月29日午前

東京地検の岩橋保検事から、著作権法違反及び商標事件を中心に、検挙例、捜査の端緒、事件処理にあたって考慮している事項、故意（認識）否認事案の場合にどのように客観証拠を収集するかなどについてご講義いただきました。

(9) 3月1日午後

キヤノン株式会社をご訪問させていただき、知的財産渉外センター商標・意匠部模造品対策課の皆様から、民間企業における模造品対策の立て方、模造品対策の概要、税関との連携などについてご講義いただきました。

(10) 3月2日午前

三村先生、熊谷教授、小野寺先生にご参加いただき、「ミャンマー知的財産制度整備に向けた課題の抽出」というテーマで、ミャンマーサイドとディスカッションを行いました。連邦最高裁参加者は、本研修やこの議論を通じ、知財庁（未設置）や税関、侵害訴訟の管轄や審級について考えが整理できた旨述べていました。

(11) 3月3日午後

横浜税関及び同川崎支所をご訪問させていただき、知的財産侵害物品の水際対策の現状、郵便物に対する検査システムなどについてご講義いただき、また、施設を見学させていただきました。

(12) 3月4日

発表と総括質疑が行われました。連邦最高裁判所から参加した部長からは、侵害訴訟、税関関係の不服申し立てについては、ヤンゴン東部又は西部裁判所に一番の専属管轄を与え、同裁判所（における集中部）において事案の集積及び知財事件を扱う裁判官の人材育成を図りつつ、経過を見ながら（侵害訴訟について）第二の

都市であるマンダレーにも管轄を広げていく方向で検討を進めたいとのことでした<sup>15</sup>。また、審決取消訴訟は、判断権者が知財庁の Director General<sup>16</sup> であるので、ヤンゴン高裁への不服申し立てを考えているとのことでした。



研修員らとの集合写真

11 同年3月24日～同年3月25日 (D/M)

熊谷教授がミャンマーを訪問され、連邦最高裁判所とプロジェクトの共催で、本邦研修の積み残し部分についてのご講義や、新たな疑問に対する質疑応答などを行われ、知財裁判制度整備のための活動が行われました。

12 同年5月2日～5月6日 (D/M)<sup>17</sup>

日本弁護士連合会知的財産センター、弁護士知財ネット、当プロジェクト及び連邦最高裁判所が共催する知的財産に関するワークショップが行われました。日本側からは、2月の訪問団の一員である三村先生、小松先生、伊原先生、松井先生、熊谷教授に参加していただきました。

13 その他

三村先生、小野寺先生、熊谷教授（幹事役）、特許庁、文化庁のご参加を得て、当プロジェクトを支援するための国内支援委員会（アドバイザーグループ）を立ち上げております。

#### 第4 さいごに

冒頭、本稿は、クロノロジーに沿って、客観的事実を記載するにとどめるとしたことで矛盾しますが、1点だけ、所感を述べさせていただきます。まず、この知財裁判制度整備

<sup>15</sup> 現行裁判所法を前提にすると、訴額如何では、District Court の下にある Town Ship Court にも管轄が認められる場合もあるが、ヤンゴン東部／西部 District Court における取り扱いを考えているとのことでした。なお、知的財産関連法案に、「Court」の権限などについて記載がある場合、同法案を受けて、裁判所法を改正せずとも、知的財産関連法案を根拠法として、裁判所の管轄等についての、下位規範を制定できるとのことでした。

<sup>16</sup> 日本に引きなおすと、局長級との由。なお、ミャンマーでは2015年当初に幹部公務員特別研修が行われ、2015年度から大臣や副大臣の交代期間等に各省庁を代表して業務を遂行するための事務次官 (Permanent Secretary) 制度が導入されている省庁もあります。

<sup>17</sup> 本 D/M の詳細については、別の機会にご報告させていただきます。

に関する協力については、当部、当省にあまり知見がない分野です。裁判所や弁護士の方、大学の先生、関係各省庁の協力なしには、決して推進することはできません。そうした中、関係者全員が同じ方向を向いて、掛け値なしにご協力を賜っております。

この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

ディスカッションミーティングでのミャンマーサイド高官の発言等からみましても、そうしたオールジャパンでの取組みというのは、ミャンマーサイドにも非常に好意をもって受け止められているように感じられます。この種、経済関係分野というのは、ややもすれば、国際ドナー間での競争が激しい分野です。しかし、日本としては、関係者の方々のご協力を引き続き得ながら、ミャンマーサイドに寄り添って、オールジャパンで、意味のある、実効的な知的財産裁判制度構築に協力できればと考えています。





# Discussion Meeting on Intellectual Property Laws



11 – 13 Nov. 2015

@ PARKROYAL Hotel Nay Pyi Taw

## ***Day 1 (11<sup>th</sup> Nov.)***

### ***Opening***

09:15 -	Registration
09:30 - 09:40	Opening & Participants Introduction
09:40 - 09:50	Opening Remarks by Daw Aye Aye Kyi Thet, Director General, Union Judicial Supervisory Office
09:50 - 10:00	Guest Remarks by Mr. SAKAI Kohei, Director, International Cooperation Department, Research & Training Institute, Ministry of Justice of Japan
10:00 - 10:10	Photo Session
10:10 - 10:30	Coffee/Tea Break

### ***Session 1: Introduction of Intellectual Property***

10:30 - 11:30	“Outline of Intellectual Property System” presented by Mr. KUMAGAI Ken-ichi, Professor, School of Law, Meiji University and Mr. UEDA Masanobu, JICA IP Advisor
11:30 - 12:00	Q&A
12:00 - 13:00	Lunch Time

### ***Session 2: Introduction of IP Dispute Resolution System in Foreign Countries***

13:00 - 13:30	“Judicial System in Japan” presented by Mr. NOSE Kazunori, Government Attorney, International Cooperation Department, Research & Training Institute, Ministry of Justice of Japan
13:30 - 14:20	“IP Dispute Resolution System in Japan” presented by Mr. KUMAGAI Ken-ichi
14:20 - 14:40	Coffee/Tea Break
14:40 - 15:20	“IP Dispute Resolution System in Foreign Countries” presented by Mr. KUMAGAI Ken-ichi
15:20 - 16:00	Q&A
16:00 - 16:10	Wrap-up of Day 1 and Notice for Day 2

## **Day 2 (12<sup>th</sup> Nov.)**

### ***Session 3: Toward Establishment of IP Dispute Resolution System in Myanmar***

10:00 - 12:00	“What is Necessary for Establishment of IP Dispute Resolution System?” presented by Mr. KUMAGAI Ken-ichi
12:00 - 13:00	Lunch Time
13:00 - 13:40	“Outline of Training for Judges (incl. IP Judges) in Japan” presented by Mr. KUNII Hiroki, JICA Chief Legal Advisor
13:40 - 14:20	Q&A
14:20 - 14:40	Coffee/Tea Break
14:40 - 15:20	“Challenges and Perspectives to Establish IP Dispute Resolution System in Myanmar” presented by tbd, Supreme Court of the Union
15:20 - 16:00	Q&A
16:00 - 16:10	Wrap-up of Day 2 and Notice for Day 3

## **Day 3 (13<sup>th</sup> Nov.)**

### ***Session 4: Discussion on “Basic Policy for Establishment of IP Trial System in Myanmar”***

10:00 - 12:00	Discussion moderated by Mr. KUMAGAI Ken-ichi
12:00 - 13:00	Lunch Time
13:00 - 14:00	Discussion moderated by Mr. KUMAGAI Ken-ichi
14:00 - 14:20	Coffee/Tea Break
14:20 - 15:20	Discussion moderated by Mr. KUMAGAI Ken-ichi

### ***Closing***

15:20 - 15:30	Guest Remarks by Mr. SAKAI Kohei
15:30 - 15:40	Closing Remarks by U Myo Tint, Director General, Office of the Supreme Court of the Union

## ミャンマー第6回本邦研修日程表

日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00		
2	日	移動日					
2	月	10:00 【JICAブリーフィング】	11:00	13:00 【ICDオリエンテーション】	15:00 【演習】 発表準備	17:00	
			T I C	赤れんが 共用会議室	赤れんが 共用会議室		
2	火	10:00 【訪問】 文化庁	12:30	14:30 【訪問】 警視庁（生活経済課）		17:00	
			文化庁			警視庁	
2	水	10:00 【講義】 知的財産高等裁判所設立の意義等 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 三村 量一	12:30	14:00 【訪問】 東京地方裁判所知的財産権部		17:00	
			赤れんが 共用会議室			東京地方裁判所	
2	木	9:30 【講義】 知的財産裁判の国際比較 森・濱田松本法律事務所 弁護士 小野寺 良文	12:30	13:30 部長主催 意見交換会	14:15 【発表】 ミャンマーにおける知的財産制度の現状と課題	17:00	
			赤れんが 共用会議室	日比谷パレス		赤れんが 共用会議室	
2	金	9:45 【訪問】 特許庁	12:00	14:00 【講義】 商標侵害事件（権利消尽を含む） 明治大学法科大学院 教授 熊谷 健一		17:00	
			特許庁			赤れんが 共用会議室	
2	土						
2	日						
2	月	10:00 【講義】 知的財産事件の捜査について 東京地方検察庁 刑事部検事 岩橋 保	11:30	14:00 【講義】 特許・意匠・著作権侵害事件 明治大学法科大学院 教授 熊谷 健一		17:00	
			赤れんが 共用会議室			赤れんが 共用会議室	
3	火	10:00 【講義】 損害賠償関連事件 明治大学法科大学院 教授 熊谷 健一	12:00	14:00 【訪問】 民間企業		17:00	
			赤れんが 共用会議室			キヤノン株式会社	
3	水	10:00 【意見交換】ミャンマー知的財産制度整備に向けた課題の抽出 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 三村 量一 森・濱田松本法律事務所 弁護士 小野寺 良文 明治大学法科大学院 教授 熊谷 健一	12:30	14:00 【講義】 総括（訴訟制度上の課題を含む）		17:00	
			赤れんが 共用会議室	明治大学法科大学院 教授 熊谷 健一	赤れんが 共用会議室		
3	木	9:30 【演習】 発表準備	11:30	13:30 【訪問】 横浜税関	15:30	16:30	
			T I C		本関	川崎外郵便出張所	
3	金	10:00 【発表／総括質疑応答】 ミャンマー側からの総合発表・総括質疑応答	12:30	14:00 【評価会／修了式】			
			赤れんが 共用会議室	赤れんが 共用会議室			
3	土	移動日					
5							

## ミャンマー法整備支援プロジェクト第6回本邦研修 研修員

1	ティン ヌエ ソー
	<b>Ms. Tin Nwe Soe</b> Director, International Relations & Research Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 国際関係・研究部 部長
2	サンダー アウン
	<b>Ms. Sandar Aung</b> Deputy Director, Budget and Logistic Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 業務予算部 副部長
3	イー イー キン
	<b>Ms. Ei Ei Khin</b> Deputy Director, International Relations & Research Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 国際関係・研究部 副部長
4	イエ ルウィン
	<b>Mr. Ye Lwin</b> Assistant Director, Criminal Justice Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 刑事部 部長補佐
5	ウイン シュエ チン イー
	<b>Ms. Wint Shwe Cin Ei</b> Assistant Director, Office of the Union Chief Justice, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 長官室 室長補佐
6	ミョー チョー アウン
	<b>Mr. Myo Kyaw Aung</b> Staff Officer, International Relations & Research Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 国際関係・研究部 部付判事
7	レ レ ウィン
	<b>Ms. Lae Lae Winn</b> Director, Prosecution Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 検察部 部長
8	キン キン ヌエ
	<b>Ms. Khin Khin Nwe</b> Deputy Director, Prosecution Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 検察部 副部長
9	ナン バウ
	<b>Ms. Nang Bawk</b> Deputy State Law Officer, Advocate General Office of the Shan State, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 シャン州検察庁 検察官
10	アウン コ ミヤツ
	<b>Mr. Aung Ko Myat</b> Assistant Director, Prosecution Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 検察部 部長補佐
11	ティン アウン ウィン
	<b>Mr. Tin Aung Win</b> Police Colonel (Head of Division), Criminal Investigation Department (CID), Police Force ミャンマー警察 犯罪捜査部 警察大佐
12	ミヤ ウィン
	<b>Mr. Mya Win</b> Deputy Director, Legal Section/Administrative Division/Customs Department, Ministry of Finance 財務省税関局管理部法制課 副部長
13	ティン リン
	<b>Mr. Thein Lin</b> Office Supervisor, IP section, Department of Technology Promotion and Coordination, Ministry of Science and Technology 科学技術省技術推進協力部 I P 部門 監督官
14	シュウエ サンディ ウー
	<b>Ms. Swe Sandy Oo</b> Assistant Staff Officer, IP section, Department of Technology Promotion and Coordination, Ministry of Science and Technology 科学技術省技術推進協力部 I P 部門 専門官

## 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 野瀬 憲範 (NOSE Kazunori)

国際協力専門官 / Staff Officer 井倉 美那子 (INOKURA Minako)

## 第8回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

国際協力部教官

内 山 淳

### 第1 はじめに

2016年2月29日（月）から同年3月11日（金）まで（移動日を含む。）、ティット・ルツティ（Tith Rithy）司法省検察官を団長とする研修員15名<sup>1</sup>を対象に、第8回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本研修は、2012年4月からスタートした「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援プロジェクト」<sup>2</sup>（以下「本プロジェクト」という。）の一環である。

本プロジェクトでは、従来から、主として、カンボジア民法に関する要件事実の理解と実践的な運用を中心に本邦研修を実施してきた。特に、直近3回（第5回から第7回）の本邦研修<sup>3</sup>では、8つの紛争類型（金銭消費貸借、貸借、交通事故、離婚、所有権移転登記請求、所有権移転登記抹消登記請求、離婚に伴う財産分割、相続に伴う遺産分割）を取り上げ、研修員による訴状、答弁書、準備書面及び仮差押え申立書等の起案を行った。

本研修では、「金銭消費貸借」事案を取り上げ、判決書の起案を行い、判決書全般の基礎知識については、当部教官が説明した。また、各起案については、南敏文弁護士（元裁判官）に講評していただいた。

なお、次回以降の本邦研修でも、別事案を基に、判決書の起案を行う予定であり、最終的には、保全申立書から判決書までの各種書面について、一貫性ある記載例の作成を目標にしている。

### 第2 研修内容<sup>4</sup>

#### 1 訪問

##### (1) 日本公証人連合会、霞ヶ関公証役場

日本公証人連合会では、高井新二公証人による講義「日本の公証制度について」を拝聴し、最寄りの霞ヶ関公証役場を見学させていただいた。

<sup>1</sup> 研修員は、別紙1（研修員名簿）のとおり。司法省（MOJ：Ministry of Justice）、王立司法学院（RAJP：Royal Academy for Judicial Professions）、弁護士会（BAKC：Bar Association of the Kingdom of Cambodia）、王立法律経済大学（RULE：Royal University of Law and Economics）の4機関から選出。

<sup>2</sup> カンボジアにおける法整備支援プロジェクトの詳細は、既刊のICD NEWS各号及び国際協力部ホームページ内の「カンボジア」（[http://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_houkoku\\_cambo.html](http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html)）、JICAホームページ内の「プロジェクト概要」（<http://www.jica.go.jp/project/cambodia/014/outline/index.html>）等を参照されたい。

<sup>3</sup> 直近3回の本邦研修の概要については、ICD NEWS第62号から第64号の「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修」を参照されたい。

<sup>4</sup> 研修日程は、別紙2（日程表）のとおり。

カンボジアでは、契約等において公正証書が重要な役割を担っており<sup>5</sup>、公証制度の整備は、民法及び民事訴訟法の普及にとっても必須である。また、公証人養成校の第1期生（15名）が間もなく卒業する予定であり、公証人の活躍も期待される<sup>6</sup>。そのため、日本の公証制度の実務を見聞することで、新たな知見を得る機会となった。

## (2) 日本弁護士連合会

日本弁護士連合会では、村松剛弁護士による講義「弁護士の法教育活動について」、菰田優弁護士・日弁連総合研修センター長による講義「日本弁護士連合会の研修に対する取り組みについて」を拝聴した。

本プロジェクトでは、民法及び民事訴訟法の普及を目的としており、専門家同士及び一般国民への普及が求められる。そのため、日本における普及や研修活動を見聞することで、新たな知見を得る機会となった。

## 2 意見交換

「予備的主張」「続審と事後審の違い」などの法律概念についての理解を深めたほか、法律用語の訳語についても意見を交わした。

その際、法律用語の「陳述」「認定する」「予備的」「推定／推認」「主張／供述／証言／答弁」などについて、従前の訳語では意味が分かりにくいなどという意見が少なからずあった。

このような傾向は、カンボジアの民法及び民事訴訟法の普及が新たな段階に移行していることを示唆しているように思われる。民法等の成立当初とは異なり、現在では、各種制度や法律概念を一通り説明するだけでは足りず、個々の訳語の語感を踏まえた上で、実務上の問題への適切な解決策やヒントを提示しながら説明することが求められている。今後の本邦研修や現地セミナーにおいても、常に配意しなければならない点であろう。

<sup>5</sup> 例えば、不動産売買では、公正証書の作成が効力要件（カンボジア民法 336 条 2 項）。抵当権の実行では、公正証書が執行名義の 1 つ（カンボジア民事訴訟法 496 条 2 号）。

<sup>6</sup> 公証人法は未整備。2007 年頃からフランスが起草支援。2015 年 12 月現在、公証人は 2 種類。首相令により公認された「公証人」（約 30 名）、司法大臣から任命された「公証人事務担当官」（48 名：各州 2 名で全 24 州）。

「公証人事務担当官」は、公証人法成立までの間、現役の裁判官、検察官及び行政官のうち、一定の者に対し、本来業務とは別に公証人としての権限を付与した臨時措置。



研修員同士での記載例の検討風景

### 3 共同研究（起案の講評）

南先生には、直近3回の本邦研修を通じ、一貫して起案の講評を御担当いただき、毎回、実務経験に裏打ちされた的確かつ簡潔なコメントにより、研修員から好評を博している。

今回は、裁判官当時の御経験を踏まえ、判決書の在り方についても併せて御説明いただいた。特に、日本の判決書で実際に使う言い回しを例示しながら、各起案の改善点を具体的に御指摘いただいたため、研修員としては、問題点について深く理解できたと同時に、日本の判決書の緻密さを体感できたものと思われる。



南先生による講評

### 第3 おわりに

最後に、本研修が充実したものとなったのは、関係者の皆様の御協力及び御尽力のおかげであり、改めて、南先生、日本公証人連合会及び霞ヶ関公証役場の皆様、日本弁護士連合会の皆様、通訳人スワイ・レン氏及び天川芳恵氏、JICA 長期派遣専門家及び現地スタッフの皆様、財団法人国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者の方々に、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

第8回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修

別紙1

1	<b>ティット・ルッティ</b>
	<b>Mr. TITH Rithy</b> 司法省検察官
2	<b>マオ・ピロン</b>
	<b>Ms. MAO Phiron</b> 司法省民事局次長
3	<b>セン・プッティ</b>
	<b>Mr. SENG Puthy</b> 司法省刑事局刑事法務・統計課課長
4	<b>ロク・ソクレン</b>
	<b>Mr. LOX Sokleang</b> 司法省司法監査局次長
5	<b>セン・ニエン</b>
	<b>Mr. SENG Neang</b> 最高裁判所 判事
6	<b>コン・ダラチャート</b>
	<b>Mr. KONG Tarachhath</b> 最高裁判所 判事
7	<b>ロ・ボバナ</b>
	<b>Ms. ROS Bophana</b> カンボット始審裁判所 判事
8	<b>サム・ルッティヴィアスナ</b>
	<b>Mr. SAM Rithyveasna</b> カンダール始審裁判所 検察官
9	<b>ノン・メヌ</b>
	<b>Mr. NORNG Meanun</b> 弁護士
10	<b>メアス・シトン</b>
	<b>Ms. MEAS Sithorn</b> 弁護士
11	<b>ソーン・ソチェット</b>
	<b>Mr. SORN Socheat</b> 弁護士
12	<b>ハップ・ファルティ</b>
	<b>Dr. HAP Phalthy</b> 王立法律経済大学教授
13	<b>ドム・イム</b>
	<b>Mr. DOM Im</b> 王立法律経済大学教授
14	<b>オウン・サカダ</b>
	<b>Dr. OUN Sakada</b> 王立法律経済大学教授
15	<b>テップ・ソック</b>
	<b>Mr. TEP Sok</b> 王立法律経済大学教授

教官 / Professor 内山 淳(UCHIYAMA Jun), 湯川 亮(YUKAWA Ryo)

国際協力専門官 / Administrative Staff 由井 水帆子(YUI Mihoko)



## 第8回 カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修日程表

別紙2

[ 教官： 内山教官, 湯川教官    専門官： 由井専門官 ]

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
2 /	月	移動日		
3 /	火	10:00 12:30 JI CA オリエンテーション 国際協力部 オリエンテーション PIC	13:30~ 14:00~ 国際協力部 オリエンテーション 講義「判決書の書き方」 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 PIC	PIC
3 /	水	講義「判決書の書き方」 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 PIC	講義「判決書の書き方」 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 PIC	PIC
3 /	木	書式検討 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 赤れんが共用会議室	12:15~ 14:00~ 所長主催意見交換会 写真撮影 書式検討 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 法曹会館 赤れんが共用会議室	PIC
3 /	金	書式検討 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 PIC	書式検討 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 PIC	PIC
3 /	土			
3 /	日			
3 /	月	意見交換 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 PIC	13:00~ 16:00 公証役場訪問 日本公証人連合会本部, 霞ヶ関公証役場	PIC
3 /	火	日本弁護士連合会 日本弁護士連合会	意見交換 PIC	PIC
3 /	水	共同研究「判決書の書式」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文 PIC	共同研究「判決書の書式」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文 PIC	PIC
3 /	木	総括質疑応答 国際協力部教官 内山淳 PIC	13:00 14:30 評価会・修了式 PIC	PIC
3 /	金	移動日		

※PIC JI CA東京国際センター

# 東ティモール共同法制研究

国際協力部教官<sup>1</sup>

渡部 吉俊

## 第1 はじめに

東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）への法制度整備支援については、2014年度から当部の独自支援となり、年数回の現地セミナー及び日本での共同法制研究という形で継続的に行われている。今回は、2015年7月の共同法制研究<sup>2</sup>及び同年12月の現地セミナー<sup>3</sup>に続くものとして、2016年3月14日から18日までの間、東ティモール司法省職員ら5名を招へいして行ったものである。

今回のテーマとしては、従前から取り上げている調停法<sup>4</sup>について、今後の制定と運用を見据えて、より実務的・技術的な観点から講義や意見交換等を実施した。また、東ティモールで改正を検討している国籍法<sup>5</sup>を新たなトピックとして取り上げ、国籍に関する基本的な考え方や日本を含む各国の立法例についての講義等を行うこととした。以下、本共同研究の概要を簡単に報告する。

## 第2 本共同研究の概要

### 1 日本側専門家による講義

#### (1) 「国籍法」

名古屋大学大学院法学研究科の伊藤弘子特任准教授から、国籍の機能や基本原則、日本の国籍法の主な争点、諸外国の国籍法との異同等について講義をいただいた。

#### (2) 「日本の国籍法の概要」

法務省民事局民事第一課の石井博之補佐官から、日本の国籍法の各規定の趣旨や主な改正経緯等について講義をいただいた。

#### (3) 「日本における民事調停の実務」

大阪大学法科大学院の吉野孝義客員教授から、日本の民事調停の実情、手続の進め方や事件類型ごとの注意点等について、自らの御経験を踏まえた講義をいただくとともに、東ティモール側からも同国における調停の実情について問題提起が行わ

<sup>1</sup> 現法務省民事局総務課登記情報センター室法務専門官。

<sup>2</sup> 本誌第65号、41頁以下参照。

<sup>3</sup> 本誌第66号、21頁以下参照。

<sup>4</sup> 東ティモールの調停法の立法状況については、本誌第66号、21頁参照。

<sup>5</sup> 東ティモールの国籍法については、2002年法律第9号として制定済み。英訳版は、[http://www.migracao.gov.tl/pdf/\[0503-07\]citizenship%20Law.pdf](http://www.migracao.gov.tl/pdf/[0503-07]citizenship%20Law.pdf)を参照。「国籍」についてnationalityではなくcitizenshipの訳が用いられているが、本稿では厳密に区別しない。なお、東ティモールにおける国籍の取得要件については、憲法第3条第2項に実質的な規定が置かれており（国籍法第8条も同じ）、出生地主義と血統主義の両方が採用され、（少なくとも文言上は）幅広く東ティモール国籍を認める形となっている。

れ、幅広い意見交換がなされた。

(4) 「調停手続の概要」

当部の甲斐雄次教官から、日本の民事調停及び家事調停の概要とともに、調停の効力に関連する執行制度の概要について講義が行われた。



伊藤特任准教授と研究生等



吉野客員教授との意見交換

2 訪問・見学

(1) 公益社団法人民間総合調停センター

民事上の紛争について和解、あっせん、仲裁手続等を行う認証紛争解決機関である公益社団法人民間総合調停センターを訪問し、土地境界紛争等の実際の事例を念頭に、効果的な調停の進め方等について、調停に携わる日本の実務家の方々との意見交換を行った。

(2) 神戸地方法務局

行政機関が行う土地境界紛争解決としての筆界特定制度や不動産登記情報の管理に関する実務とともに、国籍の取得・喪失等に係る国籍事務の概要について、各担当の方から御説明をいただいた。



公益社団法人民間総合調停センターへの訪問

### 第3 所感

今回来日した東ティモール研究員5名のうち2名は、東ティモールにおいて実際に調停実務に携わっている者であり、調停法の立案等に携わっている残りの研究員とともに、法制定後の運用を見据えて、実務的な観点から有意義な意見交換を行うことができた。もちろん、東ティモールと日本では国の状況が大きく異なり、発生する紛争の原因や態様も異なるところが多いのであるが、紛争当事者の自主性を基本とする調停において効果的な解決を図るためには何が必要か、調停に携わる者にはどういった知識・経験や役割が求められるのかといった点は共通する問題であり、東ティモール研究員からは、日本の専門家の話は大変実践的で役に立ったとの感想が聞かれた。

また、今回新たに取上げた国籍法については、そもそも国籍は国家主権の最も基本的な事項の一つであり、その国の歴史・政治・社会経済情勢等を踏まえ定められるべきものであるが、東ティモールの場合は、長年の外国による支配と独立を巡る混乱に由来する複雑な問題を今なお抱えており、政治的課題の一つとなっているようである。本共同研究では、そのような政治的側面に立ち入ることは避けつつ、客観的・技術的な面から国籍法の考え方や実務処理についての基礎的インプットを中心に行ったが、東ティモール研究員によると、東ティモールでは日本を含む海外の法律情報を得ることは容易ではないし、日本の専門家による丁寧な解説を聞くことで、国籍に関する法的理解が深まり、今後の改正検討に是非役立てたいとのことであった。

最後に、御多忙の中、本共同研究の実施に時間を割いてくださった伊藤先生、吉野先生、各訪問先関係者の皆様、通訳の呼子紀子氏その他関係者の皆様に、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

## 東ティモール共同法制研究 研究員

別添 (名簿)

ネリinho・ヴィタル 1 Mr. Nelinho Vital 司法省国家法律諮問立法局長
セルジオ・デ・ヘスス・フェルナンデス・ダ・コスタ・ホルナイ 2 Mr. Sergio de Jesus Fernandes da Costa Hornai 公設弁護人事務所長
ロマーノ・グテレス 3 Mr. Romao Guterres 司法省土地不動産局長
マルセリーナ・ティルマン・ダ・シルバ 4 Ms. Marcelina Tilman da Silva 司法省法律研修所長
ヒルデガルディス・ウオンデン 5 Ms. Hildegardis Wondeng 司法省リーガルアドバイザー

### 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 渡部 吉俊 (WATANABE Yoshitaka)

国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 由井 水帆子 (YUI Mihoko)

## 東ティモール共同法制研究日程表

別添(日程表)

[担当教官: 渡部教官, 担当専門官: 由井専門官]

月 日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
3 12	土	移動 (MI295 デイリ15:25発-シンガポール18:10着)		
3 13	日	入国 (SQ618 シンガポール01:25発-関空9:00着)		
3 14	月	9:30 オリエンテーション  法務省民事第一課 4セミ	10:00 「日本の国籍法の概要」(講義)  12:15～ 部長主催意見交換会 記念写真撮影  14:00 「国籍法」(講義)  名古屋大学大学院法学研究科 特任准教授 伊藤弘子 4セミ	
3 15	火	9:40 【訪問】 民間総合調停センター	13:30 大阪地裁・簡裁見学  15:00 調停法ポイント講義  4セミ	
3 16	水	10:00 法務局訪問に当たっての事前説明  4セミ	13:30 【訪問】 神戸地方法務局  16:00	
3 17	木	「日本における民事調停の実務」(講義)  大阪大学法科大学院客員教授 吉野孝義 4セミ	東ティモール側研究員からの発表及び意見交換  大阪大学法科大学院客員教授 吉野孝義 4セミ	
3 18	金	共同討議(今後の支援協力活動について)  4セミ	資料整理  4セミ	出国 (SQ615 関空 23:30発- シンガポール 05:10着)
3 19	土	移動 (MI296 シンガポール09:25発-デイリ14:20着)		

※ 4セミ: 法務総合研究所国際協力部4階セミナー室

# ラオス現地セミナー（刑事関連法）

国際協力部教官

堤 正 明

## 第1 はじめに

平成28年（2016年）2月15日（月）から同月19日（金）まで、ラオスの首都ビエンチャンにあるラオプラザホテルにおいて、現在進行中の「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）」（以下「フェーズ2」という。）に設置された刑事関連法サブワーキンググループ（SWG）のメンバーを対象に、刑事関連法についての現地セミナー（以下「本セミナー」という。）を実施した。

## 第2 本セミナーの概要

### 1 目的

ラオスでは、平成22年（2010年）7月から4年間にわたり実施されてきた独立行政法人国際協力機構（JICA）のプロジェクトである「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）」（以下「フェーズ1」という。）に引き続き、平成26年（2014年）7月から、フェーズ2が4年間の計画で実施されている。

フェーズ2において設置されたサブワーキンググループ（SWG）の一つである刑事関連法SWGは、現在、刑事関連法分野の法令に関する執務参考資料として刑事訴訟法（捜査段階）のQ&A集を作成しているところ、平成27年（2015年）11月に実施した本邦研修<sup>1</sup>において、上記SWGのメンバーを対象に、上記Q&A集に関する発表・集中討論を行ったことから、今回、上記本邦研修を踏まえて実施する本セミナーにおいて、上記SWGのメンバーとの意見交換等を通じて、上記Q&A集の完成に向けて更に必要な情報や知見を提供することを目的としたものである。

### 2 日本側参加者

洲見 光男	同志社大学法科大学院教授
宮家 俊治	弁護士
伊藤 浩之	国際協力部副部長
石田 正範	国際協力部教官
堤 正明	国際協力部教官

### 3 内容

本セミナーでは、上記本邦研修にも参加いただいた洲見光男教授（以下「洲見教授」という。）、宮家俊治弁護士（以下「宮家弁護士」という。）にも御協力いただき、上記本邦研修を踏まえて本セミナー実施前に刑事関連法SWGメンバーが修正した刑事

<sup>1</sup> 詳細については、ICD NEWS 第66号「ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）『刑事関連法』本邦研修」を参照いただきたい。

訴訟法（捜査段階）の Q&A 集（設問案及び回答案）、及び本セミナー中にメンバー間で作成した設問案に基づき、ラオス側参加者から設問の趣旨、背景等を説明してもらったとともに、日本側参加者からも適宜、質問、コメント等をしながら、ラオス刑事訴訟法等の基本的理解を深めつつ、より正確で、分かりやすく、利用者にとって使いやすい Q&A 集を完成させるための具体的な検討を行った。

特に、概念があいまいで、体系的な整理が不十分であるラオス刑事訴訟法の現状を踏まえ、例えば、令状主義といった刑事訴訟法の原則について、日本側から説明しつつ、ラオス側参加者の理解を確認したり、弁護人とほぼ同様の権利を有する「その他の保護者」（刑事訴訟法第 71 条）の範囲を明らかにする図解や、弁護人には認められながら「その他の保護者」には認められない権利の内容等を示す一覧表等を用いて説明したりするなど、より理解が深まる意見交換を実施した。

また、「自首」といった刑法と刑事訴訟法にまたがる概念について、その意義や効果等に遡った議論を行ったほか、刑事訴訟法に規定されている「告訴」と「通報」の違い、効果等についても詳細な検討を行った。



本セミナーの様子

### 第3 おわりに

本セミナーは、昨年の本邦研修を踏まえ、現地でリトリート等を数回実施した後に実施したものであるが、5日間にわたる集中的な検討を通じて、ラオス側参加者において必要な法律の理解や Q&A 集完成に有益な知見を提供することができ、Q&A 集の完成作業が促進されることとなったものと思われる。

Q&A 集のような執務参考資料の作成に当たっては、日本の研究者、実務家といった専門家からのアドバイスを受けてから、なるべく短期間のうちにラオス側メンバー間で再検討を加え、さらに、その結果を踏まえ、再び上記専門家との間で議論を尽くし、当該時点でのメンバー間の合意を成果物に反映させていく必要があると思われる。やや残念だった



のは、本セミナーの当初、発言するラオス側参加者が特定の者に限られる傾向がみられたことだったが、本セミナー終盤からは、若手の参加者からも積極的な発言がされていた。

今後も、一人一人のメンバーが率直に自分の意見を出し合うことで、より良いQ&A集が完成することはもちろん、各人の事実認定力、法律に対する理解力、法的思考力の向上に資するものと考えます。

最後に、本セミナーでの的確な御指摘等をしていただいた洲見教授及び宮家弁護士、本セミナーの開催に御尽力いただいた長期派遣専門家を始めとするプロジェクト・オフィスの皆様、その他関係者の皆様に対し、この場を借りて改めて心から御礼を申し上げます。

# ラオス現地セミナー（教育・研修改善）

国際協力部教官

堤 正 明

## 第1 はじめに

平成28年（2016年）3月9日（水）から同月12日（土）まで、ラオスの首都ビエンチャンにあるラオプラザホテルにおいて、現在進行中の「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）」に設置された教育・研修サブワーキンググループ（SWG）のメンバーらを対象に、法曹養成についての現地セミナー（以下「本セミナー」という。）を実施した。

## 第2 本セミナーの概要

### 1 目的

ラオスの現行プロジェクト（法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2）の柱の一つである法曹養成研修の改善に関して、ラオスでは、従来、法曹三者を各別に養成していたシステムを変更し、日本型の法曹養成システムを参考に、平成27年（2015年）1月から、司法省傘下の「National Institute of Justice」（国立司法研修所。以下「NIJ」という。）において、司法省職員のほか、将来、裁判官、検察官、弁護士として活躍する「法曹の卵」の養成を行っている。そして、同年8月に行った「法曹養成」本邦研修<sup>1</sup>においては、現行プロジェクトに設置されたサブワーキンググループ（SWG）の一つである教育・研修SWGのメンバーを対象に、プロセスとしての法曹養成の観点から、講義等を通じて、カリキュラム・教授方法の改善や教材開発等の方法について日本側から一般的な知見を幅広く提供するとともに、ラオス側との間で意見交換や協議等を実施したところである。

そこで、今回、上記本邦研修を踏まえて実施する本セミナーにおいては、日本の法曹養成の手法として有効であると考えられている事例問題や模擬記録を用いたグループ討論、発表、講評等を通じて、教育・研修SWGメンバーを含むラオス国立大学法政治学部、NIJ、最高人民裁判所司法研修所、最高人民検察院検察官研修所といったラオスにおける法曹養成の各機関の関係者（主に講師担当者）であるラオス側参加者に対し、日本の法曹養成における教授方法や教材開発等に関するより具体的なイメージを共有してもらい、今後のラオス側関係者による教授方法の改善や教材開発等に資することを目的としたものである。

### 2 日本側参加者

波床 昌則 弁護士

志賀 剛一 弁護士

<sup>1</sup> 詳細については、ICD NEWS 第65号「ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）『法曹養成』本邦研修」を参照いただきたい。

湯川 亮 国際協力部教官

堤 正明 国際協力部教官

### 3 内容

本セミナーは、上記本邦研修にも参加いただいた波床昌則弁護士（元司法研修所刑事裁判教官）（以下「波床弁護士」という。）及び志賀剛一弁護士（元司法研修所民事弁護教官）（以下「志賀弁護士」という。）にも御協力いただき、4日間連続で実施されたものであり、前半の2日間で刑事裁判における証拠の種類（直接証拠や間接証拠の種別、供述証拠や非供述証拠の種別等）、事実認定の手法（直接証拠型や間接証拠型等）に関する一般的な講義のほか、盗品の近接所持や共犯者供述の信用性が争点となる具体的な演習問題を用いた刑事事実認定に関するグループ討論、発表、意見交換を実施した。

3日目は、具体的な建物明渡請求訴訟事件を題材とした訴状及び聴取記録に基づく答弁書作成や、保証契約の成否、追認の有無が争点となる具体的な設例に基づく被告反論の骨子作成についてのグループ討論、発表、意見交換を行い、最終日は教材開発や教授方法等についての総括的な議論を実施した。



グループ討論の様子

### 第3 おわりに

本セミナーでは、日本の司法研修所教官の経験を有する弁護士らによる実務能力を身に付けさせる教授方法等をラオス側参加者に体験してもらう形で具体的な演習、意見交換等を実施したところ、本セミナー中におけるラオス側の発表内容等からすると、全体的にみて、民事についての事実認否に係る理解や能力について特段問題は見受けられなかったが、相手方の法的主張に対して具体的にいかなる反論をすべきなのかという法的思考力のほか、刑事における事実認定の手法（直接証拠型や間接証拠型等）についての理解、また、

グループ討論の内容・結果を論理的に発表する能力が不十分であるものと見受けられた。

ラオス側参加者の中からは、日本の法曹養成の過程で実施されている形に近い形での講義や議論等を体験することにより、教育・研修の目的としては「正解」を教えるのではなく、学生や修習生に「考え方」を教えることが重要であることに気付いた旨の発言もあったことから、今後、今回のような参加型・双方向型の現地セミナー等を継続的に実施することにより、ラオス側メンバーの法的思考力や事実認定力、論理的に発表する能力等の向上を図ることが期待され、そのことが今後のラオスにおける教授方法の改善、教材開発等に資するものと思われる。

最後に、本セミナーで演習、意見交換等を実施していただいた波床弁護士及び志賀弁護士、本セミナーの開催に御尽力いただいた長期派遣専門家を始めとするプロジェクト・オフィスの皆様、その他関係者の皆様に対し、この場を借りて改めて心から御礼を申し上げます。

# カンボジア現地セミナー（民事保全処分）

国際協力部教官

内 山 淳

## 第1 はじめに

2016年1月28日から同月29日までの2日間にわたり、カンボジア王国の首都プノンペンにあるプノンペン・ホテルにおいて、「Seminar on Preservation（民事保全処分セミナー）」と題し、同国の民事訴訟法第7編に規定された保全処分<sup>1</sup>についての現地セミナー（以下「本セミナー」という。）を実施した。

## 第2 本セミナーの内容

### 1 参加者<sup>2</sup>

アン・ボン・ワッタナ（Ang Vong Vathana）司法大臣<sup>3</sup>

チャン・ソティアビ（Chan Sotheavy）司法省<sup>4</sup>次官

リム・ボン（Lim Voan）国土管理都市計画建設省<sup>5</sup>（国土省）次官

裁判官，書記官，登記官，執行官

司法省，国土省及び公共事業運輸省<sup>6</sup>（運輸省）各職員 など

### 2 日程

1/28（木）8：30 開会式

カンボジア国歌斉唱

JICA 代表者挨拶

司法大臣挨拶

9：30 講義「民事保全（総論）」，質疑応答

13：30 講義「不動産の仮差押え」，質疑応答

15：30 講義「動産の仮差押え」，質疑応答

<sup>1</sup> 条文は、当部ホームページにも掲載。実質的な内容は、日本の民事保全法に類似。

現在、カンボジアの実務では、保全処分についての関心が高いが、関係する実務担当者に十分な理解が進んでいない面があり、運用上の問題点も多いことから、本セミナーのテーマとして取り上げることとなった。

<sup>2</sup> セミナー参加者は、各日約200余名（日本側除く）。日本側の出席者は、JICA長期派遣専門家、プロジェクト・オフィスのスタッフ、JICA国際協力専門員、JICAカンボジア事務所職員、公共事業運輸省アドバイザー、通訳人、当部教官及び国際協力専門官等。

<sup>3</sup> 開会式にのみ出席し、開会の辞を述べた。

<sup>4</sup> Ministry of Justice

<sup>5</sup> Ministry of Land Management Urban Planning and Construction

<sup>6</sup> Ministry of Public Works and Transport



開会式

- 1 / 29 (金) 8 : 30 講義「係争物に関する仮処分」質疑応答
- 13 : 30 講義「仮の地位を定める仮処分」, 質疑応答
- 16 : 30 閉会式

司法省次官挨拶

### 3 講義内容

(1) まず、民事保全処分の基礎を理解してもらうため、「民事保全（総論）」と題し、保全決定手続及び保全執行手続の概要（申立書の記載事項、各保全処分の相違点及び保全の必要性等）を説明した。

この他、保全の必要性等は「疎明」で足りる（カンボジア民事訴訟法 541 条 3 項）ところ、訳語の影響により正確に理解されていないことから、「疎明」と「証明」の概念についても解説した。



講義風景（内山）

(2) 次に、各保全処分の分類に従って、「不動産の仮差押え」「動産の仮差押え」「係争物に関する仮処分」「仮の地位を定める仮処分」と題し、求める保全決定の内容及び各種手続等について説明した<sup>7</sup>。

特に、仮の地位を定める仮処分については、具体的なイメージを持ちにくい類型であることから、典型例（引渡し断行、賃金仮払い等）をいくつか挙げて紹介した。



講義風景（湯川亮教官）

### (3) 質疑応答

各講義では、それぞれ質疑応答の時間を設けたが、以下のような質問が出た。

- ・仮の地位を定める仮処分は、非定型的なものということだが、保全すべき法律関係は、どのようなものでもよいのか？
- ・不動産の仮差押登記をし、そのまま本案訴訟を起こさない場合、同登記は消滅時効にかかるのか？
- ・共有動産の仮差押えはどうするのか？
- ・裁判所からの嘱託書に添付される保全処分の決定書に、処分の種類が記載されていない事例が散見されるが、このままでも登記できるのか？
- ・保全処分のうち、登記が必要な類型はどれか？
- ・不動産の仮差押登記をした場合、その後、仮差押登記が付いたままの当該不動産を売却処分することはできるのか？ など

これらの質問に対しては、カンボジアの実務や条文を確認しながら、本セミナー内で回答した。

<sup>7</sup> 動産のうち、自動車については、登録制度があるものの、自動車の仮差押手続を定めた法令がないことから、保全処分の有効活用のためにも、早期の法令制定が必要。

仮差押えの対象には債権や船舶もあるが、本セミナーの主眼は、基本的事項の理解にあるため、割愛した。



会場の様子 1



会場の様子 2

### 第3 おわりに

本セミナーは、前回よりも参加者数が増えて盛況であった上、事後のアンケートや司法省次官の挨拶内容からすると、内容面でも参加者のニーズに応えたものになったようである。

これは、正に、現地に常駐する長期派遣専門家の皆さんが、カンボジア側のニーズを的確に把握してテーマ設定し、講義資料の訳語や理解しやすさなどについても細心の注意を払ってくれたからに他ならない。

本セミナーでは、決して学術的に深い議論をしたわけではないが、今のカンボジアに必要なのは、「基本的な知識を正確に理解してもらうこと」、「そのために分かりやすく伝えること」である。このことは、これまでの現地セミナーを通じ、身をもって感じた点であり、今後も、当分の間、この必要性は変わらないといえる。

最後に、本セミナーの開催に御尽力いただいた長期派遣専門家を始めとするプロジェクト・オフィスの皆さん、JICA 関係者の皆さん、通訳人の先生、その他多くの関係者の方々に対し、改めて心から御礼を申し上げたい。ありがとうございました。



# ベトナム司法省と首相府の合同ワーキングセッション

国際協力部教官

松尾 宣宏

## 第1 はじめに

2016年3月4日、本職らは、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）の首都ハノイ郊外にある Tan Da Spa Resort において、「JOINT WORKING SESSION ON DEVELOPING LEGISLATIVE TECHNIQUES AND SKILLS（立法技術の向上に関する合同ワーキングセッション）」と題する、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」<sup>1</sup>（以下「本プロジェクト」という。）が主催し、ベトナム司法省<sup>2</sup>（以下「司法省」という。）及びベトナム首相府<sup>3</sup>（以下「首相府」という。）各関係者が参加したワーキングセッションに参加した。

法務省法務総合研究所は、ベトナムに対する法制度整備支援として、1994年に司法省に対する国別研修を開始し、1996年以降は、現在に至るまで、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトを主な舞台として支援を継続してきた。

現在は、2015年4月から2020年3月まで5年間の予定で実施されている本プロジェクトにおいて、これまでのプロジェクトの成果を踏まえ、引き続き各種法令の起草支援及び実務改善支援を行っているほか、新たな取組として、法令の整合性及び明確性確保のための能力強化支援を実施している。

ベトナムでは、司法省及び首相府が、法規範文書（日本の広義の法令に相当）に関し、事前審査、事後審査及び整備・運用状況の監督権限を有しており、かかる2機関がベトナムにおける法令の整合性及び明確性確保の役割を中心に担っている。

当研究所は、2015年度、2回にわたり、両機関をそれぞれ対象とする本邦研修<sup>4</sup>を実施し、ベトナムにおける現状の問題点を分析・検討するとともに、日本の法令制定過程に関する知見を提供し、本プロジェクトの方向性を関係者間で共有したものであるが、これまでのところ、両機関で法令の整合性及び明確性確保に関し相互に意見交換をする機会は、ほぼない状況であった。

ベトナムにおいて、法令の整合性及び明確性確保という目標に向けて歩みを進めるには、その役割を担う機関相互間での知見の共有及び意見交換が有用であるところ、今回、本プロジェクトの主導で、司法省及び首相府関係者で2015年度の本邦研修に参加したメンバーが中心に参集し、本邦研修で各機関が得た知見を発表し合って共有するとともに、今後、

<sup>1</sup> 同プロジェクトの詳細は、ICD NEWS 第64号「ベトナム特集1ーベトナム新プロジェクトがスタート～2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト～」(2015年9月号)を参照されたい。

<sup>2</sup> Ministry of Justice

<sup>3</sup> Office Of Government

<sup>4</sup> 2015年度の司法省に関する本邦研修の詳細は、ICD NEWS 第66号「第50回ベトナム法整備支援研修」(2016年3月号)を参照されたい。

法令の整合性及び明確性確保に向けてどのような活動をしていくのが適切か、また、本プロジェクトの協力の在り方はどのようなものが望ましいかという点について、率直な意見交換を行う場として、本ワーキングセッションが開催された。



会場の様子

## 第2 ワーキングセッションの内容

### 1 本邦研修で得た知見の発表について

はじめに、司法省及び首相府の各代表者から、それぞれの本邦研修で得られた知見が発表された。

司法省からは、本邦研修において、法令の整合性及び明確性確保のための知見を得られたことについて感謝の意が述べられるとともに、関係省庁と（法令審査機関である）首相府との協議体制を作っていくべきだという意見に加え、法令の整合性及び明確性確保に向けたアイディアの一つとして、統一的な法令用語の辞書のようなものを作っていくべきであるという考えが述べられた。

また、首相府からも、本邦研修に関する感謝の意が述べられるとともに、ベトナムでも日本と同様に法令のデータベース化が必要であるということ、法令を制定する際に施行細則等も併せて制定していくことが法律の施行に当たって重要であるということ、法令を審査する専門家の人材育成が重要であるということなどの意見が述べられた。

### 2 意見交換について

両機関から本邦研修で得た知見の発表があった後、今後、法令の整合性及び明確性確保という目標に向けてどのような活動をしていけばよいかということを中心に、両機関、本プロジェクト長期派遣専門家及び当省参加者も含めて活発な意見交換がなされた。

特に、法令の制定、審査に当たり、統一的に法令用語を理解するための用語集の作成が必要という点に関しては、様々な関係者から繰り返し言及がなされていたところ、かかる言及が繰り返しされること自体、ベトナム側が、法令の整合性及び明確性確保という課題に真摯に取り組もうとしていることの証左であると感じられた。

また、法令を審査する人材育成の点に関しても、様々な関係者から繰り返し言及が

なされていたところ、きちんと法制執務の経験を積んだ人物を関係各機関から審査機関に集め、その中で法令審査の経験を多く積んでもらうことが重要であるとの意見が目立ち、両機関とも、各本邦研修で訪問した日本の内閣法制局のシステムを高く評価していることが窺えた。



発表の様子 1



発表の様子 2



参加者による記念撮影

### 第3 おわりに

本ワーキングセッションでは、法令の整合性及び明確性確保という目標に向けていかなる活動が望ましいか、時間内に一義的に明確な結論が出ることはなかった。

しかし、本セッションでは、法案作成及び審査を担う両機関が、それぞれの知見を共有し合うことができた、ということそのものに、まず大きな意味がある。

法令の整合性及び明確性確保という大きな目標を達成するためには、本セッション中でも関係者から言及があったとおり、関係省庁の連携が必要不可欠であるところ、本セッションで達成されたように、異なる機関どうしで知見の共有を図ることは、まさに他省庁の業務に関し、強い問題意識を持つことにつながり、ひいては、関係省庁の連携の必要性についての意識を醸成することになるからである。

かかる大きな目標を一気呵成にクリアするような特効薬はなく、目標達成のためには、日々の活動の中で少しずつでもそのような意識を関係者間で醸成し、機関全体として能力向上に努めるほかなく、本セッションは、そのための大きな一歩である。

最後に、本セッションの開催に御尽力いただいた長期派遣専門家を始めとするプロジェクト・オフィスの皆さん、通訳人の先生、その他多くの関係者の方々に対し、改めて心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

## 【講義・講演】

2016年1月から同年4月の期間中、当部で行った講義・講演は下記のとおりである。

### 記

- 1 日本インドネシア協会月例会における講演  
日 時 2016年1月27日  
場 所 三井住友銀行呉服橋クラブ（東京）  
テーマ 我が国のインドネシアに対する法整備支援～法務省の取組を中心として～  
担 当 国際協力部長 阪井光平，国際協力部教官 横幕孝介（現 JICA インドネシア共和国長期派遣専門家）
  
- 2 大阪地方裁判所における講演  
日 時 2016年2月16日  
場 所 大阪地方裁判所  
対 象 同裁判所判事・判事補  
テーマ 法整備支援と裁判官の役割  
担 当 国際協力部長 阪井光平，国際協力部教官 甲斐雄次（現大阪地方裁判所判事），国際協力部教官 湯川亮
  
- 3 新任検事に対する講義  
日 時 2016年3月22日  
場 所 法務省赤れんが棟  
対 象 2015年12月任官新任検事（第68期）  
テーマ 検察官の国際貢献「法制度整備支援の概要」  
担 当 国際協力部教官 内山淳
  
- 4 司法修習生に対する講義  
日 時 2016年4月28日  
場 所 大阪地方検察庁  
対 象 2015年12月採用大阪配属司法修習生（第69期）  
テーマ 法制度整備支援と国際協力部  
担 当 国際協力部教官 松尾宣宏

## 専門官の眼

統括国際協力専門官

加藤 美冬

### ～はじめに～

「あなたは満30年にわたり職務に精励されました。その功績は他の模範であると認められますのでここに表彰します。平成28年2月15日 法務大臣 岩城光英」

本年2月15日、法務省内会議室において、永年勤続表彰式に出席する榮譽に浴するところとなった。大阪地方検察庁の検察事務官として採用されたのが昭和60年7月、以来、昨年3月まで大阪又は京都の検察庁に在籍し、いたずらに月日は流れ、30年が過ぎた。

この節目である時期に法務行政、しかも国際協力の分野の業務に携わることになるのは、想像だにしなかったが、冒頭の法務大臣名が刻まれた表彰状を頂いたことは特に感慨深いものがあった（今までご縁のあった皆様の支えに心から感謝申し上げたい。）。

国際協力部（ICD）は、大阪高・地検と同じ庁舎にありながら、その業務内容をほとんど知らないまま、当部に配属されて2年目の春を迎えた。以下雑感を述べさせていただきたい。

### ～巡り合わせ～

昨年の今頃は、宇宙語の飛び交う異次元空間に迷い込み、大変な部署に来てしまった、前任者から聞いていたものの検察の知識はほとんど役に立たない、多忙な専門官の業務に対する理解が追いつかず、私に務まるのだろうか、過去のICD NEWS既出の専門官の感想同様、不安と焦りを抱えていた。

今も大きなイベントが目白押し、新たな懸案事項が頻出し、対応に追われる毎日だが、それでも少しずつ馴染み、現金なもので、宇宙語と思えた業界用語や横文字・略語を連発している自分に苦笑することがある。

ところで、若き日の私は、漠然とではあるが①将来、人の役に立つ職に就きたい②英語に関わる職（語学力が伴っている訳ではない）に就きたいと考えていた頃があった。

公僕となったことで、一つ目の願いは叶ったように思うが、検察に奉職した時点で二つ目の願いとは無縁だと思っていたところ、今、その願いからさほど遠くないところにおり、よくよく考えれば、法制度整備支援とは、過去の私が抱いていた理想を包含する分野ではないだろうか。前述のとおり、30年という節目に、素晴らしい国際協力の一端を担う機会をいただいたという巡り合わせを今しみじみと感じている。

### ～教官と専門官はイコールパートナー～

「教官と専門官に垣根はない。イコールパートナーとして切磋琢磨する。」

着任当初、当時の国際協力部長がスタッフミーティングの席上で、スタッフ全員を前に

こう切り出されたことは記憶に新しく、続けて ICD においては、検察における検事と立会事務官の感覚で仕事をするのではないようにと話されたことが印象深く残っている。

検察と異なる ICD の風土は、私の目に新鮮に映った。ベテランの専門官が、教官に対等にももの申す場面に驚き、自己の担当国について積極的に情報収集に努め、知識も豊富で、懸案解決のために前向きに執務に当たる姿勢に感心した。また、教官は専門官室に度々足を運び、関係者で膝付き合わせて協議するのは日常茶飯事、研修等の内容面（いわゆるサブ）のみでなく、後方支援業務（いわゆるロジ）にも配慮し、関与する。それぞれは互いを尊重し、協調して業務を遂行していくといった具合だ。先達の育まれた土壌は素晴らしいと思う。

過日、初代国際協力部長である尾崎元大阪高検検事長（現弁護士）とお話しする機会に恵まれ、創部当時の教官と専門官の関係性に触れられた際、私は次のように申し上げた。

「ICD 創部当時の伝統は今も息づいています。」

そのような組織風土の下、ICD の専門官は自ら知恵を出し、担当国への愛を持ち、誇りを持って、生き生きと職務を果たしている。自分の意見を素直に言える、そして自分の意見に耳を傾けてもらえる、そのような環境はモチベーションを上げるものだ。

支援対象国の増加や対象分野の拡大・多様化とともに、研修・招へい、出張（国内外とも）等は増える傾向にあり、それに伴う業務は増加の一途だが、それでもモチベーションを保ち、頑張っている業務をこなしている。

自分は統括専門官として、どのように責めを果たすべきか、それが課題だ。専門官の話に耳を傾け、教官に声をかけ、円滑により良い業務をなすために環境を整えることは特に重要だと思う。常に連携し、お世話になる JICA（独立行政法人国際協力機構）、ICCLC（公益財団法人国際民商事法センター）を始めとする関係機関との調整業務、関係省庁、法務・検察等との円滑な関係の構築など、できることを模索しながら、自分の役割を果たしていきたい。

そして、この素晴らしい「イコールパートナー」という伝統を、統括専門官として、後進に引き継いでいくことも大切な使命であると考えている。

## ～百聞は一見にしかず～

「混沌」、「活気」、「懐かしさ」、カンボジア、プノンペンの第一印象である。

平成 27 年 12 月、着任後、初めての海外出張で、「民法・民事訴訟法普及プロジェクト」JCC（合同調整委員会）にオブザーバーとして出席することとなった。

お恥ずかしながら、新婚旅行以来、実に約 25 年ぶり、2 回目の海外渡航であったことから、不安を抱える一方、紙媒体だけでは計り知れない現地の状況を見聞できる良い機会だとの思いを持ちながら、出張の途に着いた。

現地ではバイクや車、トゥクトゥクに乗った人々が交差点でひしめき合い、日本の大型スーパーが建ち整備された一画もあれば、未舗装の道路にはゴミが散乱し、衛生的とはいえない屋台があちこちに点在している。立ち寄ったマーケットには多くの人が行き交い、

活気にあふれていた。そして、そこかしこには、同じアジアの国、昭和の時代の日本の風景が垣間見える。どこか安心感があった。

さて、主たる用務である「JCC (Joint Coordinating Committee)」とは、プロジェクト期間中、JICA と関係機関が一同に介し、プロジェクトの直近1年間の活動を振り返るとともに、来年の計画を確認する場であるが、今回、同席させていただき、厳粛な雰囲気の中、関係機関から順次、報告がなされ、プロジェクトの進捗状況や改善点を各機関が共有する有益な場であることを肌で感じる事ができた。

また、現プロジェクトのカウンターパートで、次期プロジェクトのキーパーソンである司法省次官を表敬訪問したほか、JICA 調査団に同行して、控訴審裁判所、最高裁判所、JICA カンボジア事務所等の関係機関に赴き、意見交換又は報告の場に臨席した。プロジェクトオフィスでは、ワーキンググループの活動を傍聴したが、関係機関の職員と協議し、相互に理解を深めながら、丁寧に作業を進めていく様子が見受けられた。

用務期間は JCC を含め実質4日間ではあったものの、現地における長期専門家及び教官の活動の一端を窺い知ることができた。特に長期専門家においては、クメール語を駆使し、現地スタッフや関係機関との信頼関係を構築して、現地に溶け込んでいる。インフラ整備も万全とは言い難い中、ここに至るまでには相当なご苦労があったと推察されるが、その活躍される様を目の当たりにして、改めて我々が日本国内から支援する必要性を深く感じた。現地プロジェクトオフィスには、多忙な中、色々のご配慮いただき、大変お世話になった。

そして、用務の合間にはトゥール・スレン博物館に出向いた。

カンボジアでは、ポル・ポト政権時代に知識人の大量虐殺が行われたが、その暗黒の時代が今に伝えられる場所だ。想像を超える劣悪な収容環境、残虐な拷問の様子、収容者の写真・人骨が展示されており、当時の狂気がリアルに伝わってきた。

カンボジアにおいては、今まで JICA プロジェクトにより、民事訴訟法・民法の制定、法曹の人材育成等、法制度整備支援の成果が挙げられているが、支援に至るまでの悲しい歴史的背景事情を体感して、その意義と重要性を改めて実感した。

このカンボジア出張において、支援対象国である現地の様子、プロジェクト活動、歴史的背景の一部を見聞したことで、机上の業務と法整備支援の現場がようやくつながったという感があり、正に「百聞は一見にしかず」、非常に有益な機会となった。

## ～終わりに～

法務省で法制度整備支援に関わられた先達、ICD 創部に尽力された方々のご苦労やその功績に思いを馳せるとき、今、この役目を与えられたことを誇りに思うとともに、その責任の重さを実感する。

専門官は、検察・民事・矯正と出身母体が異なるが、それぞれの個性を生かしつつ相互に理解し、力を発揮できるよう努力していきたい。また、教官と手を携えて、ICD の良き伝統である「イコールパートナー」を体現し、より良い仕事ができるよう、統括専門官と



して微力ながら精進してまいりたい。

若き日に描いた理想とする職務との巡り合わせに感謝して。

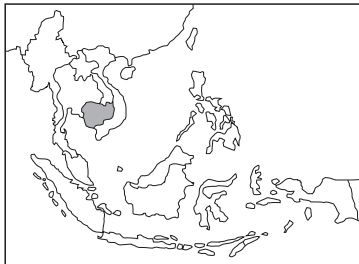


## 各国プロジェクトオフィスから



先日、とある裁判所のセミナーで、次のような光景に出くわしました。エレベーターホールの柱にある「禁煙」の表示の下に灰皿が置いてあり、裁判官たちがその前で堂々と煙草を吸っていたのです。前にも似たような光景を見たことがあり、私が「またか」と思いながら、しかめ面で禁煙の表示と灰皿を示したところ、ある裁判官が「エレベーター内は禁煙、エレベーターホールは喫煙可という意味だ。」と切れ味鋭い屁理屈、もとい解釈で反論してきて、ぐうの音も出ませんでした。皆様、どうぞご安心下さい。いまだ問題はあれど、ベトナムの裁判官の法解釈能力は確実に向上しているようです。

(ベトナム長期派遣専門家(現大阪地方検察庁検事) 松本 剛)



私たちのプロジェクトオフィスで日本語通訳として働いていた2人の女性スタッフが、日本の外務省の奨学金の試験をクリアして、この4月から日本に留学することになり、プロジェクトを退職して、先日2人とも日本に向けて発ちました。

1人は、東京大学で医療過誤訴訟について勉強し、もう1人は、早稲田大学で労働関係について勉強します。

さらに、最年長でスタッフ全体のまとめ役であった英語通訳の男性スタッフは、このたび王立裁判官検察官養成校(RSJP)の入学試験に合格し、間もなくプロジェクトを退職して同校に入学します。

優秀で経験豊富なスタッフ3人が同時にプロジェクトを去ることになり、私たちにとっては相当な痛手ですが、彼らの輝かしい将来のため、笑顔で送り出します。

(カンボジア長期派遣専門家 辻 保彦)



サワンナケートという街に出張に行ったときの話です。食べることにラオス在任の喜びの大きな部分を見出している私は、このときも夕食の計画に余念がありませんでした。熟考の末、街で唯一の本格洋食レストランでステーキをテイクアウトし、ビールを買って宿の部屋で晚餐をすることに決め、夕方の街に車で出かけていきました。

レストランで注文し、待っている間にビールを買いに行き、ステーキをとり、レストランに戻ったくらいで、スコールが来ました。ものすごい雨でした。店の入り口のひさしの下から、目の前に停めた車までの1メートルを移動するだけで、ステーキが台無しになりそうな雨です。しかしこの時期のスコールは1~2時間は続きます。思い切って飛び出すしかないのですが、なかなか踏ん切りがつかません。

そうこうしていると、傘をさして歩いていたおばさんが、ずっと、私の隣、ひさしの下に入ってきました。「おばさんも雨宿りかな」と思っていると、そのおばさん、私のために、黙ってひさしと車の間に自分の傘を差し出してくれました。おかげで、私はほとんど濡れずに車に乗り込むことができました。車の中から「ありがとう」とお礼を言うと、おばさんは「ポーペンニャン」と言って、傘をさしてまた歩き出しました。

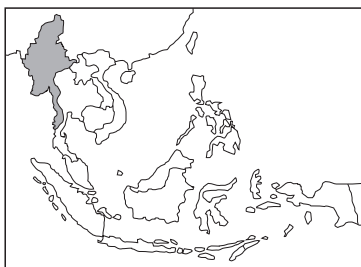
さて、無事、宿に戻った私は、薄情にも先ほどのおばさんのことなどすっかり忘れて、これから始まる晚餐のこ

とで頭がいっぱいでした。さあ、食べるぞ、というときに、部屋のドアを叩く音が聞こえました。ドアを開けると、40歳くらいの身なりのよい女性が困った顔をして立っていました。聞くと計画投資省の職員の方で、ピエンチャン行きのバスに乗るためにバスターミナルに行かなければならないが、予約していたトゥクトゥクが来ないしこの雨なので困っている、大変申し訳ないが、バスターミナルまで送ってくれないか、とのことでした。私は彼女をバスターミナルまで送って行ってあげました。彼女は何度も「ありがとう」と言うので、私も何度も「ポーペンニャン」と言いました。

その帰り道、自分が全く嫌な気持ちも躊躇もなく彼女のお願いを引き受けたことを、不思議な気持ちで思い返しました。普段の自分であれば、引き受けるにしても、少なくとも「折角のステーキが冷めてしまう」という思いが先にくる筈だ…。

少し考えて、レストランの前で傘を差し出してくれたおばさんのことに思い当たりました。無意識でしたが、あのおばさんの優しさが伝染したのだろうという結論に達しました。

ラオスの人達の優しさの秘密に触れたような気がしました。 (ラオス長期派遣専門家 石岡 修)



ミャンマーでは、3月31日にNLDを中心とする新政権が誕生しました。アウン・サン・スー・チー女史は、憲法の規定により大統領に就任することはできませんが、大統領府大臣と外務大臣を兼任する形で、国防治安評議会のメンバーにも名を連ね、先日、同評議会の会合に出席する場面の写真が国営新聞に掲載されるなど、国民の注目を集めています。

新大統領には、同女史に近いティン・チョー氏が就任し、早速、省庁再編や閣僚人事などでNLD政権の色を出し始めています。ところが、閣僚の中で、我がプロジェクトのカウンターパート機関の長であり、内閣の構成員でもあ

る法務長官が未発表のまま、NLD政権の船出を迎えていました。

そうしたところ、本日(4月4日)午前の連邦議会で、旧連邦法務副長官のトゥン・トゥン・ウー氏が、新たな法務長官に指名されました。新長官は、従前から、我がプロジェクトにも深い理解を示してくださっていた方であり、笑顔が素敵なジェントルマンです。

プロジェクト開始当初から、大変お世話になっていた事務次官のチョー・サン氏は、このほど、憲法裁判所の判事にご栄転されました。

任期終了を間近に控え、このような時代の変化を身をもって体験できることは、ちょっと淋しい気もしますが、貴重な経験だと思っています。 (ミャンマー長期派遣専門家(現福岡地方検察庁検事) 國井 弘樹)



こちらに赴任して約1か月が経ち、この間の暮らしでまず感じるのは、この地では何をするにも時間がかかる、ということです。

例えば、銀行口座の開設一つをとっても、説明と実際が違っていたり、そのために窓口で相談に赴いても、システムがダウンしているとして改めて出直さなければならなかったりするなど、何度となく窓口で足を運ばなければなりません。

これに加え、ジャカルタでは、予測が困難な「渋滞」が付きまとうため、事務手続のために要する時間とは別に、移動だけのための時間が、想像以上にかかります。

ただ、こうしたことに違和感を感じるのも、やはり、当然のように日本の物差しで見ているからにすぎないのかもしれない。

もちろん、毎回、銀行手続に付き合ってくれる現地スタッフは、その都度呆れた顔をしますし、渋滞については、こちらの人も皆、口を揃えてロスだと言います。

しかし、そんな人たちの様子には、どこか余裕があるのです。

それが、現状への諦めなのか、何かに得心していることの現れなのか、今の私には、分かりようもありません。ただ、とにかく、ここはインドネシアですから、「郷に入っては郷に従え。」の諺どおり、まずは、できるだけこの地の生活に体を浸しながら、インドネシアの人たちの考え方や価値観を少しでも理解するよう努めるところから始めていきたいと思っています。 (インドネシア長期派遣専門家 横幕 孝介)

本号が刊行される頃には、盛夏となっていると思いますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。夏休み期間中、海外旅行を予定されている方がおられるかもしれません。今から旅行先を選定される方は、本誌で取り上げている各国記事を参照されてはいかがでしょうか。

さて、本号の「巻頭言」は、独立行政法人国際協力機構（JICA）産業開発・公共政策部長の井倉義伸様に「法整備支援活動の節目の年に寄せて」を執筆いただきました。

今年は JICA が本格的に法整備支援を開始して 20 年であり、これまでの活動を振り返りつつ、今後の法整備支援活動に大きな期待を寄せられています。

寄稿においては、明治大学法科大学院教授熊谷健一様が「ASEAN 諸国における知的財産保護の状況と日本の協力」と題して、経済成長を続けている ASEAN 諸国における知的財産保護の状況と日本の協力について、特許、意匠及び商標の産業財産権を中心に概観されています。

また、ネパール語通訳（JICA 研修監理員）の野津治仁様には「ネパールとネパールの人々（上）」を執筆いただきました。今号は前編として、ネパールの国土と歴史について概観されています。ネパールの人々の実際について掲載予定の次号（68 号）を心待ちにしています。

外国法制・実務として、各国専門家等執筆に係る「2015 年ベトナム民法典の概要」、「ミャンマーの立法過程について」、「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」、「ラオスの法曹養成に対する日本の支援体制について」を掲載しました。

各国における最新の法整備支援状況を知ることができます。

活動報告【会合】では、「第 17 回法整備支援連絡会」及び「国際民商事法金沢セミナー」を掲載しました。

活動報告【国際研修・共同研究】では、「ミャンマー知的財産関連分野における協力の概要」、「第 8 回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修」、「東ティモール共同法制研究」、「ラオス現地セミナー（刑事関連法）」、「ラオス現地セミナー（教育・研修改善）」、「カンボジア現地セミナー（民事保全処分）」及び「ベトナム司法省と首相府の合同ワーキングセッション」を掲載しました。

活動報告【講義・講演】では、2016 年 1 月から同年 4 月の期間中、国際協力部で行った講義・講演を紹介しています。

いずれも、当部の最新の活動状況を簡潔かつコンパクトにお伝えできるよう工夫しています。

加藤統括国際協力専門官による「専門官の眼」では、国際協力部に赴任してからの不安、  
検察の現場では体験できない国際協力部の業務の特徴、カンボジア出張で経験したことなど  
御自身の体験と国際協力に対する思いが綴られています。

末尾になりましたが、お忙しい中御寄稿いただきました皆様に厚く御礼申し上げるとと  
もに、関係者各位におかれましては、今後とも法制度整備支援に対し更なる御協力を賜り  
ますようお願い申し上げます。

国際協力専門官 岸田 俊輔